HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	大都市における低所得層の調査
Author(s)	北海道社会福祉協議会低所得者福祉対策促進委員会
Description	付記：本報告書は北海道社会福祉協議会名で1975年に出版されており、翌1976年には実際に本調査の実施、集計、分析と報告書の執筆にあたった高山武志名で複製が出版されている。北海道大学図書館には、双方が所蔵されている。高山は当時北海道大学教育学部助教授である。
Issue Date	1975-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/81841
Type	book
File Information	Survey_low-income_group_big_city.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

大都市における低所得層の調査

0111560174
北海道大学
本館北方・和書

社会福祉法人　北海道社会福祉協議会

北資料

0111560174

北海道大学

寄　贈

北海道社会福祉協議会

大都市における低所得層の調査

寄贈

北海道大学
分類 339.4 北大庁図 ア 1
著者 H-K 156017
附属図書館

51. 7. -9

社会福祉法人 北海道社会福祉協議会

北海道大学
150127

はじめに

今日の大きな社会経済変動に際会し、低所得階層の問題はますます深刻化しています。

低所得階層対策の重要性は理解されながらも、この問題は極めて広い分野にわたることから、本会では昭和42年に「低所得者福祉対策促進委員会」を設け学識経験者を委嘱して、今日まで積極的に取組んでまいりました。

この委員会において低所得階層対策について種々検討された結果、基礎となる実態を把握することになり昭和47年より札幌市を対象に「大都市における低所得層に関する調査」として3年間にわたって調査研究を進めてまいりましたが、このたび調査結果がまとめられ刊行の運びとなりました。

この報告書が今後ますます重要性を加える低所得階層の福祉対策促進と地域活動推進のため、広く関係各位のご参考になれば幸いと存じます。

おわりに、実態調査の企画実施と本書刊行にご尽力いただいた委員ならびにご協力をいただいた札幌市をはじめ関係各位に対し深甚なる謝意を表します。

なお、この調査の経費については、中央競馬社会福祉財団、札幌市並びに北海道共同募金会配分金により実施しましたことを申添え、改めて厚くお礼申しあげます。

昭和50年3月

社会福祉法人　北海道社会福祉協議会

会長　今井道雄

調査報告書の刊行にあたって

昭和30年代以降、あいつぐ社会経済変動の中で、低所得層の問題がより一層多様化し複雑多岐にわたり、しかもその重要性を増しております。

しかし、その対策となりますと、低所得層の実態把握の困難さが大きな障害となっているというのが現状であります。

都市における低所得層の本格的調査研究は、欧米においてはともかく、わが国におきましては事例が少なく、未だ十分であるとは言えぬものがあります。

その意味からも、この調査報告が、低所得対策並びに変動する社会における地域福祉対策の有効・適確な推進にとりまして一助となれば幸いと存じます。

最後に、3年の長きにわたる調査研究に際し、札幌市をはじめ関係各位の多大なるご協力・ご援助と、直接作業にあたられた高山委員のご尽力に深く感謝し、本報告書刊行の運びとなりましたことを厚くお礼申しあげる次第です。

昭和50年3月

北海道社会福祉協議会
低所得者福祉対策促進委員会

委員長　川村　琢

低所得者福祉対策促進委員会名簿

（五十音順・敬称略）

委員長	川村　琢	北海学園大学教授
委　員	有末四郎	北海道立衛生学院長
同	江沢　繁	北海道教育大学教授
同	白沢久一	北星学園大学助教授
同	菅原秀人	北海道大学教授
同	関谷耕一	弘前大学教授
同	高山武志	北海道大学助教授
同	林　茂司	札幌商科大学長
同	広島泰雄	札幌市社会福祉協議会事務局長
同	水野一宇	北海道立総合経済研究所研究職員
同	美勢　薫	札幌市厚生局社会部長
旧委員	籠山　京	上智大学教授
同	千葉政亮	前札幌市社会福祉協議会事務局長

目　　次

はじめに　　北海道社会福祉協議会
調査報告書の刊行にあたって　　北海道社会福祉協議会低所得者福祉対策促進委員会
低所得者福祉対策促進委員会名簿
目　　次
図表目次

序　　言…… 1

第　1　部　　低所得層の地域分布…… 1

第１章　　調査の目的…… 1
第２章　　調査の方法…… 2
　１．基礎単位地域…… 2
　２．低所得層の意味…… 2
第３章　　調査結果…… 3
　１．生活保護率…… 3
　２．国民健康保険保険料減額世帯率…… 8
　３．在宅老人保護率……20
　４．保育所低額保育料世帯率……20
　５．持 ち 家 率……27
　６．総　合　図……27
　７．結　　語……31

参考資料……32
折り込み図……35

第　2　部　　一般世帯および被保護世帯調査結果……41

第１章　　調査の目的……41
第２章　　調査の方法……41
　１．調査対象の選定……41
　２．低所得層の測定基準……44
第３章　　一般世帯の調査結果……46
　１．低所得層の測定……46

2．職業と所得階層…… 52
(1) 全世帯員の職業構成…… 52
(2) 最多収入者職業と所得階層分布…… 57
3．世帯類型と所得階層…… 63
(1) 世帯類型の分類…… 63
(2) 世帯類型と所得階層…… 66
(3) 職業階層と世帯類型…… 69
4．世帯員就労状況…… 81
(1) 世帯員就労状況と所得階層…… 81
(2) 最多収入者以外の世帯員就労内容…… 81
(3) 標準的核家族世帯類型と世帯員就労状況…… 83
5．所得階層と住宅状況…… 95
(1) 住宅所有関係…… 95
(2) 世帯員1人当り畳数…… 97
(3) 浴室の有無…… 97
(4) 職業階層と住宅所有関係…… 98
6．所得の格差……104
(1) 実額世帯所有の分布……104
(2) 生活保護基準の倍率としての世帯所得分布……104
第4章 保護世帯調査の分析結果……107
1．一般的特性……107
2．世帯構成……107
3．就労状況……108
4．健康保険加入状況（保護受給前）……108
5．学歴構成……108
6．健康状況……109
7．住居状況……109
要 約……117
〈後 記〉……117
附録資料 1．生活保護費算定基準一覧（1級地札幌市）……119
2．〝仮定〟保護費算出カード……120
3．札幌市保護率の推移……120
4．地区別職業階層最多収入者所得階層別世帯数……121
5．調査票A、B……127

図 表 目 次

【表】

1－1　統計区別生活保護率…… 4
1－2　国民健康保険料、応能・応益別世帯数…… 9
1－3　国民健康保険減額世帯比率別世帯数…… 11
1－4　在宅老人世帯生活保護率…… 19
1－5　保育所低額保育料世帯率Ａ、Ｂ、Ｃ$_1$階層…… 22
　　札幌市住宅所有状況…… 27
1－6　各指標順位総合表…… 28

　　調査地区および一般・保護世帯調査数…… 41
　　抽出・分析対象世帯主年令分布…… 42
　　世帯主年令別分析対象世帯数…… 42
　　仮定世帯主年令別所得階層別世帯分布…… 43
　　分析対象世帯の仮定世帯主年令別世帯数…… 43
　　分析対象世帯の仮定所得階層別世帯数…… 43
　　世帯員数別仮定保護費…… 46
2－1　最多収入者男女別所得階層別世帯数…… 47
2－2　〃　世帯人員別世帯数…… 48
2－3　〃　年代別所得階層別世帯数…… 49
2－4　年令別所得階層別世帯人員数…… 51
2－5　職業分類表…… 53
2－6　職業階層別所得階層別世帯人員数…… 55
(1)(2)　（男子世帯員全員）（女子世帯員全員）
2－7　職業階層別（最多収入者）所得階層分布…… 59
2－8　グループ職業別所得階層別世帯数…… 61
2－9(1)　世帯類型別所得階層別世帯数（単身および核家族世帯）…… 64
2－9(2)　世帯類型別所得階層別世帯数（二世代以上の既婚家族または傍系家族のいる世帯）…… 65
2－10　老人世帯類型別所得階層別世帯数…… 66
2－11　母子世帯（核家族）類型別所得階層別世帯数…… 67
2－12　所得階層別身障者世帯数…… 67
2－13　一般核家族世帯扶養子供数別所得階層別世帯数…… 67
2－14　核家族・複合家族世帯類型別所得階層別世帯数…… 68
2－15　所得階層別老令・母子・その他の世帯別世帯数…… 68
2－16　世帯類型別所得階層別世帯数（経営管理者層）…… 72
2－17　〃　（有雇用自営業者層）…… 73
2－18　〃　（家族自営業者層）…… 74
2－19　〃　（給料生活者層）…… 75
2－20　〃　（生産労働者層）…… 76
2－21　〃　（販売サービス労働者層）…… 77
2－22　〃　（職人層）…… 78
2－23　〃　（単純労働者層）…… 79
2－24　〃　（無職層）…… 80
2－25　職業階層（最多収入者）別所得階層別世帯就労人員別世帯数…… 85
(1)(2)　（男世帯）（女世帯）
2－26　所得階層別最多収入者所得の世帯所得に占める割合…… 89
2－27　所得階層別最多収入者以外の就労世帯員の職業…… 90
(1)(2)
2－28　〃　就労形態…… 92
2－29　〃　所得分布…… 93
2－30　標準的核家族世帯類型別世帯就労状況…… 94
2－31　地区別所得階層別住宅所有関係別世帯数…… 98
2－32　〃　世帯類型（老人の有無）分布…… 100
2－33　〃　居住年次別世帯数…… 101
2－34　地区別所得階層別世帯員１人当り畳数別世帯数…… 102
2－35　地区別所得階層別浴室有無別世帯数…… 103
2－36　職業階層別住宅所有関係別世帯数…… 104
2－37　月額世帯所得別世帯数…… 105
(1)(2)　（男子最多収入者世帯）（女子最多収入者世帯）
2－38　職業階層（最多収入者）所得階層別世帯数…… 106
2－39　保護世帯人員別世帯数…… 109

2－40　保護世帯年令別世帯人員数……109
2－41　世帯類型別世帯数（保護世帯）……110
(1)(2)　（単身および核家族世帯）……110
（２世代以上の既婚家族または傍系親族のいる世帯）……111
2－42　保護世帯の就労形態総計……112
2－43　生保受給以前の職業類型……113
(1)(2)　（男世帯主）（女世帯主）
2－44　生保受給以前に加入していた健康保険……115
2－45　保護世帯学歴構成……115
2－46　一般世帯員学歴構成……116
2－47　保護世帯員年令別健康状況……116
2－48　住宅所有関係別世帯数……116
2－49　１人当り畳数別世帯数……116

【 参考資料 】

A．生活保護率・統計区別老令、障害、福祉年金、児童扶養手当受給世帯数…… 32
B．生活保護率・統計区別市営住宅申込状況…… 33
C．生活保護率・統計区別就学援助受給人員…… 33

【 附録資料 】

1．生活保護費算定基準一覧……119
2．〝仮定〟保護費算出カード……120
3．札幌市保護率の推移……120
4．地区別職業階層最多収入者別所得階層別世帯数……121
5．調査票、A、B……127

【 図 】

1－1　生活保護率（世帯）千分比（昭50）…… 35
1－2　国民健康保険保険料減額世帯率（昭48）…… 36
1－3　在宅老人世帯（65才以上）の生活保護受給率（昭47）…… 37
1－4　保育所低額保育料世帯（A、B、C_1階層）（昭48）…… 38
1－5　持ち家率（昭45）…… 39
1－6　各指標（保護率、国保減額率、保育所低所得率、在宅老人保護率）順位総合図…… 40
2－1　最多収入者男女別所得階層別世帯分布比率…… 47
2－2　最多収入者男女別世帯人員別所得階層別世帯比率…… 49
2－3　最多収入者男女別年代別所得階層別世帯比率…… 50
2－4　年令別Ⅰ＋Ⅱ所得階層世帯人員比率…… 52
2－5　世帯主職業階層（最多収入者）別所得階層分布…… 60
(1)(2)
2－6　職業階層グループ別所得階層分布…… 62
2－7　男・女単身世帯別所得階層別世帯分布比率（世帯主40才未満）…… 66
2－8　〃　（男子世帯主40～59才、女子世帯主40～50才）… 66
2－9　生活周期各段階の世帯類型…… 69
2－10　所得階層別世帯就労人員別世帯比率…… 84
(1)(2)　（最多収入者男世帯）（最多収入者女世帯）
2－11　職業階層（最多収入者）別所得階層別世帯就労人員世帯比率…… 87
(1)　（経営者層）…… 87
(2)　（専問管理者層）…… 87
(3)　（自営業者層）…… 87
(4)　（給料生活者層）…… 88
(5)　（生産労働者層）…… 88
(6)　（販売サービス労働者層）…… 88
(7)　（職　人　層）…… 89
(8)　（単純労働者層）…… 89
2－12　標準的核家族世帯類型別所得階層別世帯比率…… 94
2－13　地区別所得階層別持家世帯比率…… 99
2－14　地区別所得階層別世帯類型（老人の有無）構成――持家世帯……100
2－15　地区別所得階層別居住年数別世帯比率……101
2－16　地区別所得階層別低住居水準世帯（世帯員１人当り畳数4.4畳以下世帯）比率……103
2－17　地区別所得階層別浴室所有世帯比率……104
2－18　男女（最多収入者）世帯別月額世帯所得別世帯分布……105

第１部　低所得層の地域分布

序　言

社会福祉の中心的対象の1つである低所得層の今日的形態、とくに大都市のそれについての総合的な調査は、近年北海道で全くおこなわれていない。

社会福祉対策、とりわけ民間社会福祉活動を積極的に展開するための前提として、低所得層の実態を把握し、その客観的、主観的ニードを知る必要があることはいうまでもない。

この調査は、急速に発展し最近の社会変動が著しく、かつ道内の過疎地域からの流出人口の集積地として、そのかかえている社会福祉問題は、全道におけるそれの集約的性格をもっている札幌市を対象地域として、都市低所得層の実態および調査方法を研究し、諸社会福祉活動の基礎資料を作成しようとするものである。

調査は、昭和47年度から3年計画で実施され、この報告は、その最終報告である。

本報告書は、2部分より構成されている。第1の部分は、「低所得層の地域分布に関する調査」。第2の部分は、一般世帯および保護世帯の面接調査結果、およびそれにもとづく低所得層の量的測定とその質的把握である。

第1部　低所得層の地域分布

第1章　調査の目的

この調査の目的は、つぎの2点にある。

A）　48年度の低所得層の構造を知るための世帯調査に入る前提として、札幌市内の低所得層の地域分布の特性にもとづいて、調査対象地域を選定するためである。

B）　低所得層を対象とする社会福祉行政や民間の福祉活動を有効に組織し、運営するためには、低所得層の量および質の両面についての地域的差異による地域区分を策定することが必要である。とくに、複雑に入り組んだ地域構成をもった都市では、その必要度が高いであろう。

かような福祉地域区分は、現行の行政区域では充分でなく、既存の行政資料が利用し得る条件の許す範囲でできるだけ小さな単位地区の特性を、低所得層の分布をはじめとし、その他福祉水準に関係する諸々の社会経済要因を総合して把えた社会地図を基礎として、新しく設定されなければならない。　注）1.2.

注）1.　このような社会地図の古典的代表作としては、19世紀末、すでに400万の人口を有していた大都市ロンドン全市を、街路を基礎単位として住民の貧困度、富裕度を色分けしてしめしたチャールス・ブース（Charles Booth）の業績がある。

注）2.　日本では、菅、支那、江口英一「低所得階層の要救護性に関する研究—東京都における低所得層の地域的分布の実態と問題点」東京都社会福祉館（昭和39年）、「過密都市と住民生活」—都市地域における地域福祉計画策定に関する研究—全国社会福祉協議会、東京都社会福祉協議会（昭和40年）などがある。

このような社会地図の作製を大都市でおこなうために非常に大きなエネルギーを必要とし、また基本となる諸資料が不整備な段階では、かかる作業には種々の困難がともなう。したがって、低所得層を対象とする地域福祉計画策定の基礎にするための社会地図をつくるための本格的作業は

全国、道内ともに最近ほとんどおこなわれていない。

諸々の制約条件のために取り上げた指標も充分とは言い難いが、完全な社会地図への接近の1つの試みとして、この研究を発表し、福祉地域区分の設定方法論、有効性などについての関心を集めるための1資料として参考に供したいというのが第2の理由である。

第2章　調査の方法

1．基礎単位地域

低所得層についての資料を集計する基礎単位は、昭和45年国勢調査結果の最小集計地域単位である統計区を採用した。

札幌市全体で、統計区は172 あり、その設定基準は、つぎのとおりである。　注）3.

① 境　界　線

この統計区は、時系列的に統計資料をまとめるため、恒久的でなければならないので、区界は、市全域についてできるだけ、道路、鉄道、河川など明瞭な地形物のほか、行政区画（7区、5出張所）、字界を境界として設定した。

② 既成市街地（主に条丁目設定地区）

既成市街地は、容易に地域間相互の比較ができるよう、面積を100 ha前後、人口規模を10,000人～20,000人程度となるよう設定してある。また、設定にあたっては昭和46年策定した札幌市長期総合計画における近隣区域の考え方も十分考慮してある。

③ 新市街地（人口稀薄で条丁目の未設地区）

新市街地は、主に字界をもって設定してある。

注）3.　札幌市企画調整局企画部「札幌市地域統計報告書」P 1(昭和47年)、なお、統計区の範囲についての具体的内容は、同報告書の各地図を参照のこと。

統計区を採用した主な理由は、人口・世帯・職業構造等について集計のある最小単位であり、かつ今後国勢調査報告事項以外の諸社会統計についても統計区単位で集計される予定があって、将来この地域単位で資料を補完し、より充実した社会地図を作製し得る可能性があることである。

各種資料に記載されている個人の住所により、各統計区別に分類をおこなったが、この作業は煩雑なもので、とくに9万以上の加入世帯がある国民健康保険のように多量の資料を処理する場合、多大の労苦を必要とした。

分類の際、例えば、同じ丁目、同じ字名の統計区の中に統計区の境界線がある時は、番地によって分類しなければならないが、資料に地番が欠けている地区では、同じ丁目、字名にまたがる統計区は統合せざるを得なかった。この理由で統合した統計区は、次のとおりである。

（統計区番号）

6＋7、9＋10、11＋12、16＋17、35＋36＋37、51＋52＋70、110＋111、154＋155

以上の他、統合したのは、統計区番号（19＋20＋21＋22＋23＋24）である。この地区は藻岩山の山際の北西部にある旭ケ丘、伏見町、双子山町、山元町の一部などよりなる、いずれもホワイトカラーの多い住宅街という点で共通しており、かつ、統計区面積もすべて小さいので統合して扱うこととした。

2．低所得層の意味

低所得層の概念については、諸種の学説があり、また、低所得層と生活保護層を区別し独立した社会層とするか、あるいはそれを含めて考えるか等についても問題がある。　注）

ここでは、一応、低所得層を諸社会施策の中でとられている低所得層対策の対象となっている層として把えた。生活保護層との関係では、両社会層の関連が深く低所得層の多い地域では、被保護層も比例して多い傾向にあることもしばしば指摘されているので、この報告では、低所得層に生活保護層も入れることにした。

注)　低所得層の概念規定、測定方法について、諸種の見解をまとめて紹介してある最近の文献例としては、つぎのようなものがある。

「低所得層の福祉をはかるために」東京都社会福祉協議会低所得研究委員会（昭和44年）

小沼　正「貧困—その測定と生活保護」東大出版会　1974

"Concept of Poverty"　Ed. by Peter Townsend　1970

"Poverty, inequalty and class structure" Ed. by Dorothy Wedderburn 1974

以上のような前提により、とりあげた指標は、つぎの通りである。

① 生活保護率（昭和45年10月）
② 国民健康保険保険料減額世帯率（昭和48年３月）
③ 在宅老人生活保護率（昭和47年11月）
④ 保育所低額保育料世帯率（昭和48年３月）
※⑤ 老令、障害福祉年金受給世帯（昭和48年３月）
※⑥ 児童扶養手当受給世帯（昭和48年３月）
※⑦ 小・中学校就学援助受給世帯（昭和48年３月）
※⑧ 低家賃住宅申込世帯（昭和48年１月）

さて、地域内の分布についての相対比較をするためには、低所得層の分布を比率にしてしめすことが必要である。

上記各項目のうち※のものは、資料をとった時点に対応する昭和47年度に比率化する母数となる統計区別の世帯、人口数が得られなかったために、今回は統計区別に分布を表示できなかったものである。なお、※のものについては、第一部末に参考資料としてのせてある。

大部分の資料は、47年度中のものであるが、生活保護率のみは45年度をとっているが、その理由は、生活保護世帯についてのみ、保護率算定の基礎となる統計区別世帯数のでている45年にさかのぼって資料を入手できたことによる。（なお、生活保護率の算定方法については、第３章を参照のこと）

①から④までの結果を地図としてしめしたが、その他、国勢調査結果から低所得層の分布状況に関連するものとして住宅状況(持ち家率も地図化し、総合地図と合わせて、合計６枚の地図を報告書にのせてある。　注)

注)　上の指標の他、重要なものとして、所得水準あるいは課税状況などがあるが、統計区別に把えることは厖大な作業で現状では不可能なので除外した。

第３章　調査結果

１．生活保護率

生活保護率は、前述のような理由で、国勢調査に対応して、昭和45年10月現在の保護世帯を基礎として算出した。

さかのぼって、保護世帯を統計区別に分類し得る資料は、保護費支給台帳のみである。支給台帳には、入院および施設収容者、医療扶助単給受給者以外の生活助受給者世帯のみが記載されている。

したがって、一般に保護率は、すべての保護受給者の当該地域の全人口に対する千分比でしめされるが、ここでの保護率は、自宅で生活扶助を受けている世帯の千分比である。

医療扶助単給受給世帯は、生活扶助受給世帯に比してかなり所得水準が高く、また、入院、施設収容者は、広い地域から集まっている。また、保護率を世帯で算出することは、生活水準は世帯単位でしめすことがむしろ妥当なので　地域間の保護率の相互比較をおこなうには、上記のような算出方法で差支えないと判断した。

昭和45年10月の支給台帳にある保護世帯数は5,417で、これによると全市の保護は千分比で17.3‰である。したがって、母数が小さい場合は、保護世帯数が極めて少数でも保護率が高くなる。このために、保護率の算出は、世帯数が400世帯以上ある統計区についてのみおこなった。

400世帯以上にした理由は、これ以上の世帯を有する統計区をとると、北海道大学の構内を含む統計区30を除いて、市中央部はすべて網羅できること、400世帯についての保護率であれば、他の指標と合わせ用いれば地域間比較に有効であろうと判断したことによる。

このようにして、算出の対象となった統計区は、総世帯数 305,205で全市の97.9%となる。周辺の人口稀薄な統計区の多くは算出対象外となったが、国民健康保険その他の指標でカバーすることにした。（第1－1表）

第1－1表　統計区別生活保護率

保護率	400世帯以上統計区番号	45年保護世帯教	45年世帯数	45年保護率
	71	341	4,547	75.0‰
	102	274	5,198	52.7
	110＋111	266	9,819	27.1
	72	181	2,556	70.8
	54	169	4,992	33.9
	53	140	5,075	27,6
I	3	136	3,522	38,6
	4	117	1,928	60.7
	157	115	2,555	45.0
	112	110	1,553	70.8
25‰以上	85	87	3,384	25.7
	153	76	2,878	26.4
	94	76	2,790	27.2
	73	67	2,136	31.4
	75	64	1,674	38.2
	80	62	2,226	27.9
	84	26	820	31.7
	169	23	835	27.5
小　　計		**2,330**	**58,488**	**39.8**

保護率	400世帯以上統計区番号	45年保護世帯数	45年世帯数	45年保護率
	5	166	7,718	21.5‰
	74	104	5,059	20.6
	104	100	4,359	22.9
II	108	85	4,117	20.6
	152	60	2,739	21.9
	76	59	2,695	21.9
	81	51	2,235	22.8
25～20‰	58	50	2,294	21.8
〃	79	48	2,051	23.4
	103	43	1,870	23.0
	168	33	1,481	22.3
小　計		**799**	**36,618**	**21.8**
	56	130	7,042	18.5‰
	28	96	5,639	17.0
	107	72	4,429	16.3
	55	59	3,896	15.1
	67	56	3,509	16.0
III	158	55	3,542	15.5
	62	51	3,130	16.3
	77	48	2,427	19.8
	92	36	2,067	17.4
	123	35	2,242	15.6
20～15‰	82	33	1,936	17.0
	2	32	1,923	16.6
	35＋36＋37	31	2,036	15.2
	34	21	1,308	16.1
	146	20	1,028	19.5
	93	14	710	19.7
	26	13	815	16.0
小　計		**802**	**47,679**	**16.8**
IV	6＋7	120	10,000	12.0‰
	11＋12	100	8,723	11.5
15～10‰	59	72	4,921	14.6
	57	62	5,153	12.0

保護率	400世帯以上統計区番号	45年保護世帯数	45年世帯数	45年保護率
	149	52	3,494	14.9‰
	9+10	47	4,099	11.5
Ⅳ	78	38	2,753	13.8
	109	31	2,671	11.6
	105	28	2,730	10.3
	142	21	1,526	13.8
	143	15	1,246	12.0
15～10‰	86	14	935	15.0
	167	13	1,197	10.9
	46	13	1,006	12.9
	42	11	854	12.9
	117	11	798	13.8
	118	5	460	10.9
小　計		**653**	**52,566**	**12.4**
	16+17	81	9,035	9.0
	31	66	6,667	9.9
	29	64	6,436	9.9
Ⅴ	13	44	5,652	7.8
	154+155	37	4,615	8.0
	133	36	4,383	8.2
	32	26	3,853	6.7
	60	25	3,246	7.7
	33	22	3,680	6.0
	106	18	2,209	8.2
	8	17	3,179	5.4
10‰以下	64	17	1,996	8.5
	159	16	2,099	7.6
	40	16	1,883	8.5
	38	16	1,695	9.4
	135	15	2,215	6.8
	39	15	1,679	8.9
	160	14	3,217	4.4
	128	14	2,551	5.5
	18	13	3,093	4.2
	114	12	1,614	7.4

保護率	400世帯以上統計区番号	45年保護世帯数	45年世帯数	45年保護率
	150	12	1,578	7.6‰
	170	11	1,104	10.0
	41	10	1,452	6.9
	15	10	2,574	3.9
V	19＋20＋21 22＋23＋24	10	2,524	3.9
	151	10	1,265	7.9
	14	9	2,942	3.1
	166	8	1,509	5.3
〃	51＋52＋70	8	1,455	5.5
	120	7	936	7.5
	63	7	883	7.9
	1	6	774	7.8
	113	5	624	8.0
	163	4	1,397	2.9
	69	4	659	6.1
10‰以下	66	4	677	5.9
	45	4	628	6.4
	50	4	535	7.5
	125	4	525	7.6
	136	3	1,747	1.7
	162	3	833	3.6
	61	3	805	3.7
	87	3	517	5.8
	137	2	2,034	1.0
	43	2	1,003	2.0
	147	1	722	1.4
	127	1	511	2.0
	25	—	1,011	—
	65	—	780	—
	99	4	424	9.4
	161	1	430	2.3
小計		**744**	**109,855**	**6.8**
計		**5,328**	**305,206**	**17.5**

第１－１表は、統計区を保護率の５段階に区分し、その各々について、保護世帯の多い順に保護率を出したもので、第１－１図はそれを図示したものである。

結果を要約するとつぎのとおりである。

① 市の中央部、豊平川の両岸を中心にして、保護率の高い統計区が集中している。とくに、つぎの統計区では、保護世帯数も多く、保護率も非常に高くなっている。

統計区番号	保　護　率
71	(75.0‰)
72	(70.8‰)
4	(60.7‰)
102	(52.7‰)

② 市営住宅が多い統計区の保護率が高い傾向がみられる。これはいうまでもなく低家賃住宅政策の結果であるが、これに属する統計区としては、つぎのようなものがある。

統計区番号	(昭和47年度現在市営住宅数)	保　護　率
110＋111	(　706戸)	(27.1‰)
112	(　286戸)	(70.8‰)
94	(2,472戸)	(27.2‰)
157	(　488戸)	(45.0‰)
169	(　844戸)	(27.5‰)
80	(　108戸)	(27.9‰)

大都市では、保護世帯の地域分布は、都市中心部で減少し、周辺に拡散する現象があるといわれている。札幌市では、昭和45年現在、住宅政策の結果、周辺地域に保護世帯が分散する傾向をしめしてはいるが、従来、低所得層が多いとされてきた市中心部の豊平川沿いの地域では保護世帯の集積は依然高いものがある。

しかし、今後中心部における都市改造、郊外の公営住宅建設の進行は、保護世帯分布のいわゆるドーナツ化現象を促進するものと思われる。この過程が如何におこなわれるか、また、その結果生ずると思われる諸問題は、単に保護世帯の問題にとどまらず、低所得層全体に関するものとして、今後の検討課題である。

2．国民健康保険料減額世帯率

札幌市の国保加入世帯は、昭和48年3月現在で、約97,000世帯で、札幌の全世帯の約26％をしめている。

国保は、被用者保険加入者、生活保護受給者は加入対象外で、加入者の多くは、自営業者および従業者5人以下の零細企業の被用者などである。したがって、加入者には低所得層が多い。　注）

注）　昭和44年の厚生省の調査によると、国保加入世帯の年間所得20万円以下が28.7％、50万円以下が67.4％となっている。「最新社会保障ハンドブック」社会保障運動研究会昭和47年P.38

区別にみると、加入者のもっとも多いのは中央区で、以下白石・東・豊平・北・西・南の順になっている。各区全世帯に対する加入世帯率をみると、最高は中央区で、以下白石・豊平・北・東・西・南区の順になっている。

国保保険料は、応能割と応益割に分けられている。また低所得の被保険者に対しては、軽減措置がとられることとなっている。応能割とは、所得割と資産割のことであり、応益割とは、被保険者数に対する均等割と世帯に対する平等割のことで、被保険者によっては資産割のみ、あるいは資産割と平等割を賦課しないこともできるものである。

市民税の所得割が課税されない世帯というのは、夫婦、子供2人の4人家族で年間総所得がおよ

そ85万円程度で札幌の場合、これらの階層の人には国保保険料の所得割もかからないのであるが、国保の軽減の対象となる世帯はおよそ46万円程度以下のものであり、その軽減される割合は、応益割の4割である。なお、総所得が16万円以下の場合は応益割の6割が軽減されることになっている。

第1－2表　国民健康保険料応能・応益別世帯数　（昭和48年3月現在）

	応能	応益	減額	合計
中央区	10,364	7,482	3,550	21,396
%	48.4	35.0	16.6	100.0
南区	2,794	1,290	1,229	5,313
%	52.6	24.3	23.1	100.0
西区	5,248	4,013	2,024	11,285
%	46.5	35.6	17.9	100.0
北区	5,622	3,965	2,109	11,696
%	48.1	33.9	18.0	100.0
東区	6,726	4,787	2,858	14,371
%	46.8	33.3	19.9	100.0
豊平区	5,872	4,858	2,695	13,425
%	43.7	36.2	20.1	100.0
白石区	6,995	3,943	3,613	14,551
%	48.1	27.1	24.8	100.0
合計	43,621	30,338	18,078	92,037※
%	47.4	33.0	19.6	100.0

※　札幌市保険年金課発表の昭和48年2月28日現在の国保加入者世帯数は93,636である。
この表と約1,600ほどの相異があるが、これは、主として保険料未決定世帯を除外したことによる。

第1－2表によると、応能・応益・減額世帯は全国保加入世帯の47.4%、33.0%、19.6%をそれぞしめている。

第1－3表は、統計区別に、保険料査定の3区分別の比率をみたもので、第2図は、減額世帯の比率によって各統計区を5分類し、さらに応益＋減額世帯が55.0%以上しめる統計区を特別に表示したものである。

主な結果を要約すれば、つぎのとおりである。

① 市中央部では、豊平川をはさむ71、72、73、4統計区から国道12号線と36号線に沿う地区に、平均以上に減額世帯の比率の高い統計区がほぼ連続している。

② 市周辺部に減額世帯の比率の高い統計区が多い。そのうち目立つのは、第1に市東部の94、市西部の169など市営住宅のある統計区が含まれており、両地区では、応益＋減額世帯比率がそれぞれ61.1%、64.4%の高さに達していることである。第2は、減額世帯の比率が非常に高い統計区は、ほとんど市周辺部の農業人口の比較的多い統計区であるということである。

減額世帯比率が30.0%以上の統計区は次頁のとおりである。（最初の%は、減額世帯比率、（　）の%は昭和45年国勢調査の職業別人口のうち農業人口比率）

昭和45年当時、人口稀薄なこれら周辺部では、統計区番号95、86をのぞいては、いずれも農業人口20.0%以上、市南部周辺部地域の統計区番号122、145は農業人口70.0%以上の純農業地域であった。

97	47.6％（33.6％）
122	41.0％（75.8％）
51＋52＋70	39.0％（25.6％）
148	35.6％（27.5％）
48	35.3％（21.9％）
95	34.1％（昭和45年国調時人口なし）
27	33.3％（20.8％）
145	32.1％（73.3％）
86	30.9％（ 3.9％）
116	30.8％（24.6％）

以上の地域には、現在でも交通不便な宅地化の進行しない地域が相当あり、農業を経営しているものもまだかなり残っているとおもわれる。このような農家と、減額世帯比率の高さが直接結びつくか否かは今後の検討課題である。しかし、絶対数は少ないが、年間所得14万円以下という低所得世帯が国保加入世帯のうち高い比率で存在していることは注目に値する事実であろう。

③ 減額世帯比率は高くはないが、応益世帯比率が高く、両者の計が55.0％を超える統計区がかなりあり、いくつかの地域に集中している傾向がみられる。例えば、市中央部の統計区６、７、105 106、市北部の59、62、63、64、また41と42、国道５号線に接する157と158、170および168と167の諸地域がそれである。応益世帯も、前述のとおり４人家族で年間所得85万円程度の低所得世帯であって、これらの地域における応益世帯の性格を地域条件との関連のなかで考察することも今後の課題の１つであろう。

第１－３表　国民健康保険減額世帯比率別世帯数　　上段は実数、下段は比率（昭和48年３月）

減額率	統計区番地	応能世帯数	応益世帯数	減額世帯数	合　　計
減額世帯率Ⅰ 25％以上	27	12	4	8	24
	%	50.0	16.7	33.3	100.0
	30	12	4	6	22
	%	54.5	18.2	27.3	100.0
	33	326	204	201	731
	%	44.6	27.9	27.5	100.0
	44	101	24	54	179
	%	56.4	13.4	30.2	100.0
	48	17	5	12	34
	%	50.0	14.7	35.3	100.0
	51＋52＋70	215	98	200	513
	%	41.9	19.1	39.0	100.0
	71	756	389	426	1,571
	%	48.1	24.8	27.1	100.0
	73	303	180	177	660
	%	45.9	27.3	26.8	100.0
	85	558	301	299	1,158
	%	48.2	26.0	25.8	100.0
	86	205	126	148	479
	%	42.8	26.3	30.9	100.0
	87	130	82	85	297
	%	43.8	27.6	28.6	100.0
	88	68	40	39	147
	%	46.3	27.2	26.5	100.0
	89	91	37	49	177
	%	51.4	20.9	27.7	100.0
	90	38	17	23	78
	%	48.7	21.8	29.5	100.0
	91	29	6	14	49
	%	59.2	12.2	28.6	100.0
	93	127	59	62	248
	%	51.2	23.8	25.0	100.0
	94	174	140	133	447
	%	38.9	31.3	29.8	100.0
	95	37	52	36	125
	%	36.4	29.5	34.1	100.0

減額率	統計区番号	応能世帯数	応益世帯数	減額世帯数	合　　計
減額世帯率Ⅰ 25%以上	97	10	1	10	21
	%	47.6	4.8	47.6	100.0
	98	62	14	34	110
	%	56.4	12.7	30.9	100.0
	99	69	36	35	140
	%	49.3	25.7	25.0	100.0
	100	31	7	35	73
	%	42.5	9.6	47.9	100.0
	101	38	4	30	72
	%	52.7	5.6	41.7	100.0
	116	9	0	4	13
	%	69.2	0	30.8	100.0
	121	81	38	55	174
	%	46.6	21.8	31.6	100.0
	122	19	4	16	39
	%	48.7	10.3	41.0	100.0
	126	32	8	17	57
	%	56.2	14.0	29.8	100.0
	132	13	1	5	19
	%	68.4	5.3	26.3	100.0
	137	86	29	46	161
	%	53.4	18.0	28.6	100.0
	139	22	8	13	43
	%	51.2	18.6	30.2	100.0
	140	16	0	6	22
	%	72.7	0	27.3	100.0
	141	29	7	26	62
	%	46.8	11.3	41.9	100.0
	142	304	116	152	572
	%	53.1	20.3	26.6	100.0
	143	228	102	113	443
	%	51.5	23.0	25.5	100.0
	145	32	6	18	56
	%	57.2	10.7	32.1	100.0
	148	18	20	21	59
	%	30.5	33.9	35.6	100.0
	166	151	130	97	378
	%	39.9	34.4	25.7	100.0

減額率	統計区番号	応能世帯数	応益世帯数	減額世帯数	合　計
	169	100	103	78	281
	%	35.5	36.7	27.8	100.0
	171	26	25	29	80
	%	32.5	31.3	36.2	100.0
減額世帯率Ⅱ25%～22%	4	275	172	127	574
	%	47.9	30.0	22.1	100.0
	26	128	100	65	293
	%	43.7	34.1	22.2	100.0
	58	253	227	144	624
	%	40.6	36.4	23.0	100.0
	67	535	320	252	1,107
	%	48.3	28.9	22.8	100.0
	72	384	220	170	774
	%	49.6	28.4	22.0	100.0
	74	668	389	318	1,375
	%	48.6	28.3	23.1	100.0
	75	276	190	138	604
	%	45.7	31.5	22.8	100.0
	76	353	236	176	765
	%	46.2	30.8	23.0	100.0
	77	283	166	148	597
	%	47.4	27.8	24.8	100.0
	79	340	161	163	664
	%	51.2	24.2	24.5	100.0
	80	406	165	180	751
	%	54.0	22.0	24.0	100.0
	81	364	197	158	719
	%	50.6	27.4	22.0	100.0
	82	258	158	119	535
	%	48.3	29.5	22.2	100.0
	84	186	109	92	387
	%	48.0	28.2	23.8	100.0
	92	224	124	103	451
	%	49.7	27.5	22.8	100.0
	109	313	293	190	796
	%	39.3	36.8	23.9	100.0
	113	137	70	64	271
	%	50.6	25.8	23.6	100.0

減額率	統計区番号	応能世帯数	応益世帯数	減額世帯数	合　　計
減額世帯率II 25%～22%	118	106	77	60	243
	%	43.6	31.7	24.7	100.0
	120	197	133	94	424
	%	46.4	31.4	22.2	100.0
	127	97	30	37	164
	%	59.1	18.3	22.6	100.0
	128	359	201	161	721
	%	49.8	27.9	22.3	100.0
	133	536	296	247	1,079
	%	49.7	27.4	22.9	100.0
	136	126	50	52	228
	%	55.3	21.9	22.8	100.0
	156	12	12	7	31
	%	38.7	38.7	22.6	100.0
	172	35	28	19	82
	%	42.7	34.1	23.2	100.0
減額世帯率III 22%～19%	3	695	429	267	1,391
	%	50.0	30.8	19.2	100.0
	9＋10	392	209	163	764
	%	51.3	27.4	21.3	100.0
	14	232	192	105	529
	%	43.9	36.3	19.8	100.0
	18	307	197	130	634
	%	48.4	31.1	20.5	100.0
	41	256	253	121	630
	%	40.6	40.2	19.2	100.0
	46	237	90	78	405
	%	58.5	22.2	19.3	100.0
	49	37	21	16	74
	%	50.0	28.4	21.6	100.0
	53	673	406	266	1,345
	%	50.0	30.2	19.8	100.0
	54	562	434	240	1,236
	%	45.5	35.1	19.4	100.0
	55	453	344	189	986
	%	45.9	34.9	19.2	100.0
	56	889	588	348	1,825
	%	48.7	32.2	19.1	100.0

減額率	統計区番号	応能世帯数	応益世帯数	減額世帯数	合　計
	57	630	435	294	1,359
	%	46.4	32.0	21.6	100.0
	60	459	352	196	1,007
	%	45.6	35.0	19.4	100.0
	63	171	141	74	386
減	%	44.3	36.5	19.2	100.0
	64	290	260	143	693
額	%	41.9	37.5	20.6	100.0
	66	234	140	97	471
世	%	49.7	29.7	20.6	100.0
〃	78	417	249	166	832
帯	%	50.1	29.9	20.0	100.0
	83	83	52	34	169
率	%	49.1	30.8	20.1	100.0
	102	852	735	388	1,975
Ⅲ	%	43.2	37.2	19.6	100.0
	104	515	518	270	1,303
	%	39.5	39.8	20.7	100.0
	110＋111	1,254	965	620	2,839
22	%	44.2	34.0	21.8	100.0
%	112	213	188	109	510
〜	%	41.7	36.9	21.4	100.0
19	115	3	1	1	5
%	%	60.0	20.0	20.0	100.0
	117	155	99	64	318
	%	48.8	31.1	20.1	100.0
	119	60	33	24	117
	%	51.3	28.2	20.5	100.0
	123	290	132	108	530
	%	54.7	24.9	20.4	100.0
	135	130	86	53	269
	%	48.3	32.0	19.7	100.0
	138	47	25	19	91
	%	51.6	27.5	20.9	100.0
	144	90	21	28	139
	%	64.8	15.1	20.1	100.0
	147	41	24	17	82
	%	50.0	29.3	20.7	100.0

減額率	統計区番号	応能世帯数	応益世帯数	減額世帯数	合　　計
減額世帯率Ⅲ22%～19%	149	470	325	208	1,003
	%	46.9	32.4	20.7	100.0
	157	411	354	196	961
	%	42.8	36.8	20.4	100.0
	167	127	99	61	287
	%	44.2	34.5	21.3	100.0
	170	121	105	60	286
	%	42.3	36.7	21.0	100.0
減額世帯率Ⅳ19%～16%	8	288	195	105	588
	%	49.0	33.1	17.9	100.0
	13	747	598	259	1,604
	%	46.6	37.3	16.1	100.0
	15	311	229	114	654
	%	47.6	35.0	17.4	100.0
	16＋17	1,227	704	370	2,301
	%	53.3	30.6	16.1	100.0
	19＋20＋21＋22＋23＋24	185	124	70	379
	%	48.8	32.7	18.5	100.0
	25	97	47	32	176
	%	55.1	26.7	18.2	100.0
	28	723	443	255	1,421
	%	50.9	31.2	17.9	100.0
	29	534	426	207	1,167
	%	45.8	36.5	17.7	100.0
	32	559	392	193	1,144
	32%	48.8	34.3	16.9	100.0
	34	145	143	56	344
	%	42.1	41.6	16.3	100.0
	39	299	240	108	647
	%	46.2	37.1	16.7	100.0
	40	317	230	119	666
	%	47.6	34.5	17.9	100.0
	59	569	465	229	1,263
	%	45.1	36.8	18.1	100.0
	62	417	349	168	934
	%	44.6	37.4	18.0	100.0
	65	70	64	30	164
	%	42.7	39.0	18.3	100.0

減額率	統計区番号	応能世帯数	応益世帯数	減額世帯数	合　計
減額世帯率Ⅳ 19%〜16%	68	98	38	30	166
	%	59.0	22.9	18.1	100.0
	96	27	36	13	76
	%	35.5	47.4	17.1	100.0
	103	175	153	70	398
	%	44.0	38.4	17.6	100.0
	107	626	544	257	1,427
	%	43.9	38.1	18.0	100.0
	108	470	428	187	1,085
	%	43.4	39.4	17.2	100.0
	114	219	160	75	454
	%	48.3	35.2	16.5	100.0
	125	100	48	34	182
	%	54.9	26.4	18.7	100.0
	146	176	79	52	307
	%	57.3	25.7	16.9	100.0
	151	172	116	61	349
	%	49.3	33.2	17.5	100.0
	154＋155	536	324	170	1,030
	%	52.0	31.5	16.5	100.0
	158	494	449	190	1,133
	%	43.6	39.6	16.8	100.0
	160	535	408	203	1,146
	%	46.7	35.6	17.7	100.0
	161	37	24	12	73
	%	50.7	32.9	16.4	100.0
	164	37	40	18	95
	%	38.9	42.2	18.9	100.0
	165	54	33	17	104
	%	51.9	31.7	16.3	100.0
	168	236	186	95	517
	%	45.6	36.0	18.4	100.0
減額世帯率Ⅴ 16%以下	1	139	75	32	246
	%	56.5	30.5	13.0	100.0
	2	548	305	123	976
	%	56.1	31.3	12.6	100.0
	5	1,820	1,444	579	3,843
	%	47.3	37.6	15.1	100.0

減額率	統計区番号	応能世帯無	応益世帯数	減額世帯数	合　　計
減額世帯率V16%以下	6＋7	1,628	1,461	569	3,658
	%	44.5	39.9	15.6	100.0
	11＋12	1,333	997	432	2,762
	%	48.3	36.1	15.6	100.0
	31	670	543	219	1,432
	%	46.8	37.9	15.3	100.0
	35＋36＋37	421	291	128	840
	%	50.2	34.6	15.2	100.0
	38	274	218	62	554
	%	49.5	39.4	11.2	100.0
	42	162	157	55	374
	%	43.3	42.0	14.7	100.0
	43	102	64	21	187
	%	54.6	34.2	11.2	100.0
	45	144	118	48	310
	%	46.4	38.1	15.5	100.0
	47	29	7	4	40
	%	72.5	17.5	10.0	100.0
	50	113	37	26	176
	%	64.2	21.0	14.8	100.0
	61	135	80	30	245
	%	55.1	32.7	12.2	100.0
	69	217	101	48	366
	%	59.3	27.6	13.1	100.0
	105	248	221	76	545
	%	45.5	40.6	13.9	100.0
	106	220	198	71	489
	%	45.0	40.5	14.5	100.0
	131	22	1	4	27
	%	81.5	3.7	14.8	100.0
	150	210	147	67	424
	%	49.5	34.7	15.8	100.0
	152	323	254	97	674
	%	47.9	37.7	14.4	100.0
	153	450	326	143	919
	%	49.0	35.4	15.6	100.0
	159	301	266	95	662
	%	45.5	40.2	14.4	100.0
	162	184	76	32	292
	%	63.0	26.0	11.0	100.0
	163	226	183	69	478
	%	47.3	38.3	14.4	100.0

第1－4表　在宅老人世帯生活保護率（昭和47年5月）

％＝生保率、生保率内の実数は在宅老人被生活保護世帯実数、計は統計区の在宅老人世帯総数

中央区			北区			東区			白石区			豊平区			南区			西区		
統計区番	生保率	計	統計区番号	生保率	計	統計区番号	生保率	計	統計区番号	生保率	計	統計区番号	生保率	計	統計区番号	生保率	計	統計区番号	生保率	計
1	9.1% 1	11	28	16.4% 31	189	53	17.6% 29	165	71	34.2% 79	231	102	32.2% 66	205	123	7.7% 4	52	149	9.1% 5	55
2	10.3 10	97	29	17.5 18	103	54	18.0 27	150	72	36.4 40	110	103	25.0 13	52	125	0 0	8	150	12.0 3	25
3	18.1 30	166	30	0 0	2	55	11.8 9	76	73	48.8 21	43	104	18.3 15	82	126	25.0 1	4	151	8.3 2	24
4	55.8 24	43	31	7.4 9	122	56	10.5 20	190	74	25.0 21	84	105	3.9 2	52	127	0 0	2	152	10.1 8	79
5	18.4 45	245	32	5.3 4	76	57	15.5 15	97	75	37.9 11	29	106	5.6 2	36	128	15.4 8	52	153	10.6 13	123
6・7	10.8 35	323	33	17.7 8	45	58	4.4 2	46	76	17.6 9	51	107	22.1 17	77	131	0 0	0	154・155	1.7 2	120
8	4.0 3	76	34	6.9 5	73	59	13.9 15	108	77	30.0 15	50	108	21.8 17	78	132	0 0	0	156	0 0	4
9・10	6.3 10	159	35・36・37	10.5 4	38	60	23.1 6	26	78	6.5 3	46	109	22.2 10	45	133	10.0 5	50	157	28.9 11	38
11・12	7.7 20	260	38	7.7 2	26	61	16.7 1	6	79	22.6 7	31	110・111	29.1 58	199	135	3.0 1	33	158	16.7 12	72
13	2.4 6	246	39	8.0 2	25	62	4.8 2	42	80	19.6 10	51	112	43.5 10	23	136	3.6 1	28	159	2.7 1	37
14	6.9 5	72	40	9.1 3	33	63	14.3 1	7	81	15.4 8	52	113	4.2 1	24	137	5.3 1	19	160	3.2 2	63
15	7.8 8	103	41	12.5 3	24	64	21.9 7	32	82	10.7 3	28	114	7.7 2	26	138	0 0	7	161	0 0	1
16・17	6.0 24	398	42	0 0	11	65	33.3 1	3	83	10.0 1	10	115	0 0	1	139	33.3 1	3	162	0 0	8
18	1.0 1	98	43	25.0 1	4	66	0 0	11	84	11.1 1	9	116	0 0	0	140	50.0 1	2	163	0 0	28
19・20・21 22・23・24	0 0	69	44	0 0	4	67	6.3 3	48	85	20.5 18	88	117	33.3 3	9	141	50.0 1	2	164	0 0	3
25	0 0	33	45	50.0 3	6	68	20.0 1	5	86	5.6 1	18	118	10.0 1	10	142	12.3 7	57	165	22.2 2	9
26	4.1 2	49	46	18.8 3	16	69	20.0 1	5	87	20.0 1	5	119	0 0	1	143	3.5 2	58	166	0 0	25
27	0 0	1	47	0 0	0				88	40.0 2	5	120	33.3 4	12	144	11.5 3	26	167	8.1 3	37
			48	0 0	1				89	0 0	1	121	25.0 1	4	145	33.3 1	3	168	14.0 7	50
			49	45.5 5	11				90	25.0 3	12	122	0 0	1	146	17.6 6	34	169	28.6 4	14
			50	45.5 5	11				91	0 0	1				147	7.7 2	26	170	0 0	12
									92	23.1 9	39				148	9.1 1	11	171	0 0	0
									93	40.0 4	10							172	16.7 1	6
			51・52・70 注)	20.0 3	15				94	35.1 13	37									
									95	0 0	0									
									96	0 0	0									
									97	0 0	2									
									98	0 0	1									
									99	37.5 3	8									
									100	0 0	1									
									101	0 0	1									
	9.1 224	2,449		13.1 109	835		13.8 140	1,017		26.9 283	1,053		23.7 222	937		9.6 46	477		9.1 76	833

注）51＋52＋70の統計区は、北区と東区にまたがっている。

総計	生保率	合計
	14.5% 1,100	7,601

3．在宅老人保護率

これは、いわゆる在宅老人世帯のうち生活保護をうけている世帯の比率を統計区別にみたものである。

資料は、昭和47年5月札幌市厚生局が実施した在宅老人生活実態調査[注)]の原票を再集計したものである。

注）「札幌市在宅老人生活実態調査集計結果報告」札幌市厚生局　昭和47年11月
この調査での在宅老人とは、65才以上のもので、①単身、②配偶者とのみ　③18才未満の児童とのみ、で世帯を構成しているものを指している。

第1－4表は、統計区別に在宅老人保護率をしめしたもので、それを図示したものが第1－3図である。第1－3図では、在宅老人世帯が10以下である統計区は、除外してある。

全調査世帯は、市調査では7,213世帯であるが、この報告では、7,601世帯となっている。世帯が増加した理由は、各区では、調査票を老人生活指導カードとして利用しているので、調査実施以後、対象老人が増加したことによる。

在宅老人全体の保護率は、百分比で14.5％である。普通の保護率は、千分比でしめされているから、在宅老人の保護率が非常に高いことが判る。

保護率20％以上の統計区をあげると、つぎのとおりである。

4、49、50、51＋52＋70、60、64、71、72、73、74、75、77、79、85、90、92、93、94、102、103、107、108、109、110＋111、112、120、157、169

これをみると、第1－1表、第1－1図で生活保護率が高かった地域はほとんど含まれている。生活保護率が高かった53、54、3、の地域が入っていないが、これらの地域の在宅老人保護率は15～20％で全市平均を上廻っている。

しかし、一方、60、64、51＋52＋70、77、107、109の各統計区では、生活保護率は低いが、在宅老人保護率が高くなっていて、老人問題の深刻さをしめしている。

4．保育所低額保育料世帯率

保育所の保育料は、家庭の収入、入所中の兄弟数などによって決定されるが、ここでは低額保育料世帯を市民税の均等割を納入している所得水準以下の世帯とした。

均等割以下の保育所の諸階層は、つぎのとおりである。

階層

A　生活保護法による被保護世帯（医療単給世帯を含む）

B　A階層を除き前年度分の市町村民税非課税世帯

C_1　A階層及びB階層を除き前年度分の所得税非課税世帯の均等割のみ世帯

調査は、昭和48年3月におこない、保育所に子供を入所させている世帯を階層別統計区別に分類した。その結果を図示したものが、それぞれ第1－5表、第1－4図である。

均等割以下世帯の全入所世帯に対する比率は第1－4図においては、入所世帯が、10以上いる統計区についてのみ出してある。なお、施設に入居して通園している児童は除外している。

全市の保育所入所児童のいる世帯数5,803のうちC_1階層以下は36.3％である。区別でみると、白石区、豊平区、東区などで低額保育料階層が多くなっている。

第1－4図でみると、豊平川に沿う市中心部に均等割以下世帯の比率が平均を超える統計区が集中し、郊外では、統計区94、95の比率が高いことが目立っている。

注）保育料による諸階層には、上記の他、C_2、C_3およびD_1～D_5がある。C_2、C_3階層は、前年

度所得税非課税世帯で市町村税の所得割のある世帯、O_1～O_5は前年度所得税課税世帯で、その年額によって6階層に区分されている。（いずれもA、B階層は除外されている。）

第１－５表　保育所低額保育料世帯率Ａ、Ｂ、C_1階層（昭和48年３月）

―中　央　区―

階層 / 統計区番号	A	B	C_1	A ～ C_1		保育所入所世帯
				小　計 (1)	(1)/(2)%	総　計 (2)
1	—	—	—	—	—	5
2	—	3	2	5	27.8	18
3	2	12	9	23	39.0	59
4	2	16	6	24	45.3	53
5	1	7	5	13	44.8	29
6 ＋ 7	3	9	15	27	39.1	69
8	—	1	—	1	14.3	7
9 ＋10	1	—	6	7	23.3	30
11＋12	—	12	6	18	31.6	57
13	2	7	6	15	30.6	49
14	1	1	3	5	29.4	17
15	—	1	2	3	23.1	13
16＋17	1	13	13	27	38.6	70
18	—	2	8	10	45.5	22
19+20+21+22+23+24	1	3	4	8	32.0	25
25	—	—	—	—	—	3
26	—	—	3	3	37.5	8
27	—	—	2	2	50.0	4
合　計	14	87	90	191	36.1	538

注）この表は世帯単位である。

―北　区―

階層 / 統計区番号	A	B	C_1	A ～ C_1		保育所入所世帯
				小　計 (1)	(1)/(2)%	総　計 (2)
28	3	4	7	14	27.5	51
29	—	9	5	14	53.8	26
30	—	1	—	1	11.1	9
31	3	13	8	24	35.8	67
32	—	3	7	10	24.4	41
33	2	9	18	29	40.3	72
34	3	4	3	10	35.7	28
35＋36＋37	2	11	9	22	27.8	79
38	1	8	3	12	46.2	26
39	—	2	5	7	28.0	25

40	1	7	3	11	27.5	40
41	—	4	6	10	30.3	33
42	1	1	3	5	25.0	20
43	—	—	5	5	17.2	29
44	—	9	3	12	40.0	30
45	—	3	1	4	28.6	14
46	—	4	8	12	23.5	51
47	—	—	—	—	—	6
48	1	1	—	2	50.0	4
49	—	—	—	—	—	10
50	1	—	1	2	9.1	22
51＋52＋70　注）	1	93	—	1	6.3	16
合　計	19	93	95	207	29.7	699

注）51＋52＋70は北区と東区にまたがる。

—東　区—

階層 / 統計区番号	A	B	C1	A ～ C1 小計 (1)	A ～ C1 (1)/(2)%	保育所入所世帯総計 (2)
53	2	5	11	18	33.3	54
54	18	18	25	61	50.0	122
55	4	11	25	40	33.6	119
56	1	15	12	28	35.0	80
57	3	13	20	36	36.0	100
58	2	10	12	24	40.7	59
59	6	11	5	22	37.9	58
60	—	5	6	11	30.5	56
61	—	1	1	2	25.0	8
62	—	9	11	20	35.1	57
63	1	3	10	14	50.0	28
64	3	4	8	15	34.1	44
65	—	3	3	6	42.9	14
66	—	3	2	5	38.5	13
67	—	13	17	30	32.3	93
68	1	1	1	3	33.3	9
69	—	—	2	2	40.0	5
合　計	41	125	171	337	37.5	919

—白 石 区—

階層 / 統計区番号	A	B	C1	A ～ C1		保育所入所世帯
				小 計 (1)	(1)/(2)%	総 計 (2)
71	10	15	36	61	40.7	150
72	3	11	24	38	62.3	61
73	3	13	16	32	43.2	74
74	5	20	33	58	47.5	122
75	1	12	13	26	38.8	67
76	2	7	9	18	33.3	54
77	2	14	10	26	54.2	48
78	3	8	18	29	38.7	75
79	4	7	13	24	46.2	52
80	1	5	7	13	25.0	52
81	4	15	10	29	52.7	55
82	—	8	17	25	30.9	81
83	—	—	1	1	12.5	8
84	2	11	23	36	42.9	84
85	5	10	24	39	45.9	85
86	—	5	3	8	21.1	38
87	1	2	4	7	43.8	16
88	—	1	—	1	20.0	5
89	1	2	2	5	55.6	9
90	—	—	1	1	33.3	3
91	—	—	—	—	—	1
92	—	11	6	17	42.5	40
93	—	1	—	1	33.3	3
94	10	24	43	77	52.0	148
95	2	3	10	15	50.0	30
96	—	—	2	2	50.0	4
97	—	—	—	—	—	2
98	—	—	—	—	—	—
99	—	—	—	—	—	2
100	—	—	1	1	100.0	1
101	—	—	—	—	—	—
合 計	59	205	326	590	43.1	1,370

—豊 平 区—

階層 / 統計区番号	A	B	C1	A ～ C1 小計(1)	A ～ C1 (1)/(2)%	保育所入所世帯総計(2)
102	11	33	43	87	52.1	167
103	—	5	9	14	56.0	25
104	2	17	28	47	43.9	107
105	—	11	9	20	46.5	43
106	—	—	1	1	10.0	10
107	1	14	20	35	37.2	94
108	7	15	26	48	32.4	148
109	1	5	8	14	26.4	53
110＋111	19	27	50	96	38.6	249
112	2	11	5	18	45.0	40
113	1	2	4	7	50.0	14
114	3	12	25	40	38.1	105
115	—	1	1	2	15.4	13
116	—	—	—	—	—	—
117	2	2	4	8	25.8	31
118	—	8	1	9	45.0	20
119	—	—	—	—	—	1
120	2	2	6	10	30.3	33
121	—	2	2	4	36.4	11
122	—	2	—	2	33.3	6
合計	51	169	242	462	39.5	1,170

—南 区—

階層 / 統計区番号	A	B	C1	A ～ C1 小計(1)	A ～ C1 (1)/(2)%	保育所入所世帯総計(2)
123	—	6	3	9	37.5	24
124	—	—	—	—	—	—
125	—	—	1	1	25.0	4
126	—	—	—	—	—	1
127	—	—	—	—	—	4
128	1	2	1	4	26.7	15
129	—	—	—	—	—	—
130	—	—	—	—	—	—
131	—	—	—	—	—	—
132	—	—	—	—	—	—

133	1	17	20	38	28.8	132
134	—	—	—	—	—	—
135	—	4	—	4	17.4	23
136	1	3	4	8	26.7	30
137	—	—	2	2	.0	40
138	—	1	—	1	33.3	3
139	—	—	—	—	—	5
140	—	—	—	—	—	—
141	—	—	—	—	—	1
142	—	—	—	—	—	1
143	—	1	—	1	50.0	2
144	—	1	—	1	50.0	2
145	—	—	1	1	50.0	2
146	—	5	6	11	35.5	31
147	—	1	2	3	9.7	31
148	—	1	2	3	33.3	9
合　　計	3	42	42	87	24.2	360

—西　　区—

階層 / 統計区番号	A	B	C1	A ～ C1		保育所入所世帯
				小 計 (1)	(1)/(2)%	総　計 (2)
149	3	8	10	21	33.9	62
150	2	2	—	4	11.8	34
151	—	2	6	8	40.0	20
152	—	6	12	18	30.0	60
153	2	6	4	12	29.3	41
154＋155	1	7	12	20	29.4	68
156	—	—	—	—	—	1
157	8	17	21	46	38.0	121
158	4	6	7	17	29.8	57
159	—	5	3	8	24.2	33
160	1	3	4	8	22.2	36
161	—	—	—	—	—	1
162	—	2	7	9	19.6	46
163	—	2	3	5	21.7	23
164	—	—	—	—	—	3
165	—	—	—	—	—	—
166	—	3	2	5	41.7	12

167	1	1	2	4	26.7	15
168	4	5	5	14	35.9	39
169	1	8	10	19	32.2	59
170	—	4	1	5	26.3	19
171	—	—	—	—	—	3
172	—	—	1	1	33.3	3
合　計	27	87	110	224	29.6	756

5．持ち家率

国勢調査のうちから生活水準に関係するものとして、持ち家率をとった。

全市平均の住宅所有関係別の普通世帯数は、つぎのとおりである。　注）

総　数	普通世帯住宅数					非住宅
	持ち家	公営借家	民営借家	給与住宅	間借り	
285,980	102,356	13,842	121,119	36,007	11,593	1,063
100%	35.8	4.8	42.3	12.6	4.1	0.4

注）「札幌市地域統計報告書」

第１－５図は、統計区分に持ち家率を中心に、住宅所有関係を図示したものである。

市の中心部から、各主要道路沿いは借家が多く、周辺部に行くにしたがって持ち家の比率が高くなり、周辺部で持ち家が低いのは公営ないし給与住宅の比率が高い地域である。

その他に目立つこととしては、住宅水準としては最近の間借りが全市平均を上廻る統計区が、市中心部に集中してあることなどがある。地域によって地価、交通などの住居条件が非常にことなる大都市にあっては、すべての地域で住宅所有関係と生活水準が同じように相関するとは限らない。したがって、住居状況を生活水準の指標としてとる場合には、住居条件がほぼ同じような地域内で比較する必要があろう。

6．総合図

上記の５つの指標のうち、持ち家率は、前述のように、地域の住居条件によって適用範囲が限定されるので除外し、残る４つの指標のうちそれぞれの順位を並べてしめしたのが、第１－６表である。生保、国保、保育所、在宅老人の４指標がすべて得られた統計区数は117、統合した統計区数では193で、これら統計区の昭和45年の全世帯数は292,590で、全市世帯数の93.8%にあたる。

４つの順位を単純に合計し、その結果を５段階に分けて図示したものが、第１－６図である。

各指標の順位番号は若いほど、低所得度が高いことをしめしている。

しかし、この低所得層はここでとりあげた指標のうえからのみのものであって、順位得点が低くても、その地域の全世帯が低所得世帯であることを意味することでないことはいうまでもない。

第１－６表　各指標順位総合表

総合順位＼統計区・各指標順位	統計区番号	生活保護率順位	国保減額率順位	保育所低所得率順位	在宅老人保護率順位	計
1	94	1	1	1	1	4
	102	1	1	1	1	4
	71	1	1	2	1	5
	72	1	2	1	1	5
	73	1	1	2	1	5
	85	1	1	2	1	5
	169	1	1	3	1	6
	4	1	2	2	1	6
2	74	2	2	2	1	7
	75	1	2	3	1	7
	77	3	2	1	1	7
	79	2	2	2	1	7
	157	1	3	2	1	7
	81	2	2	1	2	7
	112	1	3	2	1	7
	3	1	3	2	2	8
	54	1	3	2	2	8
	84	1	2	2	3	8
	92	3	2	2	1	8
	103	2	4	1	1	8
	104	2	3	1	2	8
	110＋111	1	3	3	1	8
	53	1	3	3	2	9
	76	2	2	3	2	9
	80	1	2	4	2	9
2	33	5	1	2	2	10
	108	2	4	3	1	10
	82	3	2	3	3	11
	107	3	4	3	1	11

総合順位 ＼ 統計区・各指標順位	統計区番号	生活保護率順位	国保減額率順位	保育所低所得率順位	在宅老人保護率順位	計
	109	4	2	4	1	11
	58	2	2	2	5	11
	118	4	2	2	3	11
	120	5	2	3	1	11
	5	2	5	3	2	12
	29	5	4	1	2	12
	55	3	3	3	3	12
	56	3	3	3	3	12
	57	4	3	3	2	12
3	60	5	3	3	1	12
	64	5	3	3	1	12
	146	3	4	3	2	12
	153	1	5	3	3	12
	65	5	4	2	1	12
	67	3	2	3	4	12
	168	2	4	3	3	12
	87	5	1	2	4	12
	117	4	3	4	1	12
	51＋52＋70	5	1	5	1	12
	28	3	4	4	2	13
	123	3	3	3	4	13
	152	2	5	3	3	13
	63	5	3	2	3	13
	128	5	2	4	2	13
4	158	3	4	4	2	13
	46	4	3	4	2	13
	86	4	1	4	4	13
	113	5	2	1	5	13
	166	5	1	5	2	13
	6 ＋ 7	4	5	2	3	14

統計区・各指標順位 / 総合順位	統計区番号	生活保護率順位	国保減額率順位	保育所低所得率順位	在宅老人保護率順位	計
	59	4	4	3	3	14
	78	4	3	3	4	14
	133	5	2	4	3	14
	34	3	4	3	4	14
	149	4	3	3	4	14
	2	3	5	4	3	15
	9 ＋10	4	3	4	4	15
	18	5	3	2	5	15
	62	3	4	3	5	15
	137	5	1	5	4	15
	151	5	4	2	4	15
	41	5	3	4	3	15
4	167	4	3	4	4	15
	35＋36＋37	3	5	4	3	15
	45	5	5	4	1	15
	43	5	5	4	1	15
	11＋12	4	5	3	4	16
	14	5	3	4	4	16
	16＋17	5	4	3	4	16
	105	4	5	2	5	16
	136	5	2	4	5	16
	38	5	5	2	4	16
	66	5	3	3	5	16
	114	5	4	3	4	16
	50	5	5	5	1	16
	13	5	4	3	5	17
	15	5	4	4	4	17
5	19＋20＋21 22＋23＋24	5	4	3	5	17
	31	5	5	3	4	17
	32	5	4	4	4	17

総合順位 ＼ 統計区・各指標順位	統計区番号	生活保護率順位	国保減額率順位	保育所低所得率順位	在宅老人保護率順位	計
	147	5	3	5	4	17
	154＋155	5	4	3	5	17
	40	5	4	4	4	17
	39	5	4	4	4	17
	170	5	3	4	5	17
	135	5	3	5	5	18
5	150	5	5	5	3	18
	160	5	4	4	5	18
	42	4	5	4	5	18
	106	5	5	5	4	19
	159	5	5	4	5	19
	163	5	5	5	4	19
	162	5	5	5	5	20
計	103					

7．結　言

以上の結果を要約すれば、つぎのとおりである。

① 大通の東部分あるいは菊水地区など、豊平川をはさむ国道12号線と36号線沿いの市中心部東側に接する従来より低所得層が多いといわれた地域は、この調査の結果によっても、依然として同様な状況にある。

② しかし、市の都市計画あるいは住宅政策により、低所得層が、例えば、統計区94、169などの市周辺部に移動しており、この傾向は今後も継続するであろう。

③ 市外周辺部の昭和45年当時では、農業人口がまだかなり存在していた人口稀薄な地域は、国保保険料などの資料によると、低所得層が相当程度の比率でいるようにおもわれる。これらの地域の人口は、市全体からみれば、問題とするに足らないが都市の繁栄に残された存在として、今後検討を要する問題であろう。

現在の札幌市には、低所得層ないしは貧困層のみが集中的に居住している所謂スラム街はなく、ここで低所得度が高い地域というのは、相対的な意味においてである。しかし、相対的ではあっても、低所得度をしめす諸指標が一致して他地域と比較し高い数値の地域があるということは注目に値する事実である。

すなわち、多くの低所得層が絶えず流入したり、あるいは滞留しているとすれば、その地域には他と比較して相対的に特殊な生活環境や産業条件があると推察し得る、それらの状態を解明することは、全体的な都市計画の一環としての社会福祉計画の立案作製にとって重要な資料となるであろう。また低所得層の地域的分布の現状把握は、社会福祉の諸活動および諸資源の地域配分の決定にとって基準を提供するものである。

参 考 資 料

A　生活保護率・統計区別老令、障害福祉年金、児童扶養手当受給世帯数

この資料は、昭和45年の生活保護率・統計区別世帯数の札幌全市の世帯に対する比と、両年金、児童扶養手当受給世帯の各々の受給世帯のうちにしめる比を対比したものである。これによると、両福祉年金、児童扶養手当受給世帯の比はともに保護率25.0‰以上の地区では、対応する生活保護率・統計区別世帯数の比を上廻り、10.0‰以下では下廻っている。

B　生活保護率・統計区別市営住宅申込状況

2種は、所得制限つきの低家賃住宅である。

C　生活保護率・統計区別就学援助受給人員数（小・中学校）

この表の見方は、1の場合と同様である。

A　生活保護率・統計区別老令、障害福祉年金、児童扶養手当受給世帯数

45年保護率	45年統計区世帯数	老令福祉年金世帯数	障害福祉年金世帯数	児童扶養手当世帯数
1 25‰以上	58,488 18.8%	3,718 22.8%	383 21.7%	600 30.6%
2 25‰～20‰	36,618 11.7%	1,749 10.7%	188 10.6%	263 13.4%
3 20‰～15‰	47,679 15.3%	2,294 14.0	277 15.7%	307 15.7%
4 15‰～10‰	52,566 16.9%	2,628 16.1%	309 17.5%	280 14.3%
5 10‰以下	109,854 35.2%	5,235 32.0%	600 34.0%	477 24.3%
計	305,205 97.9%	15,624 95.7%	1,757 99.4%	1,927 98.3%
札幌市全体各総数	311,721 100.0%	16,334 100.0%	1,767 100.0%	1,961 100.0%

注）両年金および児童扶養手当受給世帯は昭48年3月現在のもの。

B　生活保護率・統計区別市営住宅申込状況

45年 保護率	市営住宅申込者数		
	1　種	2　種	計
1 25‰以　上	413 74.4%	142 25.6%	555 100.0%
2 25‰～20‰	244 80.0%	61 20.0%	305 100.0%
3 20‰～15‰	324 81.4%	74 18.5%	398 100.0%
4 15‰～10‰	346 82.7%	72 17.3%	418 100.0%
5 10‰以　下	664 80.5%	161 19.5%	825 100.0%
計	1,991 79.6%	510 20.4%	2,501 100.0%
札幌市全体各総数	2,029	513	2,542

注）当選者は除外してある。市営住宅申込状況は昭和48年１月現在のものである。

C　生活保護率・統計区別就学援助受給人員数（小・中学校）

45年 保護率	45年世帯人員数	就学援助人員数		
		小学校	中学校	計
1 25‰以　上	190,543 18.9%	1,032 25.5%	521 23.4%	1,553 24.7%
2 25‰～20‰	112,313 11.1%	437 10.8%	248 11.1%	685 10.9%
3 20‰～15‰	154,443 15.4%	666 16.4%	378 17.0%	1,044 16.6%
4 15‰～10‰	159,533 15.8%	622 15.3%	325 14.6%	947 15.1%
5 10‰以　下	361,679 35.9%	1,084 26.7%	636 28.6%	1,720 27.4%
計	978,511 97.2%	3,841 94.8%	2,108 94.7%	5,949 94.7%
札幌市全体各総数	1,006,869 100.0%	4,053 100.0%	2,227 100.0%	6,280 100.0%

注）就学援助人員数は昭和47年10月現在のものである。

折り込み図

第１―１図　生活保護率（世帯）千分比（昭50）

第１―２図　国民健康保険保険料減額世帯率（昭48）

第１―３図　在宅老人世帯（65才以上）の生活保護受給率（昭47）

第１―４図　保育所低額保育料世帯（Ａ．Ｂ．C_1 階層）（昭48）

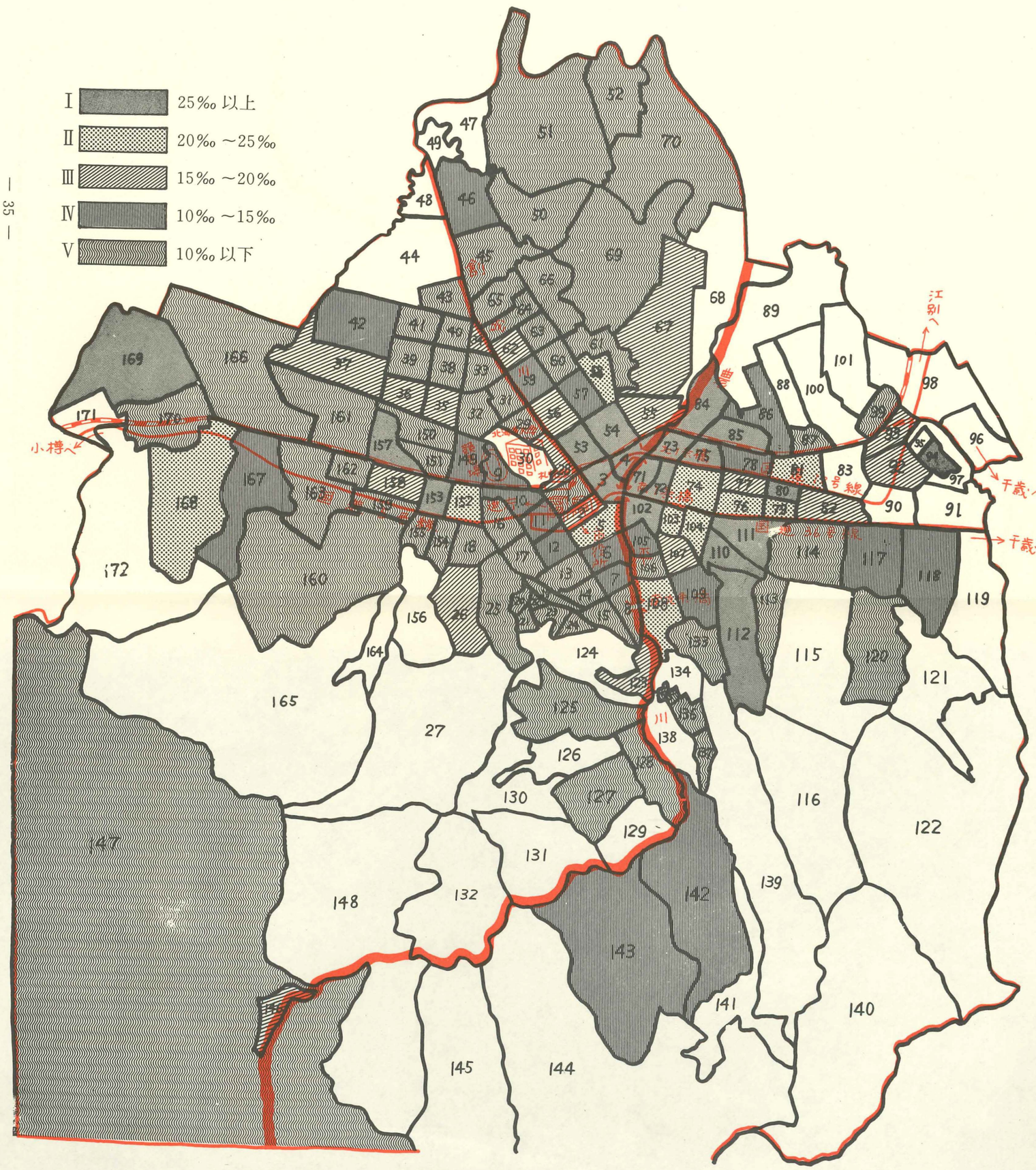
第１―５図　持ち家率（昭45）

第１―６図　各指標（保護率、国保減額率、保育所低所得率、
在宅老人保護率）順位総合図

第１－１図

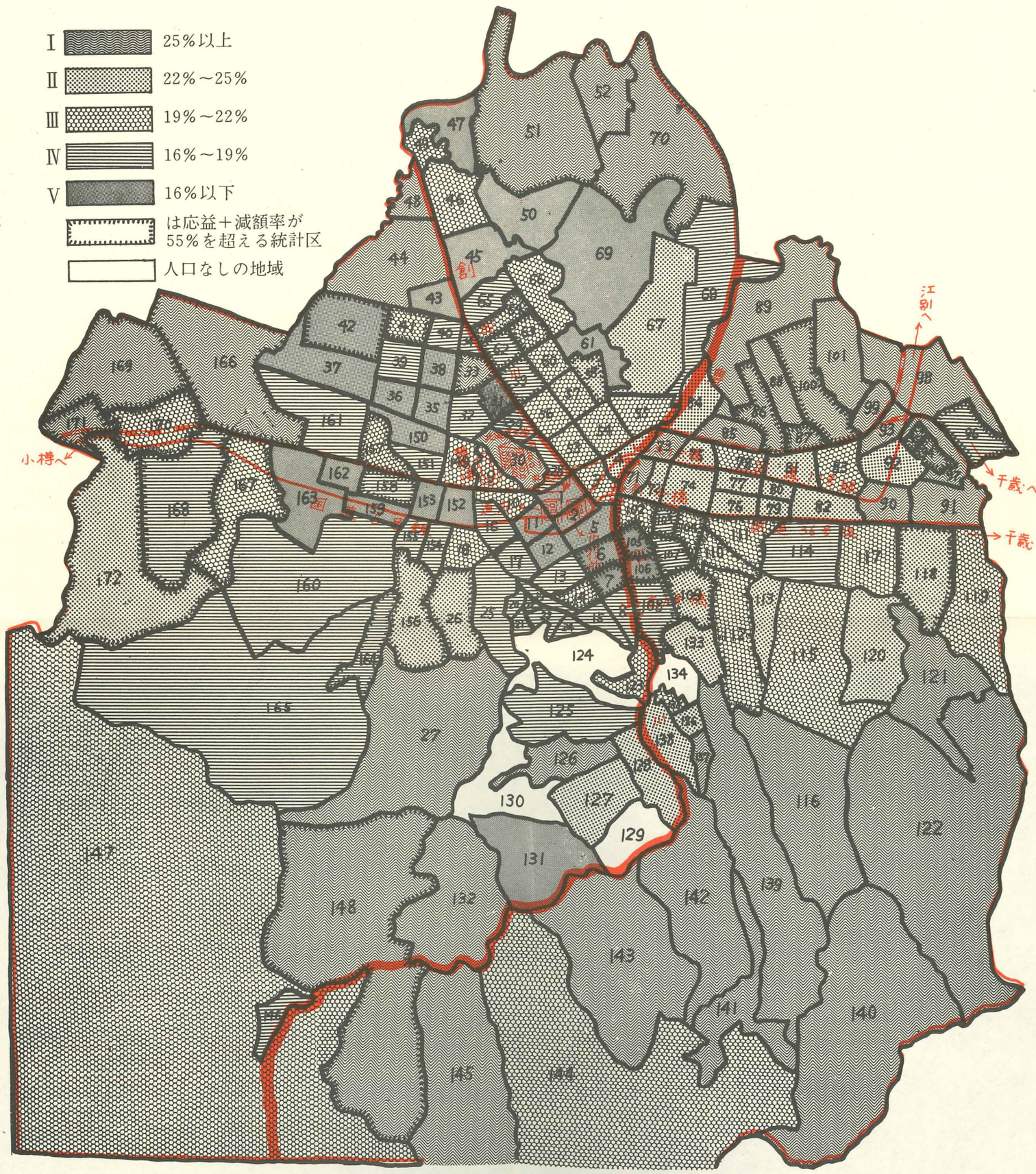
生活保護率（世帯）千分比（昭和45年10月）

昭和45年10月現在400世帯以上の統計区についての生活保護率



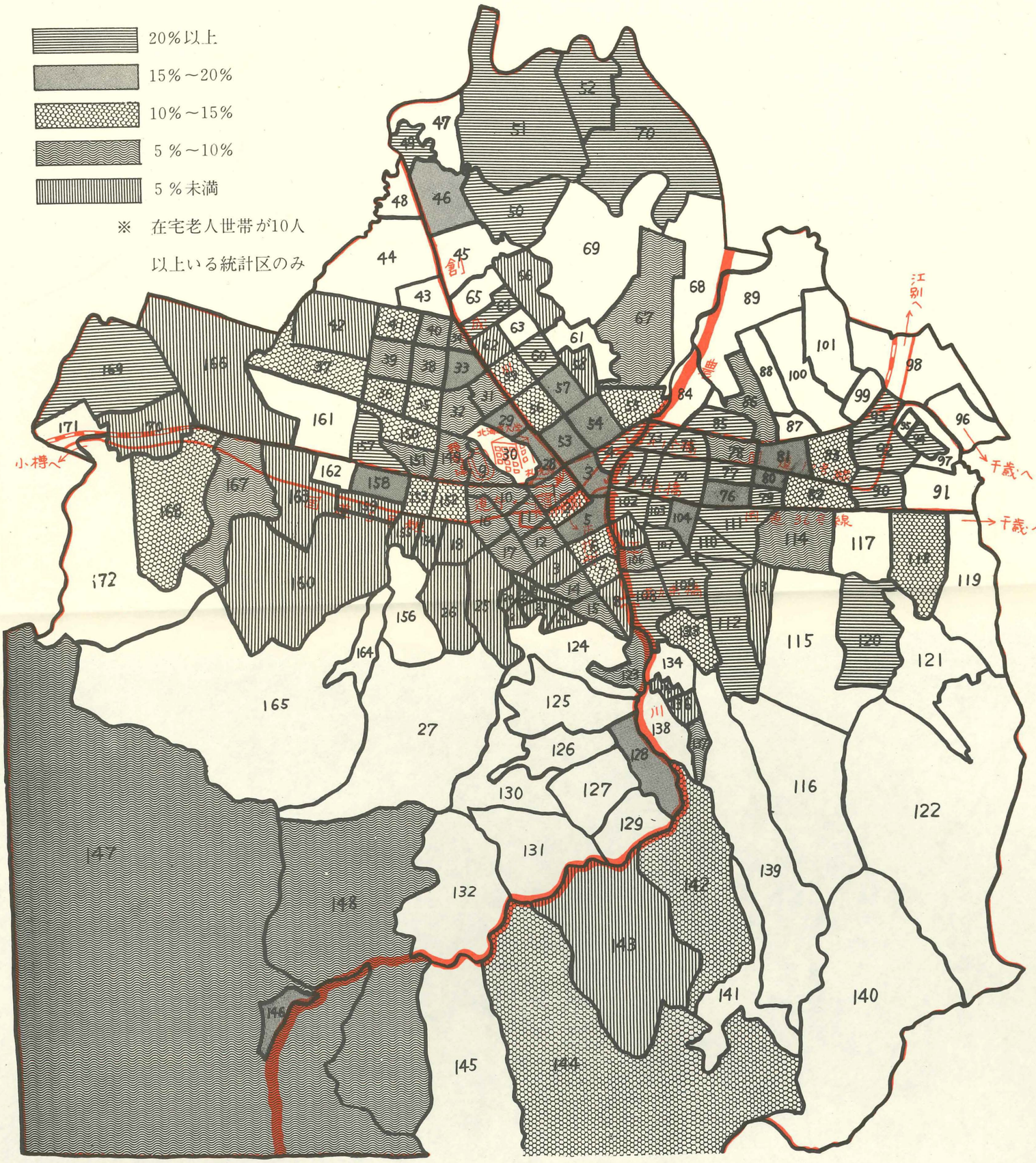
第１－２図

国民健康保険保険料減額世帯率（昭和48年３月）



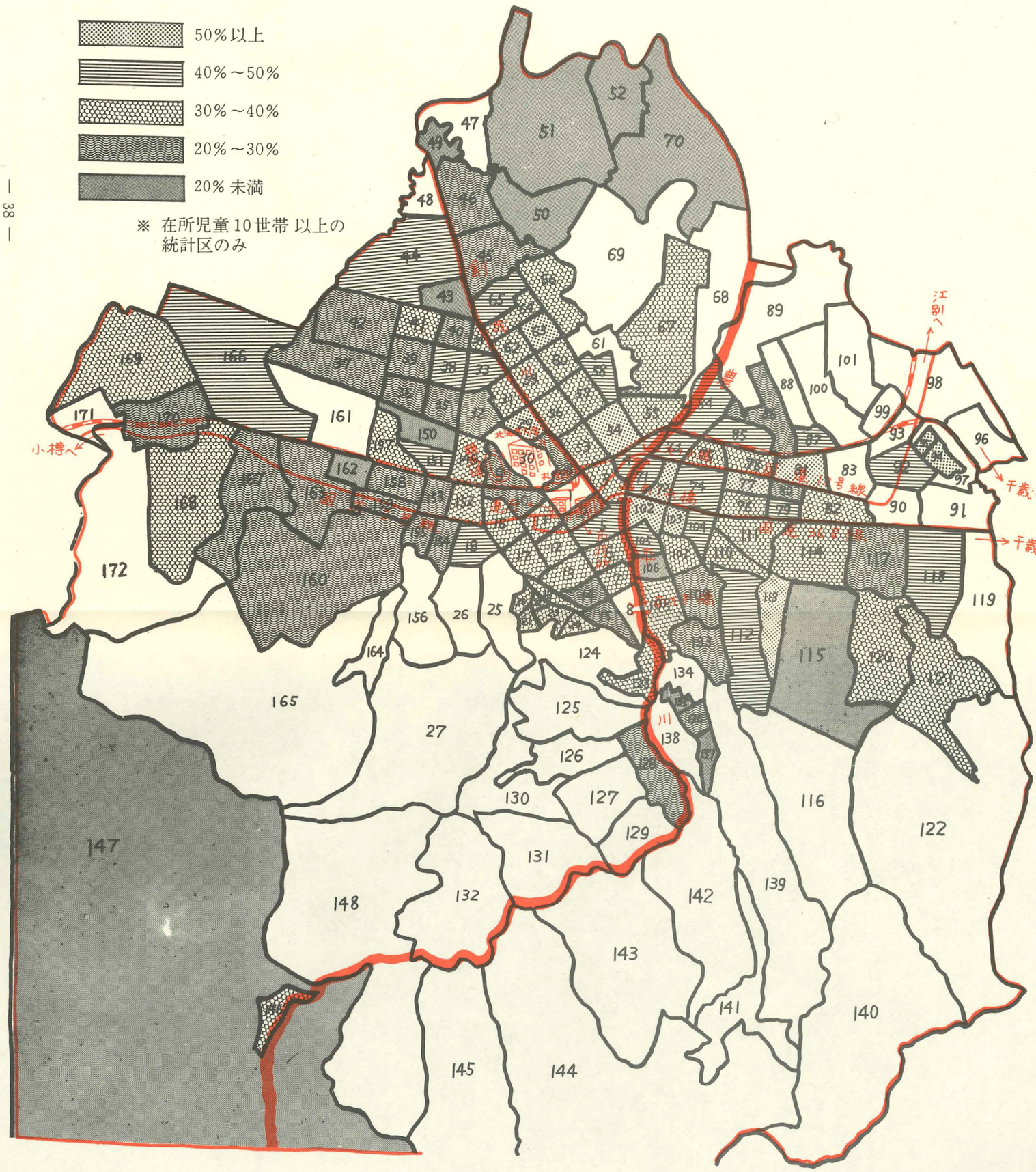
第１－３図

在宅老人世帯(65才以上)の生活保護受給率(昭和47年５月)



第１－４図

保育所低額保育料世帯（A. B. C_1 階層）（昭和48年３月）

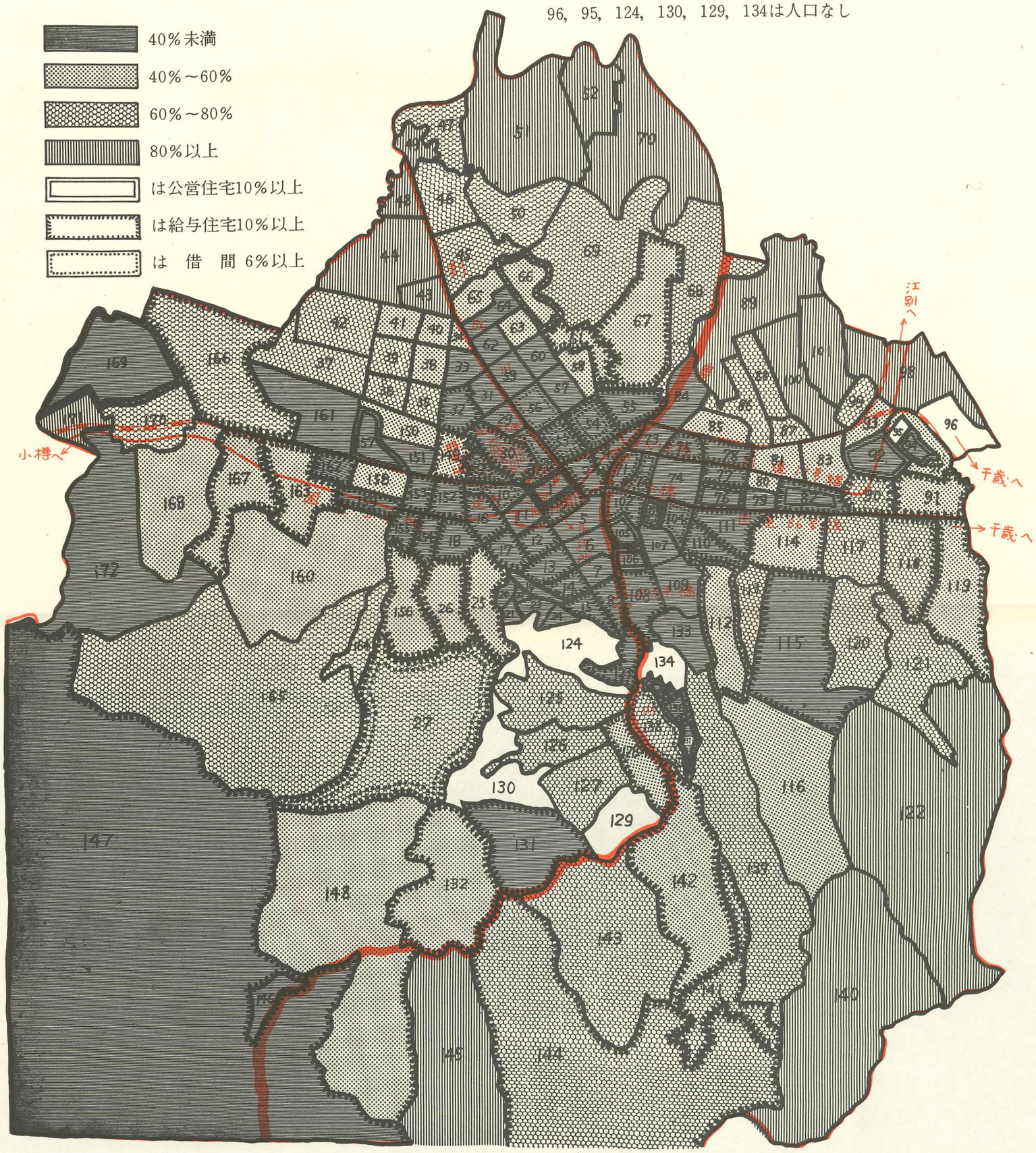


第１－５図

持ち家率（昭和45年10月）

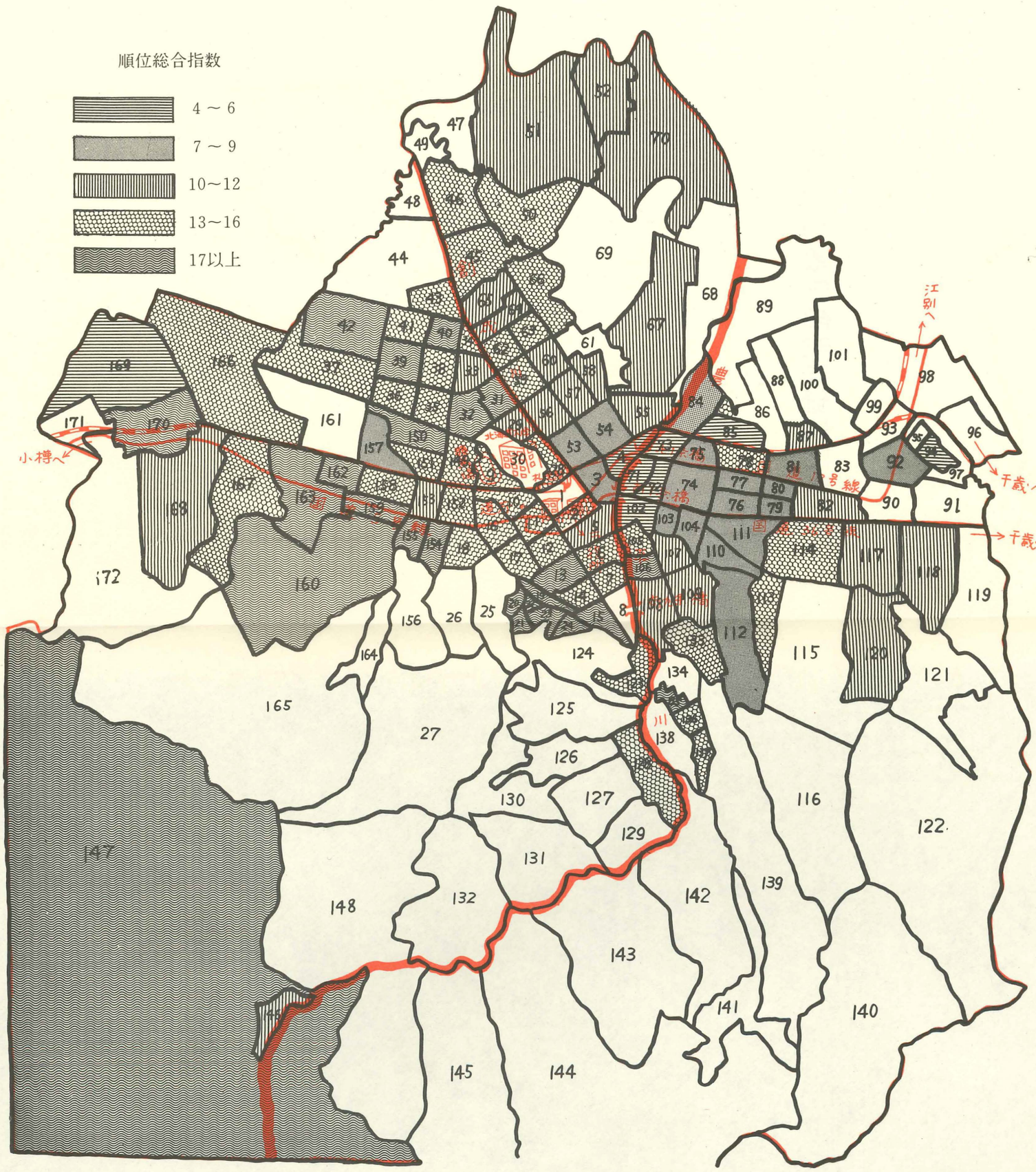
昭和45年10月現在の空白部分
96, 95, 124, 130, 129, 134は人口なし

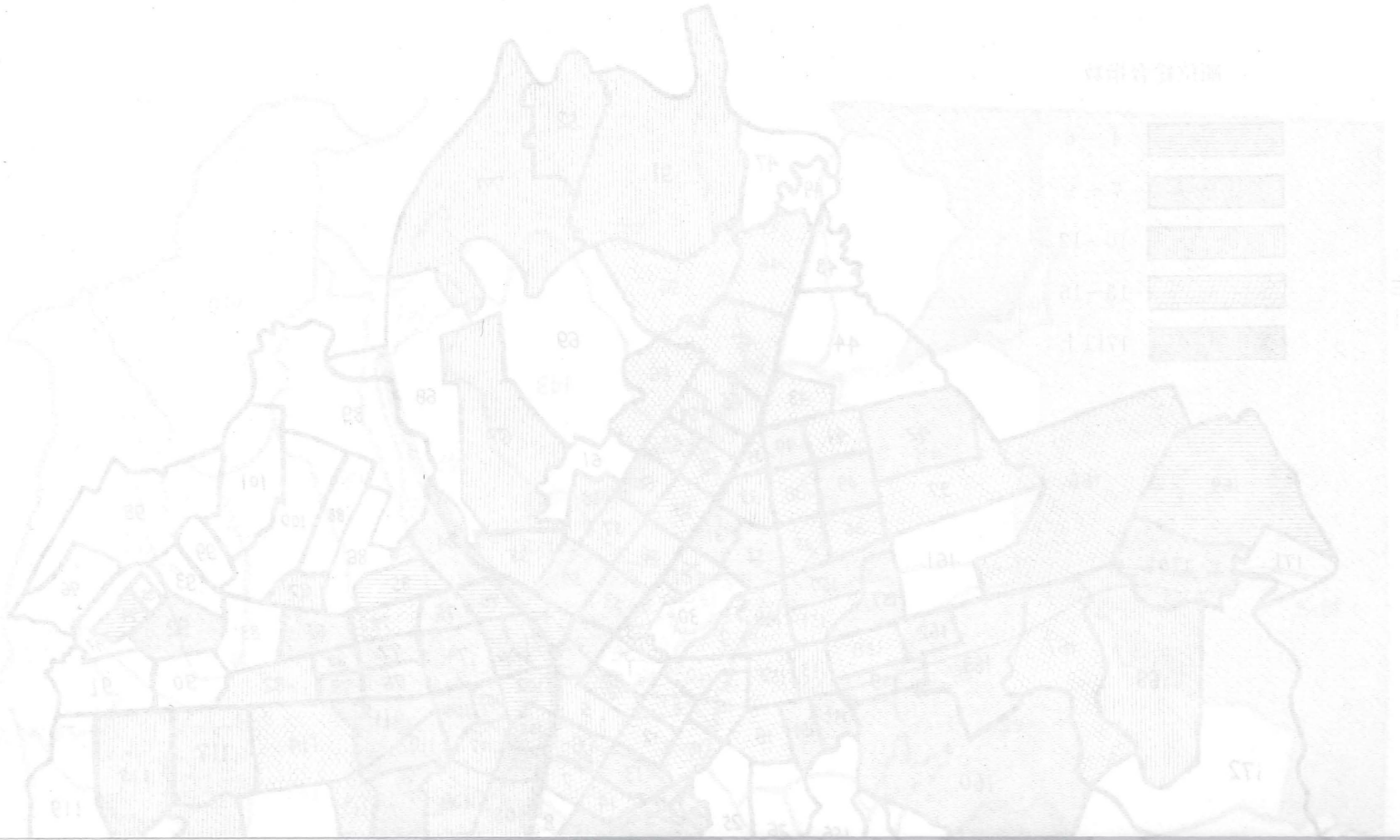
40％未満
40％～60％
60％～80％
80％以上
は公営住宅10％以上
は給与住宅10％以上
は　借　間 6％以上



第１—６図

各指標(保護率,国保減額率,保育所低所得率,在宅老人保護率)順位総合図





第２部　一般世帯および被保護世帯調査結果

第２部　一般世帯および被保護世帯調査結果

第１章　調査の目的

我々は、第1部で、ひとまず低所得層を政策的概念で把え、低所得層のうちに生活保護層をも含めて、生活保護率、国民健康保険料減額世帯率、保育所低額保育料世帯などの指標について、117の国勢調査統計区のランクづけをして、札幌における低所得層の相対的分布図を作成したが、48年度から49年度にかけては、上記の低所得層分布図から低所得層が相対的に多く集積しているとみられる６地区（第２章でしめされる）を選定して、当該地区の生活保護世帯を除く世帯について、抽出面接調査を実施するとともに、その調査地区内の全保護世帯の家庭状況に関する資料を札幌市の各区社会福祉事務所に依頼して収集した。

一般世帯の調査の目的は、都市における保護世帯を除く低所得層の量的測定およびその性質を知ろうとするものであり、保護世帯の調査は、低所得層と対比し、低所得層との同質性あるいは異質性を検討する資料とするためにおこなわれたものである。

第２章　調査の方法

１．調査対象の選定

第１部の操作的総合指標により低所得度のもっとも高い地区（レベルⅠ）は、以下の８地区であった。統計区番号94青葉町、102豊平地区、71菊水西町・北町、72菊水南町・東町、73菊水上町、85白石南郷、169手稲山口、４苗穂地区。

この８地区から、市中央部で、豊平川に接し、昔から低所得層が多いといわれている102、71、72、73、４、および新興住宅地区であって、公営の低所得層向住宅などを含む94、85、169、の中から94と169を調査対象とした。157琴似発寒地区は、低所得度はレベルⅡであるが鉄工団地に隣接し、中小製造業従業員、炭砿業からなどの市外流入者が多いことなど特異な性格をもつ地域として調査対象に入れた。

注）　周辺農村部は、人口数が少ないために総合指標によって低所得度を示さなかったが、国保保険料減額あるいは免除世帯の比率などからみて、低所得層が多いと推定されたので、７統計区を選定して調査を実施したが、７地区総計で回収調査票数が113で、分析対象数としては少なすぎるので、今回は集計から除外した。

調査地区名と一般世帯および保護世帯調査数はつぎのとおりである。

統計区番号	地区名	昭和45年国勢調査による世帯数	一般世帯調査数 (　)内45年世帯対比	保護世帯調査数
4	苗穂地区	1,928	113（5.9％）	58
都 102	豊平地区	5,198	286（5.5％）	300
市 71	菊水西町・北町	4,547	262（5.8％）	350
94	青葉町	2,790	198（7.1％）	143
部 169	手稲山口	835	79（9.5％）	90
157	琴似発寒	2,555	221（8.6％）	121
小計		17,853	1,159（6.5％）	1,062

一般世帯調査は、面接によっておこない、調査員は、北大教育学部教育計画ゼミナールと北星大学文学部社会福祉学科白沢ゼミナールの学生諸君がおこなった。

当初、都市部については、9分の1無作為抽出で、選挙人名簿から2,259世帯を調査リストに載せた。しかし、調査拒否はほとんどなかったが、調査人名簿作成時から調査時（昭和48年11月以降）までの時間のずれがあったことなどのために、転居したものが多く、数度訪問しても調査対象が留守であるなど止む得ざる事情のために、または記名不備によって最終的に分析の対象としたのは、1,159世帯であった。

抽出対象となった世帯主と、最終的に分析対象となった世帯主の年令分布を対比するとつぎのようになっている。(この場合の世帯主は、選挙人名簿筆頭記載者)

世帯数 / 世帯主年代	抽出対象世帯数		分析対象世帯数		B－A
	実数	% (A)	実数	% (B)	
20代	403	17.8	165	14.2	－ 3.6
30〃	681	30.1	333	28.7	－ 1.4
40〃	544	24.1	286	24.7	＋ 0.6
50〃	320	14.2	193	16.7	＋.2 5
60代以上	311	13.8	182	15.7	＋ 1.9
計	2,259	100.0	1,159	100.0	

以上のように分析対象の世帯主の年令構成・比率をみると、抽出対象世帯主のそれに比べて、20および30代の若年層ではやや低く、50代および60代以上の高令層ではやや高くなっている。このような、年令構成のずれが低所得層世帯の測定にどの程度影響するかを推計するためにつぎのような試算をおこなった。

分析対象世帯の世帯主年令構成が、抽出対象世帯のそれと全く同じであったと仮定すると、世帯主年令別分析対象世帯数は、つぎのとおりになる。

世帯数 / 世帯主年代	〔1〕分析対象世帯数		〔2〕世帯主年令構成が抽出対象世帯と同じであると仮定した場合の分析対象世帯数		(A) － (B)
	実数 (A)	%	実数 (B)	%	
20代	165	14.2	206	17.8	－41
30〃	333	28.7	349	30.1	－16
40〃	286	24.7	279	24.1	＋7
50〃	193	16.7	165	14.2	＋28
60代以上	182	15.7	160	13.8	＋22
	1,159	100.0	1,159	100.0	0

〔1〕および〔2〕が、同じ低所得層世帯比率分布であると仮定した場合、〔1〕と〔2〕の全世帯の低所得層比率の差が少ないときは、両者の世帯主の年令構成のちがいによる低所得層量の測定結果に対する影響はあまりないということができる。

そこで、世帯の所得階層をⅠからⅤ階層に分けて、ⅠおよびⅡ階層を低所得層として、各世帯主の年令別所得階層別の世帯分布比率がつぎのようなものであると仮定する。　注)

（仮定世帯主年令別所得階層別世帯分布比率）

世帯主年令＼所得階層	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	計
20　代	15 (8.6)	46 (26.4)	67 (38.5)	20 (11.5)	26 (14.9)	174 (100.0)
30　〃	35 (9.3)	111 (29.5)	114 (30.3)	57 (15.2)	59 (15.7)	376 (100)
40　〃	23 (7.7)	53 (17.7)	99 (33.1)	44 (14.7)	80 (26.8)	299 (100)
50　〃	9 (5.3)	13 (7.6)	33 (19.3)	35 (20.5)	81 (47.4)	171 (100)
60 代 以 上	33 (23.7)	19 (13.7)	27 (19.4)	15 (10.8)	45 (3 .4)	139 (100)
〃　計	115 (9.9)	242 (20.9)	340 (29.3)	171 (14.8)	291 (25.1)	1,159 (100)

注）　ここでは、仮定としたが、世帯の最多収入者を世帯主とした実際の所得階層分布である。第2部第3章1．低所得層の測定参照

上記の仮定世帯主年令別所得階層別世帯分布比率を、〔1〕および〔2〕に掛けた結果はつぎのとおりである。

〔1〕　分析対象世帯仮定世帯主年令別所得階層別世帯数

世帯主年令＼所得階層	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	計
20　代	14	44	63	19	25	165※
30　〃	31	98	101	51	52	333
40　〃	22	51	94	42	77	286※
50　〃	10	15	37	40	91	193
60 代 以 上	43	25	35	20	59	182
計	120 (10.4)	233 (20.1)	330 (28.5)	172 (14.8)	304 (26.2)	1,159 (100.0%)

注）　※印は、世帯総計が過大もしくは過小になった年代であるが、%としてはほとんど問題とするに足りないほど僅少なので、すべてⅢ階層で調整してある。下表の場合も同じである。

〔2〕　世帯主年令構成が抽出対象世帯と同じであると仮定した場合の分析対象世帯仮定所得階層世帯数

世帯主年令＼所得階層	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	計
20　代	18	54	79	24	31	206
30　〃	32	103	106	53	55	349※
40　〃	21	49	93	41	75	279※
50　〃	9	13	31	34	78	165※
60 代 以 上	38	22	31	17	52	160
計	118 (10.2)	241 (20.8)	340 (29.3)	169 (14.6)	291 (25.1)	1,159 (100)

これによると、〔1〕の場合、Ⅰ階層は10.4％、〔2〕では10.2％で、その差は0.2％にすぎず、また、Ⅱ階層では、それぞれ20.1％、20.8％で、その差は0.7％にとどまっている。

したがって、抽出対象世帯と最終的に分析対象とした世帯の世帯主の年令構成の相異による低所得層世帯推計の誤差は、ⅠおよびⅡ階層合わせても0.9％でほとんど測定結果に影響を及ぼしていないとみてよかろう。

調査時期は、昭和48年11月から49年2月にかけてである。調査事項は、附録資料の調査票の通りで、48年11月現在の世帯状況について訊ねた。面接にあたっては、就労状況――被傭者では、職種、就労先業種および規模、自営業では、事業内容など――、と収入について、可能な限り具体的、かつ正確に聞くように注意した。収入については、48年10月の月収と年間収入の両方を質問した。そのうち、被傭者にあっては、10月の月収を採用した。自営業者、年金生活者では、10月の月収と年間収入を勘案して、平均月収を出して採用している。被傭者で10月の月収を採用したのは、被傭者の収入が比較的毎月コンスタントであること、および調査時になるべく近い時点の収入を聞く方が真実の答を得る確率が高いとおもわれるからである。また、ボーナス等の臨時収入を除外したのは、それらは資産形成あるいは将来の生活に対処する蓄積分とみなされるべきものと考えたからである。

収入額が常識からみて誤りがあるとおもわれる場合は、関連業種や職種の一般収入水準と照合し、明らかに間違いと判定されたときは、収入は不明として処理するなど慎重を期したが、聞き取り調査による収入調査に一定の限界があることは否めない。しかし、後段に述べるように、生活保護基準と対照して所得ランクを設定する際には、かなり広いレンジをとって、聞き取り誤差に弾力性をもたせており、かつ、職業、家族構成、家屋所有状況などの諸指標と関連づけながら、その有効性を検討しながら分析に使用しているので、低所得層の量の近似的測定およびその存在形態の究明の最初の手掛りとしては、充分な価値をもっているとおもわれる。

低所得度ランクで高い地域を調査対象としたのは、低所得層のあらゆる存在形態をもれなく把握するためであって、そのために、これらの諸地区の調査結果から、札幌市全体の低所得層の絶対量を推計　れば、やや過大にでてくる可能性をもっている。しかし、ここで低所得層であることを示す諸指標の有効性、あるいは限界がある程度明らかになれば、諸既存資料を使って札幌市全体の低所得層の量を推計することができるであろう。またその推計の際には、我々の作製した低所得層の地域的分布図は有力な参考資料となるであろう。

2．低所得層の測定基準

ここで低所得層は、貧困層としての生活保護層に、所得その他の多くの面で類似した性格をもち、病気・事故・老令等による世帯稼得能力の喪失あるいは低下があれば、直ちに公的扶助を受けざるを得ない世帯グループを意味する。

我々は、このような低所得層測定の基準を、「生活保護基準」に求め、それに各世帯の総所得を照合し、一定の倍率にしたがって世帯を分類し、各所得階層別の世帯主・世帯員の職業、学歴、家族構成、家屋所有状況その他の諸特性を分析した。

生活保護基準を「最低生活費」にリンクさせて、低所得の量と特質を把握する方法を採用した代表的な研究調査としては、イギリスのアーベル・スミスおよびP・タウンゼント両教授のものと、日本では、江口英一教授が東京の中野区を対象としておこなったものがある。注）1.2.

注）1　Abel Smith and P. Townsend “The poor and poorest” 1965

2　江口英一“都民の社会階層構造とその変動”（下）東京都企画調整局　1973

江口教授は、保護基準を世帯所得に照合するに当って、操作的な方程式をつくって、その方程式

に世帯人員をあてはめ、世帯員数別の「保護基準」を算出している。これは、東京都中野区に保管されている住民記録にもとづく大量観察（対象世帯 101,901）では、充分な有効性をもっている方法である。[注)] しかし、操作的であるために、現実の家族状況と適用される保護基準にある程度の乖離が生まれてくる。たとえば、義務教育通学児童がいない世帯に教育扶助が加算されるなどである。

注）　前掲書P 17～21参照、世帯に適用される一年分の生活保護基準の算出方程式は、つぎのようなものである。

｛（10,750円×人数＋21,250円）×12ケ月｝

我々の調査世帯数は1,159で、世帯状況に関する情報もあるので、１世帯毎に保護を受けると仮定した場合、どの位の金額になるかを算出することは、かなり骨の折れる仕事ではあるが、不可能なことではない。勿論、このような作業をしても、下記のように諸々の限界はあるが、少しでも仮定と実態の差をうめるために煩雑なことではあったが、１世帯毎に、カードをつくり、扶助を支給される場合の仮定保護費総額を算出した。(附録資料―２．参照)

保護費を算出する方法は、つぎの通りである。

① 生活保護基準は、昭和48年10月１日物価改訂のため変更、１級地札幌市の基準を用いた。これは29次改訂（昭和48年４月１月）のものに当る。

(2) 扶助の種類は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の７つであるが、医療扶助以下は非経常的経費であるので、生活扶助、教育扶助、住宅扶助の３つだけを含めることにした。

(イ) 生活扶助は、第１類と第２類に分かれており、第２類は、世帯人員別にきめられている。（附録資料１―物価改訂のため変更１級地札幌市の基準表―参照)。この額を、各世帯毎に、世帯構成人員の年令・性別にあてはめカードに記入した。

(ロ) 教育扶助は、その世帯に義務教育就学中の児童がいる場合支給されるものであるが、附録資料1で準教材となっているものは、不定かつ低額（100円未満）ないで無視したが給食費の支給は、実費扶助、すなわち小学生は月1,200円、中学生は月200円を加えた。すなわち、学用品代＋給食費実費を教育扶助の中味とした。

(ハ) 住宅扶助費は、その世帯が自己所有の家に居住している場合は、全く付けず、その世帯が家賃を払っているときは、その家賃をそのままとった。しかし、住宅扶助の上限は月 8,500 円なので、もしその世帯が月 8,500 円以上の家賃を払っている場合はすべて住宅扶助はその上限月8,500円に止めた。

(ニ) 各種加算

a） 母子加算、月4,300円、児童が１人増すごとに月400円上づみ。

b） 障害者加算、月5,500円（等級があるが、ここではその基本額をとった。）

c） 各種加算のうち、妊産婦加算、産婦加算はこの調査では確認しようがなかったので除外した。

d） 冬期加算及び暖房用燃料費支給については、冬期加算は札幌市の場合11月から3月までの5月間、世帯員数別につぎのように支給される。

１人世帯……月 4,100円

２～３人世帯……月 5,250円

４人以上の世帯……月 5,850円

(ホ) 勤労控除について

勤労控除は、職種（３分類）による控除、すなわち業種別基礎控除と収入金額別基礎控除がある。ここでは、世帯毎に、勤労控除を含めた保護費、及びそれを抜いた保護費の両方を算出した。（下表参照）

世帯員数別仮定保護費　　（全世帯平均）

保護費 ＼ 世帯人員	仮定保護費 A保護費（勤労控除を除いたもの）	仮定保護費 B保護費（勤労控除を含めたもの）	B／A × 100
1　人	34，039 円	44，696 円	131
2　人	48，406	65，172	135
3　人	59，719	80，130	134
4　人	73，324	94，699	129
5　人	82，061	113，217	138
6　人	98，807	126，860	128
7　人	110，612	147，084	133
8　人	127，802	177，616	139

勤労控除を含めた保護費Bは、48年11月現在で、生活保護基準の支給規定範囲でのほぼ最高支給可能額を示すものといってよい。しかし、これはあくまで可能額であって、生活保護は、現在、賃金・利潤の補給として機能しているものではなく、現実の保護世帯は、そのほとんどが非稼働世帯であり、保護の適用を受ける具体的契機は、世帯の稼得能力の喪失である場合が多く、実際に支給されている保護費は、勤労控除を除いた保護費Aにより接近していると考えられる。

そこで仮定保護費Ａを100とする仮定保護費Ｂの割合をみると、大体130から140の間に分布している。これからみると保護費支給の仮定的最高可能水準は、仮定保護費A を100とすれば、140附近にあると考えられる。

さらに、低所得層対策である世帯更生資金貸付の調査時点における所得制限額が、生活保護基準（各種加算と基礎控除など一切を除いたもの）の約1.5倍にあたる。したがって、ここでの保護費算定額には、各種加算を含んでいるので、保護費Ａに対する所得制限額の世帯更生資金の倍率は、1.5より若干低くなるはずである。以上２つの点を考慮して、保護費Aを100として世帯所得が140未満の世帯を低所得層にあるものとした。注）

注）　前掲書 Able Smith 等の研究では、生活扶助＋家賃扶助だけの厳密な扶助基準の1.4倍未満を貧困層としている。

第３章　一般世帯の調査結果

１．低所得層の測定

各調査世帯の月額総所得を前述の勤労控除分を含まない保護費算定額A を100として、～99（所得階層Ⅰ）100～139(所得階層Ⅱ)140～199(所得階層Ⅲ)200～249(所得階層Ⅳ)250～（所得階層Ⅴ）の５階層に分類した結果が、表２－１および図２－１である。

全体としてみれば、Ⅰ階層9.9％、Ⅱ階層20.9％、Ⅲ階層29.3％、Ⅳ階層14.8％、Ⅴ階層25.1％で、保護費算定額A に対して 140 ％未満（Ⅰ＋Ⅱ階層）の世帯は30.8％である。世帯員のうちの最多収

入者が男女いずれかであることによって、世帯を分類し所得階層の分布をみると、男女最多収入者世帯では、Ⅰ階層 8.2%、Ⅱ階層20.6%、Ⅲ階層30.0%、Ⅳ階層14.8%、Ⅴ階層26.4%となっている。また、女子最多収入者世帯では、Ⅰ階層23.6%、Ⅱ階層22.8、Ⅲ階層24.4%、Ⅳ階層14.2%、Ⅴ階層15.0%となっている。両世帯類型を比較すると、Ⅰ階層に属するものが女子最多収入者世帯で極めて多いことが目立っている。ⅠおよびⅡ階層を合わせると、男子最多収入者世帯は、28.8%であるのに対して、女子最多収入者世帯は46.4%で、後者に低所得世帯が多いことをしめしている。

全体としてⅠ＋Ⅱ階層を合せれば、調査対象の3分の1以上がここでの低所得層基準以下に入っていることは注目に値する事実であろう。とくに9.9%(男子最多収入者世帯では 8.2%、女子最多収入者世帯では23.6%）の世帯が、厳密な保護基準と同等あるいはそれ以下の所得しかないことは今後検討を要する課題であろう。

今回の調査では、測定の対象となっている世帯所得からボーナスなどの非経常的所得が除外されていること、あるいは資産を測定するにあたって考慮に入れていない。したがって、ここでⅠ階層に入っているとしても、それが直ちに生活保護の受給資格の取得につながるものではない。しかし、月々の生活を賄う経常的所得が保護基準以下であるとすれば、それらの世帯は、少なくとも所得面から判断すれば生活保護層と同位的存在であり、防貧対策をもっとも緊急に必要とするグループである。注)

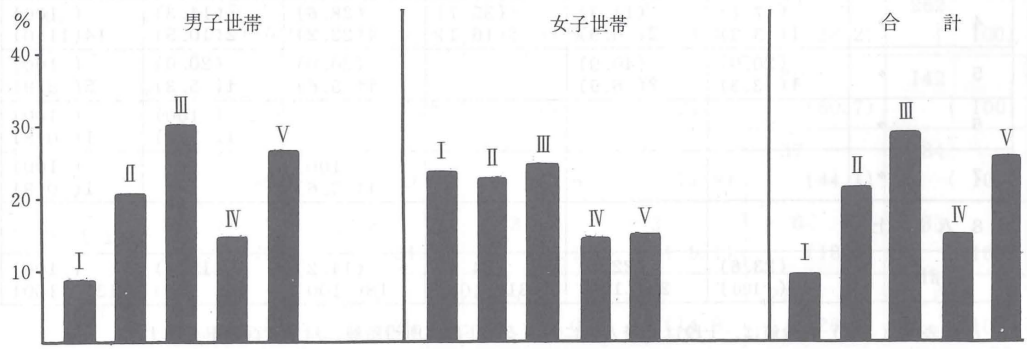
注)　前掲江口報告では、「低所得、不安定階層生活基準」(生活保護基準）の10割未満の世帯は、男子世帯で21.4%、女子世帯で44.3%、14割未満をとればそれぞれ37.3%、63.8%となっている。(ただし、不課税世帯は除外してある。)

第２－１表　最多収入者男女別所得階層別世帯数

所得階層※	最多収入者男子世帯		最多収入者女子世帯		合計	
	世帯数	%	世帯数	%	世数数	%
Ⅰ（　～99）	85	8.2	30	23.6	115	9.9
Ⅱ（100～139）	213	20.6	29	22.8	242	20,9
Ⅲ（144～199）	309	30.0	31	24.4	340	29.3
Ⅳ（200～249）	153	14.8	18	14.2	171	14.8
Ⅴ（250～　）	272	26.4	19	15.0	291	25.1
計	1,032	100	127	100	1,159	100

※勤労控除分を含まない生活保護基準を100とする所得階層

第２－１図　最多収入者男女別所得階層別世帯分布比率



つぎに、最多収入者の男女別および世帯人員別に所得階層分布との関係をみてみよう。(第２－２表・第２－２図参照) 男子世帯については、１人世帯から２、３人世帯へと保護基準に対して 140％以下の所得水準の世帯数は減少するが、４、５人世帯では増加に転じ、６人世帯からは再び減少し、８人以上の世帯では、最下層のⅠ階層は全くなくなり、Ⅱ階層以下の比率は最小となり、世帯人員が大きくなるにつれて低所得層がやや減少する傾向がみえる。これに対して、女子世帯でも調査対象が過少な５人以上の世帯を除いてみると、１、２、３、４人と世帯人員が多くなるにつれてⅠおよびⅡ階層の世帯が減少する傾向を示している。ここで注目すべきは、女子世帯の１人および２人世帯でⅠ・Ⅱ階層のものが、各総世帯数の半数以上もおり、さらにそのまた半数以上が厳密な保護基準以下の所得水準でしかないⅠ階層であることである。これは、最多収入者が男子である世帯に比して、単身および少数家族の最多収入者が女子である世帯の生活条件が厳しいことを物語っている。

第２－２表　最多収入者男女別世帯人員別所得階層別世帯数

（最多収入者男子世帯）

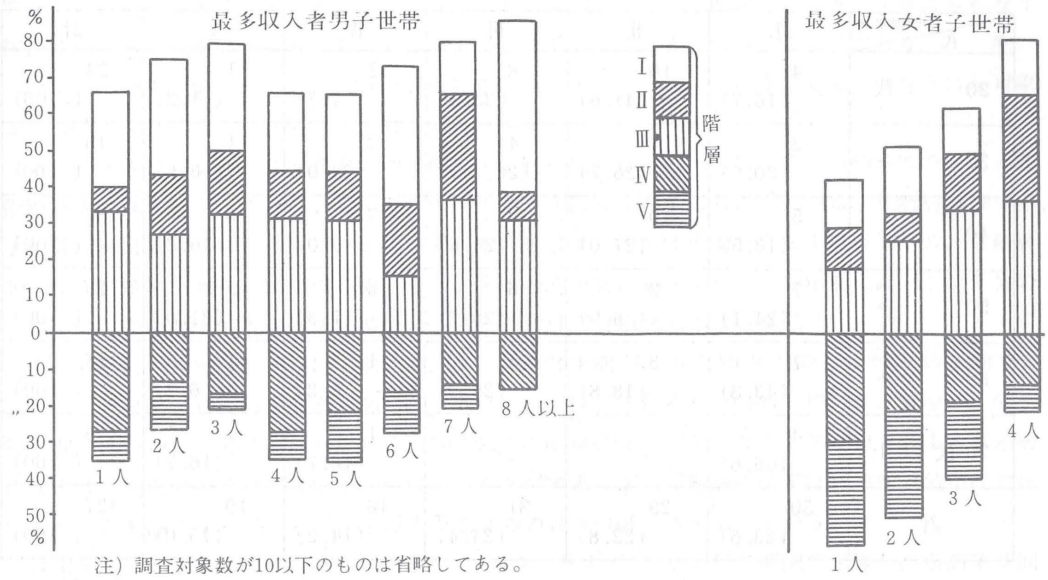
世帯人員＼所得階層	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	計
1　人	(7.9) 3(3.5)	(26.3) 10(4.7)	(34.2) 13(4.2)	(5.3) 2(1.3)	(26.3) 10(3.7)	(100) 38(3.7)
2　〃	(12.8) 19(22.4)	(12.8) 19(8.9)	(26.8) 40(12.9)	(16.1) 24(15.7)	(31.5) 47(17.3)	(100) 149(14.4)
3　〃	(3.8) 9(10.6)	(16.7) 40(18.8)	(32.5) 78(25.2)	(17.9) 43(28.1)	(29.1) 70(25.7)	(100) 240(23.3)
4　〃	(7.3) 27(31.7)	(26.6) 98(46.0)	(31.0) 114(36.9)	(13.1) 48(31.4)	(22.0) 81(29.8)	(100) 368(35.6)
5　〃	(13.3) 19(22.4)	(21.7) 31(14.6)	(30.8) 44(14.3)	(12.6) 18(11.8)	(21.6) 31(11.4)	(100) 143(13.8)
6　〃	(10.5) 7(8.2)	(16.4) 11(5.2)	(16.4) 11(3.6)	(19.4) 13(8.5)	(37.3) 25(9.2)	(100) 67(6.5)
7　〃	(7.1) 1(1.2)	(14.3) 2(0.9)	(35.7) 5(1.6)	(28.6) 4(2.6)	(14.3) 2(0.7)	(100) 14(1.4)
8 人 以 上		(15.3) 2(0.9)	(30.8) 4(1.3)	(7.7) 1(0.6)	(46.2) 6(2.2)	(100) 13(1.3)
計	(8.2) 85(100)	(20.6) 213(100)	(30.0) 309(100)	(14.8) 153(100)	(26.4) 272(100)	(100) 1,032(100)

（最多収入者女子世帯）

世帯人員＼所得階層	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	計
1　人	(28.9) 13(43.3)	(28.9) 13(44.8)	(17.8) 8(25.8)	(11.1) 5(27.8)	(13.3) 6(31.6)	(100) 45(35.4)
2　〃	(28.6) 8(26.7)	(21.4) 6(20.7)	(25.0) 7(22.6)	(7.1) 2(11.1)	(17.9) 5(26.3)	(100) 28(22.1)
3　〃	(21.2) 7(23.3)	(18.2) 6(20.7)	(33.3) 11(35.5)	(15.2) 5(27.8)	(12.1) 4(21.0)	(100) 33(26.0)
4　〃	(7.1) 1(3.3)	(14.3) 2(6.9)	(35.7) 5(16.1)	(28.6) 4(22.2)	(14.3) 2(10.5)	(100) 14(11.0)
5　〃	(20.0) 1(3.3)	(40.0) 2(6.9)		(20.0) 1(5.6)	(20.0) 1(5.3)	(100) 5(3.9)
6　〃					(100) 1(5.3)	(100) 1(0.8)
7　〃				(100) 1(5.6)		(100) 1(0.8)
8 人 以 上						
計	(23.6) 30(100)	(22.8) 29(100)	(24.4) 31(100)	(14.2) 18(100)	(15.0) 19(100)	(100) 127(100)

注）表中（　　）内数値は、上段は世帯人員に対する、下段は所得階層に対する百分率を示す。

第２－２図　最多収入者男女別世帯人員別所得階層別世帯比率



注）調査対象数が10以下のものは省略してある。

最多収入者が女子である世帯の苦しい生活状況は、最多収入者の年代別に所得階層の分布をみた第２－３表、第２－３図からもうかがうことができる。最多収入者女子世帯にあっては、いずれの年代においてもⅠ＋Ⅱ階層の比率が最多収入者男子世帯より高く、そのなかで最下層であるⅠ階層のものが多くなっている。年代別の推移をみると、最多収入者男子世帯では、20代から30代にかけてⅠ＋Ⅱ階層は増加するが、40代から50代にかけては減少し、その一方、最上位のⅤ階層は増加する。60代から再びⅠ＋Ⅱ階層はやや増加するが、その比率は、40代とほぼ同水準にとどまっている。

70代に入って、Ⅰ階層39.4％、Ⅱ階層24.2％、両者計63.6％となり、低所得層のものが急激に増加する。

第２－３表　最多収入者男女別年代別所得階層別世帯数

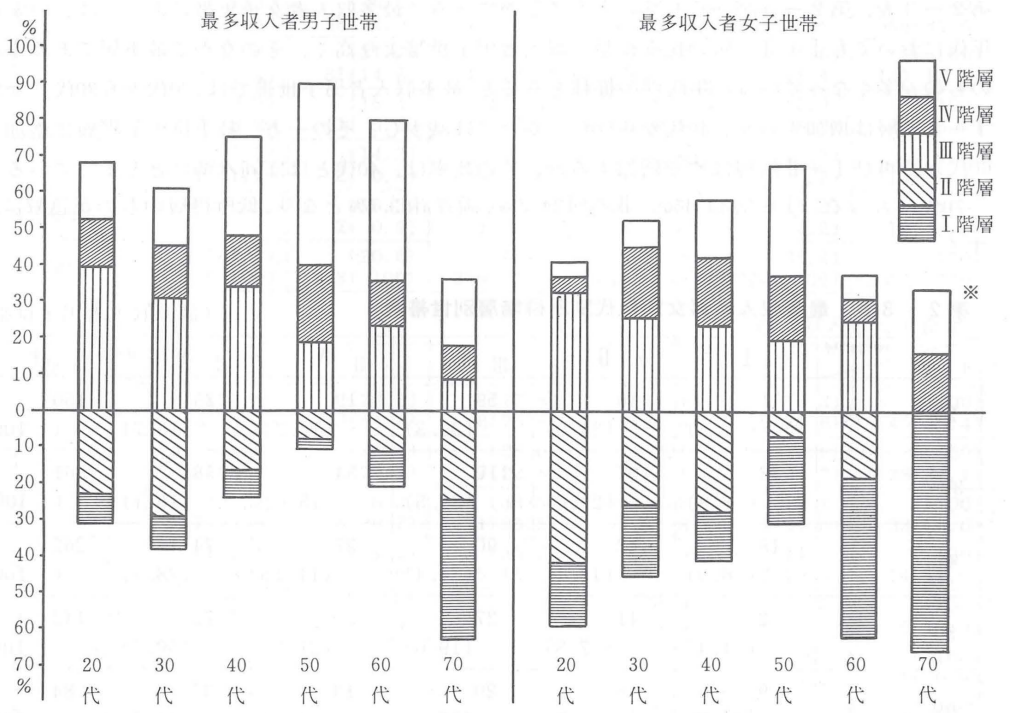
（最多収入者男子世帯）

年代＼所得階層	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	計
20　代	11 (7.3)	36 (24.0)	59 (39.3)	19 (12.7)	25 (16.7)	150 (100)
30　〃	32 (8.8)	107 (29.6)	110 (30.5)	54 (15.0)	58 (16.1)	361 (100)
40　〃	18 (6.9)	43 (16.4)	90 (34.4)	37 (14.1)	74 (28.2)	262 (100)
50　〃	2 (1.4)	11 (7.8)	27 (19.0)	30 (21.1)	72 (50.7)	142 (100)
60　〃	9 (10.7)	8 (9.5)	20 (23.8)	10 (11.9)	37 (44.1)	84 (100)
70代以上	13 (39.4)	8 (24.2)	3 (9.1)	3 (9.1)	6 (18.2)	33 (100)
計	85 (8.2)	213 (20.6)	309 (30.0)	153 (14.8)	272 (26.4)	1,032 (100)

（最多収入者女子世帯）

年代＼所得階層	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	計
20代	4 (16.7)	10 (41.6)	8 (33.3)	1 (4.2)	1 (4.2)	24 (100)
30〃	3 (20.0)	4 (26.7)	4 (26.7)	3 (20.0)	1 (6.6)	15 (100)
40〃	5 (13.5)	10 (27.0)	9 (24.3)	7 (19.0)	6 (16.2)	37 (100)
50〃	7 (24.1)	2 (6.9)	6 (20.7)	5 (17.3)	9 (31.0)	29 (100)
60〃	7 (43.8)	3 (18.8)	4 (25.0)	1 (6.2)	1 (6.2)	16 (100)
70代以上	4 (66.6)			1 (16.7)	1 (16.7)	6 (100)
計	30 (23.6)	29 (22.8)	31 (24.4)	18 (14.2)	19 (15.0)	127 (100)

第２－３図　最多収入者男女別年代別所得階層別世帯比率



※70代は、調査対象数が６例しかないので参考として掲載するにとどまる。

一方、最多収入者女子世帯では、20代からはじまって、30、40、50代とⅠ＋Ⅱ階層の計は減少し、（もっとも50代でⅠ階層は増加するが）60代に入って急激に増加する。しかも50代ではⅠ

階層のものは24.1％であったが、60代では43.8％と非常に多くなっていて、老令女子の収入によって支えられている世帯の苦しさをはっきりと示している。この結果からみると、老令にともなう稼得能力の落ち込みは、女子にあっては男子より10年早く訪れるといいうるようである。

いままで世帯を単位として、低所得層の分布をみてきたが、ここで角度を変えて世帯人口を対象とした結果をみてみよう。(第２－４表、第２－４図)

第２－４表によると、０～６才の幼児期でⅠ階層に属するもの12.7％、Ⅱ階層33.9％で、Ⅰ＋Ⅱ階層計で56.6％となっている。７～15才の少年期でⅠ階層に属するものは12.3％、Ⅱ階層24.2％で、Ⅰ＋Ⅱ階層計で36.5％となっている。いずれも、世帯単位の全体平均であるⅠ階層 9.9％、Ⅱ階層20.9％の数値を上廻り、幼児期にあっては、全体の約半数近いものが、少年期にあっては３分の１以上のものが低所得水準の家庭環境にあることは注目に値する事実であろう。

Ⅰ＋Ⅱ階層の比率は、16～18才期で23.2％、19～29才期21.6％と順次下降し、30～39才期では36.8％と上昇し、40～49才期から50～59才期にかけては、それぞれ20.5％、15.2％と減少し、60～69才期には23.8％と再び増加しはじめ、70才以上の時期には40.5％となる。70才以上のⅠ＋Ⅱ階層の比率は、幼児期のそれに次いで各年代のうち２位であるが、Ⅰ階層の比率は25.3％で他年代に比してもっとも高くなっていて、70才以上の老令期の貧困の厳しさを示している。

貧困調査のパイオニアーの１人であるB. S. ロウントリーは、1936年に英国で実施した所謂第２回ヨーク市調査で、労働者階級人口のうち彼の貧困基準以下に入るものの年令別人口比率を算出して、つぎのようにいっている。「かくて我々は、少なくも労働者階級人口の半ばは、彼等の生涯中二つの貧困期―児童期と老令期を通過する傾きがあり、そして労働者の４分の１以上が、中年初期に於いて第３の貧困期を通過するであろうと知るのである。」注)

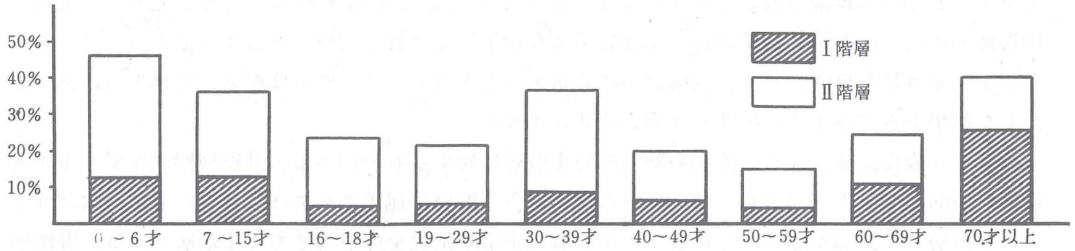
今回の調査では、労働者階級以外のものも入ってはいるが、調査対象の全職業人口 1,847 人中 1,272人（68.9％）が労働者階級で、その大半をしめている（第２－６、２－７表参照)。したがって、以上のロウントリーの言葉は、労働者階級について言われたものであるが、ここでの調査結果についてもほぼ当てはまるといって差支えないであろう。

注)　B. S. Rowntree「Poverty and Progress」 1936　P 160
　　同上訳本「貧困と進歩」厚生大臣官房総務課　P 179

第２－４表　年令別所得階層別世帯人員数

年令＼所得階層	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	計
０　～６才	73(12.7)	195(33.9)	166(28.8)	67(11.6)	75(13.0)	576(100)
７　～　15	69(12.3)	136(24.2)	189(33.7)	67(11.9)	100(17.8)	561(100)
16　～　18	7(4.3)	31(18.9)	49(29.9)	36(22.0)	41(25.0)	164(100)
19　～　29	38(5.3)	116(16.3)	199(27.9)	112(15.7)	247(34.7)	712(100)
30　～　39	68(8.7)	219(28.1)	243(31.2)	112(14.4)	136(17.5)	778(100)
40　～　49	35(6.5)	76(14.0)	176(32.5)	86(15.9)	168(31.1)	541(100)
50　～　59	18(4.7)	40(10.5)	77(20.3)	75(19.7)	170(44.7)	380(100)
60　～　69	27(10.2)	36(13.6)	76(28.7)	40(15.1)	86(32.5)	265(100)
70　～	40(25.3)	24(15.2)	36(22.8)	26(16.4)	32(20.3)	158 (100)
計	375(9.1)	873(21.1)	1,211(29.3)	621(15.0)	1,055(25.5)	4,135(100)

第２－４図　年令別Ⅰ＋Ⅱ所得階層世帯人員比率



２．職業と所得階層

調査結果の分析にあたって、使用する職業分類は、第２－５表のとおりである。職業階層の作製にあたっては、従業上の地位、企業規模、職種などから総合して簡明に職業の地位が把握できるとともに、調査地域に現実に即応するように配慮した。例えば、Ⅳ自営業者に⑿貸間アパート自営業者、またⅤ労働者層のタクシー運転手など極めて具体的な職種があげられているが、これは調査対象地域に両職種が比較的多いためである。なお、企業規模は、大企業（従業員1,000人以上）、中企業（300～999人）、小企業（30～299人）、零細企業（10～29人）、自営業（９人以下）、の５区分にしたが、調査事例に該当するものが実際にでてこない場合は表から削除してある。

(1)　全世帯員の職業構成

全世帯員（最多収入者＋その他の世帯員）について、男女・所得階層別に職業構成をみたものが第２－６表(1)、(2)である。まず男子についてみると、全体として経営者層が2.1％、専門管理者層1.2％、自営業者層（農民を含め）19.5％で、さらにこれに自営業家族従事者2.8％を加えると自営業に従事するものの総計は、22.3％になる。労働者層は、全体の72.9％をしめており、その内訳は給料生活者23.5％、生産労働者25.2％、販売・サービス労働者11.2％、職人4.9％、単純労働者8.1％となっている。

女子では、専門管理者層にいるものは１例もなく、自営業者層（農民を含む）は12.4％であるが、自営業家族従事者が比較的多いのが女子の特色で、24.0％あり、自営業に関係しているものの総計比率は36.4％となる。女子にあっても男子と同様労働者層が最大職業グループで、全体の61.6％をしめている。その内訳は、給料生活者27.6％、生産労働者9.4％、販売サービス労働者16.0％、職人0.3％、単純労働者7.6％となっている。男子について、所得階層別の傾向をみると、各階層を通して最大の職業グループはやはり労働者層であるが、その比率がもっとも多いのは、Ⅱ階層の86.2％で、もっとも少ないのはⅤ階層の56.3％である。労働者階層のうち給料生活者は、Ⅰ階層の11.6％が最低で、階層が上がるにつれてその比率は増大している。生産労働者は、Ⅴ階層が15.1％でもっとも少ない比率となっている。販売サービス労働者は、Ⅰ・Ⅱ階層がそれぞれ14.0％、14.7％であるのに対して、Ⅳ、Ⅴ階層では、9.5％、7.4％と所得階層が上がるにつれて減少する傾向がみえる。単純労働者では、Ⅰ階層の12.8％がもっとも高く、Ⅴ階層の4.6％が最低の比率をしめている。労働者についで多いのは、自営業関係であり、各所得階層のうち自営業者層のもっとも大きいのはⅤ階層の28.1％であるが、他方、Ⅰ階層にも17.4％の自営業者がおり、自営業内部の格差が激しいことをしめている。自営業家族従事者では、所得階層が上がるにつれてその比率が増加する傾向がみえる。

女子についてみると、労働者層のうちの給料生活者の比率がⅠ階層で13.6％であるのに対して、

Ⅴ階層は33.3％であることが目立っている。女子生産労働者の比率は、各階層とも男子より低くなっているが、所得階層別には一貫した傾向をみせていない。しかし、Ⅴ階層の比率は5.0％で各階層のうちでもっとも低くなっている。販売・サービス労働者は、男子では階層が上がるにつれて比率が減少する傾向であったのに対して、女子では反対に上の階層の比率の方が高くなっている。表中の無職は、世帯員中に職業をもっているものがいない世帯の世帯主を指している（この場合の世帯主は、調査対象が世帯主と回答した世帯員である)。このような意味をもつ無職者は男子、女子ともにⅠ階層の比率がもっとも高くなっている。更に、Ⅰ階層中にしめる無職者の割合は男子の14.0％にくらべて女子は29.5％と非常に高くなっているのが注目される。女子の自営業者層は、所得階層が上がるとともに比率が高くなる傾向がみえるが、男子に比べて有雇用者層は少なく、ほとんどが家族従事者のみの自営業者層であって、そのなかでは貸間・アパートを経営するものが比較的多いのが目立っている。女子の家業従事者の比率は、各所得階層ともに男子のそれをかなり上廻っており、所得階層が上がるにつれて高くなっている。

以上、職業分類の中分類の範囲で、全世帯員の職業構成全体および所得階層別職業構成について、概観したが、つぎに視点を変えて、最多収入者の職業をとって、小分類毎の所得階層構成をみてみよう。

第２－５表　職業分類表

職業階層	凡例
Ⅰ (1)農民層	
Ⅱ 経営者層	
(2) 中企業経営者	従業員 300～ 999人の経営者
(3) 小企業 〃	〃 30～ 299人 〃
(4) 零細企業 〃	〃 10～ 29人 〃
Ⅲ (5) 専門管理者層	中企業以上および官公庁の管理者、高度の専門的技術者、被庸の医者など
Ⅳ 自営業者層	従業員９人以下の自営業者
1 有雇用自営業者	
(6) 生産・運輸自営業者	
(7) 商業 〃	卸売、小売、不動産業など
(8) サービス 〃	飲食店、スナック、あんま、はりきゅうなど
(9) 医療保健 〃	自営の医者、整骨医など
2 家族自営業者	家族のみによる自営業者
(10) 生産・運輸自営業者	
(11) 商業 〃	
(12) 貸間アパート 〃	
(13) サービス 〃	
(14) 内職	
(15) 自由業自営業者	僧侶、神主、布教師など

職　業　階　層	凡　例
Ⅴ　労働者層	
1　給料生活者	
(16) 大企業事務員	従業員 1,000人以上の事務員
(17) 中企業　〃	〃　300～ 999人　〃
(18) 小企業　〃	〃　30～ 299人　〃
(19) 零細企業　〃	〃　10～ 29人　〃
(20) 官公庁事務員	
(21) 医療技術者	医師をのぞく看護婦、薬剤師、レントゲン技師等の医療技術者など
2　生産労働者	
(22) 中企業労働者	従業員 300～ 999人 の労働者
(23) 小企業　〃	〃　30～ 299人　〃
(24) 零細企業　〃	〃　10～ 29人　〃
(25) 運輸労働者	トラック運転手、自動車整備工など
(26) タクシー運転手	被傭タクシー運転手
(27) 官公庁労働者	官公庁運転手・国鉄及び電々公社現業員
3　販売サービス労働者	
(28) 販売労働者	結婚式場衣裳係など
(29) サービス労働者	食堂店員、ホステス、旅館、ホテル従業員など
(30) 公安サービス労働者	管理職以外の警官、自衛官（尉官以上はのぞく）
4　職　人	
(31) 建設職人	大工、左官、トビ職など
(32) その他　〃	調理士など建設以外の職人など
5　単純労働者	
(33) 重作業労働者	土木、配管工、倉庫発送掛など
(34) 軽作業労働者	掃除婦、炊事婦、夜警、雑役、駐車場監視員など
Ⅵ　(35) 無　職	
Ⅶ　家業従事世帯員	自営業に従事する最多収入者以外の世帯員
(36) 生産運輸家業従事者	
(37) 商　業　〃	
(38) サービス　〃	
(39) 自由業　〃	
(40) 農　業　〃	
Ⅷ　その他	上記職業に分類されないもの

第２－６表(1)　職業階層別所得階層別世帯人員数（男子世帯員全員）

職業階層＼所得階層	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	計
Ⅰ						
(1) 農民層	1(1.2)				5(1.4)	6(0.5)
Ⅱ 経営者層		1(0.4)	2(0.6)	2(1.1)	20(5.4)	25(2.1)
(2) 中企業経営者						
(3) 小企業〃					6(1.6)	6(0.5)
(4) 零細企業〃		1(0.4)	2(0.6)	2(1.1)	14(3.8)	19(1.6)
Ⅲ						
(5) 専門管理者層				3(1.6)	11(3.0)	14(1.2)
Ⅳ 自営業者層	15(17.4)	24(10.6)	53(15.1)	37(19.6)	103(28.1)	232(19.0)
1 有雇用自営業者	3(3.5)	5(2.2)	12(3.4)	12(6.3)	44(12.0)	76(6.3)
(6) 生産・運輸自営業者	2(2.3)	1(0.4)	8(2.3)	6(3.2)	15(4.1)	32(2.6)
(7) 商業〃		2(0.9)	2(0.6)	3(1.6)	17(4.6)	24(2.0)
〃 (8) サーヴィス〃	1(1.2)	2(0.9)	2(0.6)	2(1.1)	9(2.5)	16(1.3)
(9) 医療保健〃				1(0.5)	3(0.8)	4(0.3)
2 家族自営業者	12(14.0)	19(8.4)	41(11.7)	25(13.2)	59(16.1)	156(12.8)
(10) 生産・運輸自営業者		3(1.3)	9(2.6)	4(2.1)	13(3.6)	29(2.4)
(11) 商業〃	7(8.1)	6(2.7)	21(6.0)	10(5.3)	23(6.3)	67(5.5)
(12) 貸間アパート〃		5(2.2)	3(0.9)	3(1.6)	13(3.6)	24(2.0)
(13) サーヴィス〃	4(4.7)	3(1.3)	8(2.3)	7(3.7)	8(2.2)	30(2.5)
(14) 内職〃〃						
(15) 自由業自営業者	1(1.2)	2(0.9)		1(0.5)	2(0.5)	6(0.5)
Ⅴ 労働者層	58(67.4)	194(86.2)	286(81.7)	144(75.7)	206(56.3)	888(72.9)
1 給料生活者	10(11.6)	51(22.7)	81(23.1)	49(25.9)	95(26.0)	286(23.5)
(16) 大企業事務員		3(1.3)	12(3.4)	15(7.8)	25(6.8)	55(4.5)
(17) 中企業〃	2(2.3)	6(2.7)	13(3.7)	9(4.8)	9(2.5)	39(3.2)
(18) 小企業〃	1(1.2)	18(8.0)	24(6.9)	11(5.8)	18(4.9)	72(5.9)
(19) 零細企業〃	4(4.7)	4(1.8)	12(3.4)	5(2.6)	9(2.5)	34(2.8)
(20) 官公庁〃	3(3.5)	19(8.4)	20(5.7)	8(4.2)	32(8.7)	82(6.7)
(21) 医療技術者		1(0.4)		1(0.5)	2(0.5)	4(0.3)
2 生産労働者	23(26.7)	79(35.1)	104(29.7)	46(24.3)	55(15.1)	307(25.2)
(22) 中企業労働者	5(5.8)	11(4.9)	12(3.4)	6(3.2)	6(1.6)	40(3.3)
(23) 小企業〃	2(2.3)	17(7.6)	19(5.4)	7(3.7)	18(4.9)	63(5.2)
(24) 零細企業〃	4(4.7)	16(7.1)	25(7.1)	8(4.2)	13(3.6)	66(5.4)
(25) 運輸〃	4(4.7)	15(6.7)	13(3.7)	9(4.8)	4(1.1)	45(3.7)
(26) タクシー運転手	1(1.2)	8(3.5)	16(4.6)	9(4.8)	5(1.4)	39(3.2)
(27) 官公庁労働者	7(8.1)	12(5.3)	19(5.4)	7(3.7)	9(2.5)	54(4.4)
3 販売サーヴィス労働者	12(14.0)	33(14.7)	47(13.4)	18(9.5)	27(7.4)	137(11.2)
(28) 販売労働者	9(10.5)	28(12.5)	40(11.4)	13(6.9)	21(5.8)	111(9.2)
(29) サーヴィス〃	3(3.5)	3(1.3)	4(1.2)	4(2.1)	3(0.8)	17(1.4)
(30) 公安サーヴィス〃		2(0.9)	3(0.9)	1(0.5)	3(0.8)	9(0.7)
4 職人	2(2.3)	10(4.4)	26(7.4)	10(5.3)	12(3.3)	60(4.9)
(31) 建設職人	2(2.3)	6(2.7)	14(4.0)	6(3.2)	11(3.0)	39(3.2)
(32) その他〃		4(1.8)	12(3.4)	4(2.1)	1(0.3)	21(1.7)
5 単純労働者	11(12.8)	21(9.3)	28(8.0)	21(11.1)	17(4.6)	98(8.1)
(33) 重作業労働者	5(5.8)	15(6.7)	16(4.6)	19(10.0)	11(3.0)	66(5.4)
(34) 軽作業〃	6(7.0)	6(2.7)	12(3.4)	2(1.1)	6(1.6)	32(2.6)
Ⅵ						
(35) 無職	12(14.0)	2(0.9)	2(0.6)			16(1.3)
Ⅶ 家業従事世帯員		4(1.8)	5(1.4)	4(2.1)	21(5.7)	34(2.8)
(36) 生産・運輸家業従事者		1(0.4)	1(0.3)		10(2.7)	12(1.0)
(37) 商業〃			3(0.9)	2(1.1)	10(2.7)	15(1.2)
(38) サーヴィス〃				1(0.5)		1(0.1)
(39) 自由業〃		3(1.3)	1(0.3)	1(0.5)	1(0.3)	6(0.5)
(40) 農業〃						
Ⅷ その他			2(0.6)			2(0.2)
合計	86(100)	225(100)	350(100)	190(100)	366(100)	1.217(100)

第２－６表(2)　職業階層別所得階層別世帯人員数（女子世帯員全員）

職業階層＼所得階層	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	計
Ⅰ (1) 農民層			1(0.7)		3(1.2)	4(0.6)
Ⅱ 経営者層						
(2) 中企業経営者						
(3) 小企業〃						
(4) 零細企業〃						
Ⅲ (5) 専門管理者層						
Ⅳ 自営業者層	4(9.1)	9(10.8)	17(11.2)	13(12.0)	31(12.9)	74(11.8)
1 有雇用自営業者	1(2.3)	1(1.2)	1(0.7)	2(1.9)	5(2.1)	10(1.6)
(6) 生産・運輸自営業者						
(6) 商業〃			1(0.7)	1(0.9)	3(1.2)	5(0.8)
(8) サーヴィス〃	1(2.3)	1(1.2)		1(0.9)	1(0.4)	4(0.6)
(9) 医療保健〃					1(0.4)	1(0.2)
2 家族自営業者	3(6.8)	8(9.6)	16(10.5)	11(10.1)	26(10.7)	64(10.2)
(10) 生産・運輸自営業者						
(11) 商業〃	1(2.3)	1(1.2)	2(1.3)	3(2.8)	5(2.1)	12(1.9)
(12) 貸間アパート〃	1(2.3)		4(2.6)	3(2.8)	11(4.5)	19(3.0)
(13) サーヴィス〃		3(3.6)	5(3.3)	3(2.8)	5(2.1)	16(2.5)
(14) 内職	1(2.3)	4(4.8)	5(3.3)	1(0.9)	5(2.1)	16(2.5)
(15) 自由業自営業者				1(0.9)		1(0.2)
Ⅴ 労働者層	21(47.7)	56(67.5)	104(68.4)	68(63.0)	135(55.6)	384(61.0)
1 給料生活者	6(13.6)	22(26.5)	40(26.3)	25(23.1)	81(33.3)	174(27.6)
(16) 大企業事務員	1(2.3)	2(2.4)	10(6.6)	1(0.9)	18(7.4)	32(5.1)
(17) 中企業〃		4(4.8)	3(2.0)	2(1.9)	8(3.3)	17(2.7)
(18) 小企業〃	1(2.3)	8(9.6)	10(6.6)	2(1.9)	19(7.8)	40(6.3)
(19) 零細企業〃	1(2.3)	6(7.2)	10(6.6)	12(11.1)	16(6.6)	45(7.2)
(20) 官公庁〃	1(2.3)	1(1.2)	5(3.3)	6(5.5)	9(3.7)	22(3.5)
(21) 医療技術者	2(4.5)	1(1.2)	2(1.3)	2(1.9)	11(4.5)	18(2.9)
2 生産労働者	6(13.6)	7(8.4)	25(16.4)	9(8.3)	12(5.0)	59(9.4)
(22) 中企業労働者	1(2.3)	3(3.6)	6(4.0)	2(1.9)	3(1.2)	15(2.4)
(23) 小企業〃	3(6.8)		3(2.0)	2(1.9)	4(1.6)	12(1.9)
(24) 零細企業〃	1(2.3)	3(3.6)	13(8.5)	4(3.7)	2(0.8)	23(3.7)
(25) 運輸〃						
(26) タクシー運転手	1(2.3)					1(0.2)
(27) 官公庁労働者		1(1.2)	3(2.0)	1(0.9)	3(1.2)	8(1.3)
3 販売サーヴィス労働者	2(4.5)	13(15.7)	29(19.1)	22(20.4)	35(14.4)	101(16.0)
(28) 販売労働者	1(2.3)	8(9.6)	20(13.1)	9(8.3)	24(9.9)	62(9.9)
(29) サーヴィス〃	1(2.3)	5(6.0)	9(5.9)	12(11.1)	11(4.5)	38(6.0)
(30) 公安サーヴィス〃				1(0.9)		1(0.2)
4 職人	1(2.3)		1(0.7)			2(0.3)
(31) 建設職人						
(32) その他〃	1(2.3)		1(0.7)			2(0.3)
5 単純労働者	6(13.6)	14(16.9)	9(6.0)	12(11.1)	7(2.9)	48(7.6)
(33) 重作業労働者						
(34) 軽作業〃	6(13.6)	14(16.9)	9(6.0)	12(11.1)	7(2.9)	48(7.6)
Ⅵ (35) 無職	13(29.5)	3(3.6)				16(2.5)
Ⅶ 家業従事世帯員	6(13.6)	15(18.1)	29(19.1)	27(25.0)	74(30.7)	151(24.0)
(36) 生産・運輸家業従事者		3(3.6)	4(2.6)	4(3.7)	16(6.7)	27(4.3)
(37) 商業〃	4(9.1)	5(6.0)	17(11.7)	14(12.9)	39(16.0)	79(12.5)
(38) サーヴィス〃	2(4.5)	1(1.2)		2(1.9)	8(3.3)	13(2.1)
(39) 自由業〃		6(7.2)	8(5.3)	7(6.5)	8(3.3)	29(4.6)
(40) 農業〃					3(1.2)	3(0.5)
Ⅷ その他			1(0.7)			1(0.2)
合計	44(100)	83(100)	152(100)	108(100)	243(100)	630(100)

(2) 最多収入者職業と所得階層分布

ここで所得階層分類の対象となった所得はいうまでもなく世帯所得である。したがって低所得層と職業との関連をみるためには、職業を有する世帯員のうち、世帯所得にもっとも強い規制力をもつ最多収入者の職業と所得階層分布との関係をみることがまず必要である。

第２－７表、第２－５図は、最多収入者について、職業階層別に所得階層分布状況をしめしたものである。

全調査対象世帯の所得階層別構成は、Ⅰ階層9.9％、Ⅱ階層20.9％、Ⅲ階層29.3％、Ⅳ階層14.8％、Ⅴ階層25.1％であった。そこでまず、全調査対象のⅠ＋Ⅱ階層平均比率30.8％を下廻っている職業階層、すなわち全体と比較して低所得層が相対的に少ない職業階層をみると、つぎのようなものがある。農民、小企業経営者、零細企業経営者、専門管理者、生産運輸、商業、サービス、医療保健などの雇用者のいる自営業者、生産運輸、貸間アパート、サービスなどの家族のみの自営業者、大企業事務員、中企業事務員、医療技術者、タクシー運転手、公安サービス労働者、その他職人などがある。これらの職業階層のうち、Ⅵ階層（200～249）Ⅴ階層（250～）の計が、平均の44.1％を、上廻って過半数以上をしめる職業階層は、農民（地価の値上り等によって貸家など他に投資して、耕作農業から実質的には離れているとおもわれるものがほとんどである。Ⅰ階層の１例は道北からの離農者で小規模養鶏業者である。）小企業経営者、零細企業経営者、専門管理者層（被傭医師を含む）、生産運輸、商業、サービス、医療保健などの雇用者のいる自営業者、大企業事務員、医療技術者(看護婦、レントゲン技師など)がある。しかし、このうち医療技術者は、Ⅰ＋Ⅱ階層が30.2％おり、上記職種のうちでは、上下に所得階層が分岐している職業階層である。一方、Ⅰ＋Ⅱ階層の計が、全平均を越える職業階層は、内職、自由業、小企業事務員、零細企業事務員、中企業労働者、小企業労働者、零細企業労働者、運輸労働者、官公庁労働者(学校用務員など)、販売労働者、サービス労働者、建設職人、重作業単純労働者（土工、倉庫会社の人夫など)、軽作業単純労働者（掃除婦、炊事係、夜警など)、このうち、自由業には、この名前で一般に連想される弁護士、公認会計士など高度な資格試験を要する職種は含まれていない。ここでの自営業は、寺もち僧侶や神社神主、布教師など職業にかなり自由度はあるという点では共通しているが、社会的地位や所得の面では巾広く分布する性格の職種である。したがって、この階層での所得階層分布が上下に分かれているのは、少数事例であるとはいえ、その職業的性格を反映しているといえよう。内職は、わずか３例しかでていないが、うち１例は、Ⅴ階層に入っている。これは、和裁内職で本人（女子）の所得も内職としては比較的高く、かつ家族数も少なく（３人）娘が稼働しているためである。

以上のような概況の上に立って、なお各職業階層を大きく分類すればつぎのとおりになるであろう。なお調査対象が10例に満たない職業については、概況のなかでは事例的に説明を加えたがグループ別職業階層分類からは除外した。(表２－８)

（Ａグループ職業階層）

所得階層との関連で、もっとも上位にくる職業階層で、小企業経営者（規模30～ 299人）専門管理者層、医療保健自営層（５人のうち４人開業医あと１人は整骨医）が入る。

この階層にはⅢ階層以下は、全くでてこない。これは、これに入るすべての職業階層の生活が全く安定していることを意味するものでないことはいうまでもない。とくに、小企業経営者にあっては、現在のような経済状況下では、その多くは経営面で不安定な状態にあるとおもわれる。しかし、所得を生活ニード（保護基準によって代表されている）に対応させてみれば、相対的に

は上位層であるということになる。

（B グループ職業階層）

所得階層では、最高ランクであるⅤ階層に入るものが50％以上いる層で、これには、零細企業経営者（10～29人）雇用者のいる商業、サービスなどの自営業者が入る。このうち、零細企業経営者及び商業自営業者は、Ⅴ階層がそれぞれ73.7％、67.9％と高率で、Ⅰ階層は全くなく、Ⅱ階層も比較的少なく、B グループでは上位に位置する。これに対して、このグループのうちでは、Ⅴ階層の比率が最少で（50％）かつ、Ⅰ、Ⅱ階層のものが比較的多いのは、雇用者のいるサービス自営業者で、したがって、この職業階層はBグループでは下位にあるといってよかろう。

（C グループ職業階層）

A、B グループを除いて、Ⅴ階層が全体の平均25.1％を越え、Ⅰ＋Ⅱ階層が30.1％を下廻るものを、C グループとすると、生産運輸の、雇用者がいる自営業者と家族のみ自営業者、商業、貸間アパートなど家族のみ自営業者、大企業事務労働者、官公庁事務労働者などが入る。このうち、有雇用の生産運輸自営業者は、Ⅴ階層が46.9％と高い比率をしめし、Ⅰ、Ⅱ階層も比較的少なく、雇用者がいるということを合わせてみれば、B グループに入れることが妥当であろう。大企業事務労働者は、Ⅳ階層のものが27.8％ともっとも多く、Ⅴ階層の37.0％と合わせれば全体の64.8％が上位２階層に入っており、上位２階層の計が65.7％の生産運輸自営業者とともにこのグループでは上層にあるといってよい。貸間アパート自営業者層で、Ⅴ階層にあるものは、46.2％とC グループでは、高率であるが、Ⅱ階層以下のものも、23.0％とかなり多くなっている。これは、貸間、貸家、アパート自営業者を一緒にした結果によるものとおもわれる。官公庁事務は、ⅣとⅤの両上位所得層の合計比率は、全体平均を上廻るが、一方、Ⅱ階層以下も28.6％とC グループでは、比率が高い。大企業事務員、官公庁事務員は、所得階層の分布状況からすれば、このグループに入るが、自営業者層とは異なる社会関係にある被傭者なので、別にD グループ職業階層とした。

（D グループ職業階層）

大企業事務員、官公庁事務員

（E グループ職業階層）

Ⅰ＋Ⅱ階層が、全平均より下廻っているが前述のA、B、C、いずれのグループにも入らない、職業階層をこれに含めると、中企業事務員、タクシー運転手、その他職人、公安サービス労働者などである。このうち、中企業事務員は、Ⅴ階層のものが比較的多く、Ⅳ階層と合わせれば41.1％となる。したがって、このグループのうちではやや上位にあるとみてよい。タクシー運転手、およびその他職人は、Ⅴ階層が少なく、Ⅲ階層が多いのが目立っている。

（F グループ職業階層）

F グループは、Ⅰ＋Ⅱ階層の合計が全体平均の30.8％を上廻る職業階層である。これには、小企業および零細企業事務員、中企業、小企業および零細企業労働者、運輸労働者、官公庁労働者、販売およびサービス労働者、建設職人、単純労働者（重作業、軽作業）無職などが入る。しかし、各職業階層のうち、サービス労働者と軽作業単純労働者は女子が比較的多い職種で、前者は調査対象23人のうち、ホステス、食堂店員などの女子が11人を占め、後者は炊事および掃除婦などの女子労働者が調査対象27人中９人いること、さらにⅠ階層のものが多いことを合せて、別にG グループとすることが適当であろう。また、無職は、Ⅰ階層のものがほとんど大半（78.1％）で、32ケースのうち16は女子であり、高令などによる労働不能者が多く、

職業のない職業階層としてHグループとして分類した。

（Gグループ職業階層）

サービス労働者、軽作業単純労働者

（Hグループ職業階層）

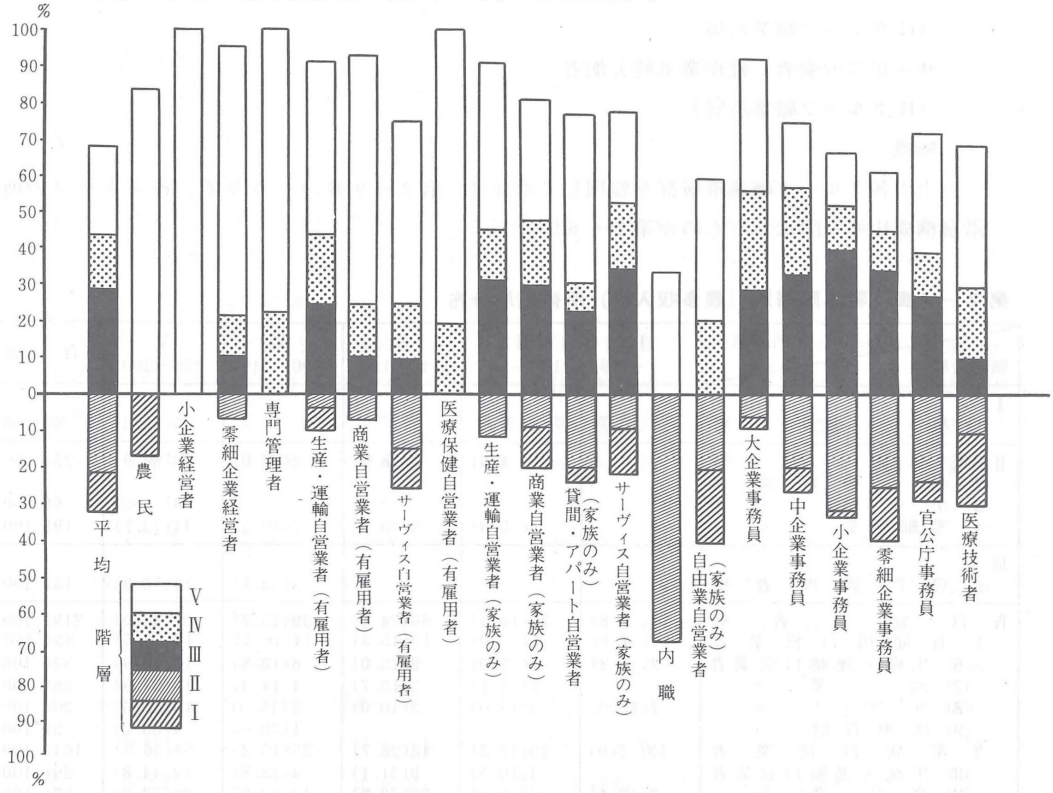
無職

以上の各グループ職業階層群を整理して示せば、第２－９表のとおりで、各グループの所得階層構成比率を図示したものが第２－６図である。

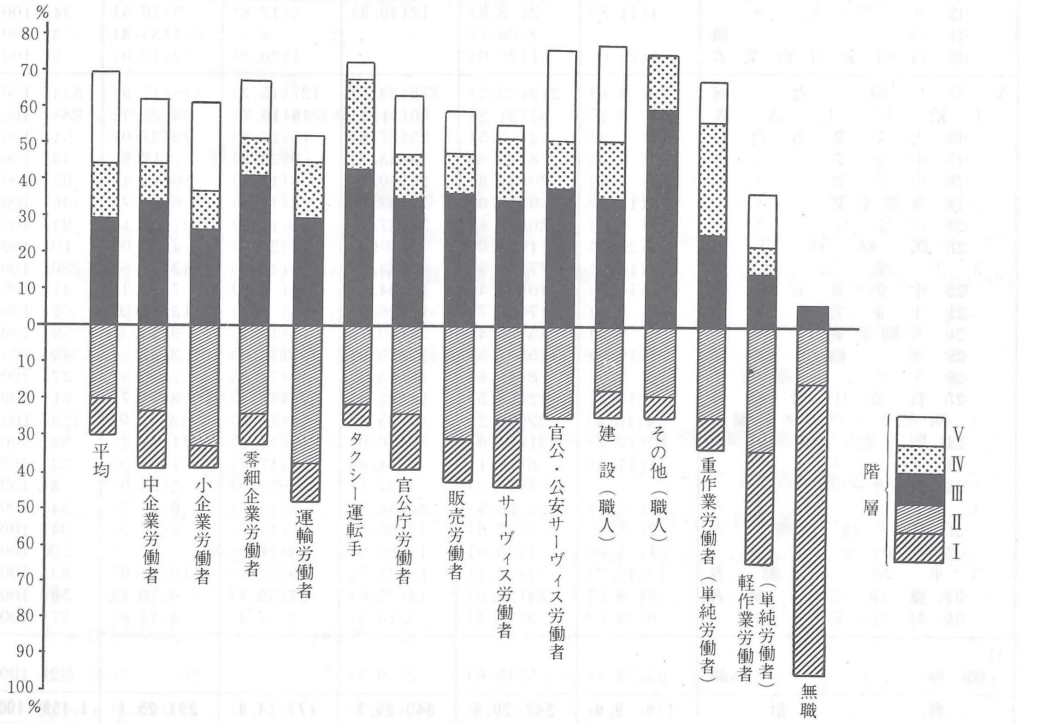
第２－７表　職業階層別（最多収入者）所得階層分布

職業階層＼所得階層	Ⅰ ～99	Ⅱ 100～139	Ⅲ 140～199	Ⅳ 200～249	Ⅴ 250～300	合　計
Ⅰ						
(1) 農民層	1(16.7)				5(83.3)	6(100)
Ⅱ 経営者層		1(4.0)	2(8.0)	2(8.0)	20(80.0)	25(100)
(2) 中企業経営者						
(3) 小企業〃					6(100)	6(100)
(4) 零細企業〃		1(5.3)	2(10.5)	2(10.5)	14(73.7)	19(100)
Ⅲ						
(5) 専門管理者層				3(23.1)	10(76.9)	13(100)
Ⅳ 自営業者層	17(6.8)	26(10.4)	60(24.1)	39(15.7)	107(43.0)	249(100)
1 有雇用自営業者	4(4.7)	6(7.0)	13(15.3)	14(16.5)	48(56.5)	85(100)
(6) 生産・運輸自営業者	2(6.3)	1(3.0)	8(25.0)	6(18.8)	15(46.9)	32(100)
(7) 商業〃		2(7.1)	3(10.7)	4(14.3)	19(67.9)	28(100)
(8) サーヴィス〃	2(10.0)	3(15.0)	2(10.0)	3(15.0)	10(50.0)	20(100)
(9) 医療保健〃				1(20.0)	4(80.0)	5(100)
2 家族自営業者	13(7.9)	20(12.2)	42(28.7)	25(15.2)	59(36.0)	164(100)
(10) 生産・運輸自営業者		3(10.3)	9(31.1)	4(13.8)	13(44.8)	29(100)
(11) 商業〃	7(10.4)	6(9.0)	20(29.9)	12(17.9)	22(32.8)	67(100)
(12) 貸間アパート〃	1(3.8)	5(19.2)	6(23.1)	2(7.7)	12(46.2)	26(100)
(13) サーヴィス〃	4(11.8)	3(8.8)	12(35.3)	6(17.6)	9(26.5)	34(100)
(14) 内職		2(66.7)			1(33.3)	3(100)
(15) 自由業自営業者	1(20.0)	1(20.0)		1(20.0)	2(40.0)	5(100)
Ⅴ 労働者層	72(8.6)	210(25.2)	276(33.1)	127(15.2)	149(17.9)	834(100)
1 給料生活者	15(5.2)	61(21.2)	90(31.2)	48(16.7)	74(25.7)	288(100)
(16) 大企業事務員	1(1.9)	3(5.5)	15(27.8)	15(27.8)	20(37.0)	54(100)
(17) 中企業〃	2(5.1)	8(20.5)	13(33.3)	9(23.2)	7(17.9)	39(100)
(18) 小企業〃	1(1.5)	20(30.8)	26(40.0)	8(12.3)	10(15.4)	65(100)
(19) 零細企業〃	5(13.9)	9(25.0)	12(33.3)	4(11.1)	6(16.7)	36(100)
(20) 官公庁〃	4(4.8)	20(23.8)	23(27.4)	10(11.9)	27(32.1)	84(100)
(21) 医療技術者	2(20.2)	1(10.0)	1(10.0)	2(20.0)	4(40.0)	10(100)
2 生産労働者	27(10.0)	77(28.5)	98(33.7)	36(13.3)	42(15.5)	280(100)
(22) 中企業労働者	6(14.6)	10(24.4)	14(34.1)	4(9.8)	7(17.1)	41(100)
(23) 小企業〃	3(5.8)	17(32.7)	14(26.9)	5(9.6)	13(25.0)	52(100)
(24) 零細企業〃	5(8.4)	15(25.4)	24(40.7)	6(10.2)	9(15.3)	59(100)
(25) 運輸〃	4(10.0)	15(37.5)	12(30.0)	6(15.0)	3(7.5)	40(100)
(26) タクシー運転手	2(5.4)	8(21.6)	16(43.3)	9(24.3)	2(5.4)	37(100)
(27) 官公庁労働者	7(13.7)	12(23.5)	18(35.3)	6(11.8)	8(15.7)	51(100)
3 販売サーヴィス労働者	14(10.9)	39(30.2)	46(35.6)	16(12.4)	14(10.9)	129(100)
(28) 販売労働者	10(10.2)	31(31.6)	35(36.0)	11(11.2)	11(11.2)	98(100)
(29) サーヴィス〃	4(17.4)	6(26.1)	8(34.8)	4(17.4)	1(4.3)	23(100)
(30) 公安サーヴィス〃		2(25.0)	3(37.5)	1(12.5)	2(25.0)	8(100)
4 職人	3(5.6)	10(18.5)	24(44.4)	8(14.8)	9(16.7)	54(100)
(31) 建設職人	2(5.9)	6(17.6)	12(35.3)	5(14.7)	9(26.5)	34(100)
(32) その他〃	1(5.0)	4(20.0)	12(60.0)	3(15.0)		20(100)
5 単純労働者	13(15.7)	23(27.7)	18(21.7)	19(22.9)	10(12.0)	83(100)
(33) 重作業労働者	5(8.9)	14(25.0)	14(25.0)	17(30.4)	6(10.7)	56(100)
(34) 軽作業〃	8(29.6)	9(33.4)	4(14.8)	2(7.4)	4(14.8)	27(100)
Ⅵ						
(35) 無職	25(78.1)	5(15.6)	2(6.3)			32(100)
合　計	**115(9.9)**	**242(20.9)**	**340(29.3)**	**171(14.8)**	**291(25.1)**	**1,159(100)**

第２－５図(1)　世帯主職業階層別（最多収入者）所得階層分布



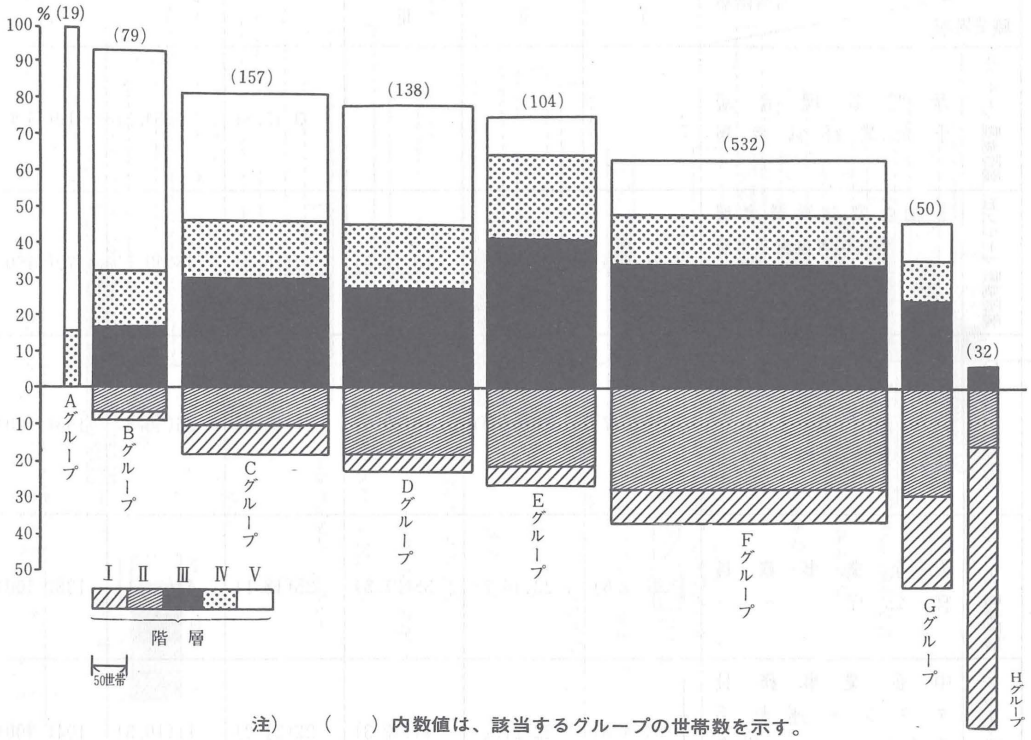
第２－５図(2)　世帯主職業階層別（最多収入者）所得階層別



第２－８表　グループ職業別所得階層別世帯数

職業階層＼所得階層		Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	計
Aグループ職業階層	専門管理者層 小企業経営者層				3(15.8)	16(84.2)	19(100)
Bグループ職業階層	零細企業自営業者層 有雇用者自営業者層 商業自営業者層 生産運輸〃	2(2.5)	4(5.1)	13(16.5)	12(15.2)	48(60.7)	79(100)
Cグループ職業階層	家族のみ自営業者層 生産・運輸自営業者層 商業〃 貸間・アパート〃 サーヴィス〃	12(7.7)	17(10.9)	47(30.1)	24(15.4)	56(35.9)	156(100)
Dグループ職業階層	大企業事務員 官公庁〃	5(3.6)	23(16.7)	38(27.5)	25(18.1)	47(34.1)	138(100)
Eグループ職業階層	中企業事務員 タクシー運転手 公安サービス労働者 その他の職人	5(4.8)	22(21.2)	44(42.3)	22(21.2)	11(10.5)	104(100)
Fグループ職業階層	小企業事務員 零細企業〃 中企業労働者 小企業〃 零細企業〃 運輸〃 官公庁〃 販売労働者 建設職人 単純労働者重作業	48(9.1)	149(28.0)	181(34.0)	72(13.5)	82(15.4)	532(100)
Gグループ職業階層	サービス労働者 単純労働者(軽作業)	12(24.0)	15(30.0)	12(24.0)	6(12.0)	5(10.0)	50(100)
Hグループ職業階層	無職	25(78.1)	5(15.6)	2(6.3)			32(100)
計		109(9.8)	235(21.2)	337(30.4)	164(14.8)	265(23.8)	1,110(100)

第２－６　職業階層グループ別所得階層分布



注）　（　　）内数値は、該当するグループの世帯数を示す。

3．世帯類型と所得階層

(1) 世帯類型の分類

各世帯の所得水準や生活ニードを決定する重要な原因として、世帯員の職業の他に世帯構成状況をあげることができる。世帯に生産年令段階の男子がいない場合、または老人のみで世帯が構成されているような時は、稼得能力が減少し、その結果所得水準は低下するであろう。あるいは、多子である場合には生活ニードの増大によって、所得水準は可成高いとしても相対的に低所得水準に落ち込むケースもあるのである。

ここでの世帯は、原則として住居と家計を共にしている血縁者の人々の集りを意味している。したがって、血縁者でない同居している雇人はここには含まれない。一方、出稼、通学などのため長期にわたって家を離れているが、家計上のつながりをもっている血縁者は世帯員に入れている。

第２－９表は、各世帯類型の所得階層分布状況をみたものである。

"各世帯類型を分類するに当っては、まず労働力構成という視点から、世帯員を年令によって、非生産年令、生産年令、老令の３つに区分した。非生産年令は、18才未満の男女を指している。義務教育年令は15才であるが、高校進学率が90％を上廻る今日の状況では、高校教育は現実的には義務教育に等しいものになっていると判断し、18才未満を非生産年令とした。老令にあるものは、男子にあっては60才、女子では55才とした。男子で老令を60才としたのは、民間企業では現在なお55才を定年にしているものが多いこと、また官公庁でも60才前後で退職するものが大体通例であること、さらに厚生年金受給年令が60才であることなどを考慮して決めたものである。女子の老令を55才としたのは、女子の平均寿命は男子より永いが、社会的意味での稼得能力の減退は、男子に比べて女子の方が早い時期に来ると考えたからである。したがって、生産年令に入るものは、男子では18才以上60才未満、女子では18才以上55才未満となる。

老令にあるものは、単身者をのぞいて男女を区別せず表中では「老」として表示し、夫が60才以上である場合は「老夫婦」とした。既婚の生産年令のものは、「父」「母」とし、既婚の子供がいる場合は、「夫」「妻」として表示した。「父」または「母」に対して直系の未婚の生産年令の子供がいるときは、男女を区別せず「生」とし、直系の未婚の非生産年令の子供がいるときは、男女をまとめて「非」としている。「父」「母」「老」「老夫婦」に対して傍系親族がいる場合は、一括して「その他」として表示している。

各世帯類型は、単身者世帯、一般核家族世帯、母子家族世帯、父子家族世帯など広い意味での核家族世帯と二世代以上の既婚者がいる直系親族または傍系親族のいる複合家族世帯に分類される。今回の調査では、上記のような意味での核家族世帯は、全世帯1,159に対して956（82.5％）をしめている。二世代以上の夫婦を中心として世帯が構成されている典型的な複合ないし直系家族世帯は、表中の①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑳、㉑、㉒、㉕の各世帯類型の計67世帯(5.8％)にすぎず、その他の複合家族世帯類型に入っている世帯のほとんどは核家族への過渡過程あるいはその変形とみなすことができるものである。したがって、実質的には、核家族世帯類型は全体の82.5％よりさらに多くなるものとおもわれる。

第２－９表(1)　世帯類型別所得階層別世帯数（単身および核家族世帯）

注）表中（　）内数値は、上段は所得階層に対する、下段は世帯類型に対する比率を示す。

世帯類型＼所得階層			Ⅰ（　～ 99）	Ⅱ（100～139）	Ⅲ（144～199）	Ⅳ（200～249）	Ⅴ（250～　）	計
単身者世帯	1．男子単身　40才未満			(2.5) 6(23.1)	(3.2) 11(42.3)	(0.6) 1(3.8)	(2.7) 8(30.8)	(2.2) 26(100)
	2．女子単身　40才未満			(3.7) 9(60.0)	(1.2) 4(26.1)	(1.2) 2(13.3)		(1.3) 15(100)
	3．男子単身　40～59才		(0.9) 1(16.7)	(0.4) 1(16.7)	(0.3) 1(16.7)	(0.6) 1(16.7)	(0.7) 2(33.2)	(0.5) 6(100)
	4．女子単身　40～54才		(2.6) 3(30.0)	(0.8) 2(20.0)	(0.3) 1(10.0)	(0.6) 1(10.0)	(1.1) 3(30.0)	(0.9) 10(100)
	5．男子老人単身		(1.7) 2(33.3)	(1.2) 3(50.0)	(0.3) 1(16.7)			(0.5) 6(100)
	6．女子老人単身		(8.7) 10(50.0)	(0.8) 2(10.0)	(0.9) 3(15.0)	(1.2) 2(10.0)	(1.1) 3(15.0)	(1.7) 20(100)
一般核家族世帯	7．父＋母　母40才未満		(0.9) 1(2.5)	(2.5) 6(15.0)	(3.8) 13(32.5)	(1.8) 3(7.5)	(5.9) 17(42.5)	(3.5) 40(100)
	子供2人以内	8．父＋母＋非　第１子６才以下	(13.9) 16(8.6)	(28.9) 70(37.6)	(16.5) 56(30.1)	(14.6) 25(13.5)	(6.5) 19(10.2)	(16.0) 186(100)
		9．父＋母＋非　第１子７才～12才	(10.5) 12(8.5)	(14.9) 36(25.3)	(16.1) 55(38.7)	(13.4) 23(16.2)	(5.5) 16(11.3)	(12.2) 142(100)
		10．父＋母＋非　第１子13才～18才	(3.5) 4(4.5)	(6.6) 16(18.0)	(10.9) 37(41.6)	(7.6) 13(14.6)	(6.5) 19(21.3)	(7.7) 89(100)
	子供3人以上	11．父＋母＋非　第１子６才以下	(1.7) 2(18.1)	(1.7) 4(36.4)	(1.2) 4(36.4)	(0.6) 1(9.1)		(0.9) 11(100)
		12．父＋母＋非　第１子７才～12才	(8.6) 10(29.4)	(5.0) 12(35.3)	(2.4) 8(23.5)		(1.4) 4(11.8)	(2.9) 34(100)
		13．父＋母＋非　第１子13才～18才	(2.6) 3(16.7)	(3.4) 8(44.4)	(1.2) 4(22.2)	(0.6) 1(5.6)	(0.7) 2(11.1)	(1.5) 18(100)
		14．父＋母＋生＋非		(2.5) 6(11.5)	(4.4) 15(28.9)	(7.0) 12(23.1)	(6.5) 19(36.5)	(4.5) 52(100)
		15．父＋母＋生	(0.9) 1(1.4)	(0.8) 2(2.7)	(3.2) 11(14.8)	(4.7) 8(10.8)	(17.9) 52(70.3)	(6.4) 74(100)
		16．父＋母　母40才以上	(1.7) 2(4.9)	(1.2) 3(7.3)	(3.8) 13(31.7)	(5.2) 9(22.0)	(4.8) 14(34.1)	(3.5) 41(100)
		17．老夫婦＋非			(0.3) 1(50.0)	(0.6) 1(50.0)		(0.2) 2(100)
		18．老夫婦＋生＋非		(0.4) 1(25.0)		(0.6) 1(25.0)	(0.7) 2(50.0)	(0.3) 4(100)
		19．老夫婦＋生	(3.5) 4(7.5)	(1.7) 4(7.5)	(4.7) 16(30.2)	(2.9) 5(9.5)	(8.2) 24(45.3)	(4.6) 53(100)
		20．老　夫　婦	(13.8) 16(32.7)	(3.4) 8(16.3)	(2.6) 9(18.4)	(2.9) 5(10.2)	(3.8) 11(22.4)	(4.2) 49(100)
母子家族世帯	子供2人以内	21．母＋非　第１子６才以下	(0.9) 1(50.0)	(0.4) 1(50.0)				(0.2) 2(100)
		22．母＋非　第１子７才～12才	(4.3) 5(83.3)	(0.4) 1(16.7)				(0.5) 6(100)
		23．母＋非　第１子13才～18才	(0.9) 1(12.5)	(0.8) 2(25.0)	(0.6) 2(25.0)	(0.6) 1(12.5)	(0.7) 2(25.0)	(0.7) 8(100)
		24．母＋生＋非	(0.9) 1(6.7)	(0.8) 2(13.3)	(0.6) 2(13.3)	(3.5) 6(40.0)	(1.4) 4(26.7)	(1.3) 15(100)
		25．母＋生	(0.9) 1(5.6)	(1.2) 3(16.7)	(1.2) 4(22.2)	(1.2) 2(11.1)	(2.7) 8(44.4)	(1.6) 18(100)
父子家族世帯	子供2人以内	26．父＋非　第１子６才以下			(0.3) 1(100)			(0.1) 1(100)
		27．父＋非　第１子７才～12才			(0.6) 2(100)			(0.2) 2(100)
		28．父＋非　第１子13才～18才		(0.4) 1(100)				(0.1) 1(100)
	29．父＋生						(0.3) 1(100)	(0.1) 1(100)
その他核家族世帯	30．男子老＋非							
	31．男子老＋生				(0.6) 2(40.0)		(1.0) 3(60.0)	(0.4) 5(100)
	32．女子老＋生		(0.9) 1(5.3)	(0.4) 1(5.3)	(2.0) 7(36.8)	(5.3) 9(47.3)	(0.3) 1(5.2)	(1.6) 19(100)
小　　計			(84.3) 97(10.1)	(86.8) 210(22.0)	(83.2) 283(29.6)	(77.2) 132(13.8)	(80.4) 234(24.5)	(82.5) 956(100)

第２－９表(2)　世帯類型別所得階層別世帯数
（二世代以上の既婚家族または傍系親族のいる世帯）

注）表中（　）内数値は、上段は所得階層に対する、下段は世帯類型に対する百分率を示す。

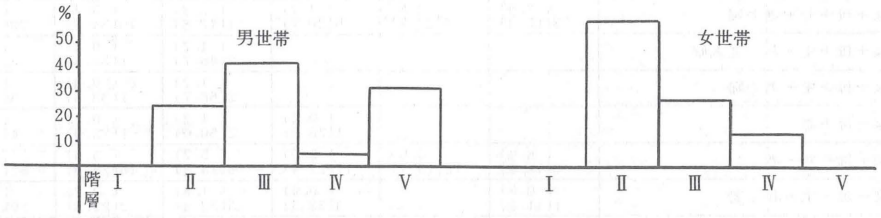
世帯類型＼所得階層		Ⅰ（　～ 99）	Ⅱ（100～139）	Ⅲ（144～199）	Ⅳ（200～249）	Ⅴ（250～　）	計
	① 父＋母＋夫＋妻＋非				(1.8) 3(42.9)	(1.4) 4(57.1)	(0.6) 7(100)
	② 父＋母＋夫＋妻＋非＋老夫婦				(0.6) 1(100)		(0.1) 1(100)
二世代以上の既婚者のいる世帯	③ 父＋母＋夫＋妻＋非＋老					(0.3) 1(100)	(0.1) 1(100)
	④ 父＋母＋老夫婦		(0.8) 2(50.0)	(0.3) 1(25.0)	(0.6) 1(25.0)		(0.3) 4(100)
	⑤ 父＋母＋非＋老夫婦	(2.6) 3(10.3)	(2.5) 6(20.7)	(1.7) 6(20.7)	(2.3) 4(13.8)	(3.4) 10(34.5)	(2.5) 29(100)
	⑥ 父＋母＋生＋非＋老夫婦				(1.2) 2(66.7)	(0.3) 1(33.3)	(0.3) 3(100)
	⑦ 父＋母＋生＋老夫婦				(1.2) 2(66.7)	(0.3) 1(33.3)	(0.3) 3(100)
	⑧ 父＋母＋老			(0.3) 1(25.0)	(1.2) 2(50.0)	(0.3) 1(25.0)	(0.3) 4(100)
	⑨ 父＋母＋非＋老	(6.9) 8(12.9)	(5.0) 12(19.4)	(5.0) 17(27.4)	(5.2) 9(14.5)	(5.6) 16(25.8)	(5.3) 62(100)
	⑩ 父＋母＋生＋非＋老	(0.9) 1(11.1)		(0.9) 3(33.3)	(1.8) 3(33.3)	(0.7) 2(22.3)	(0.7) 9(100)
	⑪ 父＋母＋生＋老		(0.8) 2(28.6)	(0.9) 3(42.8)		(0.7) 2(28.6)	(0.6) 7(100)
	⑫ 父＋母＋妻＋非				(0.6) 1(100)		(0.1) 1(100)
	⑬ 父＋非＋老			(0.3) 1(100)			(0.1) 1(100)
	⑭ 母＋非＋老夫婦		(0.4) 1(100)				(0.1) 1(100)
	⑮ 母＋非＋老	(0.9) 1(16.7)	(0.8) 2(33.2)	(0.3) 1(16.7)	(0.6) 1(16.7)	(0.3) 1(16.7)	(0.5) 6(100)
	⑯ 母＋生＋老			(0.3) 1(50.0)	(0.6) 1(50.0)		(0.2) 2(100)
	⑰ 母＋夫＋妻			(0.3) 1(33.3)	(0.6) 1(33.3)	(0.3) 1(33.3)	(0.3) 3(100)
	⑱ 母＋夫＋妻＋非＋老					(0.3) 1(100)	(0.1) 1(100)
	⑲ 母＋夫＋妻＋非			(0.3) 1(50.0)	(0.6) 1(50.0)		(0.2) 2(100)
傍系親族のいる世帯	⑳ 父＋母＋老夫婦＋その他			(0.3) 1(50.0)		(0.3) 1(50.0)	(0.2) 2(100)
	㉑ 父＋母＋非＋老夫婦＋その他	(0.9) 1(7.7)	(0.8) 2(15.4)	(0.6) 2(15.4)	(0.6) 1(7.7)	(2.4) 7(53.8)	(1.1) 13(100)
	㉒ 父＋母＋夫＋妻＋老夫婦＋その他					(0.3) 1(100)	(0.1) 1(100)
	㉓ 父＋母＋非＋老＋その他			(1.4) 5(71.4)		(0.6) 2(28.6)	(0.6) 7(100)
	㉔ 父＋母＋生＋非＋老＋その他					(0.3) 1(100)	(0.1) 1(100)
	㉕ 父＋母＋夫＋妻＋非＋その他		(0.4) 1(33.3)	(0.3) 1(33.3)		(0.3) 1(33.3)	(0.3) 3(100)
	㉖ 父＋母＋非＋その他		(0.4) 1(50.0)	(0.3) 1(50.0)			(0.2) 2(100)
	㉗ 父＋母＋その他	(0.9) 1(50.0)				(0.3) 1(50.0)	(0.2) 2(100)
	㉘ 母＋生＋非＋その他				(0.6) 1(100)		(0.1) 1(100)
	㉙ 母＋非＋老＋その他			(0.3) 1(100)			(0.1) 1(100)
	㉚ 母＋生＋その他			(0.3) 1(50.0)	(0.6) 1(50.0)		(0.2) 2(100)
	㉛ 母＋生＋老＋その他					(0.3) 1(100)	(0.1) 1(100)
	㉜ 母＋夫＋妻＋非＋その他				(1.2) 2(100)		(0.2) 2(100)
	㉝ 母＋老夫婦＋その他			(0.3) 1(100)			(0.1) 1(100)
	㉞ 老夫婦＋その他	(0.9) 1(33.3)		(0.3) 1(33.3)	(0.6) 1(33.3)		(0.3) 3(100)
	㉟ 女子老人＋生＋その他			(1.2) 4(80.0)	(0.6) 1(20.0)		(0.4) 5(100)
	㊱ 女子老人＋その他	(1.7) 2(40.0)	(0.4) 1(20.0)	(0.6) 2(40.0)			(0.4) 5(100)
	㊲ 男子独身（40才未満）＋その他		(0.4) 1(33.3)	(0.3) 1(33.3)		(0.3) 1(33.3)	(0.3) 3(100)
	㊳ 女子独身（40才未満）＋その他		(0.4) 1(100)				(0.1) 1(100)
小計		(15.7) 18(8.9)	(13.2) 32(15.7)	(16.8) 57(28.1)	(22.8) 39(19.2)	(19.6) 57(28.1)	(17.5) 203(100)
総計		(100) 115(9.9)	(100) 242(20.9)	(100) 340(29.3)	(100) 171(14.8)	(100) 291(25.1)	(100) 1,159(100)

ㄱ) 世帯類型と所層階層

つぎに主な世帯類型について、第２－９表を基礎にして世帯の所得階層分布をみてみよう。

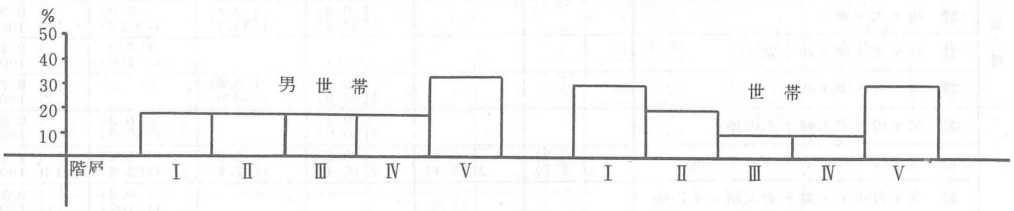
まず、世帯主が40才未満の男女単身世帯についてみると、両世帯類型ともにⅠ階層はないが、女子単身世帯では、Ⅱ階層（60.0％）のものが多く、Ⅴ階層には一世帯もなく男子単身世帯に比して所得水準は低くなっている。

第２－７図　男・女単身世帯別所得階層別世帯分布比率（世帯主40才未満）



世帯主が男40～59才、女40～54才の中高年単身世帯についても、女子世帯は男子世帯に比して、Ⅰ、Ⅱ階層のものが多く、Ⅰ階層の世帯は30％おり調査対象全平均比率を大きく上廻り、女子中高年世帯に生活が苦しいものが多いことをしめている。しかし、男女両世帯ともに、世帯主40才未満世帯に比較してそれぞれⅥ、およびⅤ階層の比率が高く、両極に分布している。

第２－８図　男・女単身世帯別所得階層別世帯分布比率（男子世帯主40～59才　女子世帯主40～54才）



つぎに、老人のみ、あるいは老人を含む世帯の所得階層分布をみると、第２－10表のようになっている。

男子老人単身世帯はわずか６例しかないが、一世帯をのぞいて他の世帯は全部低所得層に属している。女子老人単身世帯では、Ⅰ階層に入るものが全体の半ばにも達し、Ⅱ階層と合わせて低所得層は60％となっている。老夫婦世帯は、ⅣおよびⅤ階層に入るものが計36.2％いるが、低所得層にあるものもⅠ階層で32.7％、Ⅱ階層で16.3％、計49％にもなり、厳しい生活条件にいるものが多いことは、老人単身世帯と変らない。その他の老人を含む世帯は、老人のみの世帯に比べて低所得層に入るものは少なくなっている。しかし、他の世帯員と生活している老人達も世帯単位でⅠ＋Ⅱ階層計22.1％のものが低所得層にあることを忘れてはならない。

第２－10表　老人世帯類型別所得階層別世帯数

家族類型＼所得階層	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	計
老人単身（男）	2(33.3)	3(50.0)	1(16.7)			6(100)
老人単身（女）	10(50.0)	2(10.0)	3(15.0)	2(10.0)	3(15.0)	20(100)
老夫婦	16(32.7)	8(16.3)	9(18.4)	5(10.2)	11(22.4)	49(100)
その他の老人を含む世帯	22(8.6)	34(13.2)	77(30.0)	45(17.5)	79(30.7)	257(100)
計	50(15.1)	47(14.2)	90(27.1)	52(15.6)	93(28.0)	332(100)

つぎに核家族の母子世帯をみると、全世帯のうち49世帯ある。(第２—11表) うち、世帯内に生産年令の子供がいないものが16世帯いる。このような世帯では当然低所得層が多くなり、Ⅰ階層は43.8,%、Ⅱ階層は25.0%、Ⅰ＋Ⅱ階層の計は68.8%にもおよんでいる。

第２—11表　母子世帯(核家族)類型別所得階層別世帯数

家族類型＼所得階層	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	計
世帯に生産年令の子供のいない母子世帯	7 (43.8)	4 (25.0)	2 (12.5)	1 (6.2)	2 (12.5)	16 (100)
世帯に生産年令の子供のいる母子世帯	2 (6.1)	5 (15.2)	6 (18.1)	8 (24.2)	12 (36.4)	33 (100)
計	9(18.4)	9(18.4)	8(16.3)	9(18.4)	14(28.5)	49(100)

なお合わせて、全世帯中、身障者のいる世帯は、第２—12表のとおり16あった。例数は多くはないが、16世帯のうち、７世帯はⅠ階層（43.8%）４世帯はⅡ階層（25.0%）と全体の68.8%ものものが低所得層である。世帯主が身障者のものが５例あるが、うち３世帯はⅠ階層である。また世帯主および世帯員にも身障者がいる世帯は、２例あるが２世帯とも低所得層に入っている。

第２—12表　所得階層別身障者世帯数

所得階層	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	計
世帯主が身障者	3(60.0)		1(20.0)		1(20.0)	5(100)
世帯員　〃	3(33.3)	3(33.3)	2(22.2)	1(11.1)		9(100)
世主と世帯員〃	1(50.0)	1(50.0)				2(100)
計	7(43.7)	4(25.0)	3(18.7)	1(6.3)	1(6.3)	16(100)

第２—13表は、多子が世帯の所得階層分布にどのような影響をおよぼすかについて知るために作製したものである。

第２—13表　一般核家族世帯扶養子供数別所得階層別世帯数

世帯類型＼所得階層		Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	計
18才未満の子供が２人以内の一般核家族世帯	世帯類型番号 8. 9. 10	32 (7.7)	122 (29.3)	148 (35.5)	61 (14.6)	54 (12.9)	417 (100.0)
18才未満の子供が３人以上いる一般核家族世帯	〃 11. 12. 13	15 (23.8)	24 (38.1)	16 (25.4)	2 (3.2)	6 (9.5)	63 (100.0)
計		47 (9.8)	146 (30.4)	164 (34.2)	63 (13.1)	60 (12.5)	480 (100.0)

表によると、18才未満の子供が３人以上の一般核家族世帯では、Ⅰ階層のものが23.8%、Ⅱ階層38.1%で、計61.9%もの世帯が低所得層に入っている。これに対して、同じ一般核家族世帯で18才未満の子供が２人以下の世帯では、Ⅰ階層 7.7%、Ⅱ階層29.3%で、計37.0%となり、低所得層の調査対象世帯全平均比率30.9%よりやや上廻っているが、３人以上いる子供のいる世帯に比すればその比率は非常に低くなっている。また、Ⅳ、Ⅴの階層にある世帯も、子供２人の世帯の方がいずれの階層においても相対的に多くなっている。この結果からみると、一般核家族世帯においては、多子が今日でもなお低所得ないしは貧困になることに大きく影響しているようである。

つぎに世帯類型と所得階層の分布の関係を、父母よりなる世帯、父母と未婚の子供との世帯、老夫婦のみ世帯、老夫婦と未婚の子供の世帯から構成されている一般核家族世帯と二世代および三世代の夫婦よりなる典型的な複合世帯について所得階層分布を比較したものが第２－14表である。

第２－14表　核家族・複合家族世帯類型別所得階層別世帯数

世帯類型＼所得階層	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	計
一般核家族世帯（世帯類型番号、7～20）	71(8.9)	176(22.1)	242(30.4)	107(13.5)	199(25.1)	795(100)
二・三世代家族世帯（世帯類型番号 ①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑳、㉑、㉒）	4(6.3)	10(15.6)	10(15.6)	14(21.9)	26(40.6)	64(100)

両世帯類型の所得階層分布を比較すると、一般核家族世帯の分布は、全調査対象世帯平均のそれと非常に類似しているが、二・三世代家族世帯に比較すると、Ⅰ、Ⅱ階層の比率が高く、Ⅳ、Ⅴ階層の比率は低くなっている。二・三世代家族世帯でのⅣ＋Ⅴ階層は62.5％で、同類型家族の過半数をしめている。これは、複合家族世帯の総合的経済力が相対的にはなおつよいことをしめている反面、家族の分解が世帯を単位とする所得水準を低下させ低所得世帯を創出させていることを物語るものであるかもしれない。

最後に、世帯の主要な稼得者たるべき生産年令にある父または夫を欠いていて、かつ直系世帯員にも生産年令のものがいない世帯の各所得階層内での分布状況をみてみよう。これらの労働力をもたない世帯は、つぎのような類型のものである。

	世帯類型番号	世帯類型
老令世帯	5	男子老人単身世帯
	6	女子　〃
	17	老夫婦＋非
	20	老夫婦
	30	男子老＋非
	㉞	老夫婦＋その他
	㊱	女子老＋その他

	世帯類型番号	世帯類型
母子世帯	21	母＋非　第１子６才以下
	22	母＋非　第１子７才～12才
	23	母＋非　第１子
	⑭	母＋非＋老夫婦
	⑮	母＋非＋老
	㉙	母＋非＋老＋その他
	㉝	母＋老夫婦＋その他

以上各世帯類型の各所得階層内の比率をみたものが第２－15表である。これによると、最低所得階層であるⅠ階層の世帯員に生産年令のものがいない老令および母子世帯の比率は、その他の諸階層のそれよりも高くなっている。とくに目立つのは、Ⅰ階層で老令世帯の比率は27.0％にのぼり、Ⅰ階層世帯の4分の1以上になり、都市の低所得層問題における老人問題の比重の高さをしめている。

第２－15表　所得階層別老令・母子・その他の世帯別世帯数

世帯類型＼所得階層	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	計
老令世帯（世帯員に生産年令のものがいない）	31 (27.0)	14 (5.8)	17 (5.0)	9 (5.3)	14 (4.8)	85 (7.3)
母子世帯（世帯員に生産年令のものがいない）	8 (7.0)	7 (2.9)	5 (1.5)	2 (1.2)	3 (1.0)	25 (2.2)
その他の世帯	76 (66.0)	221 (91.3)	318 (93.5)	160 (93.5)	274 (94.2)	1,049 (90.5)
総計	115(100)	242(100)	340(100)	171(100)	291(100)	1,159(100)

(3) 職業階層と世帯類型

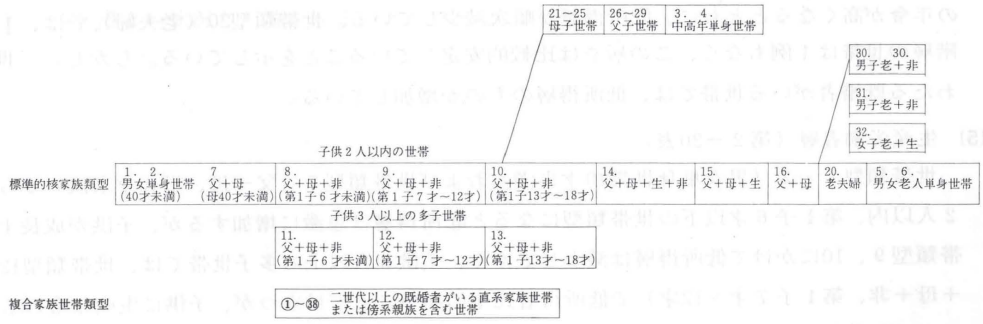
世帯の最多収入者と世帯構成上の中心者（世帯主）とは、必ずしも一致するものではない。職業階層と世帯類型との関係をみる場合、世帯所得に対して世帯員のうちでもっとも強い規定力をもつ最多収入者と世帯構成上の中心者が一致するものを対象として、世帯主の職業と世帯類型の相関を考察することが望ましい。今回の調査で両者が同じである世帯は、全調査対象 **1,159**世帯のうち、**1,084**ケースである。ここでの世帯主は、単身者世帯では単身者、老夫婦世帯では男子老人、その他の世帯では父または父がいない場合は母を指している。

職業階層分類は、前出第２－５表のものに依ったが、経営者層と専門管理者層は、ともに生活条件も上位のものが多く、件数も少ないことを考慮に入れて一括して考察対象とした。自営者層は、有雇用自営業者層（職業分類番号６～７）と家族自営業者層（10～15）、労働者層は、給料生活者層（16～21）、生産労働者層（22～27）、販売サービス労働者層（28～29）、職人層（31～32）、単純労働者層（33～34）の５グループに分け、その他無職層（35）を入れて世帯類型との相関をみた。なお農民層は、例数が過少なので省略した。

前出第２－９表の世帯類型表は、調査時点での横断的資料であり、かつ世帯内の労働力の有無を中心とした世帯分類である。したがって、家族についての所謂厳密な意味での生活周期に対応する世帯分類ではないが、核家族世帯については、非生産年令の子供の第１子に年令区分を附してあるなど、世帯構成の側面からみた世帯の時間的推移にともなう所得水準ないしは生活水準の変動をある程度うかがうことのできる資料になっている。

すなわち、独身生活から結婚生活に入り、子供の養育期を経て、やがて子供が成長し独立して遂次家を出てゆき、老令者のみが世帯に残るという核家族世帯について典型的と考えられる生活周期に対応する順に、第２－９表の各世帯類型を並べるとつぎのとおりになる。

第２－９図　生活周期各段階の世帯類型



図の右上にある母子世帯および父子世帯は、核家族の生活周期循環のなかで、主たる稼得者および家事担当者を欠いた世帯であり、中高年単身世帯は、結婚によって世帯を形成する可能性が少ないという意味で、標準的な核家族類型とはみなし得ないものである。また、老令者が世帯主である世帯類型は、老令になって非生産年令の子供がいるという意味で、また、世帯類型31、32は、生産年令にある子供が世帯にとどまったまま結婚し二世代家族を形成する過渡的段階にあるともみられるので、標準的な核家族世帯類型から外したものである。

各職業階層別に、図２－９のような世帯分類にしたがって各々の所得階層構成をしめたものが第２－16表から２－24表である。

以下、同一職業階層内の世帯類型と所得階層構成の変動の関係をみてゆく。

(1) 経営・専門管理者層（第２－16表）

各職業階層のうちで、所得水準がもっとも高い階層で、全世帯類型を通して、低所得層は、世帯類型11にⅡ階層の１ケースがあるだけで、全体として非常に安定している階層である。またこの層では、２世代家族世帯にも上位所得層のものが多く、75.0％がⅤ階層にあることが注目される。

(2) 有雇用自営業者層（第２－17表）

経営・専門管理者層についで所得水準の高い職業階層であるが、世帯類型９、12、13などの子供が非生産年令の者だけの世帯では低所得層がやはりでている。しかし、世帯類型20の老令者世帯あるいは、世帯類型21～25の母子世帯、世帯類型①～⑲の二世代以上の既婚者のいる世帯などでも低所得層は１ケースもなく、この階層が相対的に安定していることをしめしている。

(3) 家族自営業者層（第２－18表）

有雇用自営業者層に比べて経営規模が小さく、それだけ全般的にみて不安定な経営のものが多く、したがって低所得層のものも多くなっている。多子世帯の世帯類型12では、低所得層が急激に増えている。しかし、その他の所得水準の落ち込みが大きい世帯類型８（父＋母＋非、第１子６才以下）、世帯類型20（老夫婦）世帯類型５・６（男女単身老人世帯）などにおいては、低所得層は大きな増加をしめしておらず、ゆるやかな所得階層構成の変動をみせているのがこの職業階層の特徴である。これは、経営内容の格差が階層内部に巾広く分布していることを反映しているものとおもわれる。

(4) 給料生活者層（第２－19表）

民間企業および官公庁の事務員などを中心として構成されている職業階層である。多子世帯の世帯類型13（父＋母＋非、第１子13才～18才）では、低所得層が非常に多くなっており、また、子供２人以内の世帯類型では、第１子６才以下の世帯類型８で低所得層の比率は高いが、第１子の年令が高くなるとともに、低所得層が順次減少している。世帯類型20（老夫婦）、では、Ⅰ、Ⅱ階層の世帯は１例もなく、この層では比較的安定していることを示している。しかし、二世代にわたる既婚者がいる世帯では、低所得層のものが増加している。

(5) 生産労働者層（第２－20表）

世帯類型１・２（男女単身世帯40才未満）および世帯類型７（父＋母、母40才未満）から子供２人以内、第１子６才以下の世帯類型になると低所得層は急激に増加するが、子供が成長する世帯類型９、10にかけて低所得層は減少してゆく、子供３人以上の多子世帯では、世帯類型12（父＋母＋非、第１子７才～12才）で低所得層比率の高いことが目立つが、子供に生産年令のものがでてくる世帯類型14（父＋母＋生＋非）、世帯類型15（父＋母＋生）にかけて低所得層の比率はやはり低下している。

二世代以上にわたる既婚者がいて、世帯員に生産年令のものがいる世帯では、半数近くの世帯が低所得層であるが、この世帯類型のうちには老令者がいるものが多いことを注意しなければならない。

(6) 販売サービス労働者層（第２－21表）

子供２人以内、第１子６才の世帯類型８、および例数は少ないが多子世帯で低所得層が多くなり、子供が生産年令になる世帯類型14、15になると低所得層のものは全くなくなる。老夫婦は、わずか２例ではあるが、ともに低所得層であり、老令者を含む世帯の多い二世代以上にわたる既

婚者がいて、世帯員に生産年令のものがいる世帯類型では、半数以上のものが低所得層階層であることが目立っている。

(7) 職　人　層（第２－22表）

全体の例数が少ないので決定的なことはいえないが、第１子が６才以下の世帯類型８および多子世帯類型12などでは、低所得層に落込むものがやはり多くなっている。

(8) 単純労働者層（第２－23表）

単純労働者層においても、非生産年令の子供のいる世帯類型８、９、10、12などにおいては、低所得層へ落ち込んでいるものが多く、さらに生産年令の子供のいる世帯類型14、15などでも低所得層世帯がでている。世帯類型20および５、６の老令者世帯では、低所得層のものが81.8％に達し、とくに最下層であるⅠ階層の比率が高く、また、二世代以上の既婚者がいる世帯においても低所得層のものが過半数近くいることが注目される。

(9) 無　職　層（第２－24表）

無職層は、世帯内に有職業者が皆無の世帯であるが、したがってⅣ、Ⅴ階層のものは全くなく、大半はⅠおよびⅡ階層に属する世帯である。この階層の世帯類型構成をみると、世帯類型20（老夫婦）と世帯類型５、６の男女老人単身世帯の合計23世帯で、全体の72.0％をしめている。その他の世帯も母子および中高年単身世帯などの標準的核家族世帯類型以外のものが多い。

以上　まとめてみると、経営・専門管理者層、あるいは有雇用自営業者層にあっては、子供が非生産年令のみの世帯類型または世帯主が老令期に入る世帯類型にあっても、低所得層は他の諸職業階層に比して少なく、生活周期の変動に対する抵抗力が相対的につよいことがうかがえる。

これに対して、その他の諸職業階層は、ほとんどいずれも、子供の誕生から子供が生産年令に達するまでの生活周期段階では、低所得層が増加する傾向がみられる。また世帯主が老令期の世帯あるいは老令世帯員がいる世帯などでも低所得層世帯の比率が高くなる職業階層が多く、とくに単純労働者層ではその傾向がつよく、都市労働者が生活周期の特定段階で、必然的に生活困窮に陥ち入らざるを得ない状況の一端を知ることができる。

第２－16表　世帯類型別所得階層別世帯数（経営・専問管理者層）

世帯類型＼所得階層					Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	計
単身および核家族世帯	標準的核家族世帯	1・2	男女単身世帯	40才未満						
		7	父＋母	母40才未満						
		8	子供2人以内	父＋母＋非　第１子６才以下					2(100)	2(100)
		9	子供2人以内	父＋母＋非　第１子７才～12才			1(25.0)		3(75.0)	4(100)
		10	子供2人以内	父＋母＋非　第１子13才～18才				1(50.0)	1(50.0)	2(100)
		11	子供3人以上	父＋母＋非　第１子６才以下		1(100)				1(100)
		12	子供3人以上	父＋母＋非　第１子７才～12才						
		13	子供3人以上	父＋母＋非　第１子13才～18才			1(50.0)		1(50.0)	2(100)
		14		父＋母＋生＋非				2(33.3)	4(66.7)	6(100)
		15		父＋母＋生					5(100)	5(100)
		16		父＋母					1(100)	1(100)
		20		老夫婦					1(100)	1(100)
		5・6		男女老人単身世帯(男60才以上 女55才以上)						
		小計				1(3.7)	2(7.4)	3(11.1)	18(77.8)	24(100)
	母子世帯	21 22 23		非生産年令の子供だけの母子世帯						
		24・25		生産年令の子供がいる母子世帯						
		小計								
	父子世帯	26 27 28		子供が非生産年令の父子世帯						
		29		子供に生産年令のものがいる父子生帯						
		小計								
	上記以外の老令者世帯	3・4		中高年単身世帯（40才～54才）						
		17・30		非生産年令の子供だけの老令者世帯						
		18 19 26 32		生産年令の子供がいる老令者世帯					3(100)	3(100)
		小計								
合計						1(3.7)	2(7.4)	3(11.1)	21(77.8)	27(100)
二世代以上既婚家族または傍系親族のいる世帯		①～⑲		二世代以上の既婚者のいる世帯				2(25.0)	6(75.0)	8(100)
		⑳～㊳		傍系親族を含む世帯						
		小計						2(25.0)	6(75.0)	8(100)
総合計						1(2.9)	2(5.7)	5(14.3)	27(77.1)	35(100)

第２－17表　世帯類型別所得階層別世帯数（有雇用自営業者層）

世帯類型 ＼ 所得階層					Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	計
単身および核家族世帯	標準的核家族世帯	1・2	男女単身世帯	40才未満			2(100)			2(100)
		7	父＋母	母40才未満					2(100)	2(100)
		8	子供2人以内	父＋母＋非　第１子６才以下			1(20.0)	3(60.0)	1(20.0)	5(100)
		9		父＋母＋非　第１子７才～12才	1(14.3)	3(42.9)		2(28.5)	1(14.3)	7(100)
		10		父＋母＋非　第１子13才～18才			3(30.0)	2(20.0)	5(50.0)	10(100)
		11	子供3人以上	父＋母＋非　第１子６才以下						
		12		父＋母＋非　第１子７才～12才	1(25.0)	1(25.0)			2(50.0)	4(100)
		13		父＋母＋非　第１子13才～18才		1(33.3)	1(33.3)		1(33.3)	3(100)
		14	父＋母＋生＋非				1(25.0)	1(25.0)	2(50.0)	4(100)
		15	父＋母＋生						7(100)	7(100)
		16	父＋母				1(25.0)		3(75.0)	4(100)
		20	老夫婦					1(33.3)	2(66.7)	3(100)
		5・6	男女老人単身世帯(男60才以上　女55才以上)							
		小計			2(3.9)	5(9.8)	9(17.6)	9(17.7)	26(51.0)	51(100)
	母子世帯	21 22 23	非生産年令の子供だけの母子世帯					1(100)		1(100)
		24・25	生産年令の子供がいる母子世帯						2(100)	2(100)
		小計						1(33.3)	2(66.7)	3(100)
	父子世帯	26 27 28	子供が非生産年令の父子世帯							
		29	子供に生産年令のものがいる父子生帯							
		小計								
	上記以外の老令者世帯	3・4	中高年単身世帯（40才～54才）				1(100)			1(100)
		17・30	非生産年令の子供だけの老令者世帯							
		18 19 26 32	生産年令の子供がいる老令者世帯				1(33.3)		2(66.7)	3(100)
		小計					2(50.0)		2(50.0)	4(100)
合計					2(3.4)	5(8.6)	11(19.0)	10(17.3)	30(51.7)	58(100)
二世代以上既婚家族または傍系親族のいる世帯		①～⑲	二世代以上の既婚者のいる世帯				3(27.3)	2(18.2)	6(54.5)	11(100)
		⑳～㊳	傍系親族を含む世帯		1(12.5)				7(87.5)	8(100)
		小計			1(5.3)		3(15.8)	2(10.5)	13(68.4)	19(100)
総合計					3(3.9)	5(6.5)	14(18.2)	12(15.6)	43(55.8)	77(100)

第２－18表　世帯類型別所得階層別世帯数（家族自営業者層）

世帯類型＼所得階層					Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	計
単身および核家族世帯	標準的核家族世帯	1・2	男女単身世帯	40才未満					2(100)	2(100)
		7	父＋母	母40才未満	1(16.7)		1(16.7)		4(66.6)	6(100)
		8	子供2人以内	父＋母＋非　第１子６才以下	3(20.0)		5(33.3)	3(20.0)	4(26.7)	15(100)
		9		父＋母＋非　第１子７才～12才		3(25.0)	3(25.0)	3(25.0)	3(25.0)	12(100)
		10		父＋母＋非　第１子13才～18才		1(16.7)	3(50.0)		2(33.3)	6(100)
		11	子供3人以上	父＋母＋非　第１子６才以下	1(100)					1(100)
		12		父＋母＋非　第１子７才～12才	2(40.0)	2(40.0)	1(20.0)			5(100)
		13		父＋母＋非　第１子13才～18才						
		14	父＋母＋生＋非			1(9.1)	5(45.5)	3(27.3)	2(18.1)	11(100)
		15	父＋母＋生				4(28.6)		10(71.4)	14(100)
		16	父＋母	母40才以上	2(16.7)	1(8.3)	3(25.0)	3(25.0)	3(25.0)	12(100)
		20	老夫婦		1(9.1)	2(18.2)	4(36.3)	2(18.2)	2(18.2)	11(100)
		5・6	男女老人単身世帯(男60才以上 女55才以上)			1(14.3)	2(28.6)	1(14.3)	3(42.8)	7(100)
		小計			10(11.0)	11(11.0)	31(27.1)	15(13.6)	35(37.3)	102(100)
	母子世帯	21 22 23	非生産年令の子供だけの母子世帯		1(33.3)		1(33.3)		1(33.3)	3(100)
		24・25	生産年令の子供がいる母子世帯					2(40.0)	3(60.0)	5(100)
		小計			1(12.5)		1(12.5)	2(25.0)	4(50.0)	8(100)
	父子世帯	26 27 28	子供が非生産年令の父子世帯							
		29	子供に生産年令のものがいる父子世帯						1(100)	1(100)
		小計							1(100)	1(100)
	上記以外の老令者世帯	3・4	中高年単身世帯（40才～54才）			1(100)				1(100)
		17・30	非生産年令の子供だけの老令者世帯							
		18 19 31 32	生産年令の子供がいる老令者世帯		3(15.8)	2(10.5)	3(15.8)	2(10.5)	9(47.4)	19(100)
		小計			3(15.0)	3(15.0)	3(15.0)	2(10.0)	9(45.0)	20(100)
	合計				14(10.6)	14(10.6)	35(26.7)	19(14.5)	49(37.4)	131(100)
二世代以上既婚家族または傍系親族のいる世帯		①－⑲	二世代以上の既婚者のいる世帯		1(4.6)	3(13.6)	7(31.8)	5(22.7)	6(27.3)	22(100)
		⑳－㊳	傍系親族を含む世帯			3(30.0)	5(50.0)	1(10.0)	1(10.0)	10(100)
		小計			1(3.1)	6(18.8)	12(37.5)	6(18.8)	7(21.8)	32(100)
総合計					15(9.2)	20(12.3)	47(28.8)	25(15.3)	56(34.4)	163(100)

第２－19表　世帯類型別所得階層別世帯数（給料生活者層）

世帯類型 ＼ 所得階層					Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	計
単身および核家族世帯	標準的核家族世帯	1・2	男女単身世帯	40才未満		7(50.0)	6(42.9)	1(7.1)		14(100)
		7	父＋母	母40才未満		2(11.8)	5(29.4)	2(11.8)	8(47.0)	17(100)
		8	子供2人以内	父＋母＋非　第１子６才以下	3(5.8)	18(34.6)	17(32.6)	7(13.5)	7(13.5)	52(100)
		9		父＋母＋非　第１子７才～12才	1(2.3)	10(22.7)	17(38.6)	10(22.7)	6(13.7)	44(100)
		10		父＋母＋非　第１子13才～18才		4(19.0)	10(47.7)	3(14.3)	4(19.0)	21(100)
		11	子供3人以上	父＋母＋非　第１子６才以下						
		12		父＋母＋非　第１子７才～12才		2(28.6)	4(57.1)		1(14.3)	7(100)
		13		父＋母＋非　第１子13才～18才	2(40.0)	3(60.0)				5(100)
		14	父＋母＋生＋非			1(11.1)		2(22.2)	6(66.7)	9(100)
		15	父＋母＋生			1(6.7)		2(13.3)	12(80.0)	15(100)
		16	父＋母	母40才以上		〃			1(100)	1(100)
		20	老夫婦				1(20.0)	1(20.0)	3(60.0)	5(100)
		5・6	男女老人単身世帯(男60才以上 女55才以上)							
		小計			6(3.2)	48(25.3)	60(31.6)	28(14.7)	48(25.3)	190(100)
	母子世帯	21 22 23	非生産年令の子供だけの母子世帯		2(66.7)				1(33.3)	3(100)
		24・25	生産年令の子供がいる母子世帯				1(20.0)	2(40.0)	2(40.0)	5(100)
		小計			2(25.0)		1(12.5)	2(25.0)	3(37.5)	〔 3.2〕 8(100)
	父子世帯	26 27 28	子供が非生産年令の父子世帯							
		29	子供に生産年令のものがいる父子世帯							
		小計								
	上記以外の老令者世帯	3・4	中高年単身世帯（40才～54才）						2(100)	2(100)
		17・30	非生産年令の子供だけの老令者世帯				1(50.0)		1(50.0)	2(100)
		18 19 31 32	生産年令の子供がいる老令者世帯				3(30.0)	1(10.0)	6(60.0)	10(100)
		小計					4(28.6)	1(7.1)	9(14.3)	14(100)
合計					8(3.8)	48(22.6)	65(30.7)	31(14.6)	60(28.3)	212(100)
二世代以上既婚家族または傍系親族のいる世帯		①～⑲	二世代以上の既婚者のいる世帯		3(9.4)	6(18.8)	10(31.3)	6(18.8)	7(21.9)	32(100)
		⑳～㊳	傍系親族を含む世帯		1(12.5)	1(12.5)	2(25.0)	2(25.0)	2(25.0)	8(100)
		小計			4(10.0)	7(17.5)	12(30.0)	8(20.0)	9(22.5)	40(100)
総合計					12(4.8)	55(21.8)	77(30.6)	39(15.5)	69(27.3)	252(100)

第２－20表　世帯類型別所得階層別世帯数（生産労働者層）

世帯類型 ＼ 所得階層					Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	計
単身および核家族世帯	標準的核家族世帯	1・2	男女単身世帯	40才未満		3(27.3)	3(27.3)	1(9.1)	4(36.3)	11(100)
		7	父＋母	母40才未満		3(42.8)	2(28.6)		2(28.6)	7(100)
		8	子供2人以内	父＋母＋非　第１子６才以下	2(3.6)	29(52.7)	17(31.0)	6(10.9)	1(1.8)	55(100)
		9		父＋母＋非　第１子７才～12才	7(15.9)	16(36.4)	16(36.4)	3(6.8)	2(4.5)	44(100)
		10		父＋母＋非　第１子13才～18才	3(8.8)	6(17.6)	14(41.2)	6(17.7)	5(14.7)	34(100)
		11	子供3人以上	父＋母＋非　第１子６才以下	1(12.5)	2(25.0)	4(50.0)	1(12.5)		8(100)
		12		父＋母＋非　第１子７才～12才	5(45.5)	4(36.4)	2(18.1)			11(100)
		13		父＋母＋非　第１子13才～18才	1(50.0)	1(50.0)				2(100)
		14	父＋母＋生＋非			1(9.1)	5(45.5)	3(27.3)	2(18.1)	11(100)
		15	父＋母＋生				4(25.0)	2(12.5)	10(62.5)	16(100)
		16	父＋母	母40才以上		1(9.1)	5(45.5)	2(18.1)	3(27.3)	11(100)
		20	老夫婦			1(20.0)	1(20.0)	1(20.0)	2(40.0)	5(100)
		5・6	男女老人単身世帯(男60才以上　女55才以上)			1(100)				1(100)
		小計			19(8.6)	68(30.8)	73(34.0)	25(11.7)	31(14.9)	216(100)
	母子世帯	21 22 23	非生産年令の子供だけの母子世帯		1(50.0)		1(50.0)			2(100)
		24・25	生産年令の子供がいる母子世帯			1(20.0)	2(40.0)		2(40.0)	5(100)
		小計			1(14.3)	1(14.3)	3(42.9)		2(28.5)	7(100)
	父子世帯	26 27 28	子供が非生産年令の父子世帯				3(100)			3(100)
		29	子供に生産年令のものがいる父子世帯							
		小計					3(100)			3(100)
	上記以外の老令者世帯	3・4	中高年単身世帯（40才～54才）		1(25.0)	1(25.0)			2(50.0)	4(100)
		17・30	非生産年令の子供だけの老令者世帯							
		18 19 31 32	生産年令の子供がいる老令者世帯				4(50.0)	2(25.0)	2(25.0)	8(100)
		小計			1(14.3)	1(14.3)	4(28.5)	2(14.3)	4(28.5)	12(100)
	合計				21(8.8)	70(29.4)	83(34.9)	27(11.3)	37(15.5)	238(100)
二世代以上既婚家族または傍系親族のいる世帯	①～⑲	二世代以上の既婚者のいる世帯			4(21.1)	5(26.3)	5(26.3)	3(15.8)	2(10.5)	19(100)
	⑳～㊳	傍系親族を含む世帯			1(14.3)		5(71.4)		1(14.3)	7(100)
	小計				5(19.2)	5(19.2)	10(38.5)	3(11.5)	3(11.5)	26(100)
総合計					26(9.8)	75(28.4)	93(35.2)	30(11.4)	40(15.2)	264(100)

第２－21表　世帯類型別所得階層別世帯数（販売サービス労働者層）

世帯類型 ＼ 所得階層				Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	計
単身および核家族世帯	標準的核家族世帯	1・2	男女単身世帯　40才未満		3(30.0)	4(40.0)	11(10.0)	2(20.0)	10(100)
		7	父＋母　母40才未満		1(25.0)	3(75.0)			4(100)
		8	子供2人以内　父＋母＋非　第１子６才以下	8(20.0)	16(40.0)	11(27.5)	4(10.0)	1(2.5)	40(100)
		9	子供2人以内　父＋母＋非　第１子７才～12才	1(5.9)	2(11.7)	12(70.6)	1(5.9)	1(5.9)	17(100)
		10	子供2人以内　父＋母＋非　第１子13才～18才		2(40.0)	2(40.0)		1(20.0)	5(100)
		11	子供3人以上　父＋母＋非　第１子６才以下		1(100)				1(100)
		12	子供3人以上　父＋母＋非　第１子７才～12才						
		13	子供3人以上　父＋母＋非　第13才～18才		3(75.0)	1(25.0)			4(100)
		14	父＋母＋生＋非			2(100)			2(100)
		15	父＋母＋生					4(100)	4(100)
		16	父＋母　母40才以上		〃	1(50.0)		1(50.0)	2(100)
		20	老夫婦	1(50.0)	1(50.0)				2(100)
		5・6	男女老人単身世帯(男60才以上 女55才以上)				1(100)		1(100)
			小　計	10(10.9)	29(31.5)	36(39.1)	7(7.6)	10(10.9)	92(100)
	母子世帯	21 22 23	非生産年令の子供だけの母子世帯		2(100)				2(100)
		24・25	生産年令の子供がいる母子世帯	1(12.5)	2(25.0)	3(37.5)	1(12.5)	1(12.5)	8(100)
			小　計	1(10.0)	4(40.0)	3(30.0)	1(10.0)	1(10.0)	10(100)
	父子世帯	26 27 28	子供が非生産年令の父子世帯						
		29	子供に生産年令のものがいる父子世帯						
			小　計						
	上記以外の老令者世帯		中高年単身世帯（40才～54才）			1(50.0)	1(50.0)		2(100)
		17・30	非生産年令の子供だけの老令者世帯						
		18 16 31 32	生産年令の子供がいる老令者世帯			1(33.3)	2(66.7)		3(100)
			小　計			2(40.0)	3(60.0)		5(100)
	合　計			11(10.3)	33(30.8)	41(38.3)	11(10.3)	11(10.3)	107(100)
二世代以上既婚家族または傍系親族のいる世帯		①～⑲	二世代以上の既婚者のいる世帯	2(18.2)	4(36.3)	2(18.2)	2(18.2)	1(9.1)	11(100)
		⑳～㊳	傍系親族を含む世帯			3(75.0)	1(25.0)		4(100)
			小　計	2(13.3)	4(26.7)	5(33.3)	3(20.0)	1(6.7)	15(100)
総合計				13(10.7)	37(30.3)	46(37.7)	14(11.5)	12(9.8)	122(100)

第２－22表　世帯類型別所得階層別世帯数（職人層）

世帯類型＼所得階層					Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	計
単身および核家族世帯	標準的核家族世帯	1・2	男女単身世帯	40才未満		1(33.3)	1(33.3)		1(33.3)	3(100)
		7	父＋母	母40才未満			2(66.7)		1(33.3)	3(100)
		8	子供2人以内	父＋母＋非　第１子６才以下		3(33.3)	4(44.4)	1(11.1)	1(11.1)	9(100)
		9		非＋母＋父非　第１子７才～12才			4(80.0)	1(20.0)		5(100)
		10		父＋母＋非　第１子13才～18才			3(75.0)		1(25.0)	4(100)
		11	子供3人以上	父＋母＋非　第１子６才以下						
		12		父＋母＋非　第１子７才～12才	2(40.0)	2(40.0)			1(20.0)	5(100)
		13		父＋母＋非　第１子13才～18才				1(100)		1(100)
		14	父＋母＋生＋非			1(50.0)			1(50.0)	2(100)
		15	父＋母＋生				1(33.3)	1(33.3)	1(33.3)	3(100)
		16	父＋母	母40才以上			2(50.0)	2(50.0)		4(100)
		20	老夫婦				1(100)			1(100)
		5～6	男女老人単身世帯(男60才以上　女55才以上)				1(100)			1(100)
			小　計		2(4.9)	7(17.1)	19(46.3)	6(14.6)	7(17.1)	41(100)
	母子世帯	21 22 23	非生産年令の子供だけの母子世帯							
		24・25	生産年令の子供がいる母子世帯		1(100)					1(100)
			小　計		1(100)					1(100)
	父子世帯	26 27 28	子供が非生産年令の父子世帯				1(100)			1(100)
		29	子供に生産年令のものがいる父子世帯					1(100)		1(100)
			小　計				1(50.0)	1(50.0)		2(100)
	上記以外の老令者世帯	4	中高年単身世帯（40才～54才）					1(100)		1(100)
		17・30	非生産年令の子供だけの老令者世帯							
		18 16 31 32	生産年令の子供がいる老令者世帯							
			小　計					1(100)		1(100)
	合　計				3(6.7)	7(15.6)	20(44.4)	8(17.9)	7(15.6)	45(100)
二世代以上既婚家族または傍系親族のいる世帯		①～⑲	二世代以上の既婚者のいる世帯				3(60.6)		2(40.0)	5(100)
		⑳～㊳	傍系親族を含む世帯			1(50.0)	1(50.0)			2(100)
			小　計			1(14.3)	4(57.1)		2(28.6)	7(100)
総　合　計					3(5.8)	8(15.4)	24(46.1)	8(15.4)	9(17.3)	52(100)

第２—23表　世帯類型別所得階層別世帯数（単純労働者層）

世帯類型 ＼ 所得階層					Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	計
単身および核家族世帯	標準的核家族世帯	1・2		男女単身世帯　40才未満						
		7		父＋母　母40才未満				1(100)		1(100)
		8	子供2人以内	父＋母＋非　第１子６才以下		4(57.1)	1(14.3)	1(14.3)	1(14.3)	7(100)
		9		父＋母＋非　第１子７才～12才	2(25.0)	2(25.0)	1(12.5)	3(37.5)		8(100)
		10		父＋母＋非　第１子13才～18才		3(50.0)	2(33.3)	1(16.7)		6(100)
		11	子供3人以上	父＋母＋非　第１子６才以下						
		12		父＋母＋非　第１子７才～12才	1(33.3)	1(33.3)	1(33.3)			3(100)
		13		父＋母＋非　第１子13才～18才			1(100)			1(100)
		14		父＋母＋生＋非		1(25.0)	2(50.0)	1(25.0)		4(100)
		15		父＋母＋生	1(14.3)		1(14.3)	3(42.9)	2(28.5)	7(100)
		16		父＋母　母40才以上			1(20.0)	2(40.0)	2(40.0)	5(100)
		20		老夫婦	5(45.5)	4(36.3)	1(9.1)		1(9.1)	11(100)
		5・6		男女単人単身世帯(男60才以上　女55才以上)	1(50.0)		1(50.0)			2(100)
		小計			10(18.2)	15(27.3)	12(21.8)	12(21.8)	6(10.9)	55(100)
	母子世帯	21 22 23		非生産年令の子供だけの母子世帯	1(33.3)	2(66.7)				3(100)
		24・25		生産年令の子供がいる母子世帯		1(100)				1(100)
		小計			1(25.0)	3(75.0)				4(100)
	父子世帯	26 27 28		子供が非生産年令の父子世帯						
		29		子供に生産年令のものがいる父子世帯						
		小計								
	上記以外の老令者世帯	4		中高年単身世帯（40才～54才）	1(33.3)	1(33.3)			1(33.3)	3(100)
		17・30		非生産年令の子供だけの老令者世帯				1(100)		1(100)
		18 19 31 32		生産年令の子供がいる老令者世帯		1(14.3)	3(42.8)	2(28.6)	1(14.3)	7(100)
		小計			1(9.1)	2(18.2)	3(27.3)	3(27.3)	2(18.2)	11(100)
合計					12(17.1)	20(28.6)	15(21.4)	15(27.3)	8(11.4)	70(100)
二世代以上既婚家族または傍系親族のいる世帯		①～⑲		二世代以上の既婚者のいる世帯	2(28.6)	1(14.2)	2(28.6)	2(28.6)		7(100)
		⑳～㊳		傍系親族を含む世帯		1(25.0)		1(25.0)	2(50.0)	4(100)
		小計			2(18.2)	2(18.2)	2(18.2)	3(27.2)	2(18.2)	11(100)
総合計					14(17.3)	22(27.2)	17(21.0)	18(22.2)	10(12.3)	81(100)

第２—24表　世帯類型別所得階層別世帯数（無職層）

世帯類型＼所得階層					Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	計
単身および核家族世帯	標準的核家族世帯	1・2	男女単身世帯	40才未満			1(100)			1(100)
		7	父＋母	母40才未満						
		8	子供2人以内	父＋母＋非　第１子６才以下						
		9		母＋父＋非　第１子７才～12才						
		10		父＋母＋非　第１子13才～18才						
		11	子供3人以上	父＋母＋非　第１子６才以下						
		12		父＋母＋非　第１子７才～12才						
		13		父＋母＋非　第１子13才～18才						
		14	父＋母＋生＋非							
		15	父＋母＋生							
		16	父＋母	母40才以上		1(100)				1(100)
		20	老夫婦		9(100)					9(100)
		5・6	男女老人単身世帯(男60才以上 女55才以上)		11(78.6)	3(21.4)				14(100)
		小計			20(80.0)	4(16.0)	1(4.0)			25(100)
	母子世帯	21 22 23	非生産年令の子供だけの母子世帯		2(100)					2(100)
		24・25	生産年令の子供がいる母子世帯			1(100)				1(100)
		小計			2(66.7)	1(33.3)				3(100)
	父子世帯	26 27 28	子供が非生産年令の父子世帯							
		29	子供に生産年令のものがいる父子世帯							
		小計								
	上記以外の老令者世帯	3	中高年単身世帯（40才～54才）		2(100)					2(100)
		17・30	非生産年令の子供だけの老令者世帯							
		18 16 31 32	生産年令の子供がいる老令者世帯		1(100)					1(100)
		小計			3(100)					3(100)
合計					25(80.6)	5(16.2)	1(3.2)			31(100)
二世代以上既婚家族または傍系親族のいる世帯		①～⑲	二世代以上の既婚者のいる世帯							
		⑳～㊳	傍系親族を含む世帯				1(100)			1(100)
		小計					1(100)			1(100)
総合計					25(78.1)	5(15.6)	2(6.3)			32(100)

4．世帯員就労状況

(1) 世帯員就労状況と所得階層

第２—10図(1)(2)は、最多収入者を男女に分けて、所得階層別世帯就労人数別の世帯数とその比率をしめしたものである。これによれば、所得階層が上がるにつれて、男女両世帯ともに就労人員が多い世帯が増加してゆく傾向がはっきりでており、都市生活者の所得水準の上昇の相当分は最多収入者以外の稼動に依存していることがわかる。

さらに、最多収入者の職業階層別にみてみると（第2—25表(1)(2)、第2—11図(1)～(8)）やはり、いずれの職業階層についても、上記と同じ傾向で、所得階層の上昇とともに就労人員が多い世帯が増えている。（女子最多収入者については数が少ないので考察を省略する。）各職業階層のうち、自営業者層（有雇用および家族自営業者）は、家業従事世帯員がいるために、他階層に比して、Ⅰ、Ⅱ階層においても就労人員が２人以上の世帯が多くなっている。しかし、自営業者層以外の職業階層のⅠ、Ⅱ階層では、ほとんど１人就労世帯が大半をしめている。以上のように最多収入者の職業によって、世帯を分類し所得水準との関係をみるとき、全体としてみれば低所得層の多い職業階層、たとえば単純労働者層においてもⅤ階層世帯がでてくるのは、最多収入者以外の収入が世帯所得として合算されるからである。

つぎに、最多収入者の所得とそれ以外の世帯員の所得の世帯所得における構成を第２—26表でみてみよう。

所得階層別にみると、Ⅰ階層からⅤ階層に上がるにつれて、最多収入者の所得が世帯所得の100％をしめる世帯は、減少していく。すなわち、Ⅰ階層では、最多収入者の所得が世帯所得の全部である世帯は、74.8％であるが、Ⅴ階層になると26.5％にすぎなくなる。これは所得階層別の就労世帯員数の動きに応じたもので、この調査での上位所得階層においても、世帯員の所得をもち合って、その階層を維持している状況をうかがうことができる。したがって、最多収入者所得の世帯所得における比率が低い世帯は、所得階層が上がるとともに増加する。すなわち、最多収入者所得の世帯所得での比率が50％以下の世帯は、Ⅰ階層(0.9％)、Ⅱ階層(4.5％)、Ⅲ階層(13.9％)、Ⅳ階層(20.5％)、Ⅴ階層(36.9％)、となっている。以上のことは、家業従事世帯員の多い自営業者層をのぞいてその外の世帯では、最多収入者の職業と世帯所得の相関度が所得階層が上がるにつれて低くなることをしめしている。

(2) 最多収入者以外の世帯員の就労内容

第２—27表(1)(2)は、最多収入者の妻およびその外の世帯員の就労職業をしめしたものである。

妻の就労職業を全体としてみれば、もっとも多いのは家業従事者で、全体の42.1％であり、そのうち商業関係のものが最も多くなっている(21.0％)。その他で多いのは軽作業単純労働者(10.7％)、販売労働者(8.7％)などがある。所得階層別にみると、Ⅰ階層に軽作業単純労働者が多く、事務員が全くないことおよびⅤ階層で自営業者および事務労働者が多いことが目立っている。所得階層別の妻の稼動率(妻就労員数／所得階層別世帯数)をみると、Ⅰ階層10.4％、Ⅱ階層17.4％、Ⅲ階層22.1％、Ⅳ階層26.3％、Ⅴ階層46.4％となっており、家業従事者以外の他に被傭されている妻の稼動率は、それぞれ6.1％、15.7％、14.4％、24.1％となっている。いずれもⅠ階層での妻の稼動率がもっとも低く、Ⅴ階層でもっとも高く、しかも24.1％のものが外で働いていることが注目される。

妻以外の世帯員の就労職業についてみると、男子で比較的多くでてくる職業は軽作業単純労働者（7.6％）、販売労働者（13.0％）、商業家業従事者（8.1％）、小企業労働者（7.6％）などあ

る。所得階層別にみると、職業番号16から21の給料生活者計の比率がⅠ階層(0 %)、Ⅱ階層(8.3%)、Ⅲ階層(4.9%)、Ⅳ階層(21.6%)、Ⅴ階層(27.6%)と上位階層ほど高くなっており、Ⅴ階層では全体の4分の1以上に達していることが目立っている。

女子では、全体として多いのは零細企業事務員(16.0%)、小企業事務員(13.4%)、大企業事務員(12.9%)、販売労働者(12.4%)、サービス労働者(8.8%)などである。所得階層別にみると、職業番号16から21の給料生活者計の比率は、Ⅰ階層は1例しかないので除外し、その他ではⅡ階層41.7%、Ⅲ階層47.8%、Ⅳ階層37.7%、Ⅴ階層60.7%となっており、Ⅴ階層の比率がとくに高くなっている。しかもⅤ階層では、給料生活者のうち、20.2%のものが大企業事務員で、各階層のうちでもっとも多くなっている。

つぎに、最多収入者以外の就労世帯員について、就労形態をみたものが第2−28表である。

まず妻についてみると、全体としては常用で被傭されているものがもっとも多く39.7%をしめているが、臨時雇用と日雇を合わせて38.0%いる。

妻以外の世帯員で男子では臨時雇用と日雇と合わせて9.9%、同じく、女子では7.5%しかいないのに比べて、妻の就労形態には不安定のものが多くなっている。所得階層別にみると、Ⅴ階層は、各階層のうちで自営および常用のものはもっとも高く、臨時および内職のものがもっとも低くなっているのが目立っている。

妻以外の男子世帯員では、常用のものが全体としても、各所得階層別にみても大部分をしめているが、所得階層別にみて、臨時および日雇のものの比率がⅠ階層からⅤ階層にかけて、減少し階層差をしめしている。

女子世帯員でも、常用が大部分であるが、男子と同様、所得階層が上がると、日雇は1例しかないが、臨時雇用は同じく減少している。

以上のような最多収入者以外の世帯員の職業および就労形態が、所得にどのように反映しいるかをみたものが第2−29表である。

妻の所得分布をみると、3万円台のものがもっとも多く、全体の19.0%をしめ、2万円から5万円台の範囲に多くのものが集中している(63.6%)。所得階層別にみると、まず目につくのは、所得分布の上限が階層が上がるとともに高くなっていることである。Ⅰ階層の所得上限は、3万円台、Ⅱ階層は5万円台、Ⅲ階層7万円台、Ⅳ階層7万円台、となっており、Ⅴ階層では所得分布の幅は、さらに非常に拡大し、最高所得は50万円以上となっている。

また、妻の所得分布のモード(最頻値)がでてくる所得区分も所得階層が上がるにつれて、高い方に移動する傾向をしめし、妻の所得に階層差があることをしめしている。すなわち、Ⅰ階層のモードの所得区分は1万円台(42.9%)、Ⅱ階層では2万円および3万円台(ともに28.6%)、Ⅲ階層では3万円台(32.0%)、ⅥおよびⅤ階層では5万円台(それぞれ25.0%、18.6%)となっている。

妻以外の世帯員の男子の所得は、5万円台がもっとも多く、全体の19.9%で、4万円台から7万円台の範囲に多くのものが集中し(54.7%)、妻の場合より所得は高い方に分布している。所得階層が上がるにつれて、所得分布の上限が高くなるのは、妻の場合と同じである。所得分布のモードがある所得区分も所得階層が上がるとともに高い方に移動していることと合わせて、男子世帯員の所得に階層差があることをしめしている。

女子世帯員の所得は、5万円台がもっとも多く(33.0%)、3万円台から6万円台の各所得区分に集中しており(合計65.1%)、男子世帯員に比べれば、所得分布の幅は狭く、低い方の所得区分

への集中度が高くなっている。すなわち、女子世帯員の所得は、妻のそれよりも高いものが多いが、男子世帯員のそれよりは、高いものが少なくなっている。所得階層別の傾向は、妻および男子世帯員の場合と同様で、所得階層が上がるとともに、所得分布の幅は拡大し、モードがある所得区分は高い方に移動している。

(3) 標準的核家族世帯類型と世帯員就労状況

家族構成からみて、標準的な核家族世帯類型を生活周期に応じて並べ、その各々の所得階層構成を図示したものが第２－12図である。これによると、世帯類型７の父＋母（母40才未満）から世帯類型８の父＋母＋非(第１子６才以下)にかけて低所得層は増加し、第１子が７才～12才である類型９および第１子が13才～18才となる類型10にかけては低所得層は減少している。子供が３人以上の類型11～13では、多子による生活ニードの増大によって、低所得層が増加しているが、生産年齢の子供のいる類型14および15では低所得層は著しく減少し、Ⅳ、Ⅴ階層が増加し、老人夫婦および老人単身世帯になると低所得層が再び増加し、低所得層のうちでも最低のⅠ階層の比重が高くなっているのが注目される。

このような世帯類型による所得階層構成の変動は、世帯のもつ労働力の質あるいは生活ニードの大小によるものであると同時に、労働力の量によっても影響されることは、前述の世帯員就労状況の考察によってもうかがうことができる。さらにこれを確かめるために第２－30表をみてみよう。

非生産年令の子供のいない世帯類型７(父＋母、母40才未満)および16(父＋母、母40才以上)では、母の稼動率は、それぞれ42.5%、48.8%と、単身世帯をのぞく各世帯類型のうちではもっとも高くなっている。非生産年齢の子供のみがいる世帯では、子供２人以内および３人以上の両世帯類型ともに、第１子の子供の年令が高くなるほど、母の稼動率は、高くなっている。すなわち、子供２人以内の世帯では、母の稼動率は、第１子６才以下13.4%、第１子７才～12才25.4%、第１子13才～18才40.4%である。子供３人以上の世帯での母の稼動率は、第１子６才以下9.1%、第１子７才～12才23.5%、第１子13才～18才38.9%である。子供２人以内と子供３人以上の各世帯類型を比較すると、後者の母の稼動率が若干低くなっているが、これは多子のために家事に手間がかかるためであろう。さらに、第２—12図によれば子供２人以内の世帯類型では、第１子の年令が高くなるにつれて低所得層が減少する傾向をはっきりとしめすが、子供３人以上の世帯ではやや同じ傾向にあるといっても明確なものではない。この理由は、多子による生活ニードの大きさが、母の稼動にもとづく所得水準の向上を相殺するためであろう。

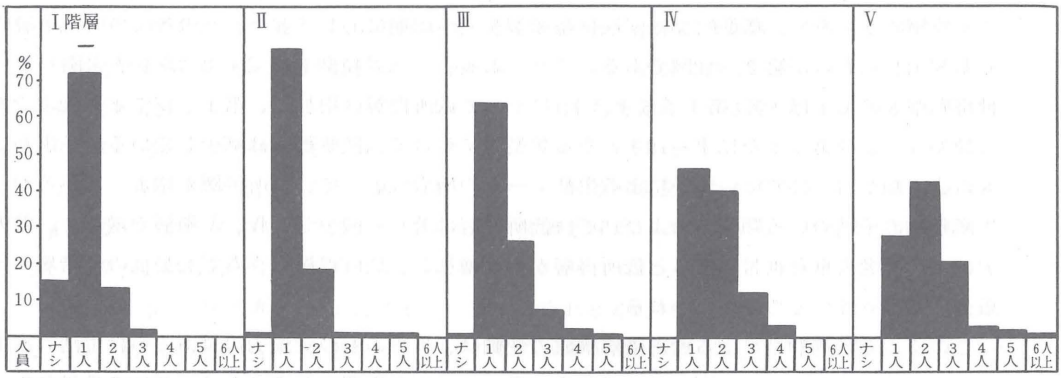
子供に生産年令の子供がではじめる世帯類型14(父＋母＋生＋非)および15(父＋母＋生)では、低所得層は著しく減少しているが、これらの世帯類型では、世帯主のみ稼動の世帯比率は非常に低くなっている。すなわち、世帯類型14では、世帯主のみ稼動世帯は17.3%、世帯類型15では20.3%にすぎず、世帯主と妻、世帯主と妻と世帯員、世帯主と世帯員などの世帯主以外の世帯員を含む就労形態が大半をしめている。

低所得層世帯が非常に多くなる老人夫婦および老人単身世帯にあっては、稼動者が全くいない世帯がではじめ、とくに後者ではその比率がきわめて高くなっている。

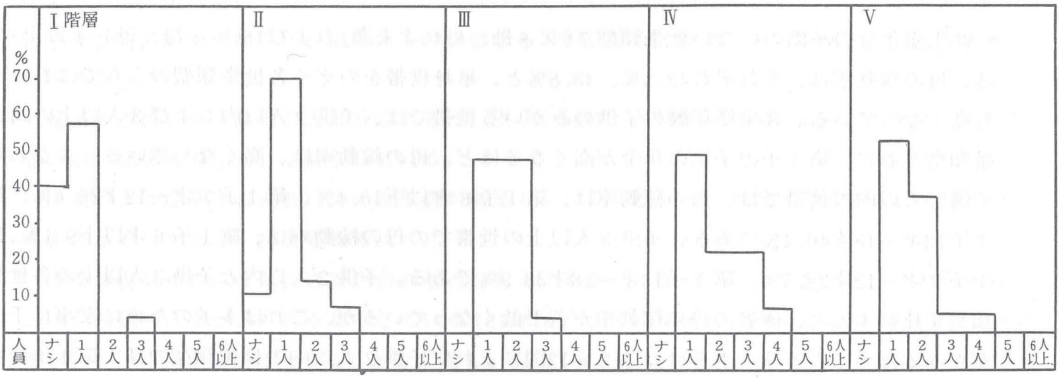
以上のように、世帯類型に対応する世帯員の労働力化は、世帯の所得水準ないしは生活水準の維持にきわめて大きな１要因になっているとおもわれる。したがって、とくに、世帯類型８および11(父＋母＋非子供３人以上第１子６才以下)のように保育を必要とする子供のいる世帯に低所得層が多いことは、これら世帯の生活安定のために当面の対策として保育所、とくに乳児保育所

の増設・充実の必要性を改めて痛感させるものであるし、また、学校通学期の子供を有する世帯類型９、10、および、子供３人以上の世帯類型12、13などにおける母の稼動率の高さは、いわゆる鍵子対策の組織的展開の重要性をしめしている。

第２－10図　(1)　所得階層別世帯就労人員別世帯比率(最多収入者男世帯)



(2)　(最多収入者女世帯)



第２－25表(1)　職業階層（最多収入者）別所得階層別世帯就労人員別世帯数（男世帯）

職業＼所得階層・就労人員	Ⅰ ナシ	Ⅰ 1	Ⅰ 2	Ⅰ 3	Ⅰ 4	Ⅰ 5	Ⅰ 6	Ⅰ 計	Ⅱ ナシ	Ⅱ 1	Ⅱ 2	Ⅱ 3	Ⅱ 4	Ⅱ 5	Ⅱ 6	Ⅱ 計	Ⅲ ナシ	Ⅲ 1	Ⅲ 2	Ⅲ 3	Ⅲ 4	Ⅲ 5	Ⅲ 6	Ⅲ 計
1 農民			1 (100)					1 (100)																
2 経営者											1 (100)					1 (100)		2 (100)						2 (100)
3 専門管理者																								
4 自営業主 イ有雇用者		2 (66.7)	1 (33.3)					3 (100)		4 (80.0)	1 (20.1)					5 (100)		8 (66.7)	3 (25.0)	1 (8.3)				12 (100)
4 自営業主 ロ家族のみ		8 (66.7)	3 (25.0)	1 (8.3)				12 (100)		6 (33.3)	8 (44.4)	1 (5.6)	1 (5.6)	2 (11.1)		18 (100)		12 (30.0)	21 (50.0)	4 (12.5)	3 (7.5)			40 (100)
5 給料生活者		10 (100)						10 (100)		43 (86.0)	6 (12.0)	1 (2.0)				50 (100)		62 (78.4)	10 (12.7)	7 (8.9)				79 (100)
6 生産労働者		19 (82.6)	4 (17.4)					23 (100)		65 (84.4)	12 (15.6)					77 (100)		61 (65.7)	27 (28.9)	3 (3.2)	1 (1.1)	1 (1.1)		93 (100)
7 販売サービス		11 (91.7)	1 (8.3)					12 (100)		26 (83.9)	5 (16.1)					31 (100)		30 (75.0)	8 (20.0)	2 (5.0)				40 (100)
8 職人		2 (100)						2 (100)		7 (70.0)	2 (20.0)		1 (10.0)			10 (100)		16 (66.7)	5 (20.8)	1 (4.2)	2 (8.3)			24 (100)
9 単純労働者 イ重作業		5 (100)						5 (100)		11 (78.6)	2 (14.3)	1 (7.1)				14 (100)		5 (35.7)	7 (50.0)	2 (14.3)				14 (100)
9 単純労働者 ロ軽作業		4 (80.0)	1 (20.0)					5 (100)		4 (80.0)	1 (20.0)					5 (100)		1 (33.3)	2 (66.7)					3 (100)
10 無職	12 (100)							12 (100)	2 (100)							2 (100)	2 (100)							2 (100)
11 その他																								
計	12 (14.1)	61 (71.8)	11 (12.9)	1 (1.2)				85 (100)	2 (0.9)	166 (78.0)	38 (17.9)	3 (1.4)	2 (0.9)	2 (0.9)		213 (100)	2 (0.6)	197 (63.8)	83 (26.9)	20 (6.5)	6 (1.9)	1 (0.3)		309 (100)

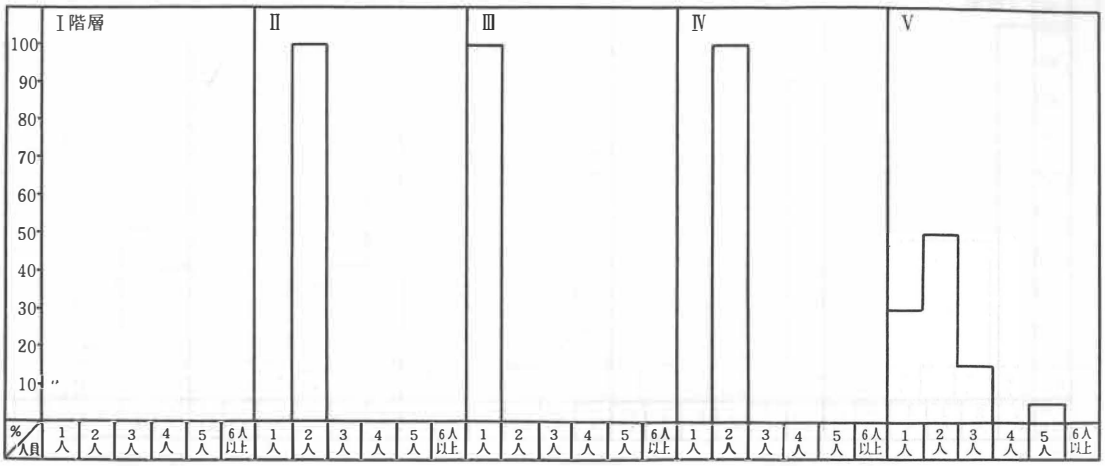
職業＼所得階層・就労人員	Ⅵ ナシ	Ⅵ 1	Ⅵ 2	Ⅵ 3	Ⅵ 4	Ⅵ 5	Ⅵ 6	Ⅵ 計	Ⅴ ナシ	Ⅴ 1	Ⅴ 2	Ⅴ 3	Ⅴ 4	Ⅴ 5	Ⅴ 6	Ⅴ 計	合計 ナシ	合計 1	合計 2	合計 3	合計 4	合計 5	合計 6	合計 計
1 農民											2 (40.0)	3 (60.0)				5 (100)			3 (50.0)	3 (50.0)				6 (100)
2 経営主			2 (100)					2 (100)		6 (30.0)	10 (50.0)	3 (15.0)		1 (5.0)		20 (100)		8 (32.0)	13 (52.0)	3 (12.0)		1 (4.0)		25 (100)
3 専門管理者		3 (100)						3 (100)		5 (50.0)	4 (40.0)	1 (10.0)				10 (100)		8 (61.5)	4 (30.8)	1 (7.7)				13 (100)
4 自営業主 イ有雇用者		7 (58.4)	4 (33.3)	1 (8.3)				12 (100)		9 (20.5)	20 (45.5)	9 (20.5)	2 (4.5)	2 (4.5)	2 (4.5)	44 (100)		30 (39.5)	29 (38.2)	11 (14.5)	2 (2.6)	2 (2.6)	2 (2.6)	76 (100)
4 自営業主 ロ家族のみ		4 (19.1)	11 (52.4)	4 (19.0)	2 (9.5)			21 (100)		10 (19.2)	24 (46.2)	14 (26.9)	3 (5.8)	1 (1.9)		52 (100)		40 (27.9)	67 (46.9)	24 (16.8)	9 (6.3)	3 (2.1)		143 (100)
5 給料生活者		23 (56.1)	16 (39.0)	2 (4.9)				41 (100)		25 (36.3)	32 (46.4)	10 (14.5)	1 (1.4)		1 (1.4)	69 (100)		163 (65.5)	64 (25.7)	20 (8.0)	1 (0.4)		1 (0.4)	249 (100)
6 生産労働者		17 (47.2)	15 (41.7)	3 (8.3)	1 (2.8)			36 (100)		12 (29.3)	14 (34.1)	12 (29.3)	1 (2.4)	2 (4.9)		41 (100)		174 (64.4)	72 (26.7)	18 (6.7)	3 (1.1)	3 (1.1)		270 (100)
7 販売サービス		4 (36.4)	2 (18.2)	4 (36.4)	1 (9.0)			11 (100)		3 (23.0)	6 (46.2)		3 (23.1)		1 (7.7)	13 (100)		74 (69.2)	22 (20.6)	6 (5.6)	4 (3.7)		1 (0.9)	107 (100)
8 職人		7 (87.5)		1 (12.5)				8 (100)		3 (33.3)	3 (33.3)	3 (33.3)				9 (100)		35 (66.0)	10 (18.9)	5 (9.4)	3 (5.7)			53 (100)
9 単純労働者 イ重作業		3 (17.7)	10 (58.8)	3 (17.6)	1 (5.9)			17 (100)		1 (16.7)	5 (83.3)					6 (100)		25 (44.6)	24 (42.9)	6 (10.7)	1 (1.8)			56 (100)
9 単純労働者 ロ軽作業		1 (50.0)	1 (50.0)					2 (100)		2 (66.7)		1 (33.3)				3 (100)		12 (66.7)	5 (27.8)	1 (5.5)				18 (100)
10 無職																	16 (100)							16 (100)
11 その他																								
計		69 (45.0)	61 (39.9)	18 (11.8)	5 (3.3)			153 (100)		76 (27.9)	120 (44.1)	56 (20.6)	10 (3.7)	6 (2.2)	4 (1.5)	272 (100)	16 (1.6)	569 (55.1)	313 (30.3)	98 (9.5)	23 (2.2)	9 (0.9)	4 (0.4)	1,032 (100)

第２－25表(2)　職業階層（最多収入者）別所得階層別世帯就労人員別世帯数（女世帯）

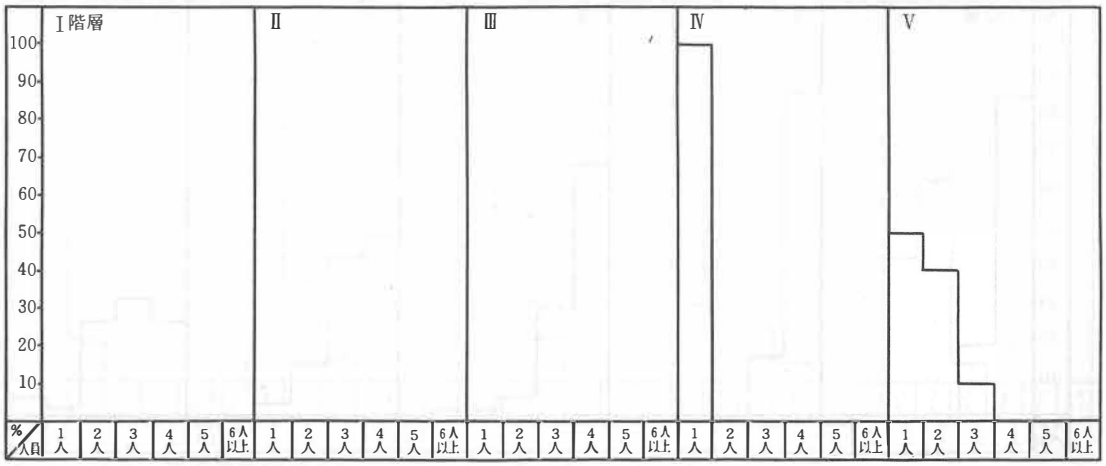
職業 ＼ 所得階層・就労人員	Ⅰ ナシ	Ⅰ 1	Ⅰ 2	Ⅰ 3	Ⅰ 4	Ⅰ 5	Ⅰ 6	Ⅰ 計	Ⅱ ナシ	Ⅱ 1	Ⅱ 2	Ⅱ 3	Ⅱ 4	Ⅱ 5	Ⅱ 6	Ⅱ 計	Ⅲ ナシ	Ⅲ 1	Ⅲ 2	Ⅲ 3	Ⅲ 4	Ⅲ 5	Ⅲ 6	Ⅲ 計
1 農民																								
2 経営者																								
3 専門管理者																								
4 自営業者 イ有雇用者		1 (100)						1 (100)		1 (100)						1 (100)		1 (100)						1 (100)
4 自営業者 ロ家族のみ		1 (100)						1 (100)		1 (50)	1 (50)					2 (100)		6 (85.7)	1 (14.3)					7 (100)
5 給料生活者		4 (80.0)		1 (20.0)				5 (100)		8 (72.7)	1 (9.1)	2 (18.2)				11 (100)		5 (45.5)	6 (54.5)					11 (100)
6 生産労働者		4 (100)						4 (100)											5 (100)					5 (100)
7 販売サービス者		2 (100)						2 (100)		7 (87.5)	1 (12.5)					8 (100)		2 (33.3)	3 (50.0)	1 (16.7)				6 (100)
8 職人		1 (100)						1 (100)																
9 単純労働者 イ重作業																								
9 単純労働者 ロ軽作業		3 (100)						3 (100)		3 (75.0)	1 (25.0)					4 (100)		1 (100)						1 (100)
10 無職	12 (100)							1 (100)	3 (100)							3 (100)								
11 その他		1 (100)						30 (100)																
計	12 (40.0)	17 (56.7)		1 (3.3)				30 (100)	3 (10.3)	20 (69.0)	4 (13.8)	2 (6.9)				29 (100)		15 (48.4)	15 (48.4)	1 (3.2)				31 (100)

職業 ＼ 所得階層・就労人員	Ⅳ ナシ	Ⅳ 1	Ⅳ 2	Ⅳ 3	Ⅳ 4	Ⅳ 5	Ⅳ 6	Ⅳ 計	Ⅴ ナシ	Ⅴ 1	Ⅴ 2	Ⅴ 3	Ⅴ 4	Ⅴ 5	Ⅴ 6	Ⅴ 計	計 ナシ	計 1	計 2	計 3	計 4	計 5	計 6	計 計
1 農民																								
2 経営者																								
3 専門管理者																								
4 自営業者 イ有雇用者		1 (50.0)		1 (50.0)				2 (100)		1 (25.0)	3 (75.0)					4 (100)		5 (55.6)	3 (33.3)	1 (11.1)				9 (100)
4 自営業者 ロ家族のみ		1 (25.0)	1 (25.0)	2 (50.0)				4 (100)		4 (57.1)	2 (28.6)		1 (14.3)			7 (100)		13 (61.9)	5 (23.8)	2 (9.5)	1 (4.8)			21 (100)
5 給料生活者		2 (28.6)	3 (42.9)	1 (14.3)	1 (14.3)			7 (100)		3 (60.0)	2 (40.0)					5 (100)		22 (56.3)	12 (30.8)	4 (10.3)	1 (2.6)			39 (100)
6 生産労働者												1 (100)				1 (100)		4 (40)	5 (50)	1 (10)				10 (100)
7 販売サービス者		5 (100)						5 (100)		1 (100)						1 (100)		17 (77.3)	4 (18.2)	1 (4.5)				22 (100)
8 職人																		1 (100)						1 (100)
9 単純労働者 イ重作業																								(100)
9 単純労働者 ロ軽作業										1 (100)						1 (100)		8 (88.9)	1 (11.1)					9 (100)
10 無職																	15 (100)							15 (100)
11 その他																		1 (100)						1 (100)
計		9 (50.0)	4 (22.2)	4 (22.2)	1 (5.6)			18 (100)		10 (52.6)	7 (36.8)	1 (5.3)	1 (5.3)			19 (100)	15 (11.8)	71 (55.9)	30 (23.6)	9 (7.1)	2 (1.6)			127 (100)

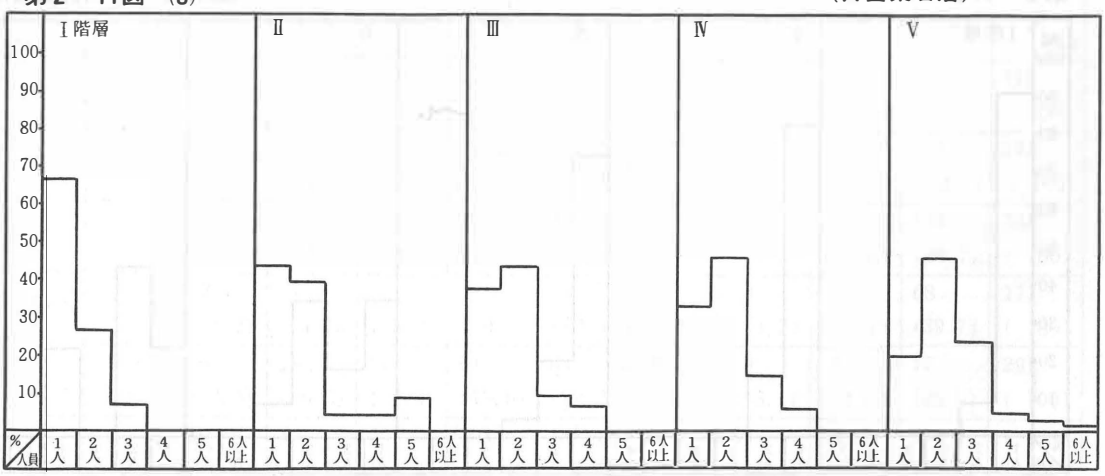
第２—11図　(1)　職業階層(最多収入者男子)別所得階層別世帯就労人員別世帯比率（経営者層）



第２—11図　(2)　（専門管理者層）

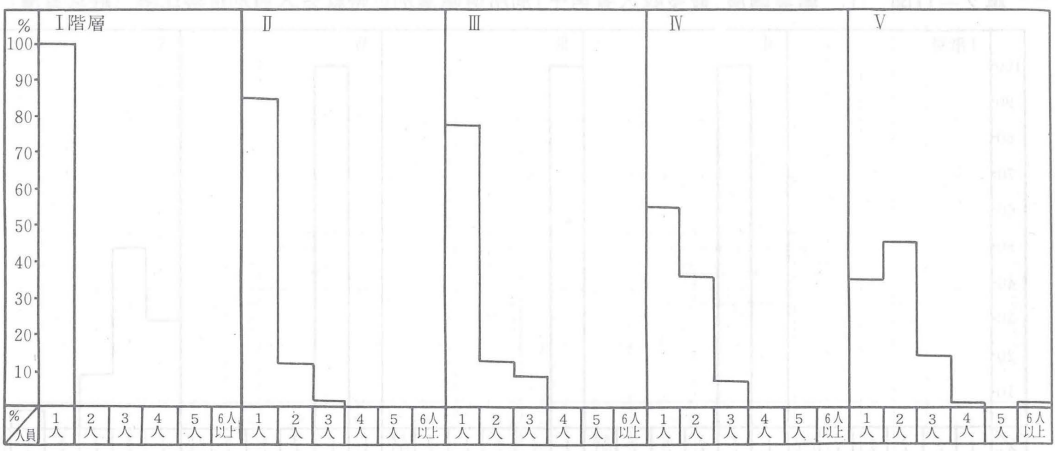


第２—11図　(3)　（自営業者層）



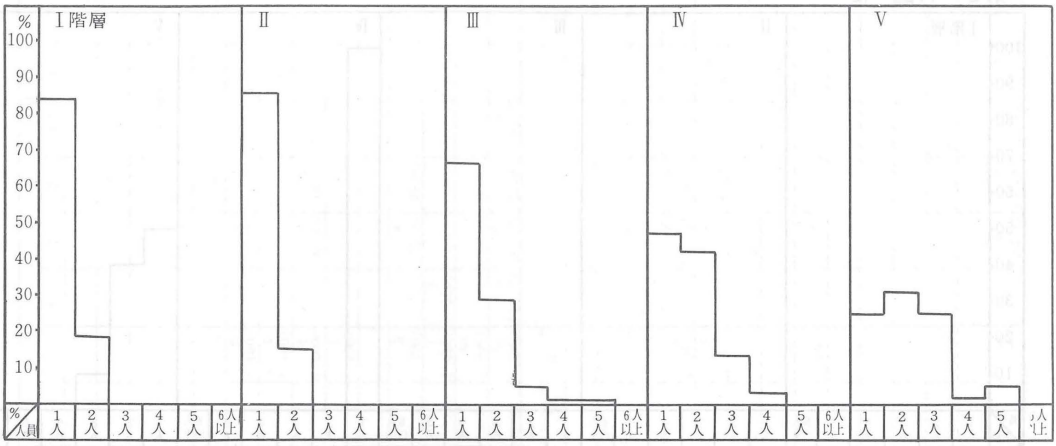
第２—11図　(4)　職業階層(最多収入者男子)別所得階層別世帯就労世帯人員別世帯比率

(給料生活者層)



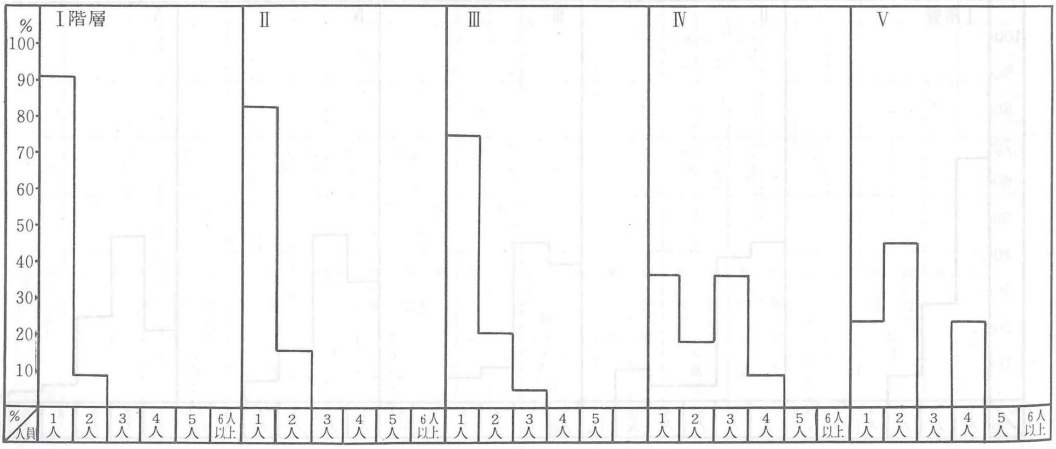
第２—11図　(5)

(生産労働者層)

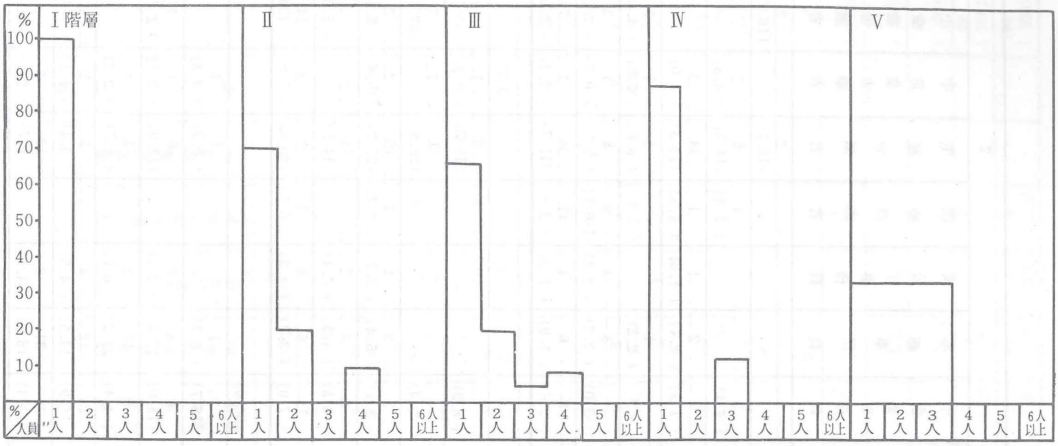


第２—11図　(6)

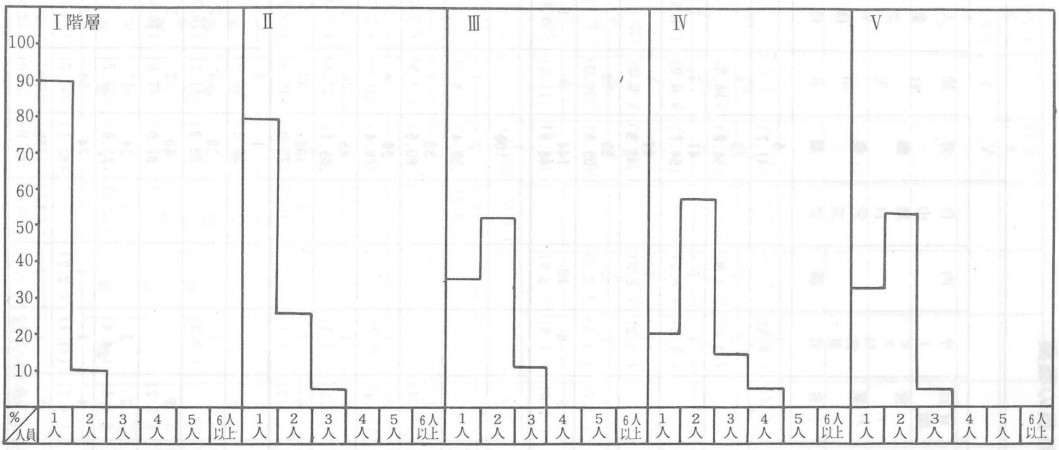
(販売サービス労働者層)



第２－11図　(7)　職業階層(最多収入者)別所得階層別世帯就労人員別世帯比率（職人層）



第２－11図　(8)　（単純労働者層）



第２－26表　所得階層別最多収入者所得の世帯所得に占める割合

最多収入者所得比率 / 所得階層	10%以上19%迄	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	100%	計(%)
Ⅰ					1 (0.9)	7 (6.1)	4 (3.5)	4 (3.5)	13 (11.3)	86 (74.7)	115 (100)
Ⅱ			3 (1.2)	2 (0.8)	6 (2.5)	17 (7.0)	12 (5.0)	11 (4.6)	15 (6.2)	176 (72.7)	242 (100)
Ⅲ		2 (0.6)	8 (2.4)	12 (3.5)	25 (7.4)	40 (11.8)	28 (8.2)	18 (5.3)	14 (4.1)	193 (56.7)	340 (100)
Ⅳ		2 (1.2)	7 (4.1)	9 (5.3)	17 (9.9)	0 (17.5)	23 (13.5)	8 (4.7)	7 (4.1)	68 (39.7)	171 (100)
Ⅴ	2 (0.7)	6 (2.0)	18 (6.2)	27 (9.3)	54 (18.6)	64 (22.0)	28 (9.6)	9 (3.1)	6 (2.0)	77 (26.5)	291 (100)
計	2 (0.2)	10 (0.9)	36 (3.1)	50 (4.3)	103 (8.9)	158 (13.6)	95 (8.2)	50 (4.3)	55 (4.7)	600 (51.8)	1,159 (100)

第２－27表　(1)　所得階層別最多収入者以外の就労世帯員の職業

（妻）

所得階層＼職業	Ⅰ	Ⅲ	Ⅳ 1			2						Ⅴ 1								2		
	農民層	専門管理者層	自営業者層	有雇用自営業者	商業自営業者	家族のみ自営業者	商業自営業者	自営業者貸間・アパート	サービス自営業者	内職	自由業自営業者	労働者層	給料生活者	大企業事務員	中企業事務員	小企業事務員	零細事務員	官公庁事務員	医療技術者	生産労働者	中企業労働者	小企業労働者
Ⅰ			2 (16.7)			2 (16.7)	1 (8.3)		1 (8.3)			5 (41.7)								2 (16.7)		2 (16.7)
Ⅱ			5 (11.9)			5 (11.9)	1 (2.4)		2 (4.8)	2 (4.8)		23 (54.8)	6 (14.3)		2 (4.8)	3 (7.1)			1 (2.4)	6 (14.3)	2 (4.8)	
Ⅲ			8 (10.7)			8 (10.7)	2 (2.7)		1 (1.3)	5 (6.7)		41 (54.7)	7 (9.2)	1 (1.3)	1 (1.3)	1 (1.3)	2 (2.7)	1 (1.3)	1 (1.3)	14 (13.3)	3 (4.0)	
Ⅳ			2 (4.4)			2 (4.4)			1 (2.2)	1 (2.2)		22 (48.9)	1 (2.2)				1 (2.2)			6 (8.0)	1 (2.2)	2 (4.4)
Ⅴ	2 (2.2)		14 (10.4)	1 (0.7)	1 (0.7)	13 (9.8)	3 (2.2)	5 (3.7)	2 (1.5)	3 (2.2)		53 (39.3)	22 (16.3)		3 (2.2)	4 (3.0)	3 (2.2)	3 (2.2)	9 (6.7)	8 (5.9)	1 (0.7)	3 (2.2)
計	3 (1.0)		31 (10.0)	1 (0.3)	1 (0.3)	30 (9.7)	7 (2.3)	5 (1.6)	6 (1.9)	12 (3.9)		144 (46.6)	36 (11.6)	1 (0.3)	6 (1.9)	8 (2.6)	6 (1.9)	4 (1.3)	11 (3.6)	36 (11.7)	1 (2.3)	7 (2.3)

（男世帯員）

所得階層＼職業	Ⅰ	Ⅲ	Ⅳ 1			2						Ⅴ 1								2		
	農民層	専門管理者層	自営業者層	有雇用自営業者	商業自営業者	家族のみ自営業者	商業自営業者	自営業者貸間・アパート	サービス自営業者	内職	自由業自営業者	労働者層	給料生活者	大企業事務員	中企業事務員	小企業事務員	零細事務員	官公庁事務員	医療技術者	生産労働者	中企業労働者	小企業労働者
Ⅰ												1 (100)										
Ⅱ			1 (8.3)			1 (8.3)					1 (8.3)	7 (58.4)	1 (8.3)			1 (8.3)				2 (16.7)	1 (8.3)	
Ⅲ			1 (2.4)			1 (2.4)		1 (2.4)				33 (80.5)	2 (4.9)	1 (2.4)		1 (2.4)				11 (26.8)	7	7 (17.1)
Ⅳ			4 (10.8)			4 (10.8)	1 (2.7)	2 (5.4)	1 (2.7)			29 (78.4)	8 (21.6)	1 (2.7)		3 (8.1)	2 (5.4)	1 (2.7)	1 (2.7)	10 (27.2)	2 (5.4)	2 (5.4)
Ⅴ	1 (1.1)		7 (7.5)			7 (7.5)	3 (3.2)	3 (3.2)	1 (1.1)			65 (69.1)	26 (27.6)	5 (5.3)	2 (2.1)	8 (8.5)	4 (4.3)	7 (7.4)		14 (14.9)		5 (5.3)
計	1 (0.5)		13 (7.0)			13 (7.0)	4 (2.2)	6 (3.2)	2 (1.1)		1 (0.5)	135 (73.0)	37 (19.9)	7 (3.8)	2 (1.1)	13 (7.0)	6 (3.2)	8 (4.3)	1 (0.5)	37 (20.0)	3 (1.6)	14 (7.6)

（女世帯員）

所得階層＼職業	Ⅰ	Ⅲ	Ⅳ 1			2						Ⅴ 1								2		
	農民層	専門管理者層	自営業者層	有雇用自営業者	商業自営業者	家族のみ自営業者	商業自営業者	自営業者貸間・アパート	サービス自営業者	内職	自由業自営業者	労働者層	給料生活者	大企業事務員	中企業事務員	小企業事務員	零細事務員	官公庁事務員	医療技術者	生産労働者	中企業労働者	小企業労働者
Ⅰ												1 (50.0)	1 (50.0)			1 (50.0)						
Ⅱ			1 (8.3)			1 (8.3)			1 (8.3)			10 (83.3)	5 (41.7)	2 (16.7)		2 (16.7)	1 (8.3)			1 (8.3)	1 (8.3)	
Ⅲ	1 (2.2)		1 (2.2)			1 (2.2)		1 (2.2)				40 (87.0)	22 (47.8)	5 (10.9)	2 (4.3)	6 (13.0)	8 (17.4)	1 (2.2)		6 (13.0)	1 (2.2)	1 (2.2)
Ⅳ			5 (11.0)			5 (11.0)		2 (4.4)	2 (4.4)		1 (2.2)	34 (75.6)	17 (37.7)		2 (4.4)	2 (4.4)	10 (22.2)	3 (6.7)		3 (6.7)	1 (2.2)	
Ⅴ			6 (6.7)			6 (6.7)		4 (4.5)	1 (1.1)	1 (2.2)		74 (83.1)	54 (60.7)	18 (20.2)	5 (5.6)	15 (16.9)	12 (13.5)	4 (4.5)		3 (3.4)	1 (1,1)	1 (1.1)
計	1 (0.5)		13 (6.7)			13 (67.0)		7 (3.6)	4 (2.1)	1 (0.5)	1 (0.5)	159 (82.0)	99 (51.0)	25 (12.9)	9 (4.6)	26 (13.4)	31 (16.0)	8 (4.1)		13 (6.7)	4 (2.1)	2 (1.0)

第2—27表(2)　所得階層別最多収入者以外の就労世帯員の職業

	職業 / 所得階層	3 零細労働者	運輸労働者	タクシー運転手	官公庁労働者	労働者 販売サービス	販売労働者	サービス従業者	従業者 官公公安サービス	4 職人	建設職人	その他の職人	5 単純労働者	重作業労働者	軽作業労働者	Ⅶ 家業従事世帯員	家業従事者 生産・運輸	商業家業従事者	サービス家業従事者	自由業家事従事者	農業家業従事者	Ⅷ 不明	計 %
（妻）	Ⅰ												3 (25.0)		3 (25.0)	**5 (41.7)**		3 (25.0)	2 (16.7)				12 (100)
	Ⅱ	3 (7.1)			1 (2.4)	3 (7.1)	3 (7.1)						8 (19.0)		8 (19.0)	**14 (33.3)**	3 (7.1)	5 (11.9)	1 (2.4)	5 (11.9)			42 (100)
	Ⅲ	11 (14.7)				11 (14.7)	10 (13.4)	1 (1.3)		1 (1.3)		1 (1.3)	8 (10.7)		8 (10.7)	**25 (33.3)**	4 (5.3)	14 (18.7)		7 (9.4)		**1 (1.3)**	75 (100)
	Ⅳ	3 (6.7)				6 (3.4)	3 (6.7)	2 (4.4)	1 (2.2)				9 (20.0)		9 (20.0)	**21 (5.0)**	4 (9.0)	9 (20.0)	2 (4.4)	6 (13.4)			45 (100)
	Ⅴ	1 (0.7)			3 (2.2)	18 (13.4)	11 (8.2)	7 (5.2)					5 (3.7)		5 (3.7)	**65 (48.1)**	14 (10.4)	34 (25.2)	7 (5.2)	7 (5.2)	3 (2.2)		135 (100)
	計	18 (5.8)			4 (1.3)	38 (12.2)	27 (8.7)	10 (3.2)	1 (0.3)	1 (0.3)		1 (0.3)	33 (10.7)		33 (10.7)	**130 (42.1)**	25 (8.0)	65 (21.0)	12 (3.9)	25 (8.1)	3 (1.0)	**1 (0.3)**	309 (100)
（男世帯員）	Ⅰ												1 (100.0)		1 (100.0)								1 (100)
	Ⅱ	1 (8.3)				2 (16.7)	2 (16.7)						2 (16.7)	1 (8.3)	1 (8.3)	**4 (33.3)**	1 (8.3)			3 (25.0)			12 (100)
	Ⅲ	1 (2.4)	1 (2.4)		2 (4.9)	7 (17.1)	7 (17.1)			2 (4.9)	2 (4.9)		11 (26.9)	2 (4.9)	9 (22.0)	**5 (12.2)**	1 (2.4)	3 (7.3)		1 (2.4)		**2 (4.9)**	41 (100)
	Ⅳ	2 (5.4)	3 (8.1)		1 (2.7)	7 (8.9)	4 (10.8)	3 (8.1)		2 (5.4)	1 (2.7)	1 (2.7)	2 (5.4)	2 (5.4)		**4 (10.8)**		2 (5.4)	1 (2.7)	1 (2.7)			37 (100)
	Ⅴ	4 (4.3)	1 (1.1)	3 (3.1)	1 (1.1)	14 (14.9)	11 (11.7)	2 (2.1)	1 (1.1)	3 (3.2)	2 (2.1)	1 (1.1)	8 (8.5)	5 (5.3)	3 (3.2)	**21 (22.3)**	10 (10.6)	10 (10.6)		1 (1.1)			94 (100)
	計	8 (4.3)	5 (2.7)	3 (1.6)	4 (2.2)	30 (16.2)	24 (13.0)	5 (2.7)	1 (0.5)	7 (3.8)	5 (2.7)	2 (1.1)	24 (13.0)	10 (5.4)	14 (7.6)	**34 (18.4)**	12 (6.5)	15 (8.1)	1 (0.5)	6 (3.2)		**2 (1.1)**	185 (100)
（女世帯員）	Ⅰ															**1 (50.0)**		1 (50.0)					2 (100)
	Ⅱ					2 (16.7)		2 (16.7)					2 (16.7)		2 (16.7)	**1 (8.3)**				1 (8.3)			12 (100)
	Ⅲ	2 (4.3)			2 (4.3)	12 (26.1)	8 (17.4)	4 (8.7)								**4 (8.7)**		3 (6.5)		1 (2.2)			46 (100)
	Ⅳ	1 (2.2)			1 (2.2)	11 (24.3)	4 (8.9)	7 (15.6)					3 (6.7)		3 (6.7)	**6 (13.3)**		5 (11.1)		1 (2.2)			45 (100)
	Ⅴ	1 (1.1)				16 (18.0)	12 (13.5)	4 (4.5)					1 (1.1)		1 (1.1)	**9 (10.1)**	2 (2.2)	5 (5.6)	1 (1.1)	1 (1.1)			89 (100)
	計	4 (2.1)			3 (1.5)	41 (21.2)	24 (12.4)	17 (8.8)					6 (3.1)		6 (3.1)	**21 (10.8)**	2 (1.0)	14 (7.2)	1 (0.5)	4 (2.1)			194 (100)

第２－28表　所得階層別最多収入者以外の就労世帯員の就労形態

（妻）

所得階層＼就労形態	1 自営	2 常用	3 臨時	4 日雇	5 内職	6 家事	7 不就労	8 失業	不明	計
Ⅰ	1(14.3)	3(42.8)	2(28.6)						1(14.3)	7(100)
Ⅱ	3(10.7)	5(17.9)	14(50.0)		3(10.7)				3(10.7)	28(100)
Ⅲ	4(8.0)	19(38.0)	20(40.0)	2(4.0)	5(10.0)					50(100)
Ⅳ	2(8.3)	9(37.5)	12(50.0)		1(4.2)					24(100)
Ⅴ	14(20.0)	35(50.0)	17(24.3)	1(1.4)	2(2.9)				1(1.4)	70(100)
計	24(13.4)	71(39.7)	65(36.3)	3(1.7)	11(6.1)				5(2.8)	179(100)

（男世帯員）

Ⅰ				1(100)						1(100)
Ⅱ	1(12.5)	5(62.5)	2(25.0)							8(100)
Ⅲ	3(8.3)	27(75.0)	4(11.1)	1(2.8)					1(2.8)	36(100)
Ⅳ	5(15.2)	22(66.7)	3(9.1)	2(6.0)			1(3.0)			33(100)
Ⅴ	9(12.3)	61(83.6)	1(1.4)	1(1.4)					1(1.4)	73(100)
計	18(11.9)	115(76.2)	10(6.6)	5(3.3)			1(0.7)		2(1.3)	151(100)

（女子世帯員）

Ⅰ		1(100)								1(100)
Ⅱ	1(9.1)	7(63.6)	3(27.3)							11(100)
Ⅲ	2(4.8)	37(88.1)	3(7.1)							42(100)
Ⅳ	4(10.2)	30(76.9)	3(7.7)	1(2.6)					1(2.6)	39(100)
Ⅴ	6(7.4)	68(85.0)	3(3.7)		1(1.3)	1(1.3)	1(1.3)			80(100)
計	13(7.5)	143(82.6)	12(6.9)	1(0.6)	1(0.6)	1(0.6)	1(0.6)		1(0.6)	173(100)

第 2 —29表　所得階層別最多収入者以外の就労世帯員所得分布

(妻)

階層＼所得	1万円以下	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	30	50万以上	不明	計 %
Ⅰ	1 (14.3)	3 (42.9)	1 (14.3)	2 (28.5)																					7 (100)
Ⅱ	4 (14.3)	4 (14.3)	8 (28.6)	8 (28.6)	2 (7.0)	1 (3.6)																		1 (3.6)	28 (100)
Ⅲ		4 (8.0)	10 (20.0)	16 (32.0)	7 (14.0)	8 (16.0)	3 (6.0)	1 (2.0)																1 (2.0)	50 (100)
Ⅳ		1 (4.2)	5 (20.8)	5 (20.8)	5 (20.8)	6 (25.0)		2 (8.3)																	24 (99.9)
Ⅴ		3 (4.3)	5 (7.1)	3 (4.3)	9 (12.9)	13 (18.6)	7 (10.0)	6 (8.6)	4 (5.7)	6 (8.6)	6 (8.6)	1 (1.4)	1 (1.4)			1 (1.4)		1 (1.4)					1 (1.4)	3 (4.3)	70 (100)
計	5 (2.7)	15 (8.4)	29 (16.2)	34 (19.0)	23 (12.8)	28 (15.6)	10 (5.6)	9 (5.0)	4 (2.2)	6 (3.4)	6 (3.4)	1 (0.6)	1 (0.6)			1 (0.6)		1 (0.6)					1 (0.6)	5 (2.7)	179 (100)

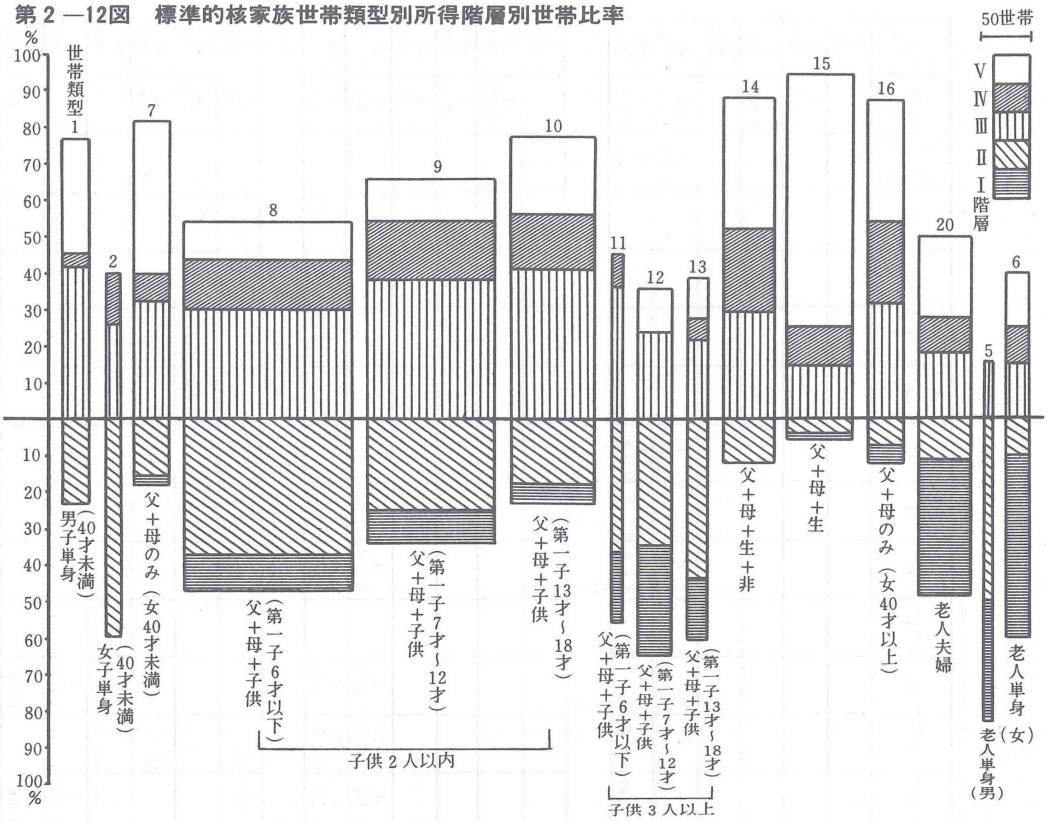
(男世帯員)

Ⅰ			1 (100)																						1 (100)
Ⅱ			2 (25.0)	2 (25.0)	1 (12.5)	1 (12.5)	1 (12.5)																	1 (12.5)	8 (100)
Ⅲ	2 (5.6)		1 (2.8)	6 (16.7)	7 (19.4)	10 (27.7)	4 (11.1)	4 (11.1)			1 (2.8)													1 (2.8)	36 (100)
Ⅳ				1 (3.0)	6 (18.2)	8 (24.2)	5 (15.2)	9 (27.3)	1 (3.0)		2 (6.1)													1 (3.0)	33 (100)
Ⅴ					1 (1.4)	11 (15.1)	14 (19.2)	15 (20.5)	11 (15.1)	3 (4.1)	3 (4.1)	3 (4.1)	2 (2.7)	2 (2.7)		4 (5.5)							1 (1.4)	3 (4.1)	73 (100)
計	2 (1.3)		4 (2.6)	9 (6.0)	15 (10.0)	30 (19.9)	24 (15.9)	28 (18.5)	12 (7.9)	3 (2.0)	6 (4.0)	3 (2.0)	2 (1.3)	2 (1.3)		4 (2.6)							1 (0.7)	6 (4.0)	151 (100)

(女子世帯員)

Ⅰ																								1 (100)	1 (100)
Ⅱ		1 (9.1)	1 (9.1)	4 (36.4)	1 (9.1)	1 (9.1)																		3 (27.3)	11 (100)
Ⅲ			2 (4.8)	7 (16.7)	14 (33.3)	10 (23.8)	4 (9.5)	3 (7.1)																2 (4.8)	42 (100)
Ⅳ			2 (5.2)	8 (20.5)	8 (20.5)	14 (35.8)	4 (10.2)	2 (5.2)	1 (2.6)																39 (100)
Ⅴ		2 (2.5)	1 (1.3)	4 (5.0)	10 (12.5)	32 (40.0)	15 (18.7)	7 (8.7)	5 (6.2)		1 (1.3)	1 (1.3)		1 (1.3)										1 (1.3)	80 (100)
計		3 (1.7)	6 (3.5)	23 (13.3)	33 (19.1)	57 (33.0)	23 (13.3)	12 (6.9)	6 (3.4)		1 (0.6)	1 (0.6)		1 (0.6)										7 (4.0)	173 (100)

第２—12図　標準的核家族世帯類型別所得階層別世帯比率



第２—30表　標準的核家族世帯類型別世帯員就労状況

家族類型 ＼ 世帯員就労構成			世主のみ	世主と妻	世主・妻世帯員	世主と世帯員	妻のみ	妻と世帯員	世帯員のみ	無	計
標準的核家族世帯	男女単身世帯	40才未満	41(100)								41(100)
	父＋母	母40才未満	23(57.5)	17(42.5)							40(100)
	子供2人以内 父＋母＋非	第1子6才以下	161(86.6)	25(13.4)							186(100)
	子供2人以内 父＋母＋非	第１子７才～12才	106(74.6)	36(25.4)							142(100)
	子供2人以内 父＋母＋非	第１子13才～18才	53(59.6)	36(40.4)							89(100)
	子供3人以上 父＋母＋非	第1子6才以下	10(90.9)	1(9.1)							11(100)
	子供3人以上 父＋母＋非	第１子７才～12才	26(76.5)	8(23.5)							34(100)
	子供3人以上 父＋母＋非	第13才～18才	10(55.6)	7(38.9)		1(5.5)					18(100)
	父＋母＋生＋非		9(17.3)	12(23.1)	11(21.2)	19(36.5)		1(1.9)			52(100)
	父＋母＋生		15(20.3)	5(6.8)	22(29.7)	32(43.2)					74(100)
	父＋母	母40才以上	21(51.2)	20(48.8)							41(100)
	老夫婦＋生		4(7.5)	3(5.7)	14(26.4)	22(41.5)		5(9.4)	5(9.4)		53(100)
	老夫婦		29(59.2)	10(20.4)			1(2.0)			9(18.4)	49(100)
	男女老人単身世帯	(男60才以上 女55才以上)	12(46.2)							14(53.8)	26(100)
	合　計		520(60.7)	180(21.0)	47(5.5)	74(8.6)	1(0.1)	6(0.7)	5(0.6)	23(2.7)	856(100)

5．所得階層と住宅状況

住宅に関する諸条件は、市内中央地区や近郊で異なるし、近郊といっても公営団地であるか民営団地であるかあるいは散居住宅地であるかによってちがってくる。そこで、ここでは、各調査地区ごとに結果を表示し、相互に比較しながら考察してゆくことにする。

(1) 住宅所有関係

住宅所有関係は、持家、民営借家、公営借家、民間アパート、公営アパート、間借、給与住宅、その他の8区分にし、所得階層別に世帯分布をみたものが第2—31表である。この区分は、国勢調査の住宅所有関係にほぼ準じているが、異なるのは借家とアパートを別にしていることである。なお間借は、国勢調査の定義によれば、他の世帯の住んでいる住宅（持家、公営借家、民営借家、給与住宅）の一部を借りて住んでいる場合を指している。

まず、各調査地区の住宅所有関係を全体としてみよう。

持家率がもっとも高いのは、琴似発寒地区の52.9%で、その他、菊水（50.0%）、豊平（48.6%）、苗穂（43.4%）、手稲（41.8%）となっているが、青葉地区のそれは22.2%で、他地区に比して非常に低くなっている。民営借家率が高いのは、苗穂（23.0%）、菊水（22.5%）、豊平(18.2%)、発寒（12.7%）などの諸地区で、青葉地区ではわずか1世帯、手稲地区では全くない。間借は、豊平(11.2%)、苗穂(6.2%)の両地区が比較的多く、その他、菊水(34.0%)、発寒(2.7%)となっているが、青葉地区では1世帯(0.5%)のみ、手稲地区にはない。民営アパート世帯は、菊水(15.3%)、豊平(12.6%)、苗穂(12.4%)の各地区で多くなっている。公営アパート世帯の地域分布傾向は、民営アパート世帯のそれとは反対で、市内中央の苗穂(1.8%)、菊水(2.3%)、豊平(4.5%)の各地区で少なく、青葉(74.4%)、手稲(54.4%)の周辺住宅地で多くなっている。市中央と周辺地区の中間に位置する琴似発寒地区では、公営アパート世帯の比率も18.1%で、中央および周辺地区の中間の数値をしめしている。

以上のように調査対象の周辺地区では、公営住宅が多く、市中央地区では持家、民営の借家アパートが多くなっている。位置的に市周辺と中央地区の中間にある琴似発寒地区では、持家率は、市中央地区と同水準であるが、公営住宅率では、周辺の青葉・手稲山口地区よりは低いが、中央地区に比しては高くなっており、住宅所有関係分布も中間的性格をしめしている。

所得階層別に持家率を比較してみると、菊水地区をのぞいては、その他の地区では、Ⅰ、Ⅱ階層に比べて、Ⅳ、Ⅴ階層の持家率がすべて高くなっている。（第2—13図参照）とくに、周辺の青葉・手稲山口地区ではⅠ、Ⅱ階層の持家率が低いのが目立っている。住宅の所有は、現在の所得水準に関連するだけではなく、各世帯の過去の蓄積に関連することはいうまでもない。とくに、歴史の古い市中央部の世帯では、長期にわたって同地域に居住し、ずっと以前に自家を取得したり、親から継承した家屋に住んでいて、現在の所得水準とかかわりなく、持家世帯となっている場合が多いとおもわれる。これについての状況を、住宅所有関係別世帯類型分布および同一地区居住期間などの資料から類推してみよう。

第2—32表は、各調査地区別に、Ⅰ階層とⅡ階層およびⅣ階層とⅤ階層を各々合計し、持家世帯とその他の世帯に分け、それぞれについて、老人のみの世帯、老人のいる世帯、老人のいない世帯の各世帯類型の分布をみたものである。

第2—14図は、第2—32表から作製したもので、老人のみ世帯と老人のいる世帯を合計したものと、老人のいない世帯の各々について、持家世帯の中にしめる比率を各調査地区別、Ⅰ＋ⅡおよびⅣ＋Ⅴ階層別に図示したものである。

第２—33表は、各調査地区別に、持家世帯とその他の世帯に分けて、同一地区居住年数別の世帯分布をみたもので、第２—15図は、持家世帯の同一地区居住年数別世帯分布比率を図示したものである。

第２—32表で、各調査地区を通してみると、苗穂、菊水、豊平の市中央部の調査対象世帯の中の老人のいない世帯の比率は、青葉・手稲山口などの新興住宅に比べて低くなっている。すなわち、老人のいる世帯（老人のみ世帯を含む）は、相対的に市中央部の方が多く、その比率は、苗穂32.5％（老人のみ世帯12.2％＋老人のいる世帯20.3％）、菊水43.0％（12.9％＋30.1％）、豊平43％（10.6％＋32.4％）となっている。それに対して、青葉、手稲山口の老人のいる世帯の比率は、それぞれ12.5％(2.7％＋9.8％)、12.7％(3.2％＋9.5)にすぎない。琴似発寒のそれは21.9％(2.7％＋19.2％)で、老人のいる世帯の分布は、市中央部地区と周辺地区の中間をしめしている。調査対象のうち老人のいる世帯の多い市中央の苗穂、菊水、豊平の各調査地区をとって同一階層内（Ⅰ＋Ⅱ階層とⅣ＋Ⅴ階層）で、持家世帯とその他の世帯に分けて、世帯類型の分布状況をみた結果をみると、各地区共に各階層を通して、持家世帯の方に老人のいる世帯の比率が高くなっている。すなわち、苗穂地区では、Ⅰ＋Ⅱ階層の持家世帯のうち老人のいる世帯は72.7％であるが、持家以外の世帯のそれは19.2％にすぎない。また、同地区のⅣ＋Ⅴ階層の持家世帯の中の老人のいる世帯の比率は38.5％であるが、持家以外の世帯のそれは9.1％となっている。

菊水地区では、Ⅰ＋Ⅱ階層の持家世帯のうちの老人のいる世帯の比率は74.1％、Ⅳ＋Ⅴ階層のそれは51.4％、それに対して持家以外の世帯の各階層での比率はそれぞれ、30.8％、22.9％となっている。

豊平地区では、Ⅰ＋Ⅱ階層の持家世帯のうちの老人のいる世帯の比率は67.9％、Ⅳ＋Ⅴ階層のそれは52.7％で各階層の持家以外の世帯内の老人のいる世帯の比率を上廻っている。

前述のように、市中央地区以外では、老人のいる世帯が少なく、したがって、各階層を通じて持家世帯の中に占める老人のいる世帯の比率は、市中央地区の方が高くなっている。しかし、とりわけ持家世帯での老人のいる世帯が市中央部のⅠ＋Ⅱ階層で多いのが目立っている。

すなわち、第２—14図によると市内中央部の苗穂、菊水、豊平の各地区では、Ⅰ＋Ⅱ階層における老人のいる世帯の比率が高く、老人のいない世帯の比率をはるかに上廻っている。

これは、苗穂、菊水、豊平などの各地区Ⅰ＋Ⅱ階層でも持家世帯の比率が高いのは、老令者のいる世帯が多いことと相関があることを示している。

第２—33表は、階層別（Ⅰ＋Ⅱ階層とⅣ＋Ⅴ階層）に、調査世帯を持家世帯と持家以外の世帯に分けて、世帯主（調査対象が世帯主と回答した世帯員）の同一地区居住年数別の分布をみたものである。

全体の傾向を、各調査地区別にみれば市中央部の戦前からある既成市街地では、戦後の新興住宅地より11～29年、または30年以上の長期間にわたって同一地域に居住しているものが当然多くなっている。

市中央部の苗穂、菊水、豊平の各調査地区について、各階層内で持家世帯とその他の世帯の世帯主の同地域居住年数を比較すると、持家世帯主の方が11～29年、30年以上の長期居住者が、各地区、各階層を通してすべて多くなっている。

第２—15図は、第２—33表から作製したもので、各階層別に持家世帯の世帯主同一地域居住年数別世帯分布比率を図示したものである。これによれば、市中央部において、Ⅰ＋Ⅱ階層およびⅣ＋Ⅴ階層ともに持家世帯にあっては、同一地区居住年数の永い世帯主が多いことがはっきりと

わかる。

上記のように、市中央部の苗穂、菊水、豊平の諸地区では、低所得階層で自家を所有している世帯には老人のいる世帯でかつ同一地区居住期間が長期におよぶ世帯、すなわち世帯形成の古い世帯が多い。これら世帯は、過去の蓄積としての家屋をもち、住居の質は別としても、所有関係からみれば持家世帯となっているのである。とくに、菊水では、Ⅰ階層の持家率が57.7％あるが、これは、Ⅰ階層12世帯のうち９世帯が老人のみ世帯であることが関係しているとおもわれる。琴似発寒地区のⅠおよびⅡ階層も割合と持家世帯が多いが、これら世帯の居住年数をみると、６～11年、すなわち昭和43～39年（調査時点48年10月から逆算）に入居したものが多く、この時期には同地区の地価は他地域に比してまだ低く、一般勤労者でも比較的入手しやすい融資住宅団地が建設されたことの結果であろう。

上記の結果からみると、住宅所有の有無は、全体としてみれば世帯の所得水準（世帯の生活ニードに対応する意味での）と相関しているが、その程度は、地域の諸条件や世帯形成の歴史にしたがって異なるものであろう。

(2) 世帯員１人当り畳数

所得階層別の住居水準をみるために、世帯員１人当り畳数をみたものが第２―34表である。札幌市の昭和45年国勢調査の住居種類別の世帯員１人当り畳数をみると、持ち家8.1畳、公営借家4.8畳、民営借家5.3畳、給与住宅5.6畳で、最低は間借りの4.3畳である。そこで、第２―34表でほぼ4.3畳以下と同水準である世帯員１人当り畳数4.4畳以下の世帯を標準以下の住居水準にあるものとして、それら世帯の各階層内における比率を各調査区別にしめしたものが、第２―16図である。

これによると公営住宅の多い青葉、手稲山口の両地区では、Ⅰ階層に世帯員１人当り畳数4.4畳以下の多いのが目立ち、階層が上がるとともに低住居水準世帯の比率は減少している。豊平および琴似発寒の両地区でも、ほぼ同じ傾向で、ⅠおよびⅡ階層で低住居水準世帯が多くなっている。しかし、苗穂、菊水ではⅠ階層の低住居水準世帯の比率が低く、とくに菊水地区ではⅣおよびⅤ階層のそれよりも低く、他地区とはちがった傾向をみせている。これは、両地区におけるⅠ階層世帯の住居が絶対的に広いことを意味するものではなく、他階層に比してⅠ階層に属する世帯の規模が小さいことによるものである。すなわち、苗穂地区では、各階層の世帯平均人員は、Ⅰ階層2.9人、Ⅱ階層3.1人、Ⅲ階層3.5人、Ⅳ階層3.7人、Ⅴ階層3.8人、菊水地区では、それぞれ2.5人、3.7人、3.0人、3.6人、3.6人で、いずれもⅠ階層が最小となっている。この結果、世帯員１人当り畳数でみると、低住居水準世帯がⅠ階層で相対的に少なくなっているのであろう。

(3) 浴室の有無

所得階層の住居水準との関係を浴室の有無からみると、第２―35表および第２―17図のようになっている。全体としてみれば、市周辺部に比して市中央部の諸地区の方に浴室をもっていない世帯が多くなっているが、手稲地区でⅢ階層に比してⅣ階層の浴室所有率が低くなっている１例をのぞけば、階層別にみるとすべての地区を通して階層が上がるとともに住居に浴室をもっている世帯の比率が高くなっている。

発寒地区では、Ⅰ階層でも40％の世帯が浴室をもっているが、その外の地区では、Ⅰ、Ⅱ階層の世帯で、浴室をもっている世帯は少なく、この階層の浴室所有率の最高は、手稲Ⅱ階層の29.6％で、とくに低いのは青葉および苗穂両地区のⅠ階層で、それぞれ5.6％、8.3％の世帯しか浴室を備えていない。世帯人員１人当り畳数では、階層差がはっきりでてこなかった、苗穂、菊水両

地区でも、浴室の有無に関してはかなり明確な階層差がみられる。

(4) 職業階層と住宅所有関係

最多収入者と世帯主が一致する世帯について、調査対象全体として職業階層と住宅所有関係の状況をみてみよう。

第２—36表によれば、持家率のもっとも高いのは、経営・専門管理者層の80.0％で、つぎは有雇用自営業者の68.4％で、やはり所得水準の高さに対応した持家率をしめしている。ついでは、家族自営業者(55.7％)、無職(50.0％)、単純労働者(43.0％)、給料生活者(42.6％)となっている。単純労働者、無職が比較的高い持家率をしめしているのは、この層には高令者が多く、過去の蓄積の結果としての住居を所有しているものが多いためである。しかし、その住居水準は低いものが多いと思われる。その他の生産労働者、職人、販売サービス労働者の持家率は、いずれも20％台にとどまっている。

第２—31表　地区別所得階層別住宅所有関係別世帯数

統計区　4　苗穂地区

住居／地域・所得階層	1 持家	2 借家(民)	3 借家(公)	4 間借	5 アパート(民)	6 アパート(公)	7 給与住宅	8 その他	9 不明	計
Ⅰ	3(25.0)	2(16.7)	1(8.3)	1(8.3)	2(16.7)	1(8.3)	2(16.7)			12(100)
Ⅱ	8(32.0)	7(28.0)		3(12.0)	4(16.0)	1(4.0)	2(8.0)		1(2.6)	25(100)
Ⅲ	12(30.8)	12(30.8)		3(7.7)	7(17.9)		4(10.2)		1(2.6)	39(100)
Ⅳ	7(46.6)	4(26.7)			1(6.7)		3(20.0)			15(100)
Ⅴ	19(86.4)	1(4.5)					2(9.1)			22(100)
計	49(43.4)	26(23.0)	1(0.8)	7(6.2)	14(12.4)	2(1.8)	13(11.5)		1(0.8)	113(100)

統計区　71　菊水地区

Ⅰ	15(57.7)	5(19.3)		1(3.8)	2(7.7)	2(7.7)	1(3.8)			26(100)
Ⅱ	12(30.0)	9(22.5)		2(5.0)	7(17.5)	2(5.0)	8(20.0)			40(100)
Ⅲ	32(42.1)	21(27.6)		3(4.0)	15(19.7)	1(1.3)	3(4.0)	1(1.3)		76(100)
Ⅳ	27(62.8)	10(23.3)			6(14.0)					43(100)
Ⅴ	45(58.4)	14(18.2)		3(3.9)	10(13.0)	1(1.3)	4(5.2)			77(100)
計	131(50.0)	59(22.5)		9(3.4)	40(15.3)	6(2.3)	16(6.1)	1(0.4)		262(100)

統計区　102　豊平地区

Ⅰ	11(31.4)	6(17.1)		8(22.9)	6(17.1)	2(5.7)	1(2.9)		1(2.9)	35(100)
Ⅱ	17(34.0)	8(16.0)		13(26.0)	7(14.0)	1(2.0)	4(8.0)			50(100)
Ⅲ	37(46.8)	17(21.5)		9(11.4)	8(10.1)	4(5.1)	4(5.1)			79(100)
Ⅳ	17(41.5)	11(26.8)		1(2.4)	7(17.1)	3(7.3)	2(4.9)			41(100)
Ⅴ	57(70.4)	10(12.4)		1(1.2)	8(9.9)	3(3.7)		1(1.2)	1(1.2)	81(100)
計	139(48.6)	52(18.2)		32(11.2)	36(12.6)	13(4.6)	11(3.8)	1(0.3)	2(0.7)	286(100)

統計区　94　青葉町地区

住居 / 地域 所得階層	1 持家	2 借家(民)	3 借家(公)	4 間借	5 アパート(民)	6 アパート(公)	7 給与住宅	8 その他	9 不明	計
Ⅰ	1(5.5)					17(94.4)				18(100)
Ⅱ	5(7.9)					58(92.1)				63(100)
Ⅲ	10(18.2)			1(1.8)		41(74.5)	3(5.5)			55(100)
Ⅳ	4(14.3)					23(82.1)	1(3.6)			28(100)
Ⅴ	24(70.6)	1(2.9)				9(26.5)				34(100)
計	44(22.2)	1(0.5)		1(0.5)		148(74.8)	4(2.0)			198(100)

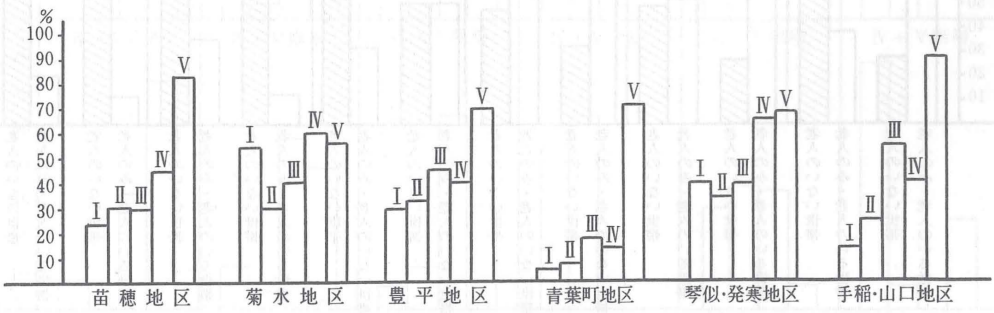
統計区　157　琴似・発寒地区

Ⅰ	4(40.0)	2(20.0)			1(10.0)	3(30.0)				10(100)
Ⅱ	13(35.2)	3(8.1)		2(5.4)	3(8.1)	10(27.0)	6(16.2)			37(100)
Ⅲ	31(41.3)	12(16.0)		2(2.7)	9(12.0)	19(25.3)	2(2.7)			75(100)
Ⅳ	23(67.7)	6(17.6)				5(14.7)				34(100)
Ⅴ	46(70.8)	5(7.7)		2(3.1)	3(4.6)	3(4.6)	3(4.6)	3(4.6)		65(100)
計	117(52.9)	28(12.7)		6(2.7)	16(7.2)	40(18.1)	11(5.0)	3(1.4)		221(100)

統計区　169　手稲山口地区

Ⅰ	2(14.3)					12(85.7)				14(100)
Ⅱ	7(25.9)				1(3.7)	19(70.4)				27(100)
Ⅲ	9(56.2)				1(6.3)	6(37.5)				16(100)
Ⅳ	4(40.0)					6(60.0)				10(100)
Ⅴ	11(91.7)						1(8.3)			12(100)
計	33(41.8)				2(2.5)	43(54.4)	1(1.3)			79(100)

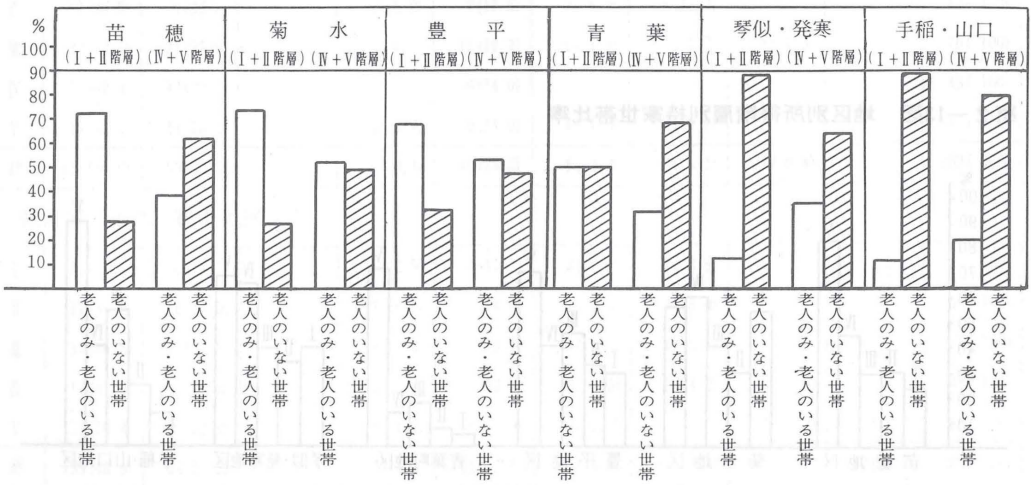
第２－13図　地区別所得階層別持家世帯比率



第２—32表　地区別所得階層別住宅所有関係別世帯類型(老人の有無)分布

地区	所得階層	所有関係	老人のみ世帯	老人のいる世帯	老人のいない世帯	計
統計区 4 苗穂地区	Ⅰ・Ⅱ	持家	3(27.3)	5(45.4)	3(27.3)	11(100)
		その他	3(11.5)	2(7.7)	21(80.8)	26(100)
	Ⅳ・Ⅴ	持家	2(7.7)	8(30.8)	16(61.5)	26(100)
		その他	1(9.1)		10(90.9)	11(100)
	計		9(12.2)	15(20.3)	50(67.5)	74(100)
統計区 71 菊水地区	Ⅰ・Ⅱ	持家	9(33.4)	11(40.7)	7(25.9)	27(100)
		その他	8(20.5)	4(10.3)	27(69.2)	39(100)
	Ⅳ・Ⅴ	持家	6(8.3)	31(43.1)	35(48.6)	72(100)
		その他	1(2.1)	10(20.8)	37(77.1)	48(100)
	計		24(12.9)	56(30.1)	106(57.0)	186(100)
統計区 102 豊平地区	Ⅰ・Ⅱ	持家	5(17.9)	14(50.0)	9(32.1)	28(100)
		その他	10(17.5)	8(14.0)	39(68.5)	57(100)
	Ⅳ・Ⅴ	持家	5(6.8)	34(45.9)	35(47.3)	74(100)
		その他	2(4.2)	11(22.9)	35(72.9)	48(100)
	計		22(10.6)	67(32.4)	118(57.0)	207(100)
統計区 94 青葉地区	Ⅰ・Ⅱ	持家	2(33.3)	1(16.7)	3(50.0)	6(100)
		その他	1(1.3)	2(2.7)	72(96.0)	75(100)
	Ⅳ・Ⅴ	持家	1(3.6)	8(28.5)	19(67.9)	28(100)
		その他		3(8.8)	31(91.2)	34(100)
	計		4(2.8)	14(9.8)	125(87.4)	143(100)
統計区 157 琴似発寒地区	Ⅰ・Ⅱ	持家	1(5.9)	1(5.9)	15(88.2)	17(100)
		その他		4(13.3)	26(86.7)	30(100)
	Ⅳ・Ⅴ	持家	3(4.4)	21(30.4)	45(65.2)	69(100)
		その他		2(6.7)	28(93.3)	30(100)
	計		4(2.7)	28(19.2)	114(78.1)	146(100)
統計区 169 手稲山口地区	Ⅰ・Ⅱ	持家		1(11.1)	8(88.9)	9(100)
		その他	1(3.1)	2(6.3)	29(90.6)	32(100)
	Ⅳ・Ⅴ	持家		3(20.0)	12(80.0)	15(100)
		その他	1(14.3)		6(85.7)	7(100)
	計		2(3.2)	6(9.5)	55(87.3)	63(100)
総計			65(7.9)	186(22.7)	560(68.4)	819(100)

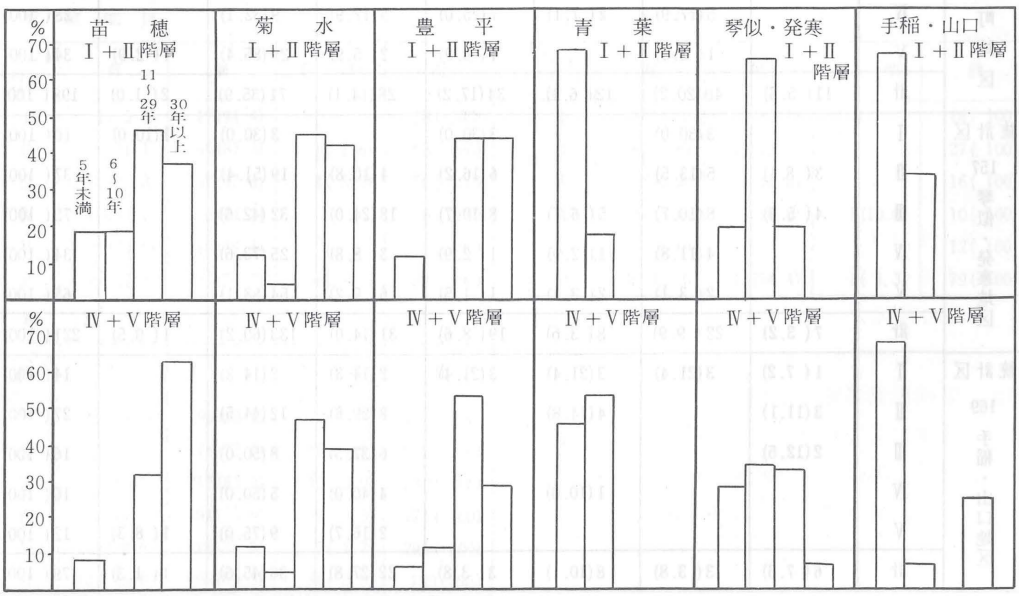
第２—14図　地区別所得階層別世帯類型(老人の有無)構成——持家世帯



第２—33表　地区別所得階層別住宅所有関係別居住年次別世帯数

地区	所得階層	所有関係＼居住年次	昭和48～44年	43～39年	38～20年	19年以前	不明	計
統計区 4 苗穂地区	Ⅰ・Ⅱ	持家		2(18.2)	5(45.5)	4(36.4)		11(100)
		その他	11(42.3)	10(38.5)	4(15.4)	1(3.8)		26(100)
	Ⅳ・Ⅴ	持家	2(7.7)		8(30.8)	16(61.5)		26(100)
		その他	5(45.4)	3(27.3)	3(27.3)			11(100)
	計		18(24.3)	15(20.3)	20(27.0)	21(28.4)		74(100)
統計区 71 菊水地区	Ⅰ・Ⅱ	持家	3(11.1)	1(3.7)	12(44.5)	11(40.7)		27(100)
		その他	18(46.2)	14(35.9)	5(12.8)	2(5.1)		39(100)
	Ⅳ・Ⅴ	持家	8(11.1)	3(4.2)	33(45.8)	28(38.9)		72(100)
		その他	27(56.3)	12(25.0)	7(14.6)	2(4.1)		48(100)
	計		56(30.1)	30(16.1)	57(30.6)	43(23.1)		186(100)
統計区 102 豊平地区	Ⅰ・Ⅱ	持家	3(10.7)		12(42.9)	12(42.9)	1(3.5)	28(100)
〃		その他	23(40.4)	16(28.1)	15(26.3)	1(1.8)	2(3.5)	57(100)
	Ⅳ・Ⅴ	持家	4(5.4)	8(10.8)	38(51.4)	22(29.7)	2(2.7)	74(100)
		その他	28(58.3)	8(16.7)	10(20.8)	2(4.2)		48(100)
	計		58(20.8)	32(15.5)	75(36.2)	37(17.9)	5(2.4)	207(100)
統計区 94 青葉地区	Ⅰ・Ⅱ	持家	4(66.6)	1(16.7)			1(16.7)	6(100)
		その他	47(63.7)	27(36.0)			1(1.3)	75(100)
	Ⅳ・Ⅴ	持家	13(46.4)	15(53.6)				28(100)
		その他	17(50.0)	17(50.0)				34(100)
	計		81(56.6)	60(42.0)			2(1.4)	143(100)
統計区 157 琴似発寒地区	Ⅰ・Ⅱ	持家	3(17.6)	11(64.7)	3(17.6)			17(100)
		その他	22(73.3)	8(26.7)				30(100)
	Ⅳ・Ⅴ	持家	19(27.5)	23(33.3)	22(31.9)	5(7.3)		69(100)
		その他	19(63.3)	11(36.7)				30(100)
	計		63(43.2)	53(36.3)	25(17.1)	5(3.4)		146(100)
統計区 169 手稲山口地区	Ⅰ・Ⅱ	持家	6(66.7)	3(33.3)				9(100)
		その他	29(90.6)	3(9.4)				32(100)
	Ⅳ・Ⅴ	持家	10(66.6)	1(6.7)		4(26.7)		15(100)
		その他	6(85.7)	1(14.3)				7(100)
	計		51(81.0)	8(12.7)		4(6.3)		63(100)
総計			**327(39.9)**	**198(24.2)**	**177(21.0)**	**110(13.4)**	**7(0.9)**	**819(100)**

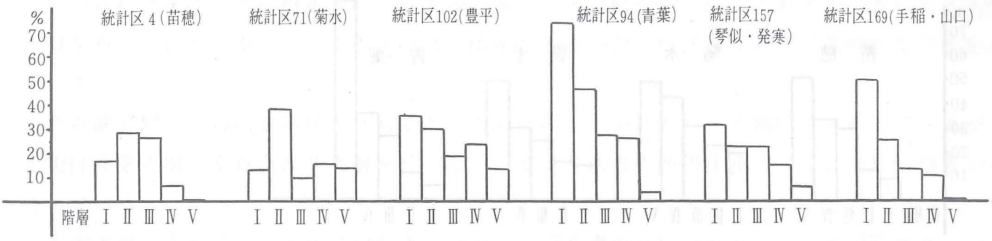
第２—15図　地区別所得階層別居住年数別持家分布比率



第２—34表　地区別所得階層別世帯員１人当り畳数別世帯数

地区	1人当り畳数 / 所得階層	～ 3.4	3.5～3.9	4.0～4.4	4.5～4.9	5.0～5.9	6.0以上	不明	計
統計区 4 苗穂地区	Ⅰ	1(8.3)	1(8.3)		1(8.3)	3(25.0)	5(41.8)	1(8.3)	12(100)
	Ⅱ	1(4.0)	1(4.0)	5(20.0)	2(8.0)	6(24.0)	10(40.0)		25(100)
	Ⅲ	6(15.4)	4(10.3)	5(12.8)		5(12.8)	19(48.7)		39(100)
	Ⅳ			1(6.7)	1(6.7)	3(20.0)	10(66.8)		15(100)
	Ⅴ					4(18.2)	18(81.8)		22(100)
	計	8(7.1)	6(5.3)	11(9.7)	4(3.5)	21(18.6)	62(54.9)	1(0.9)	113(100)
統計区 71 菊水地区	Ⅰ	2(7.7)	1(3.8)		4(15.4)	3(11.5)	16(61.6)		26(100)
	Ⅱ	8(20.0)	1(2.5)	6(15.0)	9(22.5)	2(5.0)	14(35.0)		40(100)
	Ⅲ	2(2.6)	3(3.9)	3(3.9)	10(13.2)	6(7.9)	52(68.5)		76(100)
	Ⅳ	2(4.6)		4(9.3)	3(7.0)	4(9.3)	30(69.8)		43(100)
	Ⅴ	3(3.9)	2(2.6)	5(6.5)	4(5.2)	8(10.4)	55(71.4)		77(100)
	計	17(6.4)	7(2.7)	18(6.9)	30(11.5)	23(8.8)	167(63.7)		262(100)
統計区 102 豊平地区	Ⅰ	7(20.0)	3(8.6)	2(5.7)		3(8.6)	20(57.1)		35(100)
	Ⅱ	8(16.0)	5(10.0)	1(2.0)	6(12.0)	6(12.0)	24(48.0)		50(100)
	Ⅲ	4(5.1)	6(7.6)	3(3.8)	10(12.7)	8(10.1)	48(60.7)		79(100)
	Ⅳ	3(7.3)	4(9.8)	2(4.9)	5(12.2)	7(17.1)	20(48.7)		41(100)
	Ⅴ	1(1.2)	4(4.9)	4(4.9)	2(2.5)	8(9.9)	61(65.4)	1(1.2)	81(100)
	計	23(8.0)	22(7.7)	12(4.2)	23(8.1)	32(11.2)	173(60.5)	1(0.3)	286(100)
統計区 94 青葉町地区	Ⅰ	6(33.3)	6(33.3)	1(5.6)	3(16.6)	1(5.6)	1(5.6)		18(100)
	Ⅱ	5(7.9)	17(27.0)	6(9.5)	14(22.2)	9(14.3)	11(17.5)	1(1.6)	63(100)
	Ⅲ		11(20.0)	3(5.4)	9(16.4)	11(20.0)	21(38.2)		55(100)
	Ⅳ		5(17.9)	2(7.1)	7(25.0)	5(17.9)	9(32.1)		28(100)
	Ⅴ		1(2.9)		1(2.9)	2(5.9)	29(85.4)	1(2.9)	34(100)
	計	11(5.6)	40(20.2)	12(6.1)	34(17.2)	28(14.1)	71(35.9)	2(1.0)	198(100)
統計区 157 琴似・発寒地区	Ⅰ		3(30.0)		3(30.0)		3(30.0)	1(10.0)	10(100)
	Ⅱ	3(8.1)	5(13.5)		6(16.2)	4(10.8)	19(51.4)		37(100)
	Ⅲ	4(5.3)	8(10.7)	5(6.7)	8(10.7)	18(24.0)	32(42.6)		75(100)
	Ⅳ		4(11.8)	1(2.9)	1(2.9)	3(8.8)	25(73.6)		34(100)
	Ⅴ		2(3.1)	2(3.1)	1(1.5)	6(9.2)	54(83.1)		65(100)
	計	7(3.2)	22(9.9)	8(3.6)	19(8.6)	31(14.0)	133(60.2)	1(0.5)	221(100)
統計区 169 手稲・山口地区	Ⅰ	1(7.2)	3(21.4)	3(21.4)	3(21.4)	2(14.3)	2(14.3)		14(100)
	Ⅱ	3(11.1)		4(14.8)		8(29.6)	12(44.5)		27(100)
	Ⅲ	2(12.5)				6(37.5)	8(50.0)		16(100)
	Ⅳ			1(10.0)		4(40.0)	5(50.0)		10(100)
	Ⅴ					2(16.7)	9(75.0)	1(8.3)	12(100)
	計	6(7.6)	3(3.8)	8(10.1)	3(3.8)	22(27.8)	36(45.6)	1(1.3)	79(100)

第２—16図　地区別階層別低住居水準世帯（世帯員１人当り畳数4.4畳以下世帯）比率



第２—35表　地区別所得階層別浴室有無別世帯数

苗　穂　地　区

所得階層＼浴室	有	無	不　明	計
Ⅰ	1（ 8.3）	9（75.0）	2（16.7）	12（ 100）
Ⅱ	3（12.0）	13（52.0）	9（36.0）	25（ 100）
Ⅲ	11（28.2）	22（56.4）	6（15.4）	39（ 100）
Ⅳ	5（33.3）	5（33.3）	5（33.3）	15（ 100）
Ⅴ	11（50.0）	7（31.8）	4（18.2）	22（ 100）
計	31（27.4）	56（49.6）	26（23.0）	113（ 100）

豊　平　地　区

所得階層＼浴室	有	無	不　明	計
Ⅰ	5（14.3）	30（85.7）		35（ 100）
Ⅱ	8（16.0）	42（84.0）		50（ 100）
Ⅲ	19（24.1）	60（75.9）		79（ 100）
Ⅳ	12（29.3）	29（70.7）		41（ 100）
Ⅴ	39（48.2）	41（50.6）	1（ 1.2）	81（ 100）
計	83（29.1）	202（70.6）	1（ 0.3）	286（ 100）

菊　水　地　区

所得階層＼浴室	有	無	不　明	計
Ⅰ	5（19.2）	21（80.8）		26（ 100）
Ⅱ	9（22.5）	30（75.0）	1（ 2.5）	40（ 100）
Ⅲ	23（30.3）	52（68.4）	1（ 1.3）	76（ 100）
Ⅳ	18（41.9）	25（58.1）		43（ 100）
Ⅴ	37（48.1）	40（51.9）		77（ 100）
計	92（35.1）	168（64.1）	2（ 0.8）	262（ 100）

発　寒　地　区

所得階層＼浴室	有	無	不　明	計
Ⅰ	4（40.0）	6（60.0）		10（ 100）
Ⅱ	18（48.6）	19（51.4）		37（ 100）
Ⅲ	37（49.3）	38（50.7）		75（ 100）
Ⅳ	22（64.7）	12（35.3）		34（ 100）
Ⅴ	47（72.3）	18（27.7）		65（ 100）
計	128（57.9）	93（42.1）		221（ 100）

青　葉　地　区

所得階層＼浴室	有	無	不　明	計
Ⅰ	1（ 5.6）	17（94.4）		18（ 100）
Ⅱ	7（11.1）	55（87.3）	1（ 1.6）	63（ 100）
Ⅲ	15（27.3）	37（67.3）	3（ 5.5）	55（ 100）
Ⅳ	10（35.7）	18（64.3）		28（ 100）
Ⅴ	24（70.6）	10（29.4）		34（ 100）
計	57（27.3）	137（70.7）	4（ 2.0）	198（ 100）

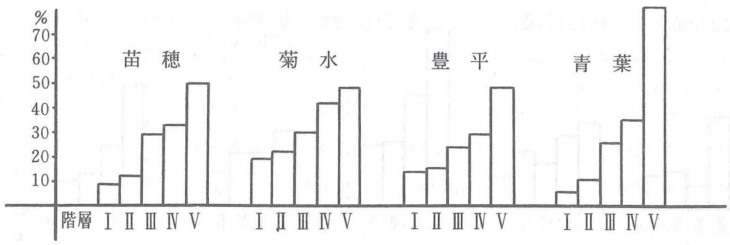
手　稲　地　区

所得階層＼浴室	有	無	不　明	計
Ⅰ	2（14.3）	12（85.7）		14（ 100）
Ⅱ	8（29.6）	19（70.4）		27（ 100）
Ⅲ	9（56.2）	7（43.8）		16（ 100）
Ⅳ	4（40.0）	5（50.0）	1（10.0）	10（ 100）
Ⅴ	12（ 100）			12（ 100）
計	35（44.3）	43（54.4）	1（ 1.3）	79（ 100）

総　計

所得階層＼浴室	有	ナ　シ	不　明	計
Ⅰ	18（15.7）	95（82.6）	2（ 1.7）	115（ 100）
Ⅱ	53（21.9）	178（73.6）	11（ 4.5）	242（ 100）
Ⅲ	114（33.5）	216（63.5）	10（ 3.0）	340（ 100）
Ⅳ	71（41.5）	94（55.0）	6（ 3.5）	171（ 100）
Ⅴ	170（58.4）	116（39.9）	5（ 1.7）	291（ 100）
計	426（36.8）	699（60.3）	34（ 2.9）	1,159（100）

第２—17図　地区別所有階層別浴室所有世帯比率



第２—36表　職業階層別住宅所有関係別世帯数※

職業階層＼住宅所有関係	持家	その他	計
経営・専門管理者	28(80.0)	7(20.0)	35(100)
有雇用自営業者	52(69.4)	24(31.6)	76(100)
家族自営業者	88(55.7)	70(44.3)	158(100)
給料生活者	106(42.6)	143(57.4)	249(100)
生産労働者	78(29.8)	184(20.2)	262(100)
販売サービス労働者	28(23.5)	91(76.5)	119(100)
職人	14(26.9)	38(73.1)	52(100)
単純労働者	34(43.0)	45(57.0)	79(100)
無職	16(50.0)	16(50.0)	32(100)

※最多収入者と世帯主と一致している世帯についての集計、世帯主の定義はＰ69を参照。

6．所得の格差

いままでは、低所得層の測定および実態の把握を中心にして考察してきたので、所得階層区分の上限を生活保護基準の倍率250以上として一括集計してきた。ここでは、実額世帯所得および生活保護基準の倍率としての世帯所得区分に上階をおかず所得分布の拡がりをみることにする。

(1)　実額世帯所得の分布

第２—37表、第２—18図は、男女（最多収入者）別世帯に実額世帯所得の分布をみたものである。これによると、男子世帯では、世帯所得の最高は、月額286万円であるのに対して、女子世帯のそれは52万円である。男子世帯の世帯所得では、10～11万円台にもっとも集中しているが、女子世帯では６～７万円台にもっとも集中し、つぎに10～11万円台にもう１つの高い山があるが、男女両世帯を対比し、とくに目立つのは、５万円以下の低所得世帯が女子世帯に多いことである。すなわち、女子世帯は男子世帯より所得分布の幅が狭い——つまり所得格差は少ないが、しかし低い所得水準に世帯が集中している。

(2)　生活保護基準の倍率としての世帯所得分布

全体としてみると、(第２—38表）最高の倍率をもつ所得は、生活保護基準を100としてその約40倍の水準にある。保護基準の３倍以上の水準の所得のある世帯は、調査対象のうち16.0%、10倍以上の所得水準をもつ世帯をみると７世帯(0.7%)ある。

職業階層（最多収入者）別にみると、やはり高額所得者の多いのは、経営者層で３倍以上の倍率の所得をもつ世帯が68.0%に達し、さらに５倍以上のそれも44.0%もおり、10倍以上の水準を

とっても12.0%の世帯が入っている。

専門管理者層は、低所得水準以上の世帯が多いことは経営者と同じであるが、きわめて高額の所得を有する世帯は少なく、所得上限は、倍率450～499の所得階層にあって集約的な分布をみせている。

自営業者層は、各職業階層のうちでもっとも所得が上下にわたって幅広く分布しているが、有雇用自営業者層と家族自営業者層を比べると、やはり前者の所得上限が高く、高額所得者が多くなっている。

労働者層のなかでは、やはり給料者生活者に所得水準の高い世帯が多く、所得階層300以上、つまり保護基準の3倍以上の所得水準をもつ世帯は、16.2%いる。同じく、所得階層300以上の世帯は、生産労働者層(6.5%)、販売サービス労働者層(6.3%)、職人層(7.5%)、単純労働者(5.5%)となっている。なお、有雇用自営業者層および家族自営業者層の所得階層300以上の世帯比率は、それぞれ42.5%、23.7%で、労働者層よりかなり高くなっている。

以上のように、調査対象地域は、相対的には低所得層の多い地域であるが、そのなかにあってかなりの所得格差があり、またその程度は職業階層によって異なっている。すなわち、労働者層にあっては、全般的に所得格差の幅は少なく、低位の所得水準に偏よっているが、経営者層や自営業者（とくに有雇用の）では所得分布の上下幅が広く、都市におけるこれら職業階層の経営内容に幅があることがうかがわれる。

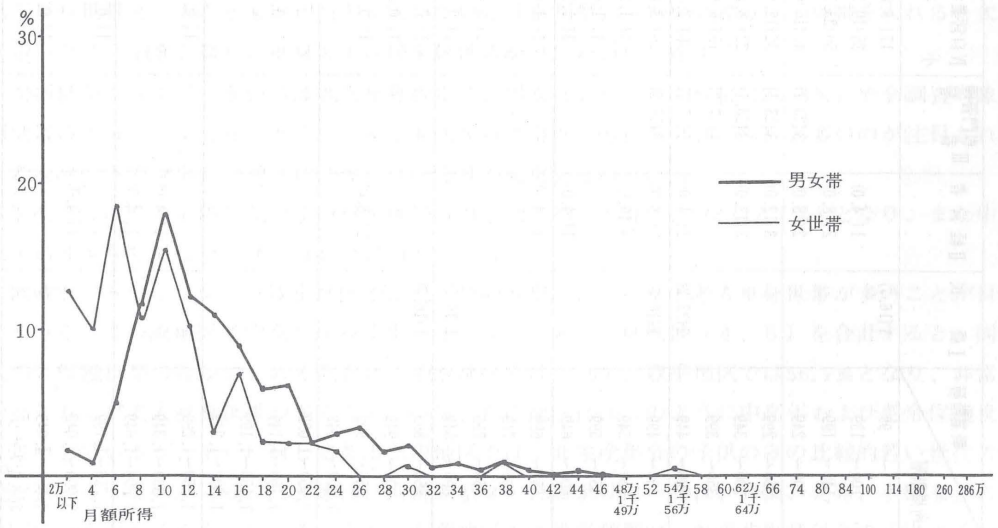
第2—37表　(1) 月額世帯所得別世帯数（男子最多収入者世帯）

世帯所得	3万円以下	4～5	6～7	8～9	10～11	12～13	14～15	16～17	18～19	20～21	22～23	24～25	26～27	28～29	30～31	32～33	34～35	36～37	38～39	40～41	42～43
世帯数	17	7	52	125	186	128	117	96	62	64	23	29	34	17	23	6	9	5	7	3	1
%	(1.6)	(0.7)	(5.0)	(12.1)	(18.0)	(12.4)	(11.3)	(9.3)	(6.0)	(6.2)	(2.2)	(2.8)	(3.3)	(1.6)	(2.2)	(0.6)	(0.9)	(0.5)	(0.7)	(0.3)	(0.1)
世帯所得	44～45万円	以降実額千円以下切捨	46	49	52	56	58	60	64	66	74	80	84	100	114	180	260	286		計	
世帯数	2		1	1	1	1	2	2	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1		1,032	
%	(0.2)		(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.2)	(0.2)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.2)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)		(100)	

第2—37表　(2) 世帯所得月額別世帯数（女子最多収入者世帯）

世帯所得	3万円以下	4～5	6～7	8～9	10～11	12～13	14～15	16～17	18～19	20～21	22～23	24～25	26～27	28～29	30～31	32～33	34～35	36～37	38～39	52万円	計
世帯数	16	13	24	14	20	13	4	9	3	3	3	2			1				1	1	127
%	(12.6)	(10.2)	(18.9)	(11.0)	(15.7)	(10.2)	(3.1)	(7.1)	(2.4)	(2.4)	(2.4)	(1.6)			(0.8)				(0.8)	(0.8)	(100)

第2—18図　男女（最多収入者）世帯別・月額世帯所得別世帯分布



第2—38表　職業階層(最多収入者)所得階層別世帯数

職業階層 / 所得階層	Ⅰ農民	Ⅱ経営者	Ⅲ専門管理者層	Ⅳ自営業者小計	(1)有雇用者	(2)家族のみ	Ⅴ労働者層小計	(1)給料生活者	(2)生産労働者	(3)販売サービス	(4)職人	(5)単純労働者	Ⅵ無職	計
～ 99	1(16.7)			17(6.8)	4(4.7)	13(7.9)	68(8.2)	14(4.9)	26(9.2)	12(9.3)	3(5.5)	13(15.7)	17(53.1)	103(8.8)
100～ 139		1(4.0)		25(10.1)	6(7.0)	19(11.6)	211(25.3)	60(20.8)	77(27.5)	41(31.7)	10(18.5)	23(27.7)	5(15.6)	242(20.8)
140～ 199		2(8.0)		59(23.7)	12(14.1)	47(28.7)	278(33.4)	90(31.3)	100(35.7)	46(35.6)	24(44.4)	18(21.7)	2(6.3)	341(29.4)
200～ 249		2(8.0)	3(23.1)	41(16.5)	15(17.6)	26(15.9)	125(15.0)	48(16.7)	35(12.5)	17(13.2)	7(13.0)	18(21.7)		171(14.8)
250～ 299		3(12.0)	3(23.1)	32(12.9)	12(14.1)	20(12.2)	72(8.6)	30(10.4)	24(8.6)	5(3.9)	6(11.1)	7(8.4)		110(9.5)
300～ 349		3(12.0)	3(23.1)	22(8.8)	9(10.5)	13(8.0)	45(5.4)	28(9.7)	10(3.6)	3(2.3)	2(3.7)	2(2.4)		73(6.3)
350～ 399			1(7.7)	15(6.0)	7(8.2)	8(4.9)	17(2.0)	9(3.1)	4(1.4)	2(1.6)	1(1.9)	1(1.2)		33(2.8)
400～ 449	2(33.2)	1(4.0)	1(7.7)	6(2.4)	1(1.2)	5(3.0)	6(0.7)	3(1.1)	2(0.7)	1(0.8)				16(1.4)
450～ 499	1(16.7)	2(8.0)	2(15.3)	9(3.6)	4(4.7)	5(3.0)	5(0.6)	3(1.1)	1(0.4)	1(0.8)				19(1.6)
500～ 549		4(16.0)		3(1.2)	3(3.5)		3(0.4)	1(0.3)		1(0.8)	1(1.9)			10(0.9)
550～ 599				4(1.6)	2(2.4)	2(1.2)	2(0.2)	1(0.3)				1(1.2)		6(0.5)
600～ 649		1(4.0)		3(1.2)	2(2.4)	1(0.6)								4(0.3)
650～ 699		1(4.0)		4(1.6)	1(1.2)	3(1.8)	1(0.1)	1(0.3)						6(0.5)
700～ 749														
750～ 799				1(0.4)	1(1.2)									1(0.1)
800～ 849	1(16.7)			1(0.4)	1(1.2)		1(0.1)		1(0.4)					3(0.3)
850～ 899	1(16.7)			1(0.4)		1(0.6)								2(0.2)
900～ 949				1(0.4)		1(0.6)								1(0.1)
950～ 999		2(8.0)		1(0.4)	1(1.2)									3(0.3)
1,000～1,049														
1,050～1,099														
1,100～1,149				1(0.4)	1(1.2)									1(0.1)
1,150～1,199														
1,200～1,249														
1,250～1,299				1(0.4)	1(1.2)									1(0.1)
1,300～1,349		1(4.0)												1(0.1)
1,600～1,649		1(4.0)												1(0.1)
1,750～1,799				1(0.4)	1(1.2)									1(0.1)
3,000～3,049		1(4.0)												1(0.1)
4,000～4,049				1(0.4)	1(1.2)									1(0.1)
収入記入ナシ													8(25.0)	8(25.0)
計	6(100)	25(100)	13(100)	249(100)	85(100)	164(100)	834(100)	288(100)	280(100)	129(100)	54(100)	8 83(100)	32(100)	1,159(100)

注) 所得階層は生活保護基準を100とする。

第４章　保護世帯調査の分析結果

前記の通り、保護世帯については、調査時点に調査地域に居住していた（居宅保護世帯）を対象として調査をおこなった。以下調査結果に関して概観してみよう。

１．一般的特性

調査対象の世帯人員別世帯数をみると（第２－39表）全体としては、一般世帯に比して小家族が多く、単身者ないし２人世帯で全調査対象世帯の72.9％をしめている。地区別の特徴としては、青葉地区で単身者世帯がとくに少なく、苗穂、豊平、菊水の両地区では多いことが目立っている。

年令別構成をみると（第２－40表）60才以上の老令者がもっとも多く全体の25.8％をしめているが、19才～59才までの生産年令期の計は40.9％で調査対象の一般世帯に比して老令者が多く、稼動年令期のものが少なくなっている。(一般世帯の対応する％は、それぞれ10.2％、58.3％）

生産年令期のうちでも19才～29才期のものはとくに少ない。18才以下の養育期および学校教育期にあるものは総計32.8％で、全体の３分の１以上いることは注目すべきである。地区別の特徴をみると、青葉地区では、15才以下の義務教育年令期のもの、５才以下の幼児の比率が高く、60才以上の老令者が少ない。これに対して、苗穂、菊水、豊平などの地区では、15才以下のものが少なく、60才以上の老令者が多くなっている。

２．世帯構成

前出第２－10表の世帯類型表にもとづいて、地域別に保護地区を世帯類型別に整理したものが第２－41表である。

全体としてみると、二世代以上の既婚者を含む世帯あるいは傍系親族を含む世帯は、きわめて少なく、53世帯で全体の5.0％しかなく、95.0％は核家族ないしは単身者世帯である。当然のことであるが、保護世帯では、主要な所得源である父をはじめとする生産年令段階の世帯員や、家事担当の中心である母を欠いているなど所謂欠損世帯が非常に多くなっている。単身および核家族世帯について、世帯内に父および生産年令段階の世帯員が全くいない諸世帯類型（５、６、17、20、21、22、23、30、33）の総数は、609世帯で、世帯類型番号１～33までの全世帯の60.4％に達する。さらにこれに加えて、中高年になっても正常な世帯を形成し得ないという意味で世帯類型３、４の中高年単身世帯と、主たる家事担当者を欠いている世帯類型26～29いわゆる父子世帯を入れると欠損世帯の計は、768となり、単身および核家族世帯総計の76.1％に達する。

欠損世帯のうちで、多いのは老人単身世帯で、男女合わせて285世帯（26.8％）で全調査対象保護世帯の４分の１になる。とくに、女子老人単身世帯が207世帯（19.5％）と多いのが注目される。

老夫婦のみの世帯も130（12.2％）とかなりの比重をしめている。

非生産年令段階の子供しかいない母子世帯（21、22、23）の計は、188（17.7％）となり、また中高年単身世帯も男女合わせて145（13.4％）ある。

地域別にみると、菊水、豊平地区では老人単身世帯、とくに女子老人単身世帯が多いことが目立っている。この両地区で中高年単身世帯（３、４）と老人単身世帯（４、５）を合計すると、同地区の全保護世帯のなかでしめる割合は、菊水地区では50.9％、豊平地区では56.7％となり、非常に中高年および老人単身世帯が多くなっている。都心地区にはこのように中高年および老令保護世帯が集中しているが、それに対して都市周辺地区では、非生産年令の子供のみの比較的若い世代の保護世帯が多くなっている。たとえば、世帯類型８～13および21～23は、青葉、発寒、手稲などの諸地区での比率が高くなっている。とくに青葉地区では世帯類型21～23の非生産年令の子供のみの母

子世帯が非常に多く（43.2%）、若い世代の保護世帯が集中している。このような傾向は、周辺地区に公営の低所得層向住宅があることによるものであろう。また都心部における老令単身世帯の集積は、これら地域における低所得層老人福祉対策の緊急性をしめすものであろう。

3．就労状況

第２－42表は、男女世帯主別年代別に就労形態をしめしたものであるが、これによると、不就労のものが大部分であるが、全体としてみれば、女子世帯主の不就労率が男子世帯主よりも低くなっている。世帯主年令別にみれば、やはり、60代以上の老令世帯主ではほとんど就労しているものはいないが、男女ともに30代で働いているものがもっとも多くなっている。男子世帯主で就労しているものは61名いるが、自営と常用被傭以外の臨時、日雇、内職の不安定就労にあるものは25名で41.0%、女子世帯主で自営と被傭常用以外のものの計は48名で、就労者総計 115名に対して41.7%で女子および男子世帯主ともに約半数のものが不安定な形態で職業に従事している。

第２－43表は、終戦後から生活保護受給前までの調査対象保護世帯主の職業を年代別男女別に集計したものである。１人で何回か転職したものは、そのまま重複して集計してある。男子世帯主全体としてもっとも多くでてくるのは、単純労働者で全職業のほとんど半分46.8%をしめている。その他の職業の比率は分散しているが、そのなかで比較的多いのは販売労働（ 8.8%）、零細企業労働（ 8.5%）で、今日でも都市保護層の主たる母体が依然として労働者下層にあることをしめしている。しかし、保護層の経歴職業がほとんど全職業にわたって出てきていることを忘れてはならない。

年代別にみると、若い年代では販売労働、零細企業労働、単純労働などが多く、年代がすすむとともに販売および零細企業は少なくなるが、単純労働の比重が高くなってくる。

女子世帯主では全体として主要な経歴職業は、やはり販売および単純労働であるが、男子世帯主に比べると販売労働の比重が高く、単純労働の比重は相対的に低くなっている。年代別にみると、男子世帯主の場合と傾向は大体同じで、販売労働の比重は若い年代ほど高く、反対に単純労働は年令が高くなるほど多くでてくる。

4．健康保険加入状況（保護受給前）

第２－44表は、生活保護受給直前に加入していた健康保険の種類を男女世帯主別年代別に集計したものである。ここで注目すべきは、未加入者が男子世帯主にあっては33.8%、女子世帯主で36.4%もいることである。加入健康保険の切替手続などによる過渡的空白期間であるにしろ、保護受給世帯の3分の1以上のものが、国民皆保険の制度下にあって、何等保障なき状態に放置された経験をもっているのは１つの問題であろう。加入保険種類でもっとも多いのは男女ともに国民健康保険である。(男子35.5%、女子39.1%)

5．学歴構成

第２－45表は、保護世帯の学歴構成をしめしたものであるが、一般世帯の学歴構成（第２－46表）と対比してみてみよう。

16才～18才の年令段階の学歴をみると、一般世帯では、86.0%ものが在学中であるが、保護世帯では、男子世帯および女子世帯のそれは、それぞれ71.4%、70.4%となっている。

また、19才～29才層では、一般世帯では、在学中10.7%、高校卒51.8%、短大・高専・大学卒は12.2%となっている。保護世帯（男子世帯主）の対応する学歴段階の比率は、それぞれ０%、18.8%、０%となっいる。また、女子保護世帯では、それぞれ 1.6%、22.6%、０%となっている。

30才以上の各年令段階においても保護世帯の学歴水準は一般世帯よりも低くなっているが、このように世帯の世代再生産の担当である若年層の学歴構成水準が低いことは、貧困の世代的悪循環の

1因となるかも知れないという観点からも考慮すべき問題であろう。

6．健康状況

第２－47表は、調査対象世帯の世帯員全員についての健康状況を年令別にみたものである。全体として、48.2％のものが健康な世帯員であるにすぎない。

年令別にみると、16才～18才の年令層から健康なものの比率が低下するが、これは生産年令期のものの労働不能が保護受給の原因となっているからであろう。40代以降では、ほとんど大半のものが障害または病気をもっているが、精神障害は19才～29才の若年層あるいは30代の中年前期に多いことが注目される。

7．住居状況

住宅所有関係をみると（第２－48表）、低所得層向公営住宅のある地区が調査対象内にあるために、公営アパート居住者が多くなっているが、最大の比率をしめているのは間借世帯で35.5％に達している。持家は 7.2％にすぎず、住宅所有関係からみると、保護世帯は、やはり間借、公営アパートに比重がかかっている。１人当り畳数をみると（第２－49表）、保護世帯は単身者あるいは小家族が多いにもかかわらず、低住居水準である１人当り 4.4畳（P102参照）以下の世帯が21.5％もあることから、保護世帯の住居内容は一般水準より劣るものが多いことがうかがえる。なお、住居状況に関するものではないが、調査時点でカラーテレビを保有していた世帯は、1,065世帯のうち 126（11.8％）にすぎないことをつけ加えておく。

第２－39表　保護世帯世帯人員別世帯数

地区＼世帯人員	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
苗穂 4	24(41.5)	21(36.2)	8(13.8)	1(1.7)	2(3.4)	2(3.4)				58(100)
菊水 71	195(55.7)	95(27.1)	27(7.7)	21(6.0)	8(2.3)	2(0.6)	2(0.6)			350(100)
青葉町 94	17(11.9)	52(36.4)	27(18.8)	24(16.8)	17(11.9)	4(2.8)	1(0.7)		1(0.7)	143(100)
豊平 102	181(60.3)	69(23.0)	29(9.7)	14(4.7)	6(2.0)	1(0.3)				300(100)
発寒 157	38(31.4)	30(24.8)	19(15.7)	19(15.7)	9(7.4)	3(2.5)	3(2.5)			121(100)
手稲山口 169	22(24.4)	31(34.5)	18(20.0)	9(10.0)	3(3.3)	7(7.8)				90(100)
計	477(44.9)	298(28.0)	128(12.1)	88(8.3)	45(4.2)	19(1.8)	6(0.6)		1(0.1)	1,062(100)

第２－40表　保護世帯年令別世帯人員数

地区＼年令	5才以下	6～15才	16～18才	19～29才	30代	40代	50代	60代以上	不明	計
苗穂 4	9(7.7)	17(14.6)	6(5.2)	6(5.2)	11(9.5)	9(7.8)	20(17.3)	38(32.7)		116(100)
菊水 71	33(5.3)	83(13.4)	19(3.1)	30(4.9)	65(10.5)	87(14.1)	84(13.6)	215(34.8)	2(0.3)	618(100)
青葉町 94	52(12.3)	151(35.8)	14(3.3)	15(3.5)	64(15.2)	51(12.1)	26(6.2)	47(11.1)	2(0.5)	422(100)
豊平 102	37(7.4)	74(14.8)	12(2.4)	19(3.8)	51(10.2)	73(14.6)	73(14.6)	153(30.8)	7(1.4)	499(100)
発寒 159	27(8.6)	88(28.0)	13(4.1)	15(4.8)	36(11.5)	42(13.4)	37(11.8)	56(17.8)		314(100)
手稲山口 169	23(10.0)	60(26.1)	5(2.2)	9(3.9)	26(11.3)	27(11.7)	23(10.0)	57(24.8)		230(100)
計	181(8.2)	473(21.5)	69(3.1)	94(4.3)	253(11.5)	289(13.1)	263(12.0)	566(25.8)	11(0.5)	2,199(100)

第２－41表（1） 地区別世帯類型別世帯数（単身および核家族世帯）（保護世帯）

世帯類型＼地区			4. 苗穂地区	71. 菊水地区	94. 青葉地区	102. 豊平地区	159. 発寒地区	169 手稲地区	計
単身者世帯	1. 男子単身	40才未満	2(3.4)	9(2.6)	4(2.8)	9(3.0)	2(1.7)	4(4.5)	30(2.8)
	2. 女子単身	40才未満	2(3.4)	6(1.8)	1(0.7)	2(0.7)	3(2.5)	1(1.1)	15(1.5)
	3. 男子単身	40～59才	2(3.4)	41(11.7)		26(8.7)	5(4.1)		74(7.0)
	4. 女子単身	40～54才	4(7.0)	23(6.5)	3(2.1)	34(11.3)	6(5.0)	1(1.1)	71(6.7)
	5. 男子老人単身		5(8.7)	31(8.8)	2(1.4)	30(10.0)	6(5.0)	4(4.5)	78(7.4)
	6. 女子老人単身		9(15.5)	84(24.0)	7(4.9)	80(26.7)	15(12.3)	12(13.3)	207(19.5)
一般核家族世帯	7. 父＋母	母40才未満		4(1.1)					4(0.4)
	子供2人以内 8. 父＋母＋非	第１子６才以下		4(1.1)	5(3.5)	4(1.4)	4(3.3)	2(2.2)	19(1.8)
	子供2人以内 9. 父＋母＋非	第１子７才～12才		5(1.4)	5(3.5)	2(0.7)	5(4.1)	4(4.5)	21(2.0)
	子供2人以内 10. 父＋母＋非	第１子13才～18才	3(5.2)	6(1.8)	3(2.1)	6(2.0)	7(5.8)	3(3.3)	28(2.6)
	子供3人以内 11. 父＋母＋非	第１子６才以下	2(3.4)	1(0.3)		1(0.3)			4(0.4)
	子供3人以内 12. 父＋母＋非	第１子７才～12才	1(1.7)	4(1.1)	7(4.9)	2(0.7)	5(4.1)	5(5.6)	24(2.3)
	子供3人以内 13. 父＋母＋非	第１子13才～18才	1(1.7)	3(0.9)	6(4.2)		3(2.5)	3(3.3)	16(1.5)
	7～13 小	計	7(12.1)	27(7.7)	26(18.2)	15(5.0)	24(19.8)	17(18.9)	116(10.9)
	14. 父＋母＋生＋非					1(0.3)			1(0.1)
	15. 父＋母＋生			1(0.3)			3(2.5)		4(0.4)
	16. 父＋母	母40才以上	1(1.7)	12(3.4)	3(2.1)	10(3.3)	3(2.5)	3(3.3)	32(3.0)
	17. 老夫婦＋非		1(1.7)			2(0.7)			3(0.3)
	18. 老夫婦＋生＋非								
	19. 老夫婦＋生			6(1.8)		1(0.3)		3(3.3)	10(0.9)
	20. 老夫婦		12(21.0)	43(12.0)	16(11.2)	25(8.4)	18(14.7)	16(17.7)	130(12.3)
母子家族世帯	子供2人以内 21. 母＋非	第１子６才以下	3(5.2)	9(2.6)	9(6.3)	12(4.0)	3(2.5)	2(2.2)	38(3.6)
	子供2人以内 22. 母＋非	第１子７才～12才	2(3.4)	8(2.3)	25(17.5)	18(6.0)	5(4.1)	6(6.7)	64(6.0)
	子供2人以内 23. 母＋非	第１子13才～18才	4(6.9)	17(4.9)	29(20.3)	17(5.7)	12(9.9)	7(7.8)	86(8.1)
	21～23 小	計	9(15.5)	34(9.7)	63(44.1)	47(15.7)	20(16.5)	15(16.7)	188(17.7)
	24. 母＋生＋非			2(0.6)			3(2.5)	1(1.1)	6(0.6)
	25. 母＋生			3(0.9)		1(0.3)			4(0.4)
父子家族世帯	子供2人以内 26. 父＋非	第１子６才以下							
	子供2人以内 27. 父＋非	第１子７才～12才		1(0.3)	2(1.4)				3(0.3)
	子供2人以内 28. 父＋非	第１子13才～18才	1(1.7)	3(0.9)	1(0.7)	2(0.7)		2(2.2)	9(0.9)
	29. 父＋生				1(0.7)		1(0.8)		2(0.2)
その他核家族世帯	30. 男子老＋非			1(0.3)					1(0.1)
	31. 男子老＋生			3(0.9)				1(1.1)	4(0.4)
	32. 女子老＋生		2(3.4)	9(2.6)	2(1.4)	4(1.4)		2(2.2)	19(1.8)
	33. 女子老＋非						2(1.7)		2(0.2)
小 計			57(98.3)	339(96.9)	131(91.6)	289(96.3)	111(91.7)	82(96.1)	1,009(95.0)

第 2－41表 (2) 地区別世帯類型別世帯数 (二世代以上の既婚家族または傍系親族のいる世帯) (保護世帯)

世帯類型 ＼ 地区		4. 苗穂地区	71. 菊水地区	94. 青葉地区	102. 豊平地区	159. 発寒地区	169. 手稲地区	計
二世代以上の既婚者のいる世帯	① 父＋母＋夫＋妻＋非	1(1.7)						1(0.1)
	② 父＋母＋夫＋妻＋非＋老夫婦							
	③ 父＋母＋夫＋妻＋非＋老							
	④ 父＋母＋老夫婦							
	⑤ 父＋母＋非＋老夫婦		1(0.3)					1(0.1)
	⑥ 父＋母＋生＋非＋老夫婦							
	⑦ 父＋母＋生＋老夫婦							
	⑧ 父＋母＋老					2(1.7)		2(0.2)
	⑨ 父＋母＋非＋老		3(0.9)	1(0.7)		1(0.8)	2(2.2)	7(0.7)
	⑩ 父＋母＋生＋非＋老							
	⑪ 父＋母＋生＋老							
	⑫ 父＋母＋妻＋非							
	⑬ 父＋非＋老							
	⑭ 母＋非＋老夫婦		1(0.3)	1(0.7)				2(0.2)
	⑮ 母＋非＋老		1(0.3)	4(2.8)	3(1.0)	3(2.5)	1(1.1)	12(1.1)
	⑯ 母＋生＋非＋老				1(0.3)			1(0.1)
	⑰ 母＋夫＋妻							
	⑱ 母＋夫＋妻＋非＋老							
	⑲ 母＋夫＋妻＋非				1(0.3)			1(0.1)
傍系親族のいる世帯	⑳ 父＋母＋老夫婦＋その他							
	㉑ 父＋母＋非＋老夫婦＋その他							
	㉒ 父＋母＋夫＋妻＋老夫婦＋その他							
	㉓ 父＋母＋非＋老＋その他							
	㉔ 父＋母＋生＋非＋老＋その他							
	㉕ 父＋母＋夫＋妻＋非＋その他							
	㉖ 父＋母＋非＋その他		1(0.3)					1(0.1)
	㉗ 父＋母＋その他							
	㉘ 父＋生＋非＋その他							
	㉙ 母＋非＋老＋その他							
	㉚ 母＋その他		2(0.6)	1(0.7)		1(0.8)		4(0.4)
	㉛ 母＋生＋老＋その他							
	㉜ 母＋夫＋妻＋非＋その他							
	㉝ 老夫婦＋生＋その他							
	㉞ 老夫婦＋その他		1(0.3)	1(0.7)	1(0.3)			3(0.3)
	㉟ 女子老人＋生＋その他			1(0.7)				1(0.1)
	㊱ 女子老人＋その他			3(2.1)	1(0.3)	1(0.8)	5(5.6)	10(1.0)
	㊲ 男子独身＋その他 40才未満		1(0.3)		3(1.0)	1(0.8)		5(0.5)
	㊳ 女子独身＋その他 40才未満				1(0.3)	1(0.8)		2(0.2)
小計		1(1.7)	11(3.1)	12(8.4)	11(3.7)	10(8.3)	8(8.9)	53(5.0)
①+⑪ 総計		58(100)	350(100)	143(100)	300(100)	121(100)	90(100)	1,062 (100)

第２－42表　保護世帯の就労形態

保護世帯＼就労形態		1（自　営）	2（常　用）	3（臨　時）	4（日　雇）	5（内　職）	6（家事従事）	7（不就労）	8（失　業）	計
男子世帯主	20代			(11.8) 2			(5.8) 1	(82.4) 14		(100) 17
	30〃	(5.8) 4	(10.1) 7	(4.3) 3	(4.3) 3			(74.1) 51	(1.4) 1	(100) 69
	40〃	(7.4) 7	(7.4) 7	(1.0) 1	(3.2) 3	(1.0) 1		(80.0) 76		(100) 95
	50〃	(1.0) 1	(4.8) 5	(1.9) 2	(3.8) 4			(88.5) 93		(100) 105
	60〃	(1.6) 2	(0.8) 1	(1.6) 2	(1.6) 2			(94.4) 116		(100) 123
	70〃以上	(1.8) 2			(1.0) 1	(1.0) 1		(95.2) 102	(1.0) 1	(100) 107
	計	(3.1) 16	(3.9) 20	(1.9) 10	(2.5) 13	(0.4) 2	(0.2) 1	(87.6) 452	(0.4) 2	(100) 516
女子世帯主	20代		(20.8) 5	(8.3) 2			(8.3) 2	(62.6) 15		(100) 24
	30〃	(1.0) 1	(23.8) 24	(12.9) 13		(5.9) 6	(6.9) 7	(46.5) 47	(3.0) 3	(100) 101
	40〃	(2.5) 3	(18.2) 22	(6.6) 8	(2.5) 3	(6.6) 8	(5.0) 6	(57.0) 69	(1.6) 2	(100) 121
	50〃		(9.1) 8	(1.1) 1	(1.1) 1	(4.5) 4	(3.4) 3	(80.8) 71		(100) 88
	60〃	(1.5) 2	(0.8) 1		(1.5) 2		(4.6) 6	(91.6) 119		(100) 130
	70〃以上	(1.2) 1					(2.5) 2	(96.3) 78		(100) 81
	不　明							(100) 1		(100) 1
	計	(1.2) 7	(11.0) 60	(4.4) 24	(1.1) 6	(3.3) 18	(4.8) 26	(73.3) 400	(0.9) 5	(100) 546
男・女世帯主計	20代		(12.2) 5	(9.8) 4			(7.3) 3	(70.7) 29		(100) 41
	30〃	(2.9) 5	(18.2) 31	(9.4) 16	(1.8) 3	(3.5) 6	(4.1) 7	(57.7) 98	(2.4) 4	(100) 170
	40〃	(4.6) 10	(13.4) 29	(4.2) 9	(2.8) 6	(4.2) 9	(2.8) 6	(67.1) 145	(0.9) 2	(100) 216
	50〃	(0.5) 1	(6.7) 13	(1.6) 3	(2.6) 5	(2.0) 4	(1.6) 3	(85.0) 164		(100) 193
	60〃	(1.6) 4	(0.8) 2	(0.8) 2	(1.6) 4		(2.4) 6	(92.8) 235		(100) 253
	70〃以上	(1.6) 3			(0.5) 1	(0.5) 1	(1.1) 2	(95.8) 180	(0.5) 1	(100) 188
	不　明							(100) 1		(100) 1
	計	(2.2) 23	(7.5) 80	(3.2) 34	(1.8) 19	(1.9) 20	(2.5) 27	(80.2) 852	(0.7) 7	(100) 1,062

第 2－43表　(1)　生保受給以前の職業類型（男世帯主）

職業 ＼ 所得階層・就労人員	20　代	30　代	40　代	50　代	60　代	70　代	不　明	計
Ⅰ								
(1) 農民層					1(0.7)			1(0.2)
Ⅱ 経営者層								
(2) 中企業経営者								
(3) 小企業〃								
(4) 零細企業〃								
Ⅲ								
(5) 専門管理者層								
Ⅳ 自営業者層	1(4.8)	4(4.9)	19(14.8)	19(13.5)	20(14.4)	15(14.7)	1(33.3)	79(12.8)
1 有雇用自営業者			1(0.8)			1(1.0)		2(0.3)
(6) 生産・運輸自営業者			1(0.8)					1(0.2)
(7) 商業〃						1(1.0)		1(0.2)
(8) サーヴィス〃								
(9) 医療保健〃								
2 家族自営業者	1(4.8)	4(4.9)	18(14.1)	19(13.5)	20(14.4)	14(13.7)	1(33.3)	77(12.5)
(10) 生産・運輸自営業者	1(4.8)	1(1.2)	5(3.9)	8(5.7)	9(6.5)	4(3.9)		28(4.5)
(11) 商業〃			5(3.9)	4(2.8)	5(3.6)	4(3.9)	1(33.3)	19(3.1)
(12) 貸間アパート〃		2(2.5)	5(3.9)	5(3.6)	6(4.3)	6(5.9)		24(3.9)
(13) サーヴィス〃								
(14) 内職								
(15) 自由業自営業者		1(1.2)	3(2.4)	2(1.4)				6(1.0)
Ⅴ 労働者層	20(95.2)	77(95.1)	109(85.2)	122(86.5)	118(84.9)	87(85.3)	2(66.7)	535(87.0)
1 給料生活者	1(4.8)	7(8.6)	6(4.7)	1(0.7)	5(3.6)	7(6.9)		27(4.4)
(16) 大企業事務員	1(4.8)	3(3.7)	1(0.8)		2(1.4)	2(2.0)		9(1.5)
(17) 中企業〃								
(18) 小企業〃		3(3.7)	3(2.3)		3(2.2)	4(3.9)		13(2.1)
(19) 零細企業〃								
(20) 官公庁〃			2(1.6)	1(0.7)		1(1.0)		4(0.7)
(21) 医療技術者		1(1.2)						1(0.2)
2 生産労働者	5(23.8)	30(37.0)	24(18.8)	27(19.1)	15(10.8)	8(7.8)	1(33.3)	110(17.9)
(22) 中企業労働者		4(4.9)		4(2.8)	1(0.7)			9(1.5)
(23) 小企業〃		8(9.9)	4(3.1)	4(2.8)	4(2.9)	4(3.9)		24(3.9)
(24) 零細企業〃	3(14.3)	12(14.8)	10(7.8)	13(9.2)	9(6.5)	4(3.9)	1(33.3)	52(8.5)
(25) 運輸〃	2(9.5)	6(7.4)	10(7.8)	6(4.3)	1(0.7)			25(4.1)
(26) タクシー運転手								
(27) 官公庁労働者								
3 販売・サーヴィス労働者	8(38.1)	11(13.6)	19(14.8)	13(9.2)	9(6.5)	7(6.9)	1(33.3)	68(11.1)
(28) 販売労働者	6(28.6)	8(9.9)	17(13.3)	11(7.8)	4(2.9)	7(6.9)	1(33.3)	54(8.8)
(29) サーヴィス〃	2(9.5)	3(3.7)	2(1.5)	2(1.4)	5(3.6)			14(2.3)
(30) 公安サーヴィス〃								
4 職人	1(4.8)	4(4.9)	9(7.0)	12(8.5)	9(6.5)	7(6.9)		42(6.8)
(31) 建設職人	1(4.8)	4(4.9)	9(7.0)	12(8.5)	9(6.5)	7(6.9)		42(6.8)
(32) その他の〃								
5 単純労働者	5(23.8)	25(30.9)	51(39.9)	69(48.9)	80(57.6)	58(56.9)		288(46.8)
(33) 重作業労働者	4(19.0)	21(26.0)	45(35.2)	55(39.0)	57(41.0)	41(40.2)		223(36.3)
(34) 軽作業〃	1(4.8)	4(4.9)	6(4.7)	14(9.9)	23(16.6)	17(16.7)		65(10.6)
Ⅵ 無職								
(35) 無職								
Ⅶ その他								
該当なし								
計	21 (100)	81 (100)	128 (100)	141 (100)	139 (100)	102 (100)	3 (100)	615 (100)

第２－43表（2） 生保受給以前の職業類型（女世帯主）

職業 ＼ 所得階層・就労人口	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70 代	不 明	計
Ⅰ								
(1) 農民層								
Ⅱ 経営者層								
(2) 中企業経営者								
(3) 小企業 〃								
(4) 零細企業 〃								
Ⅲ								
(5) 専門管理者層			1(0.9)					1(0.2)
Ⅳ 自営業者層	2(7.4)	18(14.6)	18(16.4)	10(18.9)	17(18.3)	15(31.3)		80(17.6)
1 有雇用自営業者	1(3.7)	8(6.5)	3(2.7)	4(7.6)	7(7.5)	3(6.3)		26(5.7)
(6) 生産・運輸自営業者		8(6.5)		2(3.8)	5(5.3)	2(4.2)		17(3.7)
(7) 商業 〃			3(2.7)	2(3.8)	2(2.2)	1(2.1)		8(1.8)
(8) サーヴィス 〃	1(3.7)							1(0.2)
(9) 医療保健 〃								
2 家族自営業者	1(3.7)	10(8.1)	15(13.6)	6(11.3)	10(10.8)	12(25.0)		54(11.9)
(10) 生産・運輸自営業者								
(11) 商業 〃								
(12) 貸間アパート 〃								
(13) サーヴィス 〃	1(3.7)	2(1.6)	3(2.7)	1(1.9)	4(4.3)	5(10.4)		16(3.5)
(14) 内職		8(6.5)	12(10.9)	5(9.4)	5(5.4)	7(14.6)		37(8.2)
(15) 自由業自営業者					1(1.1)			1(0.2)
Ⅴ 労働者層	25(92.6)	105(85.4)	91(82.7)	43(81.1)	76(81.7)	33(48.7)	1(100)	374(82.0)
1 給料生活者	6(22.2)	6(4.9)	2(1.8)	1(1.9)		1(2.1)		16(3.5)
(16) 大企業事務員	1(3.7)	4(3.3)	1(0.9)					6(1.3)
(17) 中企業 〃								
(18) 小企業 〃	5(18.5)		1(0.9)					6(1.3)
(19) 零細企業 〃								
(20) 官公庁 〃		1(0.8)						1(0.2)
(21) 医療技術者		1(0.8)		1(1.9)		1(2.1)		3(0.7)
2 生産労働者	5(18.5)	21(17.1)	17(15.5)	3(5.7)	4(4.3)	1(2.1)		51(11.2)
(22) 中企業労働者		7(5.7)						7(1.5)
(23) 小企業 〃	3(11.1)	6(4.9)	6(5.5)	2(3.8)	2(2.2)			19(4.2)
(23) 零細企業 〃	2(7.4)	7(5.7)	9(8.2)	1(1.9)	1(1.1)	1(2.1)		21(4.6)
(25) 運輸 〃		1(0.8)	2(1.8)		1(1.1)			4(0.9)
(26) タクシー運転手								
(27) 官公庁労働者								
3 販売・サーヴィス労働者	11(40.7)	53(43.1)	35(31.8)	16(30.2)	27(29.0)	13(27.0)		155(34.1)
(28) 販売労働者	10(37.0)	52(42.3)	31(28.2)	12(22.6)	13(13.9)	3(6.2)		121(26.6)
(29) サーヴィス 〃	1(3.7)	1(0.8)	4(3.6)	4(7.6)	14(15.1)	10(20.8)		34(7.5)
(30) 公安サーヴィス 〃								
4 職人								
(31) 建設職人								
(32) その他の 〃								
5 単純労働者	3(11.1)	25(20.3)	37(33.6)	23(43.4)	45(48.4)	18(37.5)	1(100)	152(33.4)
(33) 重作業労働者		2(1.6)	7(6.3)	1(1.9)	7(7.5)	3(6.2)		20(4.4)
(34) 軽作業 〃	3(11.1)	23(18.6)	30(27.3)	22(41.5)	38(40.9)	15(31.3)	1(100)	132(29.0)
Ⅵ 無職								
(35) 無職								
Ⅶ その他								
該当なし								
計	27(100)	123(100)	110(100)	53(100)	93(100)	48(100)	1(100)	455(100)

第２－44表　生保受給以前に加入していた健康保険

（男　世　帯　主）

年代＼保険種類	国　保	共　済	健　保	日　雇　保	未　加　入	不　明	計
20 代	9(52.9)		3(17.6)	1(5.9)	3(17.6)	1(5.9)	17(100)
30 〃	30(44.1)	1(1.5)	10(14.7)	4(5.9)	15(22.0)	8(11.8)	68(100)
40 〃	27(29.1)		23(24.7)	2(2.2)	30(32.3)	11(11.8)	93(100)
50 〃	34(32.4)	1(0.9)	19(18.1)	10(9.5)	32(30.5)	9(8.6)	105(100)
60 〃	33(26.8)		17(13.8)	4(3.3)	58(47.2)	11(8.9)	123(100)
70 〃 以上	50(46.7)		9(8.4)	6(5.6)	34(31.8)	8(7.5)	107(100)
不　明					2(100)		2(100)
計	183(35.5)	2(0.4)	81(15.7)	27(5.3)	174(33.8)	48(9.3)	515(100)

（女　世　帯　主）

年代＼保険種類	国　保	共　済	健　保	日　雇　保	未　加　入	不　明	計
20 代	14(58.3)		2(8.4)		7(29.1)	1(4.2)	24(100)
30 〃	45(44.1)	1(1.0)	23(22.5)		27(26.5)	6(5.9)	102(100)
40 〃	45(37.2)	2(1.7)	19(15.7)	3(2.5)	43(35.5)	9(7.4)	121(100)
50 〃	32(36.8)		17(19.5)	1(1.2)	31(35.6)	6(6.9)	87(100)
60 〃	54(41.5)		21(16.1)	5(3.9)	46(35.4)	4(3.1)	130(100)
70 〃 以上	23(28.4)		8(9.9)		44(54.3)	6(7.4)	81(100)
不　明	1(50.0)				1(50.0)		2(100)
計	214(39.1)	3(0.5)	90(16.5)	9(1.6)	199(36.4)	32(5.9)	547(100)

〃

（男・女世帯主計）

年代＼保険種類	国　保	共　済	健　保	日　雇　保	未　加　入	不　明	計
20 代	23(56.1)		5(12.2)	1 (2.4)	10(24.4)	2(4.9)	41(100)
30 〃	75(44.1)	2(1.2)	33(19.4)	4 (2.4)	42(24.7)	14(8.2)	170(100)
40 〃	72(33.6)	2(0.9)	42(19.6)	5 (2.4)	73(34.1)	20(9.4)	214(100)
50 〃	66(34.4)	1(0.5)	36(18.8)	11 (5.7)	63(32.8)	15(7.8)	192(100)
60 〃	87(34.5)		38(15.0)	9 (3.6)	104(41.1)	15(5.9)	253(100)
70 〃 以上	73(38.8)		17(9.0)	6 (3.2)	78(41.5)	14(7.5)	188(100)
不　明	1(25.0)				3(75.0)		4(100)
計	397(37.4)	5(0.5)	171(16.1)	36 (3.4)	373(35.1)	80(7.5)	1,062(100)

第２－45表　保護世帯員学歴構成

学歴＼年令		５才未満	６～15	16～18	19～29	30～39	40～49	50～50	60以上	不　明	計
男世帯	１　未　就　学	(100) 89			(12.5) 4	(4.0) 3	(3.1) 3	(8.4) 9	(5.9) 14	(37.5) 3	(13.6) 125
	２　在　学　中		(98.3) 226	(71.4) 30				(0.9) 1			(28.0) 257
	３イ　小・中・高小卒業		(1.7) 4	(26.2) 11	(65.6) 21	(78.7) 59	(80.2) 77	(72.9) 78	(79.5) 190	(12.5) 1	(48.1) 441
	ロ　〃　〃　中退						(2.1) 2	(1.9) 2	(5.4) 13	(12.5) 1	(2.0) 18
	４イ　旧中・高中・新高卒				(18.8) 6	(13.4) 10	(8.4) 8	(6.6) 7	(5.1) 12		(4.7) 43
	ロ　〃　〃　中退			(2.4) 1	(3.1) 1	(1.3) 1	(3.1) 3	(4.7) 5	(0.4) 1		)(1.3) 12
	５イ　短大・高専卒業					(1.3) 1		(1.9) 2			(0.3) 3
	ロ　〃　〃　中退										
	６イ　大　学　卒　業					(1.3) 1	(1.0) 1	(0.9) 1	(0.8) 2		(0.5) 5
	ロ　〃　中　退							(0.9) 1	(0.4) 1		(0.2) 2
	７　不　明						(2.1) 2	(0.9) 1	(2.5) 6	(37.5) 3	(1.3) 12
	計	(100) 89	(100) 230	(100) 42	(100) 32	(100) 75	(100) 96	(100) 107	(100) 239	(100) 8	(100) 918
女世帯	１　未　就　学	(100) 92			(1.6) 1	(2.8) 5	(3.6) 7	(3.2) 5	(13.4) 44	(33.3) 1	(12.0) 155
	２　在　学　中		(98.8) 240	(70.4) 19	(1.6) 1	(18.6) 33	(21.8) 42	(0.6) 1			(26.2) 336
	３イ　小・中・高小卒業		(1.2) 3	(29.6) 8	(72.6) 45	(59.3) 105	(54.4) 105	(78.8) 123	(69.2) 227	(33.3) 1	(48.2) 617
	ロ　〃　〃　中退					(5.1) 9	(3.1) 6	(6.4) 10	(10.4) 34	(33.3) 1	(4.7) 60
	４イ　旧中・高女・新高卒				(22.6) 14	(11.3) 20	(13.0) 25	(9.6) 15	(4.3) 14		(6.9) 88
	〃　〃　中退				(1.6) 1	(0.6) 1	(1.0) 2		(0.9) 3		(0.5) 7
	５イ　短大・高専卒業					(0.6) 1					(0.1) 1
	ロ　〃　〃　中退						(0.5) 1				(0.1) 1
	６イ　大　学　卒　業										
	ロ　〃　中　退						(0.5) 1				(0.1) 1
	７　不　明					(1.7) 3	(2.1) 4	(1.3) 2	(1.8) 6		(1.2) 15
	計	(100) 92	(100) 243	(100) 27	(100) 62	(100) 177	(100) 193	(100) 156	(100) 328	(100) 3	(100) 1,281

第２－46表　一般世帯員学歴構成

学歴＼年令	5才未満	6～15	16～18	19～29	30～39	40～49	50～59	60才以上	計
1 未就学	574(100)							2(0.5)	576(13.9)
2 在学中		563(100)	141(86.0)	76(10.7)					780(18.8)
3イ 小・中・高小卒業			11(6.7)	158(22.2)	299(38.4)	256(47.3)	220(57.9)	292(69.0)	1,236(29.9)
ロ 〃 中退									
4 旧中・高女・新高卒業			10(6.1)	369(51.8)	371(47.7)	209(38.6)	101(26.5)	49(12.1)	1,109(26.8)
ロ 〃 中退			2(1.2)	5(0.7)	7(0.9)	5(0.9)	3(0.8)	3(0.7)	25(0.6)
5イ 短大・高専卒業				34(4.8)	16(2.1)	9(1.7)	8(2.1)	3(0.7)	70(1.7)
ロ 〃 中退						2(0.4)	1(0.3)		3(0.1)
6イ 大学卒業				53(7.5)	49(6.3)	36(6.7)	17(4.5)	10(1.9)	165(4.0)
ロ 〃 中退				1(0.1)	7(0.9)	1(0.2)	1(0.3)	1(0.2)	11(0.3)
7 不明				16(2.2)	29(3.7)	23(4.2)	29(7.6)	63(14.9)	160(3.9)
計	574(100)	563(100)	164(100)	712(100)	778(100)	541(100)	380(100)	423(100)	4,135(100)

第２－47表　保護世帯員年令別健康状況

年令＼健康状況	1 健康	2 身障者	3 精神病	4 病気	不明	合計
5才以下	181(100)					181(100)
6～15	464(98.1)			9(1.9)		473(100)
16～18	56(81.2)		6(8.7)	6(8.7)	1(1.4)	69(100)
19～29	44(46.8)	4(4.3)	21(22.3)	23(24.5)	2(2.1)	94(100)
30代	110(43.5)	10(4.0)	37(14.6)	93(36.8)	3(1.2)	253(100)
40代	75(26.0)	30(10.4)	27(9.3)	157(54.3)		289(100)
50代	35(13.3)	21(8.0)	22(8.4)	183(69.6)	2(0.7)	263(100)
60代以上	90(15.9)	41(7.2)	23(4.1)	409(72.3)	3(0.5)	566(100)
不明	7(63.6)	1(9.1)		3(27.3)		11(100)
計	1,062(48.2)	107(4.9)	136(6.2)	883(40.2)	11(0.5)	2,199(100)

第２－48表　住宅所有関係別世帯数

持家	借家(民営)	借家(公営)	間借	アパート(民営)	アパート(公営)	公宅	その他	不明	計
76 (7.1)	73 (6.9)	34 (3.2)	377 (35.5)	175 (16.5)	256 (24.1)	1 (0.1)	49 (4.6)	21 (2.0)	1,062 (100)

第２－49表　１人当り畳数別世帯数

2.5畳以上	2.5～2.9	3.0～3.4	3.5～3.9	4.0～4.4	4.5～4.9	5.0～5.9	6.0畳以上	不明	計
34 (3.2)	32 (3.0)	65 (6.1)	52 (4.9)	46 (4.4)	52 (4.9)	101 (9.5)	649 (61.1)	31 (2.9)	1,062 (100)

要　　約

主な結果を要約すればつぎのとおりである。

(1) ここでの調査結果によれば、全調査世帯（保護世帯を除く）の約30％の世帯が低所得層である。調査対象地域は、第1部の調査結果によれば、生活保護率はじめとしその他の各指標を総合して低所得度の高い地域であるために、全市を対象にした場合の低所得層率は、30％よりかなり低くなるとおもわれる。全市にわたる低所得層率を推計するためには、調査対象地域を拡大する必要があるが、その際第1部の調査結果および第2部の調査方法は有効な資料を提供するであろう。

(2) 世帯の最多収入者によって代表される職業階層と低所得層との関連では、経営専門管理層のような一部安定職業階層をのぞいては、広い範囲の職業諸階層にわたって低所得層は分布している。しかし、低所層がもっとも集中しているのは、単純労働者層に象徴される労働者階層下層である。したがって、職業別の低所得層対策の重点は、今日においてもこの階層に置かれなければならない。だが、繰返していえば、一部階層をのぞいて、低所得層はすべての職業階層にでていることを注意する必要がある。

(3) 最多収入者の所得は、世帯所得に最大の規定力をもってはいるが、その他の世帯員の所得も、ここでの調査結果によれば、その世帯の所得水準を決定する上で重要な要因になっている。世帯員の就労状況は、その世帯の家族構成に重要な関連をもっている。したがって、世帯の所得水準は、最多収入者の職業だけではなく、当該世帯の世帯類型によっても左右される。

今日の都市生活者の多くは、稼動し得る世帯員の所得を持合って、世帯の生活水準をやっと維持しうるのである。その状況は、非生産年令の子供・父母よりなる世帯でも、第1子が成長するとともに母の稼動率が高くなっていることからもうかがえる。したがって、現在の都市の低所得層対策は、職業対策であるとともに、家族問題、子供の養育および教育問題を重要視する必要があろう。

(4) 世帯内に労働力を欠く、老令者世帯および母子世帯等では、やはり低所得層の比重が高く、都市低所得対策の重要な対象であることはいうまでもないが、一般世帯の保護世帯調査の結果によれば、都市中心部地域に老令者世帯が集中し、都市周辺部には、子供が非生産年令のみの母子世帯または比較的世代の若い低所得層が多い。このような、低所得層ないしは、生活保護層の地域的分布特性は、都市全体を対象とする広域的な福祉対策とともに都市内部の諸地域の特性に応じたきめの細い低所得層対策が必要なことを物語っている。そのためには、今後地域を単位とする詳細な分析を維持し、地域に固有な低所得世帯のニードを把握することが必要であろう。

〈後記〉　調査の資料収集および集計にあたっては、北海道大学教育学部教育計画ゼミナールおよび北星学園大学文学部社会福祉学科白沢ゼミナールの学生と北大教育学部元研究生八十島隆司、集計員高橋美代おなじく藤村良子、黒子幸子の諸氏の多大な尽力を得たことに謝意を表する。

附　録　　資　　料

附録資料１．生活保護費算定基準一覧（１級地札幌）

〃　　２．〝仮定〟保護費算出カード

〃　　３．札幌市保護率の推移

〃　　４．地区別職業階層最多収入者別所得階層別世帯数(1)～(6)

〃　　５．調査票Ⓐ、Ⓑ

附録資料－1　生活保護費算定基準一覧表（1級地札幌市）

（第 一 類）

注）昭和48年10月1日物価改訂のため変更

単位＝円

年令別＼性別	男	女
0　才	4,300	4,300
1 ～ 2	6,240	6,240
3 ～ 5	7,750	7,750
6 ～ 8	9,200	9,200
9 ～ 11	10,460	10,460
12 ～ 14	12,640	12,640
15 ～ 17	14,430	12,720
18 ～ 19	12,820	11,270
20 ～ 40	12,430	10,520
41 ～ 59	11,830	10,090
60 ～ 64	11,230	9,500
65 ～	11,640	9,920

〃　（第 二 類）

単位＝円

世帯人員	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人 以 上
基準額	7,810	8,920	10,030	11,140	12,250	13,350　1人増すごとに＋1,100円
冬季加算	5,220	6,640	8,060	9,480	10,100	11,520　1人増すごとに＋1,20円

住宅扶養	現額支給 上限は 8,500円

（教育扶助）

単位＝円

	学年	小学校						中学校		
	性別	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	1 年	2 年	3 年
基準額	男	640	590	660	720	680	640	1,680	1,310	1,260
	女	〃	〃	〃	〃	〃	〃	1,600	1,320	1,290
教材費		327	277	352	410	368	327	977	602	552(男)
								893	610	585(女)
給食費		1 食　70～80　20日　1,500						1 食　240		

（各種加算）

1．母子加算　　6,500円

（15才未満の児童につき、2人以上1人増すごとに 400円）

2．妊婦加算　　妊娠　6ケ月未満　2,740円　　6ケ月以上　4,120円

産婦　（5ケ月以内）2,500円

3．障害者加算　　7,500円

4．老令加算　　5,000円

5．多子養育加算　3,000円

その他の加算――略

（勤労控除）

就労日数21日以上(日)の稼働者に適用。3つの職種別、さらに収入金額に応じた額。

第1の職種　　第2の職種　　第3の職種

一般事務、行商、バス運転手　　大工、配管工、甲板部員　　圧延工、道路工夫

附録資料—2　〝仮定〟保護費算出世帯カード

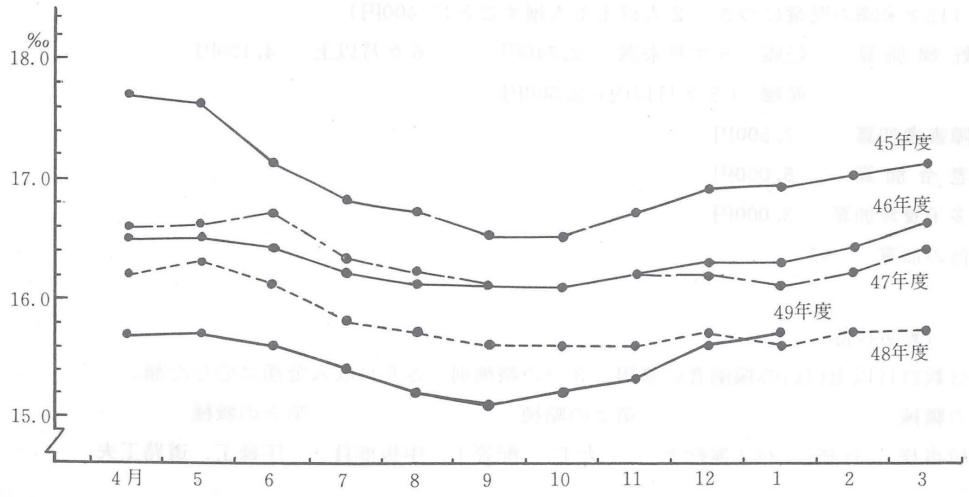
統計区番号	世帯番号	世帯類型	世帯主の職業階層	指数

		男	女	加算、教育扶助等の有・無
第1部	0　才	円	円	
	1～2才	〃	〃	
	3～5才	〃	〃	
	6～8才	〃	〃	
	9～11才	〃	〃	
	12～14才	〃	〃	
	15～17才	〃	〃	
	18～19才	〃	〃	
	20～40才	〃	〃	
	41～59才	〃	〃	
	50～64才	〃	〃	
	65才以上	〃	〃	
第2類	（世帯人員加）			円
	㋑　冬期加算			円
	㋺　暖房費支給額			円
	㋩　家賃（住宅扶助）			円
	第1類＋第2類＋㋑＋㋺＋㋩の計＝			円

現実の収入
月　　円

集計整理カード

附録資料—3　札幌市保護率の推移



附録資料—4　地区別職業階層最多収入者別所得階層別世帯数 (1)

統計区　4．大通

職業階層＼所得階層	Ⅰ ～ 99	Ⅱ 100～139	Ⅲ 140～199	Ⅳ 200～249	Ⅴ 250～	合　計
Ⅰ (1) 農民層						
Ⅱ 経営者層				1(25.0)	3(75.0)	4(100)
(2) 中企業経営者						
(3) 小企業〃					1(100)	1(100)
(4) 零細企業〃				1(33.3)	2(66.7)	3(100)
Ⅲ (5) 専門管理者層						
Ⅳ 自営業者層	2(4.7)	8(18.6)	15(34.9)	5(11.6)	13(30.2)	43(100)
1 (有雇用者)		3(27.3)	2(18.2)	1(9.1)	5(45.4)	11(100)
〃(6) 生産・運輸			2(66.7)		1(33.3)	3(100)
(7) 商業		1(25.0)		1(25.0)	2(50.0)	4(100)
(8) サーヴィス		2(50.0)			2(50.0)	4(100)
(9) 医療保健						
2 (家族のみ)	2(6.3)	5(15.6)	13(40.6)	4(12.5)	8(25.0)	32(100)
(10) 生産・運輸			3(60.0)	1(20.0)	1(20.0)	5(100)
(11) 商業		3(30.0)	3(30.0)	1(10.0)	3(30.0)	10(100)
(12) 貸間・アパート	1(16.7)	1(16.7)	1(16.7)		3(50.0)	6(100)
(13) サーヴィス	1(9.1)	1(9.1)	6(54.5)	2(18.2)	1(9.1)	11(100)
(14) 内職						
(15) その他						
Ⅴ 労働者層	6(9.8)	16(26.2)	24(39.4)	9(14.8)	6(9.8)	61(100)
1 給料生活者	3(15.0)	4(20.0)	4(20.0)	5(25.0)	4(20.0)	20(100)
(16) 大企業事務			1(33.3)	2(66.7)		3(100)
(17) 中企業〃			1(50.0)	1(50.0)		2(100)
(18) 小企業〃	1(14.3)	2(28.6)	1(14.3)	1(14.3)	2(28.6)	7(100)
(19) 零細企業〃	1(25.0)	2(50.0)	1(25.0)			4(100)
(20) 官公庁〃	1(33.3)				2(66.7)	3(100)
(21) 医療技術者				1(100)		1(100)
2 生産労働者	3(11.1)	7(25.9)	14(51.9)	2(7.4)	1(3.7)	27(100)
(22) 中企業労働者		1(25.0)	2(50.0)	1(25.0)		4(100)
(23) 小企業〃		2(40.0)	3(60.0)			5(100)
(24) 零細企業〃	2(16.7)	2(16.7)	7(58.3)	1(8.3)		12(100)
(25) 運輸〃		1(100)				1(100)
(26) タクシー〃	1(33.3)	1(33.3)	1(33.3)			3(100)
(27) 官公庁〃			1(50.0)		1(50.0)	2(100)
3 販売・サーヴィス者		3(33.3)	4(44.4)	2(22.2)		9(100)
(28) 販売労働者		2(33.3)	3(50.0)	1(16.7)		6(100)
(29) サーヴィス労働者		1(50.0)	1(50.0)			2(100)
(30) 公安・サーヴィス労働者				1(100)		1(100)
4 職人			2(100)			2(100)
(31) 建設			1(100)			1(100)
(32) そその他			1(100)			1(100)
5 単純労働者		2(66.7)			1(33.3)	3(100)
(33) 重作業		1(100)				1(100)
(34) 軽作業		1(50.0)			1(50.0)	2(100)
Ⅵ (35) 無職	4(80.0)	1(20.0)				5(100)
(36) その他						
総計	**12(10.6)**	**25(22.1)**	**39(34.5)**	**15(13.3)**	**22(19.5)**	**113(100)**

地区別職業階層最多収入者別所得階層別世帯数 (2)

統計区　71. 菊水

職業階層＼所得階層	Ⅰ ～ 99	Ⅱ 100～139	Ⅲ 140～199	Ⅳ 200～249	Ⅴ 250～	合　計
Ⅰ						
(1) 農民層	1(100)					1(100)
Ⅱ 経営者層			2(28.6)		5(71.4)	7(100)
(2) 中企業経営者						
(3) 小企業 〃					1(100)	1(100)
(4) 零細企業 〃			2(33.3)		4(66.6)	6(100)
Ⅲ						
(5) 専門管理者層				1(50.0)	1(50.0)	2(100)
Ⅳ 自営業者層	6(9.2)	3(4.6)	15(23.1)	12(18.5)	29(44.6)	65(100)
1 (有雇用者)	1(4.0)		6(24.0)	2(8.0)	16(64.0)	25(100)
(6) 生産・運輸			3(30.0)	1(10.0)	6(60.0)	10(100)
(7) 商業			1(12.5)		7(87.5)	8(100)
(8) サーヴィス	1(14.3)		2(28.6)	1(14.3)	3(42.8)	7(100)
(9) 医療保健						
2 (家族のみ)	5(12.5)	3(7.5)	9(22.5)	10(25.0)	13(32.5)	40(100)
(10) 生産・運輸		1(16.7)		1(16.7)	4(66.6)	6(100)
(11) 商業	4(17.4)	1(4.3)	7(30.4)	6(26.2)	5(21.7)	23(100)
(12) 貸間・アパート		1(20.0)	1(20.0)	2(40.0)	1(20.0)	5(100)
(13) サーヴィス	1(20.0)		1(20.0)		3(60.0)	5(100)
(14) 内職						
(15) その他				1(100)		1(100)
Ⅴ 労働者層	9(5.1)	36(20.5)	59(33.5)	30(17.0)	42(23.9)	176(100)
1 給料生活者	1(1.7)	10(16.7)	17(28.3)	11(18.3)	21(35.0)	60(100)
(16) 大企業事務	1(6.3)	1(6.3)	4(25.0)	4(25.0)	6(37.5)	16(100)
(17) 中企業 〃		1(14.3)	4(57.1)	1(14.3)	1(14.3)	7(100)
(18) 小企業 〃		3(27.3)	3(27.3)	2(18.1)	3(27.3)	11(100)
(19) 零細企業 〃		3(50.0)	1(16.7)		2(33.3)	6(100)
(20) 官公庁 〃		2(11.8)	5(29.4)	3(17.6)	7(41.2)	17(100)
(21) 医療技術者				1(33.3)	2(66.7)	3(100)
2 生産労働者	3(5.0)	10(16.7)	24(40.0)	10(16.7)	13(21.6)	60(100)
(22) 中企業労働者	1(25.0)		1(25.0)	1(25.0)	1(25.0)	4(100)
(23) 小企業 〃		2(18.2)	3(27.3)	2(18.2)	4(36.3)	11(100)
(24) 零細企業 〃		4(33.3)	4(33.3)		4(33.3)	12(100)
(25) 運輸 〃		2(16.7)	5(41.6)	3(25.0)	2(16.7)	12(100)
(26) タクシー 〃			2(50.0)	1(25.0)	1(25.0)	4(100)
(27) 官公庁 〃	2(11.8)	2(11.8)	9(52.9)	3(17.6)	1(5.9)	17(100)
3 販売・サーヴィス者	2(8.7)	7(30.4)	9(39.2)	2(8.7)	3(13.0)	23(100)
(28) 販売	2(10.5)	5(26.3)	7(39.6)	2(10.5)	3(15.8)	19(100)
(29) サーヴィス		2(66.7)	1(33.3)			3(100)
(30) 官公・公安・サーヴィス			1(100)			1(100)
4 職人		3(20.0)	5(33.3)	3(20.0)	4(26.7)	15(100)
(31) 建設		1(11.1)	3(33.3)	1(11.1)	4(44.4)	9(100)
(32) その他		2(33.3)	2(33.3)	2(33.3)		6(100)
5 単純労働者	3(16.7)	6(33.3)	4(22.2)	4(22.2)	1(5.6)	18(100)
(33) 重作業	1(9.1)	3(27.3)	2(18.2)	4(36.4)	1(9.1)	11(100)
(34) 軽作業	2(28.6)	3(42.8)	2(28.6)			7(100)
Ⅳ						
(35) 無職	10(90.9)	1(9.1)				11(100)
(36) その他						
総計	**26(9.9)**	**40(15.3)**	**76(29.0)**	**43(16.4)**	**77(29.4)**	**262(100)**

地区別職業階層最多収入者別所得階層別世帯数(3)

統計区　102. 豊平

職業階層＼所得階層	Ⅰ ～ 99	Ⅱ 100～139	Ⅲ 140～199	Ⅳ 200～249	Ⅴ 250～	合　計
Ⅰ (1) 農民層						
Ⅱ 経営者層					9(100)	9(100)
(2) 中企業経営者						
(3) 小企業〃					4(100)	4(100)
(4) 零細企業〃					5(100)	5(100)
Ⅲ (5) 専門管理者層					4(100)	4(100)
Ⅳ 自営業者層	4(4.5)	11(12.5)	19(21.6)	12(13.6)	42(47.7)	88(100)
1 (有雇用者)	1(3.3)	1(3.3)	2(6.7)	7(23.3)	19(63.3)	30(100)
〃 (6) 生産・運輸			1(14.3)	2(28.6)	4(57.1)	7(100)
(7) 商業			1(8.3)	2(16.7)	9(75.0)	12(100)
(8) サーヴィス	1(12.5)	1(12.5)		2(25.0)	4(50.0)	8(100)
(9) 医療保健				1(33.3)	2(66.7)	3(100)
2 (家族のみ)	3(5.2)	10(17.2)	17(29.3)	5(8.6)	23(39.7)	58(100)
(10) 生産・運輸		1(14.3)	3(42.9)	1(14.8)	2(28.5)	7(100)
(11) 商業	2(8.0)	1(4.0)	7(28.0)	2(8.0)	13(52.0)	25(100)
(12) 貸間・アパート		3(33.3)	2(22.2)		4(44.5)	9(100)
(13) サーヴィス	1(8.3)	2(16.7)	5(41.6)	2(16.7)	2(16.7)	12(100)
(14) 内職		2(66.7)			1(33.3)	3(100)
(15) その他		1(50.0)			1(50.0)	2(100)
Ⅴ 労働者層	22(12.6)	38(21.8)	59(34.0)	29(16.7)	26(14.9)	174(100)
1 給料生活者	4(7.9)	10(19.6)	17(33.3)	8(15.7)	12(23.5)	51(100)
(16) 大企業事務		1(12.5)	3(37.5)	3(37.5)	1(12.5)	8(100)
(17) 中企業〃		1(20.0)	2(40.0)	1(20.0)	1(20.0)	5(100)
(18) 小企業〃		4(44.5)	3(33.3)	1(11.1)	1(11.1)	9(100)
(19) 零細企業〃	1(10.0)	1(10.0)	3(30.0)	2(20.0)	3(30.0)	10(100)
(20) 官公庁〃	2(11.8)	3(17.6)	6(35.3)	1(5.9)	5(29.4)	17(100)
(21) 医療技術者	1(50.0)				1(50.0)	2(100)
2 生産労働者	6(12.2)	13(26.5)	16(32.8)	8(16.3)	6(12.2)	49(100)
(22) 中企業労働者		4(57.1)	2(28.6)		1(14.3)	7(100)
(23) 小企業〃	1(14.3)	1(14.3)	1(14.3)	2(28.6)	2(28.6)	7(100)
(24) 零細企業〃	3(15.0)	7(35.0)	7(35.0)	2(10.0)	1(5.0)	20(100)
(25) 運輸〃				2(66.7)	1(33.3)	3(100)
(26) タクシー〃			2(50.0)	2(50.0)		4(100)
(27) 官公庁〃	2(25.0)	1(12.5)	4(50.0)		1(12.5)	8(100)
3 販売・サーヴィス者	7(18.4)	7(18.4)	12(31.6)	7(18.4)	5(13.2)	38(100)
(28) 販売	3(14.3)	4(19.0)	7(33.4)	3(14.3)	4(19.0)	21(100)
(29) サーヴィス	4(23.5)	3(17.7)	5(29.4)	4(23.5)	1(5.9)	17(100)
(30) 官公・公安・サーヴィス						
4 職人		4(28.6)	9(64.3)		1(7.1)	14(100)
(31) 建設		2(28.6)	4(57.1)		1(14.3)	7(100)
(32) その他		2(28.6)	5(71.4)			7(100)
5 単純労働者	5(22.7)	4(18.2)	5(22.7)	6(27.3)	2(9.1)	22(100)
(33) 重作業	1(9.1)	1(9.1)	4(36.4)	5(45.4)		11(100)
(34) 軽作業	4(36.3)	3(27.3)	1(9.1)	1(9.1)	2(18.2)	11(100)
Ⅵ (35) 無職	9(81.8)	1(9.1)	1(9.1)			11(100)
(36) その他						
総計	**35(12.2)**	**50(17.5)**	**79(27.6)**	**41(14.4)**	**81(28.3)**	**286(100)**

地区別職業階層最多収入者別所得階層別世帯数(4)

統計区　94. 青葉

職業階層＼所得階層	Ⅰ ～ 99	Ⅱ 100～139	Ⅲ 140～199	Ⅳ 200～249	Ⅴ 250～	合　計
Ⅰ (1) 農民層						
Ⅱ 経営者層					1(100)	1(100)
(2) 中企業経営者						
(3) 小企業 〃						
(4) 零細企業 〃					1(100)	1(100)
Ⅲ (5) 専門管理者層				1(20.0)	4(80.0)	5(100)
Ⅳ 自営業者層	4(36.4)	1(9.1)		4(36.4)	2(18.1)	11(100)
1 (有層用者)	2(33.3)	1(16.7)		2(33.3)	1(16.7)	6(100)
(6) 生産・運輸	2(66.7)			1(33.3)		3(100)
(7) 商業		1(50.0)		1(50.0)		2(100)
(8) サーヴィス						
(9) 医療保健					1(100)	1(100)
2 (家族のみ)	2(40.0)			2(40.0)	1(20.0)	5(100)
(10) 生産・運輸				1(50.0)	1(50.0)	2(100)
(11) 商業	1(100)					1(100)
(12) 貸間・アパート						
(13) サーヴィス	1(50.0)			1(50.0)		2(100)
(14) 内職						
(15) その他						
Ⅴ 労働者層	13(7.3)	61(34.1)	55(30.7)	23(12.8)	27(15.1)	179(100)
1 給料生活者	2(2.4)	21(25.3)	26(31.3)	12(14.5)	22(26.5)	83(100)
(16) 大企業事務		1(5.0)	5(25.0)	4(20.0)	10(50.0)	20(100)
(17) 中企業 〃		4(33.3)	2(16.7)	5(41.7)	1(8.3)	12(100)
(18) 小企業 〃		7(46.7)	4(26.7)	1(6.7)	3(20.0)	15(100)
(19) 零細企業 〃	2(18.2)	2(18.2)	6(54.5)	1(9.1)		11(100)
(20) 官公庁 〃		6(26.1)	9(39.1)	1(4.3)	7(30.5)	23(100)
(21) 医療技術者		1(50.0)			1(50.0)	2(100)
2 生産労働者	2(4.3)	22(46.8)	15(31.9)	5(10.6)	3(6.4)	47(100)
(22) 中企業労働者		1(20.0)	3(60.0)		1(20.0)	5(100)
(23) 小企業 〃		2(40.0)	3(60.0)			5(100)
(24) 零細企業 〃		1(33.3)		1(33.3)	1(33.3)	3(100)
(25) 運輸 〃	2(14.3)	10(71.4)	2(14.3)			14(100)
(26) タクシー 〃		3(30.0)	6(60.0)	1(10.0)		10(100)
(27) 官公庁 〃		5(50.0)	1(10.0)	3(30.0)	1(10.0)	10(100)
3 販売・サーヴィス者	3(11.5)	11(42.3)	9(34.7)	2(7.7)	1(3.8)	26(100)
(28) 販売	33(13.6)	10(45.5)	7(31.8)	2(9.1)		22(100)
(29) サーヴィス			1(100)			1(100)
(30) 官公・公安・サーヴィス		1(33.3)	1(33.3)		1(33.3)	3(100)
4 職人	3(50.0)		1(16.7)	2(33.3)		6(100)
(31) 建設	2(40.0)		1(20.0)	2(40.0)		5(100)
(32) その他	1(100)					1(100)
5 単純労働者	3(17.6)	7(41.2)	4(23.5)	2(11.8)	1(5.9)	17(100)
(33) 重作業	2(14.3)	6(42.9)	4(28.6)	1(7.1)	1(7.1)	14(100)
(34) 軽作業	1(33.3)	1(33.3)		1(33.3)		3(100)
Ⅵ (35) 無職	1(50.0)	1(50.0)				2(100)
(36) その他						
総計	**18(9.1)**	**63(31.8)**	**55(27.8)**	**28(14.1)**	**34(17.2)**	**198(100)**

地区別職業階層最多収入者別所得階層別世帯数(5)

統計区　157．発寒

職業階層＼所得階層	Ⅰ ～ 99	Ⅱ 100～139	Ⅲ 140～199	Ⅳ 200～249	Ⅴ 250～	合　計
Ⅰ (1) 農民層					2(100)	2(100)
Ⅱ 経営者層		1(25.0)		1(25.0)	2(50.0)	4(100)
(2) 中企業経営者						
(3) 小企業〃						
(4) 零細企業〃		1(25.0)		1(25.0)	2(50.0)	4(100)
Ⅲ (5) 専門管理者層				1(50.0)	1(50.0)	2(100)
Ⅳ 自営業者層	1(2.5)	3(7.5)	11(27.5)	5(12.5)	20(50.0)	40(100)
1 (有雇用者)		1(8.3)	3(25.0)	2(16.7)	6(50.0)	12(100)
〃 (6) 生産・運輸		1(12.5)	2(25.0)	2(25.0)	3(37.5)	8(100)
(7) 商業			1(50.0)		1(50.0)	2(100)
(8) サーヴィス					1(100)	1(100)
(9) 医療保健					1(100)	1(100)
2 (家族のみ)	1(3.6)	2(7.1)	8(28.6)	3(10.7)	14(50.0)	28(100)
(10) 生産・運輸		1(11.1)	3(33.3)		5(55.6)	9(100)
(11) 商業		1(12.5)	3(37.5)	3(37.5)	1(12.5)	8(100)
(12) 貸間・アパート			2(33.3)		4(66.7)	6(100)
(13) サーヴィス					3(100)	3(100)
(14) 内職						
(15) その他	1(50.0)				1(50.0)	2(100)
Ⅴ 労働者層	8(4.7)	32(18.8)	63(37.1)	27(15.9)	40(23.5)	170(100)
1 給料生活者	3(5.9)	7(13.7)	20(39.2)	10(19.6)	11(21.6)	51(100)
(16) 大企業事務			2(40.0)	2(40.0)	1(20.0)	5(100)
(17) 中企業〃	1(10.0)	2(20.0)	3(30.0)	1(10.0)	3(30.0)	10(100)
(18) 小企業〃		2(13.3)	10(66.7)	2(13.3)	1(6.7)	15(100)
(19) 零細企業〃	1(25.0)		1(25.0)	1(25.0)	1(25.0)	4(100)
(20) 官公庁〃		3(20.0)	3(20.0)	4(26.7)	5(33.3)	15(100)
(21) 医療技術者	1(50.0)		1(50.0)			2(100)
2 生産労働者	5(8.1)	13(20.9)	22(35.5)	7(11.3)	15(24.2)	62(100)
(22) 中企業労働者	2(11.8)	3(17.6)	6(35.3)	2(11.8)	4(23.5)	17(100)
(23) 小企業〃		5(29.4)	4(23.5)	1(5.9)	7(41.2)	17(100)
(24) 零細企業〃		1(14.3)	3(42.9)	1(14.3)	2(28.5)	7(100)
(25) 運輸〃			4(100)			4(100)
(26) タクシー〃		2(22.3)	3(33.3)	3(33.3)	1(11.1)	9(100)
(27) 官公庁〃	3(37.5)	2(25.0)	2(25.0)		1(12.5)	8(100)
3 販内・サーヴィス者		7(26.9)	11(42.3)	3(11.6)	5(19.2)	26(100)
(28) 販売		6(26.1)	10(43.5)	3(13.0)	4(17.4)	23(100)
(29) サーヴィス						
(30) 官公・公安・サーヴィス		1(33.3)	1(33.3)		1(33.3)	3(100)
4 職人		2(12.5)	7(43.7)	3(18.8)	4(25.0)	16(100)
(31) 建設		2(18.2)	3(27.3)	2(18.2)	4(36.3)	11(100)
(32) その他			4(80.0)	1(20.0)		5(100)
5 単純労働者		3(20.0)	3(20.0)	4(26.7)	5(33.3)	15(100)
(33) 重作業		2(15.4)	3(23.0)	4(30.8)	4(30.8)	13(100)
(34) 軽作業		1(50.0)			1(50.0)	2(100)
Ⅵ (35) 無職	1(33.3)	1(33.3)	1(33.3)			3(100)
(36) その他						
総計	**10(4.5)**	**37(16.7)**	**75(34.0)**	**34(15.4)**	**65(29.4)**	**221(100)**

地区別職業階層最多収入者別所得階層別世帯数(6)

統計区　169. 手稲

職業階層＼所得階層	Ⅰ ～ 99	Ⅱ 100～139	Ⅲ 140～199	Ⅳ 200～249	Ⅴ 250～	合　計
Ⅰ (1) 農民層					3(100)	3(100)
Ⅱ 経営者層						
(2) 中企業経営者						
(3) 小企業〃						
(4) 零細企業〃						
Ⅲ (5) 専門管理者層						
Ⅳ 自営業者層				1(50.0)	1(50.0)	2(100)
1 (有雇用者)						
(6) 生産・運輸					1(100)	1(100)
(7) 商業						
(8) サーヴィス						
(9) 医療保健						
2 (家族のみ)						
(10) 生産・運輸						
(11) 商業						
(12) 貸間・アパート						
(13) サーヴィス				1(100)		1(100)
(14) 内職						
(15) その他						
Ⅴ 労働者層	14(18.9)	27(36.5)	16(21.6)	9(12.2)	8(10.8)	74(100)
1 給料生活者	2(8.7)	9(39.1)	6(26.1)	2(8.7)	4(17.4)	23(100)
(16) 大企業事務					2(100)	2(100)
(17) 中企業〃	1(33.3)		1(33.3)		1(33.3)	3(100)
(18) 小企業〃		2(25.0)	5(62.5)	1(12.5)		8(100)
(19) 零細企業〃		1(100)				1(100)
(20) 官公庁〃	1(11.1)	6(66.7)		1(11.1)	1(11.1)	9(100)
(21) 医療技術者						
2 生産労働者	8(22.9)	12(34.3)	7(20.0)	4(11.4)	4(11.4)	35(100)
(22) 中企業労働者	3(75.0)	1(25.0)				4(100)
(23) 小企業〃	2(28.6)	5(71.4)				7(100)
(24) 零細企業〃			3(60.0)	1(20.0)	1(20.0)	5(100)
(25) 運輸〃	2(33.3)	2(33.3)	1(16.7)	1(16.7)		6(100)
(26) タクシー〃	1(14.2)	2(28.6)	2(28.6)	2(28.6)		7(100)
(27) 官公庁〃		2(33.3)	1(16.7)		3(50.0)	6(100)
3 販売・サーヴィス者	2(28.6)	4(57.1)	1(14.3)			7(100)
(28) 販売	2(28.6)	4(57.1)	1(14.3)			7(100)
(29) サーヴィス						
(30) 官公・公安・サーヴィス						
4 職人		1(100)				1(100)
(31) 建設		1(100)				1(100)
(32) その他						
5 単純労働者	2(25.0)	1(12.5)	2(25.0)	3(37.5)		8(100)
(33) 重作業	1(16.7)	1(16.7)	1(16.7)	3(50.0)		6(100)
(34) 軽作業	1(50.0)		1(50.0)			2(100)
Ⅵ (35) 無職						
(36) その他						
総計	**14(17.7)**	**27(34.1)**	**16(20.3)**	**10(12.7)**	**12(15.2)**	**79(100)**

Ⓐ

附録資料—5　調査票Ⓐ

秘

居住地区（統計区番号）	世帯番号	現住地以前（直前）の住所現住地に転居した年度　明・大・昭　年	住居	自家、借家(公営)、間借　アパート(公営)、公宅、その他	室数	自動車　有・無　カラーテレビ　有・無

世帯員番号	続柄（世帯主に対して）	性別 男 女 1 2	年令	最終学歴	職業（具体的に記入）	就労形態 自営1. 常用2. 臨時3. 日雇4. 内職5. 家事従事者6. 不就労7. 失業8.	年収（昭和47年度）または月収	社会保険加入状況 国保1（応能①、応益②、4割減免③、6割減免④）共済2、健保3(政府①、組合②)、日雇保4、その他5	健康状況（傷病者、身障者は具体的に記入）	年金の種類および社会福祉の適用状況（番号で記入）
1	世帯主	1 2				1 2 3 4 5 6 7 8		1 ① ② ③ ④ 2 3 ① ② 4 5		
2		1 2				1 2 3 4 5 6 7 8		1 ① ② ③ ④ 2 3 ① ② 4 5		
3		1 2				1 2 3 4 5 6 7 8		1 ① ② ③ ④ 2 4 3 ① ② 5		
4		1 2				1 2 3 4 5 6 7 8		1 ① ② ③ ④ 2 3 ① ② 4 5		
5		1 2				1 2 3 4 5 6 7 8		1 ① ② ③ ④ 2 3 ① ② 4 5		
6		1 2				1 2 3 4 5 6 7 8		1 ① ② ③ ④ 2 3 ① ② 4 5		
7		1 2				1 2 3 4 5 6 7 8		1 ① ② ③ ④ 2 3 ① ② 4 5		

番号は以下のとおり

1. 恩給・年金
2. 失業保険
3. 国民年金
4. 福祉年金
5. 遺族等援護法
6. 未帰還留守家族
7. 引揚給付金
8. 児童手当
9. 児童扶養手当
10. 児童福祉法による補装具
11. 児童福祉法による更生医療
12. 身障福祉法による補装具
13. 身障福祉法による更生医療
14. 母子福祉資金
15. 寡婦福祉資金
16. 世帯更生資金
17. 母子金庫資金
18. 就労援助

保育所入所児童がいる場合その所得ランク

A. B. C. D. E

農林業、商工業、自営状況（世帯主の職業が農林業・商工自営業にあたる場合は記入のこと）

1. 農林業

田	町　反
畑	町　反
山林原野	町　反
雇用	人
臨時雇	人
年間収入	円
地価（坪当り）	

2. 商工業

資本金	円
雇用人数	人

事業内容

年間収入　円

住居の判定

Ⓑ

附録資料—5　調査票Ⓑ

㊙

居住地名（統計区番号）	世帯番号	現住地以前（直前）の住所現住地に転居した年度 明・大・昭　年	住居	自家、借家（公営）、間借 アパート（公営）、公宅、その他	室数	カラーテレビ　有・無 自動車　有・無

世帯員番号	続柄	性別 男 女 1 2	年令	配偶関係 未婚 1. 有婚 2. 死別 3. 生別 4.	最終学歴	職業 （具体的に記入）	就労形態 自営1. 常用2. 臨時3. 日雇4. 内職5. 家事従業者6. 不就業7. 失業8.	年収	生活保護受給に至る以前に加入していた社会保険 国保1. 共済2. 健保3（政府① 組合②）日雇保4. 未加入5	健康状況 傷病者・身障者は具体的に記入のこと
1	世帯主	1 2		1 2 3 4			1 2 3 4 5 6 7 8		1 2 3 ① ② 4 5	
2		1 2		1 2 3 4			1 2 3 4 5 6 7 8		1 2 3 ① ② 4 5	
3		1 2		1 2 3 4			1 2 3 4 5 6 7 8		1 2 3 ① ② 4 5	
4		1 2		1 2 3 4			1 2 3 4 5 6 7 8		1 2 3 ① ② 4 5	
5		1 2		1 2 3 4			1 2 3 4 5 6 7 8		1 2 3 ① ② 4 5	
6		1 2		1 2 3 4			1 2 3 4 5 6 7 8		1 2 3 ① ② 4 5	
7		1 2		1 2 3 4			1 2 3 4 5 6 7 8		1 2 3 ① ② 4 5	

農林業、商工自営業の状況
（世帯主の職業が農林業・商工自営業にあたる場合は記入のこと）

1. 農林業

田	町　反
畑	町　反
山林原野	町　反
常用	人
臨時雇	人
年間収入	円
地価（坪当り）	

2. 商工業

事業内容

常用　人
臨時雇　人

世帯主の職業歴

変更回数	職業名	※分類番号	就業期間	その当時の居住地名（市・町・村）	就労形態（1~7）	職業又は職場変更理由
1			自　年　月 至　年　月			
2			自　年　月 至　年　月			
3			自　年　月 至　年　月			
4			自　年　月 至　年　月			
5			自　年　月 至　年　月			

摘要　（職業歴中、6カ月以上の空白期間があればその間の事情）

備考　職業又は職場変更理由は以下の分類により番号で記入
自営業の失敗不振1　解雇（雇主の事業不振2　その他3）
退職（賃金の不満4　労働条件の不満　その他6）その他7

保護歴

月　日	開始（廃止）の理由

保護決定状況（前月）

最低生活費	生活扶助	円
	住宅扶助	円
	教育扶助	円
	医療扶助	円
	（　）扶助	円
	（　）扶助	円
	（　）扶助	円
	計	円
収入充当	現金収入	円
	自給収入	円
扶助額		円
本人支払額		円

昭和50年3月　発行

大都市における低所得層の調査

編集　北海道社会福祉協議会
　　低所得者福祉対策促進委員会

発行　社会福祉法人　北海道社会福祉協議会

〒060 札幌市中央区北3条西7丁目
電話　(011) 241—3976(代)

300円

印刷・製本／(有) 博豊社
〒064 札幌市中央区南6条西12丁目
電話 (011) 561—9859